

「広島県建設産業ビジョン2026（案）」について

1 要旨

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の目指す県土の将来像を実現するための分野別計画である「社会資本未来プラン」における施策を計画的に推進するための関連計画として、「広島県建設産業ビジョン2026」を策定する。

2 広島県建設産業ビジョン2026（案）の概要

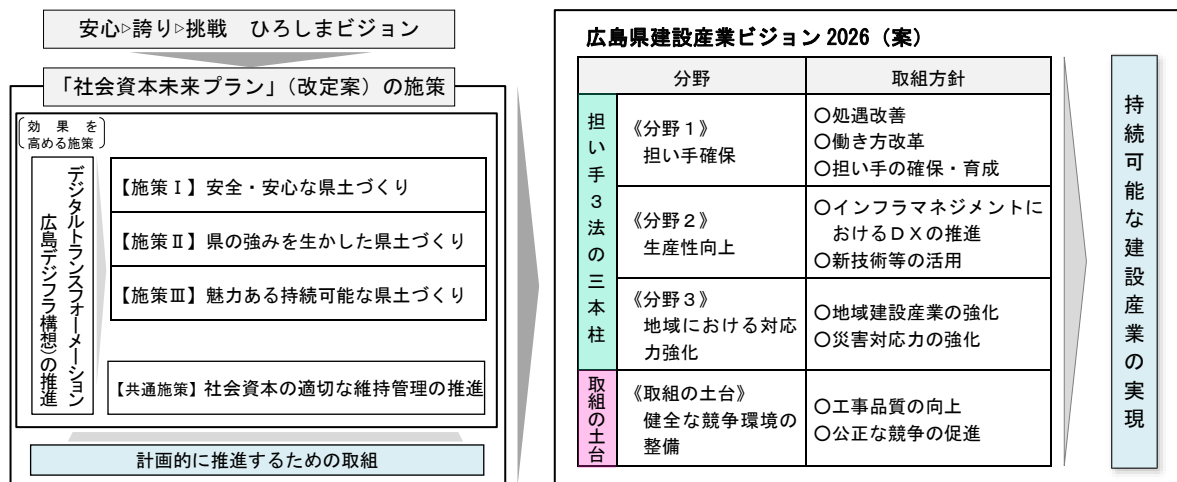
(1) 計画期間 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）〔5年間〕

(2) 目指す姿

社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに災害時における地域の守り手でもある建設産業が、技術力・競争力の向上を図りつつ、持続的に確保・育成されることによって、社会資本の機能が適切に確保され、将来にわたって県民の安全・安心や社会経済活動が支えられている状態

(3) 実施方針

- 建設産業を取り巻く厳しい環境は、現行計画の策定時（R3）と比べ、担い手不足などが深刻化しており、更なる取組の強化が必要となっている。
- こうした中、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるよう、第三次・担い手3法が全面施行された（R7.12）。
- このため、担い手3法の改正目的に合わせて次期計画の実現に向けた取組の分野を見直すこととし、「健全な競争環境の整備」を土台としつつ、担い手3法に沿った取組を重点的に進めていくことで、持続可能な建設産業の実現を目指していく。



3 成果目標

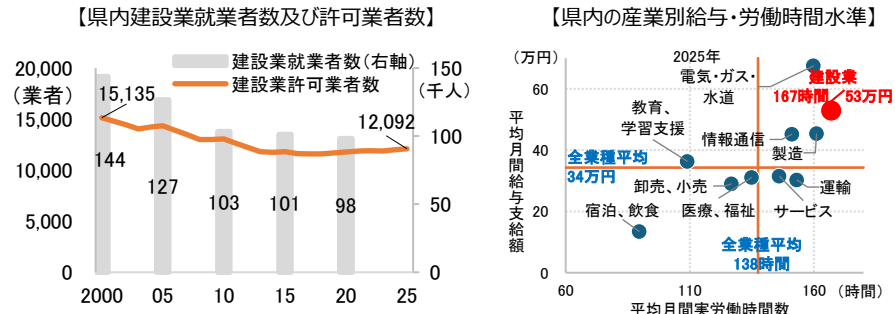
区分	指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
分野1	建設業に就職したい(又は家族等に勧めたい)と考える県民の割合	11.1% (R8.8)	11.7%
	県発注工事に配置される主任(監理)技術者のうち40歳以下の割合	19%	19%
分野2	中小建設事業者(B、C、Dランク)のうちICT技術を活用した工事を経験した事業者の割合	39%	70%
分野3	災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数	589者	690者
取組の土台	工事成績評定点(土木一式)の平均点	79点	81点

4 スケジュール

8月	9月	10月	11月	12月
骨子案公表 ○	社会資本整備調整会議 (市町調整を含む)	計画素案公表 ○	パブコメ	成案 ○

1 現行計画（建設産業ビジョン2021）の成果と課題

分野	主な成果（R3～R7）	課題
■分野1 確かな競争力を発揮する建設産業	・第三次・担い手3法の全面施行に伴い、適切な積算に基づく入札を促進するため、調査基準価格の算定方法の全国標準モデルへの見直しなどを検討（R8.6.1実施）	・担い手3法を踏まえ、より適切な競争が働くよう、更なる取組が必要
■分野2 担い手確保と働き方改革	・建設産業の現状（担い手確保の必要性・働き方改革の推進）が共有され、官民一体となった様々な取組を継続的に実施	・担い手不足が深刻化しており、3Kイメージ払拭のための働き方改革の促進、魅力発信の更なる取組が必要
■分野3 建設産業の生産性向上	・建設現場の省人化・省力化や安全性向上を図るため、ICT活用工事の適用を拡大	・中小建設事業者への浸透が不十分であり、活用の促進が必要
■分野4 災害時に力を発揮する建設産業	・災害協定（コンサル）の締結や登録制度（建設事業者）の創設を行い、運用を開始。災害時の支援協力を係る一定の体制を確保	・災害時の迅速な対応が困難な地域の発生が懸念されるため、体制の維持・確保が必要



2 建設産業を取り巻く環境

取り巻く環境

- （1）将来の担い手不足
令和6年度からの時間外労働の上限規制等の影響（工期の遅れや受注減、建設業従事者の収入減）や、生産年齢人口の減少、就業者の高齢化の急速な進行等により、将来の担い手不足や次世代への技術承継が懸念される状況となっている。
- （2）自然災害リスクの増大
近年、気候変動に伴う気象災害の激甚化・頻発化に加え、近い将来の南海トラフ地震等の発生も想定されており、災害発生時には速やかな復旧・復興の取組が求められている。
- （3）インフラの老朽化の進行
高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が深刻になっており、計画的な維持管理・更新を実施しているが、今後、建設から50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加する。
- （4）デジタル技術等の進展
デジタル技術が社会のあらゆる場面に広がる中で、現場の効率化に資するデジタル技術や新技術の更なる活用による取組が求められている。
- （5）物価高騰
原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰し高止まりが継続している。労務費も平成25年度から上昇が継続し、適切な価格転嫁の取組が求められている。

新たな動き

- 【担い手3法の改正（R7.12全面施行）】
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるよう、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」を目的に、担い手3法^{（※）}が改正
※ 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律

3 次期計画（建設産業ビジョン2026）の概要

- ① 計画期間
令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）
- ② 計画の位置付け
本計画は、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を社会資本分野で実現するための基本計画である「社会資本未来プラン」の関連計画の一つであり、プランに掲げる施策を計画的に推進するための計画である。社会資本整備等の担い手の確保・育成などに公共工事の発注を通じた先導的な取組などを行うことで、建設産業全体の取組をけん引することを目指す。
- ③ 計画の目指す姿
社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに災害時における地域の守り手でもある建設産業が、技術力・競争力の向上を図りつつ、持続的に確保・育成されることによって、社会資本の機能が適切に確保され、将来にわたって県民の安全・安心や社会経済活動が支えられている状態

4 次期計画の取組の方向性

現行計画における課題及び建設産業を取り巻く環境を踏まえ、社会資本整備等の担い手・地域の守り手である建設産業が将来にわたってその役割を果たし続けられるよう、「健全な競争環境の整備」を土台としつつ、担い手3法の改正目的である「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」の三本柱に重点的に取り組む。

5 次期計画の取組内容

分野	取組方針	取組内容
《分野1》担い手確保	1 処遇改善	● 適正取引の推進 適正な請負代金・労務費等の確保、適切な積算と価格転嫁
	2 働き方改革	● 経験・技能に応じた賃金支払い 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進 ● 労働環境の改善 週休2日制の適切な運用、猛暑日等への対応、安全や健康に配慮した設計・施工の推進、デジタル技術の活用促進、企業の取組支援 ● 適正な工期設定と施工時期の平準化 適正な工期の設定、施工時期の平準化 ● 公共工事の発注見通しの計画的な公表 発注見通しの計画的な公表、発注者間の連携促進
	3 担い手の確保・育成	● 若者の入職促進 未就学児・小中学生等向け魅力発信、学生・転職希望者向け魅力発信・就職支援、若手技術者配置の評価 ● 多様な担い手確保に向けた取組の充実 若者・女性の活躍支援、外国人材の就労環境整備 ● 技能・技術力向上に向けた支援 セミナーの開催、施工能力の評価、継続教育(CPD)の取組推進
《分野2》生産性向上	4 インフラマネジメントにおけるDXの推進	● 調査・設計段階の高度化・効率化 BIM／CIMの活用 ● 施工段階の高度化・効率化 ICT等のデジタル技術の活用促進、デジタル技術活用の人材育成、建設分野へのフィジカルAIの導入検討 ● 維持管理段階の高度化・効率化 効率的な維持管理 ● デジタル技術の普及に向けた市町との連携 デジタル技術の活用促進に向けた連携の拡大
	5 新技術等の活用	● 新技術・新工法の活用 施工の効率化等に向けた新技術・新工法の活用促進 ● 建設分野の革新技術活用制度の活用促進 建設分野の革新技術活用制度の活用拡大、総合評価方式等による適切な評価
《分野3》地域における対応力強化	6 地域建設産業の強化	● 地域特性に対応した競争環境の整備 地域の建設産業の受注機会の確保 ● 地域の建設事業者の確保・育成 地域の担い手の確保、建設産業の従事者の確保
	7 災害対応力の強化	● 協力建設事業者登録制度等を活用した迅速な応急対応 協力建設事業者登録制度等を活用した体制の拡充 ● 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保 災害復旧工事に尽力した事業者に対する適切な評価 ● 緊急時の適切な入札契約方式の活用 状況に応じた適切な入札契約方式の活用
《取組の土台》健全な競争環境の整備	8 工事品質の向上	● 技術力等による適正な競争の推進 予定価格の事後公表の拡大、総合評価方式の見直し、工事成績条件付一般競争入札の活用、立入検査の継続 等 ● 優良な事業者に対する表彰制度の適切な運用 技術力の高い事業者への適切な評価
	9 公正な競争の促進	● ダンピング対策の強化 ダンピング受注の排除強化、契約後モニタリングの強化 ● 不正行為の排除の徹底 指名除外基準の見直し

広島県
建設産業
ビジョン
2026

—持続可能な建設産業の実現に向けて—

(案)

広島県建設産業ビジョン 2026

《目次》

第1章 ビジョンの策定について	3
1 策定の趣旨	3
2 本ビジョンの概要	4
(1) 本ビジョンの位置付け	4
(2) 目指す姿	4
(3) 計画期間	4
第2章 本県の建設産業の姿	5
1 建設産業の役割.....	5
(1) インフラ整備の担い手	5
(2) 安全・安心な地域の守り手.....	6
(3) 地域の社会・経済活動の支え手.....	7
2 建設産業の現状.....	8
(1) 県内建設投資の動向.....	8
(2) 県内建設産業の担い手	9
(3) 県内建設事業者の経営状況.....	12
(4) 労働環境	14
3 前期計画（建設産業ビジョン 2021）の振り返り.....	16
《分野1》確かな競争力を発揮する建設産業.....	16
《分野2》担い手確保と働き方改革	16
《分野3》建設産業の生産性向上.....	17
《分野4》災害時に力を発揮する建設産業.....	17
4 建設産業を取り巻く環境.....	18
(1) 取り巻く環境	18
(2) 新たな動き	18
5 本県建設産業の課題.....	19
(1) 担い手確保.....	19
(2) 生産性向上.....	19
(3) 地域における対応力強化	19
第3章 持続可能な建設産業の実現に向けて	20
1 方向性	20

2	取組の概要	20
3	分野別の取組方針	22
	分野 1 担い手確保	22
	■ 取組方針 1 : 処遇改善	22
	■ 取組方針 2 : 働き方改革	24
	■ 取組方針 3 : 担い手の確保・育成	26
	分野 2 生産性向上	28
	■ 取組方針 4 : インフラマネジメントにおける D X の推進	28
	■ 取組方針 5 : 新技術等の活用	30
	分野 3 地域における対応力強化	31
	■ 取組方針 6 : 地域建設産業の強化	31
	■ 取組方針 7 : 災害対応力の強化	33
	取組の土台 健全な競争環境の整備	34
	■ 取組方針 8 : 工事品質の向上	34
	■ 取組方針 9 : 公正な競争の促進	36
	《参考資料》 用語解説	37

第1章 ビジョンの策定について

1 策定の趣旨

建設産業は、県民生活に欠くことのできない社会・経済活動に不可欠な社会資本整備や、住宅・商業施設の整備等の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしています。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、維持業務や除雪などを行う社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍しています。

平成 30 年 7 月豪雨災害等の災害発生時においても、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところです。

本県の建設投資は、平成 20（2008）年度にピーク時（平成 3（1991）年度）の 5 割以下まで減少した後、国の国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等により民間建設投資も伸びたことにより、近年は回復傾向にあります。

一方、建設産業の担い手である技術者や技能労働者等については、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、現場の担い手不足が常態化しており、技術の継承も危ぶまれる状況となっています。また、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくことが懸念されます。さらに、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも危惧されます。

こうした状況は全国各地で共通の課題となっており、政府では、持続可能な建設産業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とした担い手 3 法の改正などを進めてきたほか、人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進しています。

これまで広島県では、地域の持続的な発展と安全・安心の確保に向け、持続可能な建設産業の実現を目指して「広島県建設産業ビジョン」を平成 23（2011）年、平成 28（2016）年、令和 3（2021）年にそれぞれ策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきました。今回、令和 3（2021）年に策定した「広島県建設産業ビジョン 2021」の計画期間が終了することから、建設産業における現下の課題や、建設産業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「広島県建設産業ビジョン 2026」（以下「本ビジョン」という。）を策定します。

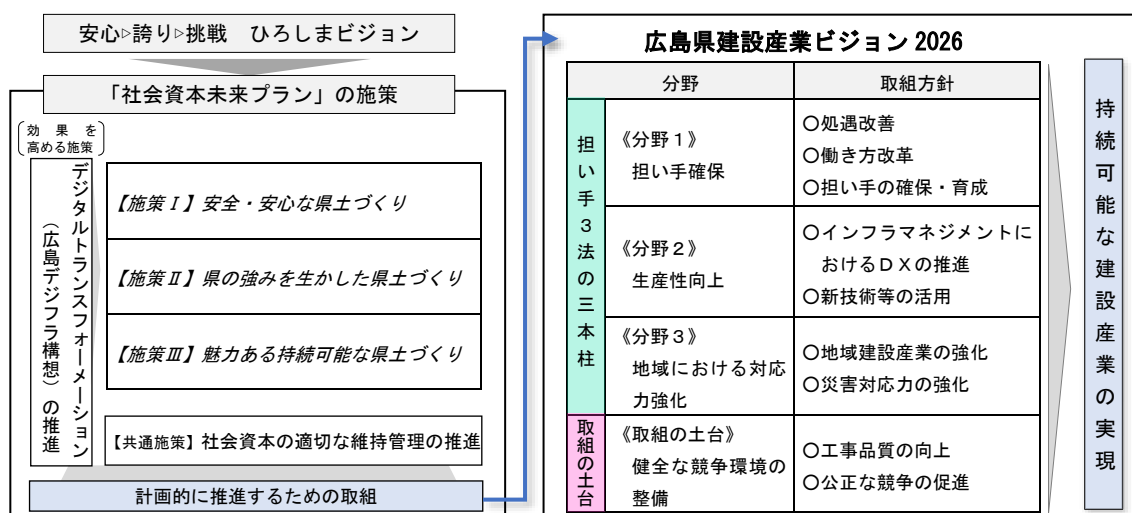
2 本ビジョンの概要

(1) 本ビジョンの位置付け

本ビジョンは、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を社会資本分野で実現するための基本計画である「社会資本未来プラン」の関連計画の一つであり、この「社会資本未来プラン」に掲げる施策を計画的に推進するための計画です。

社会資本整備等の担い手の確保・育成などに公共工事の発注を通じた先導的な取組などを行うことで、建設産業全体の取組をけん引することを目指します。

【本県計画体系における本ビジョンの位置付け】



(2) 目指す姿

次に掲げる目指す姿の実現に向け、現行計画における課題及び建設産業を取り巻く環境を踏まえ、社会資本整備等の担い手・地域の守り手である建設産業が将来にわたってその役割を果たし続けられるよう、「健全な競争環境の整備」を土台としつつ、第三次・担い手3法の改正目的である「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」の三本柱に重点的に取り組みます。

【本ビジョンが目指す姿】

社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに災害時における地域の守り手でもある建設産業が、技術力・競争力の向上を図りつつ、持続的に確保・育成されることによって、社会資本の機能が適切に確保され、将来にわたって県民の安全・安心や社会経済活動が支えられている状態

(3) 計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

第2章 本県の建設産業の姿

1 建設産業の役割

- 本県の建設産業は、インフラの整備、住宅・オフィス・商業施設の建築等により、まちづくり、地域づくりに貢献すると同時に、県内経済の中で本県の強みである製造業や観光業を支える重要な役割を占め、多くの雇用も生んでいます。
- 平成30年7月豪雨のような自然災害に対する防災・減災面でも不可欠な役割を果たしており、今後、人口減少・多発する災害・老朽化するインフラ等の課題を抱える地域社会において、課題に対する解決策を提供する産業としても高い期待を集めています。

(1) インフラ整備の担い手

道路、河川、港湾、公共建築物などのインフラは、安全で快適な県土づくりに欠かせないものであり、整備や既存施設の維持管理を適切に行いながら、将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

また、優良なインフラの整備は、県民の日常の生活に不可欠であると同時に、本県の強みである製造業や観光業など、多くの産業が活躍するための土台でもあります。

これらインフラ整備に当たっては、高い安全性を確保するとともに、現場ごとに異なる自然条件を考慮することが必要であり、建設産業には、様々な分野の専門知識と、多様かつ高度な技能が求められます。

このように建設産業は、多くの経験の積み重ねと、常に進歩する新しい技術を駆使し、本県の持続的な発展に向けて、より良いインフラ整備を行う重要な役割を担っています。

【鞆未来トンネル】



【広島はつかいち大橋】



(2) 安全・安心な地域の守り手

① 平時の対応

公共施設を快適に利用できるよう、巡視・維持修繕・清掃・除草・設備点検などの日常の維持管理を行うとともに、積雪期は、昼夜・休日を問わず道路の除雪作業・凍結防止剤の散布を行うなど、建設産業は地域の安全・安心を守る重要な役割を担っています。

また、災害時の被害を軽減するための防災・減災面についても、建設産業はインフラの点検、整備等で大きな役割を果たしています。

【様々な維持管理業務】

分野	維持管理業務
道路	日々の道路巡視、除雪、道路施設（舗装・側溝・安全施設・道路照明等）の維持修繕、道路脇の除草、植栽管理 など
河川	河川施設（水門、堰、排水機場等）の維持修繕・設備点検、堆積土の撤去、堤防の除草、ダム設備点検、水位上昇時の水門の開閉 など
砂防	砂防・急傾斜地崩壊対策施設等の維持修繕 など
港湾	港湾・漁港施設の維持修繕、高潮時の防潮扉の開閉 など

② 緊急時の対応

平成30年7月豪雨災害や能登半島地震、熊本地震のように、近年、全国的に異常気象等による自然災害が激甚化・頻発化しています。このような台風・地震・豪雨等による突発的な災害や事故発生時には、情報収集のため迅速に巡回を行い、状況に応じて、道路の通行の確保、被害の拡大防止のための措置、地域のライフラインの復旧・確保などの初動対応を行うなど、建設産業は災害の最前線で活躍しています。

【緊急時の対応の様子】



（３） 地域の社会・経済活動の支え手

建設産業は、本県の県内総生産、就業者数に占める割合が、それぞれ 5.2%（令和 5（2023）年度）、7.5%（令和 2（2020）年度）となっており、特に中山間地域においては、総生産に占める割合が 10%を超えている市町もあるなど、本県の経済活動や雇用の維持・確保の面においても社会に貢献しています。

また、本県の第一次産業から第三次産業までのあらゆる産業分野で、建設産業が手掛けるインフラが活用されており、建設産業は本県の経済成長を支える存在となっています。

さらに、建設事業者は建設産業の業務以外でも様々なかたちで積極的に地域貢献を行っています。

【地域貢献の取組事例】

地域貢献	内容
アダプト活動認定団体としての活動	道路・河川の美化・清掃などのアダプト活動を通じて、社会資本の維持管理に貢献しています。
消防団協力事業所としての活動	従業員の消防団活動への配慮や入団促進など、地域防災に欠かすことのできない消防団の活動に積極的に協力しています。
協力雇用主としての活動	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力しています。
暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所としての活動	暴力団からの離脱者等の社会復帰を支援するため、離脱者等に対する社会復帰のための就労に関する支援に協力しています。

2 建設産業の現状

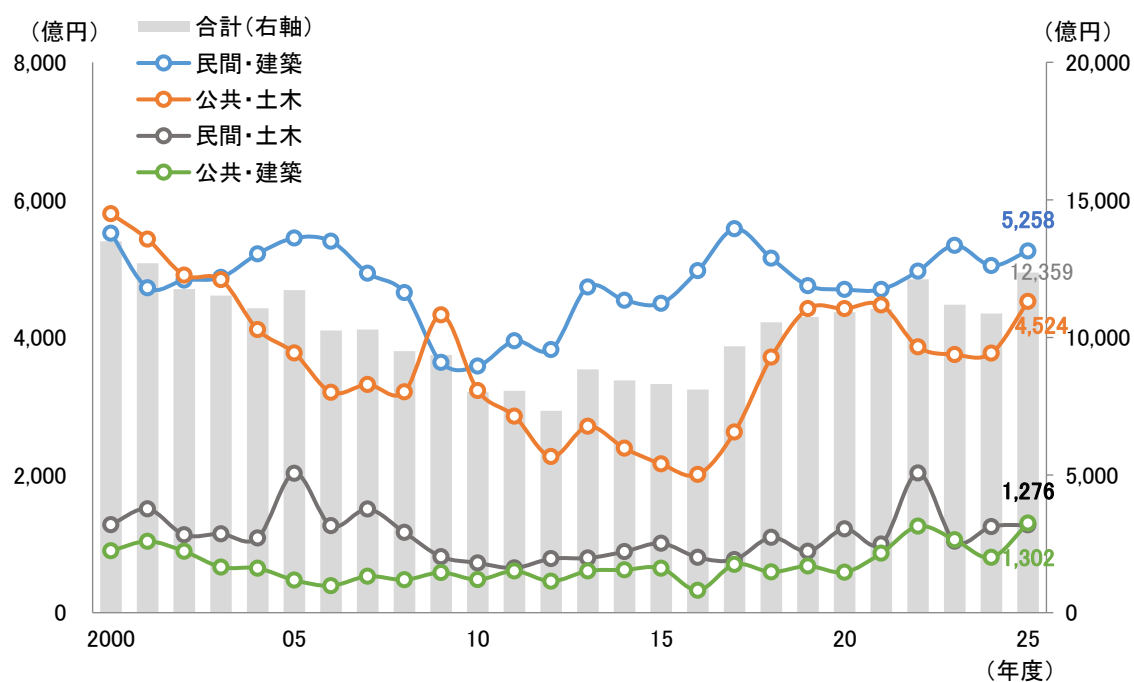
(1) 県内建設投資の動向

○ 広島県の建設投資額は近年回復傾向にあるものの、先行きは不透明な状況です。

本県の建設投資額は、平成 12 (2000) 年度の 1 兆 3,493 億円から減少傾向にあり、平成 24 (2012) 年度には 7,335 億円にまで落ち込みましたが、近年は国の国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害への対応、さらには民間の都市開発・設備投資が増加したことで、令和 7 (2025) 年度は 1 兆 2,359 億円まで回復しています。

しかし、資材高騰や人手不足が課題となっており、先行きは不透明な状況です。

【建設投資額の推移】



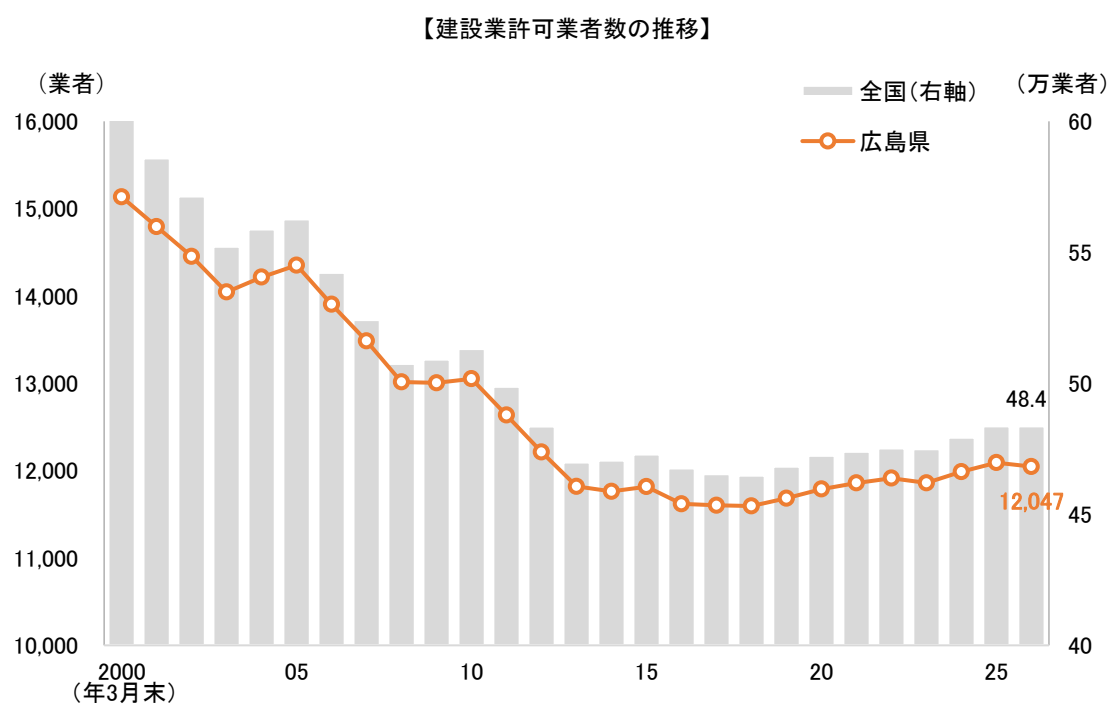
出典：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書（以下、報告書）のデータ
（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

（２） 県内建設産業の担い手

- 建設業許可業者数が増加傾向にある一方、建設業の就業者数は減少に歯止めがかからない状況です。
- 高齢化による退職者の増加と若年層の入職の減少が、主な要因として考えられます。

① 県内建設業許可業者数

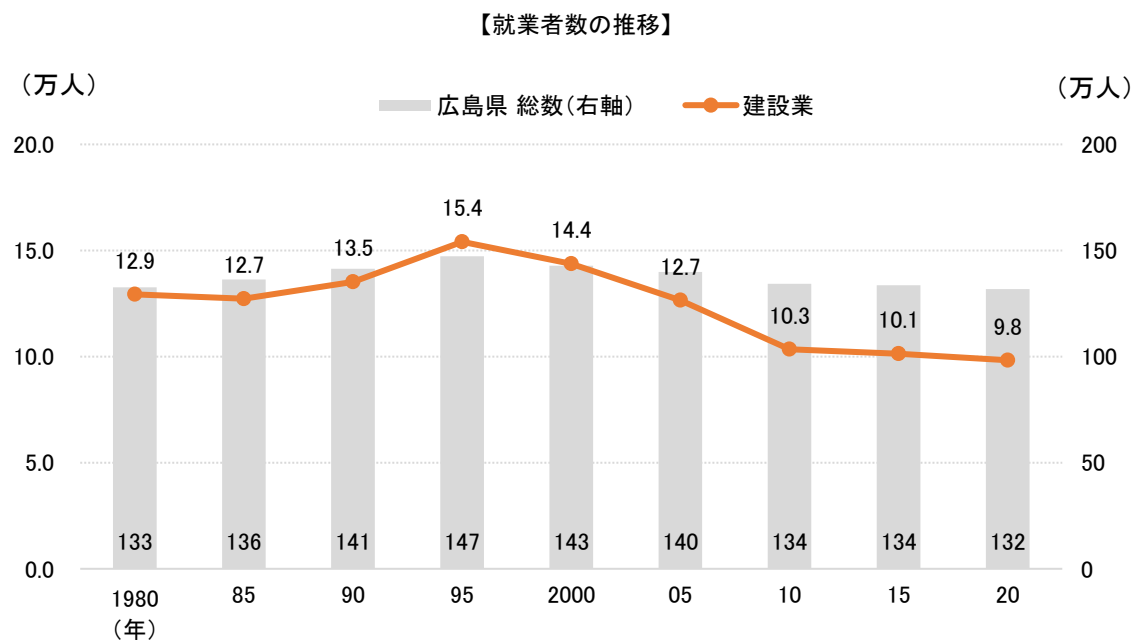
本県の建設業許可業者数は、全国と同様に推移し、平成 12（2000）年の 15,135 業者をピークとし、平成 30（2018）年の 11,595 業者を底に増加に転じており、令和 8（2026）年には 12,047 業者まで回復しています。



出典：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

② 就業者数

広島県の総就業者数及び建設業の就業者数は、ともに平成7（1995）年をピークに減少が続いています。産業全体では緩やかに減少している一方、建設業はその減少幅が大きくなっています。今後予測される人口減少を踏まえると、多くの地域では建設業の就業者数を維持していくことが困難になると予想されます。

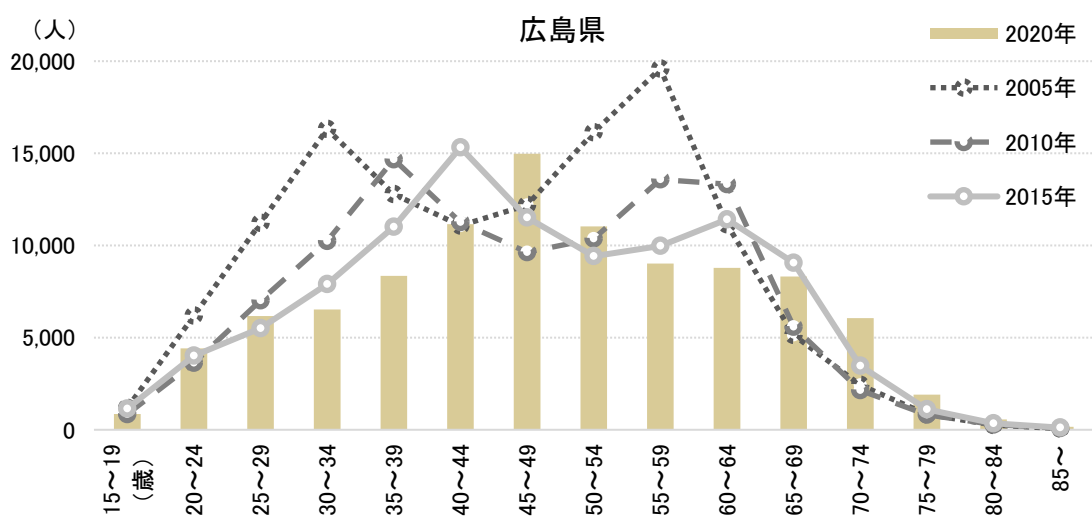


出典：総務省「国勢調査」

③ 就業者の年齢構成の推移

建設業の就業者全体における年齢構成の推移を見ると、平成 17（2005）年時点で就業者数の多い年齢階級であった 55 歳～59 歳の層は、退職・離職等により令和 2（2020）年には大幅に減少しています（令和 2（2020）年時点の 70 歳～74 歳の層）。また、令和 2（2020）年時点では 45 歳～49 歳の層が最も多いですが、それより若い世代の就業者は減少傾向で推移しています。

【就業者の年齢構成の推移】



出典：総務省「国勢調査」

(3) 県内建設事業者の経営状況

- 県内建設事業者の元請完成工事高は平成 22 (2010) 年度以降上昇傾向にあります。
- 一方で、建設事業者の経営状況は、地域・経営規模等により格差が生じています。

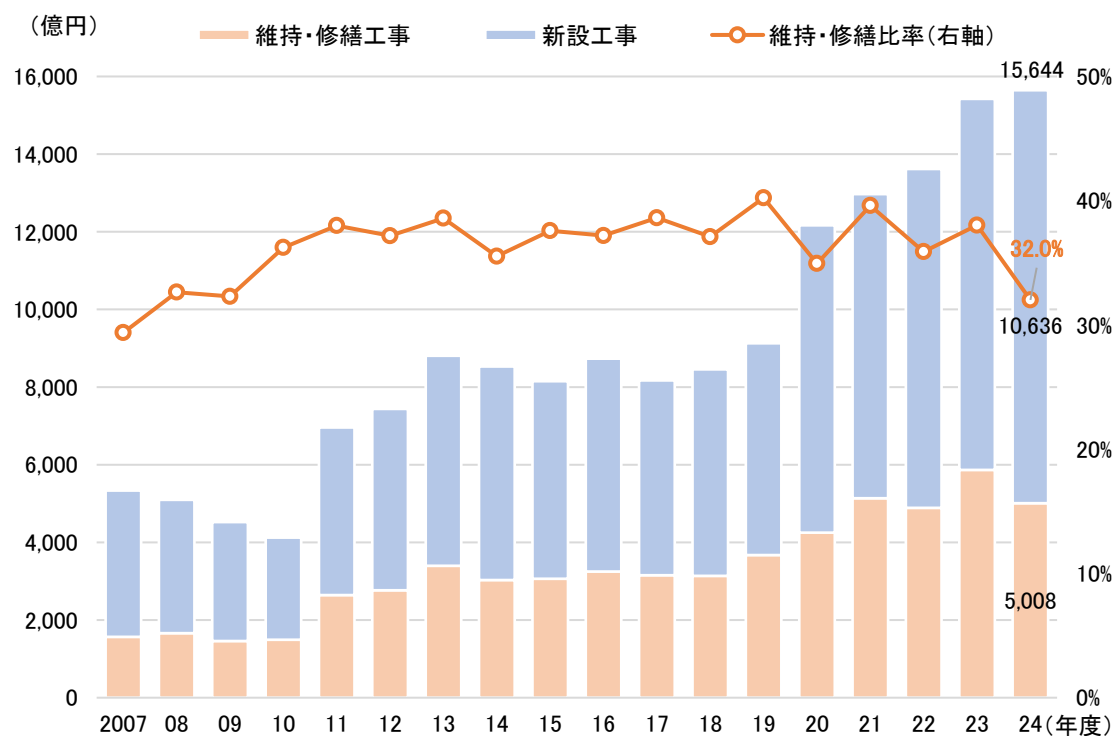
① 元請完成工事高

県内建設事業者の元請完成工事高は、建設投資額の回復と並び、平成 22 (2010) 年度の 4,124 億円を底として回復してきており、令和 6 (2024) 年度は 1 兆 5,644 億円と、近年でも高い水準となっています。

内訳をみると、維持・修繕比率は平成 20 (2008) 年度以降 30% 台で推移をし続けており、令和 6 (2024) 年度は全体の 32.0% (5,008 億円) を占めています。既存インフラの維持管理・長寿命化へのシフトが進んでいることを示しており、今後もこの傾向は続くことが見込まれます。

一方、新設工事の金額は平成 24 (2012) 年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2 (2020) 年度から増加に転じ、令和 6 (2024) 年度には 1 兆 636 億円と、直近 18 年で最高額となりました。

【元請完成工事高に占める維持修繕比率の推移 (広島県)】

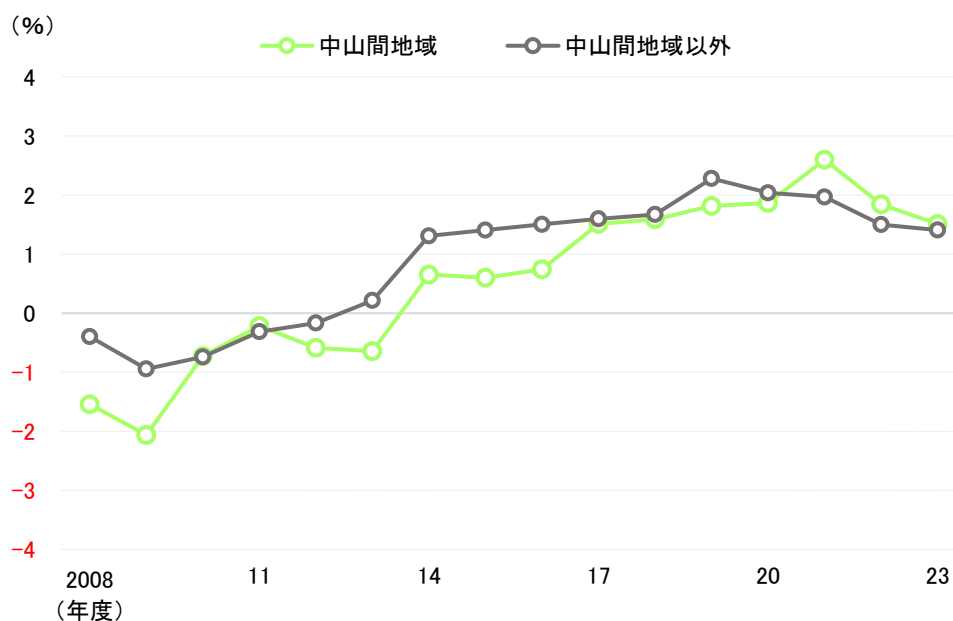


出典：国土交通省「建設工事施工統計」

② 地域・土木一式格付別の経営状況

建設事業者（広島県建設工事等入札参加資格者）の経営状況のうち、事業者の収益性を表す売上高経常利益率については、近年、改善傾向にあります。土木一式格付別（A～Dランク）に比較すると、経営規模が小さくなるにつれ、事業者の数値が悪化しています。特にDランクの事業者の数値は、地域を問わず、全体から1.5ポイント以上悪化しています。

【売上高経常利益率の推移】



【地域・土木一式格付別の売上高経常利益率（令和5年度）】



* 地域・格付別に含まれる企業の平均値

出典：広島県「経営事項審査データ（令和5年4月時点）」

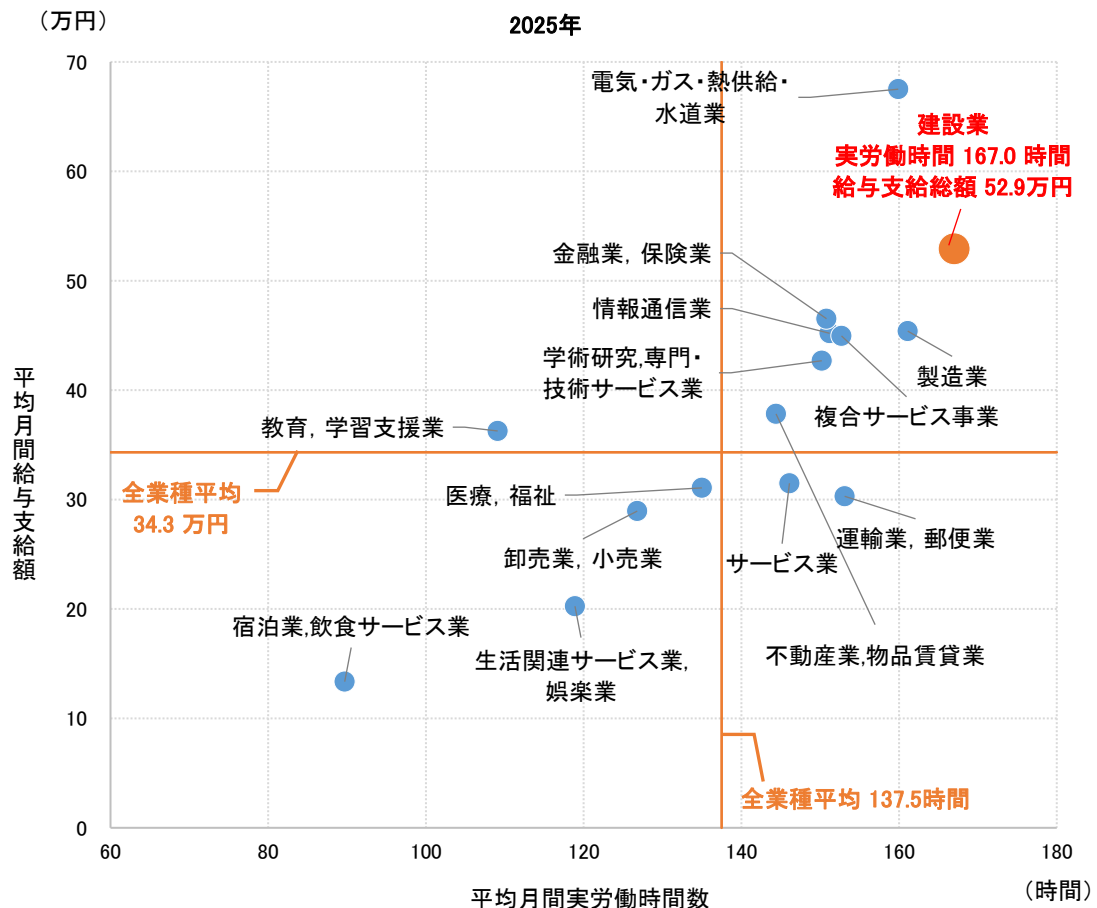
(4) 労働環境

- 建設業は他産業と比較して給与が高く、労働時間は長いという特徴があります。
- 有効求人倍率は他の職業より高い水準で推移しており、人手不足が常態化していることがうかがえます。

① 建設業の労働環境

令和 7（2025）年における 1 人当たり平均月間給与額と月間実労働時間について各産業と建設業を比較すると、給与水準は全業種の平均を上回り、「電気・ガス・熱供給・水道業」に次いで高くなっています。一方、労働時間については最も長くなっています。

【広島県の産業別給与・労働時間水準の比較（2025 年）】

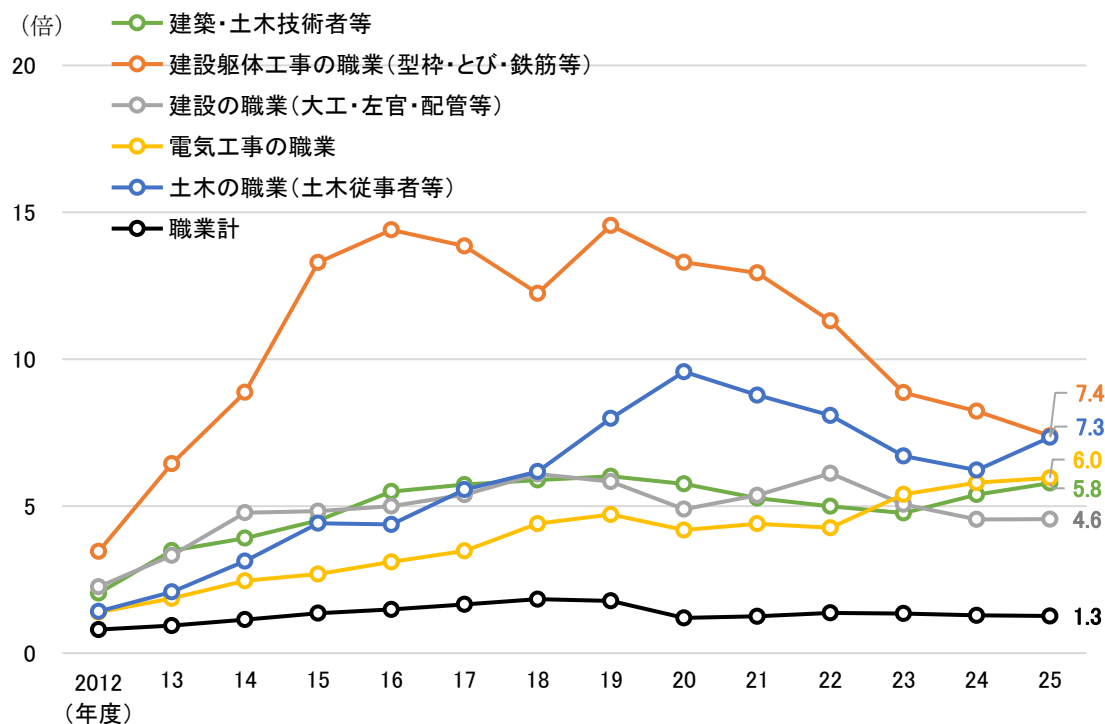


出典：報告書のデータ（出所：広島県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」）を基に広島県が作成

② 有効求人倍率

県内の有効求人倍率について、全職種では1.3倍（令和7（2025）年度）と、求職よりも求人が上回っていますが、建設産業関係職種の有効求人倍率は、さらに高い水準で推移しています。

【広島県建設産業関係職種の有効求人倍率】



出典：報告書のデータ（出所：厚生労働省「職業安定業務統計」）を基に広島県が作成

3 前期計画（建設産業ビジョン 2021）の振り返り

- 計画に基づき、適切な積算に基づく入札の促進や、働き方改革、生産性向上、災害時の支援体制の確保等に取り組みました。
- 引き続き、より適切な競争が働く環境の整備や、建設産業の魅力発信、さらなる生産性向上、災害対応体制の維持・確保等の取組を推進していくことが必要です。

■分野 1 確かな競争力を発揮する建設産業

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
工事成績評定点（土木一式）の平均点	77.9 点 (H28-R 2)	80 点 (R 7)	79 点 (R 7)
工事の平準化率	0.78 (R 元)	0.90 (R 7)	0.93 (R 6)

② 主な成果

- ・ 第三次・担い手 3 法の全面施行に伴い、適切な積算に基づく適正価格での入札を促進するため、調査基準価格の算定方法の全国標準モデルへの見直しなどを検討（R 8. 6. 1 実施）
- ・ 技術力の高い業者が受注しやすい環境づくりを進めるため、総合評価落札方式の活用を拡大
- ・ 施工時期の平準化を促進するため、発注時に債務負担行為を積極的に活用

③ 課題

- ・ 担い手 3 法を踏まえ、より適切な競争が働くよう、更なる取組が必要
- ・ 相対的に点数の低い中小建設事業者の技術力向上の取組が必要
《参考》 R 7 末時点格付別成績評定状況（A:83 点、B:78 点、C:75 点）
- ・ 第 1 四半期に閑散期が発生しやすいため、更なる環境整備が必要

■分野 2 担い手確保と働き方改革

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
県発注工事における配置技術者の平均年齢	49.6 歳 (H28-R 2)	50 歳 (R 3-7)	52.3 歳 (R 7)
週休 2 日対象工事の発注件数	10 件/年 (R 2)	全工事 (R 7)	全工事 (R 7:817 件)

② 主な成果

- ・ 建設産業の現状（担い手確保の必要性・働き方改革の推進）が共有され、官民一体となった様々な取組を継続的に実施
- ・ 地域の建設事業者を維持していくため、地域維持型 J V などの制度を拡充

③ 課題

- ・ 担い手不足が深刻化しており、3 K イメージ払拭のための働き方改革の促進、魅力の発信が必要（更なる取組が必要）
- ・ 地域維持型 J V などの制度の活用が低調であり、更なる活用が必要

■分野3 建設産業の生産性向上

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
主要な土木構造物における C I M 業務の活用割合	10 件/年 (R 2)	100% (R 7)	100% (R 7)
I C T 活用工事（土工）の発注件数	9 件/年 (R 2)	全工事 (R 7)	全工事 (R 7:258 件)

② 主な成果

- ・ 建設現場の省人化・省力化や安全性向上を図るため、I C T 活用工事の適用を拡大
- ・ 設計から維持管理までのプロセス全体の効率化を図るため、プレキャスト製品を含む新技術の活用を推進

③ 課題

- ・ 中小建設事業者への浸透が不十分であり、活用の促進が必要
《参考》 R 7 末時点 I C T 活用工事の経験状況（A:90.2%、B:53.3%、C:18.5%）
- ・ 人手不足に対応するため、更なる新技術の活用が必要

■分野4 災害時に力を発揮する建設産業

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
県、市町及び事業者団体による災害協定	— (R 2)	協定締結 (R 7)	協定締結等 (R 3 ほか)

② 主な成果

- ・ 災害協定（コンサル）の締結（R 3）や登録制度（建設事業者）の創設（R 4）を行い、運用を開始。災害時の支援協力に係る一定の体制を確保

③ 課題

- ・ 災害時の迅速な対応が困難な地域の発生が懸念されるため、体制の維持・確保が必要

4 建設産業を取り巻く環境

- 自然災害リスクの増大やインフラ老朽化の進行などが懸念される一方で、担い手不足が急速に進行しています。
- こうした中、建設業がその役割を果たし続けられるよう、第三次・担い手3法が全面施行され、新たな取組が始まっています。

(1) 取り巻く環境

① 将来の担い手不足

令和6（2024）年度からの時間外労働の上限規制等の影響（工期の遅れや受注減、建設業従事者の収入減）や、生産年齢人口の減少、就業者の高齢化の急速な進行等により、建設事業者の将来の担い手不足や次世代への技術承継が懸念される状況となっています。

② 自然災害リスクの増大

近年、気候変動に伴う気象災害の激甚化・頻発化に加え、近い将来の南海トラフ地震等の発生も想定されており、災害発生時には速やかな復旧・復興の取組が求められています。

③ インフラの老朽化の進行

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が深刻になっており、計画的な維持管理・更新を実施していますが、今後、建設から50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加します。

④ デジタル技術等の進展

デジタル技術が社会のあらゆる場面に広がる中で、現場の効率化に資するデジタル技術や新技術の更なる活用による取組が求められています。

⑤ 物価高騰

原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰し高止まりが継続しています。労務費も平成25（2013）年度から上昇が継続し、適切な価格転嫁の取組が求められています。

(2) 新たな動き

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるよう、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」を目的に、令和7（2025）年12月、第三次・担い手3法^(※)が全面施行されました。

※ 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律

5 本県建設産業の課題

- 建設産業の担い手不足が深刻化する中、処遇や労働環境の改善が求められています。また、若年層への魅力発信や多様な人材の活躍促進が必要です。
- こうした中で、インフラの機能を維持・確保していくためには、デジタル技術の活用による業界全体の生産性向上や災害対応力の強化などによる、これまで以上に、効果的・効率的なインフラマネジメントが必要とされています。

(1) 担い手確保

建設産業の担い手不足が深刻化する中、自然災害リスクの増大やインフラ老朽化の進行といった環境変化に対応していくためには、若年層に対し建設産業への就業・定着を促し、中長期的な担い手を確保することが必要であり、賃上げによる処遇改善に加え、長時間労働の是正、週休2日といった柔軟な働き方への対応など、働き方改革の推進が重要です。

このため、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、適正な労務費等の確保や適正な工期設定等の取組を進め、技術力に基づく健全な競争環境を構築していく必要があります。

また、若年層を主なターゲットとした、建設産業の魅力を認識してもらうための魅力発信や、女性・外国人など多様な人材の活躍促進などにも取り組むことが求められます。

(2) 生産性向上

社会資本の整備や維持管理などの担い手不足が一層深刻なものとなると見込まれることから、将来にわたって持続可能なインフラマネジメントに向けた取組を推進していくため、デジタル技術や新技術を活用した業務の効率化・高度化が必要です。しかし、特に中小建設事業者においては、デジタル技術の活用が進んでいないことから、中小建設事業者への普及促進を図り、業界全体の生産性を向上していくことが必要です。

(3) 地域における対応力強化

本県は豪雨による土砂災害が頻発する地域のため、災害対応力を高める必要があります。また、特に中山間地域では、「地域の守り手」である建設事業者が不足し、将来的にインフラの維持管理が困難になるおそれがあり、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出る懸念されます。このため、発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保など対応力の強化を図っていくことが必要です。

第3章 持続可能な建設産業の実現に向けて

1 方向性

本県は瀬戸内海沿岸から中国山地まで広い県土を有しており、地域によって地理・地形や人口構造、産業構造等が異なります。このため、本ビジョンが目指す姿の実現に向けては、それぞれの地域の建設産業が抱える諸課題に対して、地域の実情に応じたきめ細かな取組を行います。

2 取組の概要

目指す姿の実現に向け、「健全な競争環境の整備」を土台としつつ、第三次・担い手3法の改正目的である「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」の3分野を柱に、本県の現状・課題に即した取組を推進します。

分野1 担い手確保

取組方針	取組項目
処遇改善	適正取引の推進
	経験・技能に応じた賃金支払い
働き方改革	労働環境の改善
	適正な工期設定と施工時期の平準化
	公共工事の発注見通しの計画的な公表
担い手の確保・育成	若者の入職促進
	多様な担い手確保に向けた取組の充実
	技能・技術力向上に向けた支援

分野2 生産性向上

取組方針	取組項目
インフラマネジメントにおけるDXの推進	調査・設計段階の高度化・効率化
	施工段階の高度化・効率化
	維持管理段階の高度化・効率化
	デジタル技術の普及に向けた市町との連携
新技術等の活用	新技術・新工法の活用
	建設分野の革新技术活用制度の活用促進

分野3 地域における対応力強化

取組方針	取組項目
地域建設産業の強化	地域特性に対応した競争環境の整備
	地域の建設事業者の確保・育成
災害対応力の強化	協力建設事業者登録制度等を活用した迅速な応急対応
	発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保
	緊急時の適切な入札契約方式の活用

取組の土台 健全な競争環境の整備

取組方針	取組項目
工事品質の向上	技術力等による適正な競争の推進
	優良な事業者に対する表彰制度の適切な運用
公正な競争の促進	ダンピング対策の強化
	不正行為の排除の徹底

3 分野別の取組方針

分野1 担い手確保

若者に選ばれる建設産業になることが必要です。

- 将来にわたって担い手を確保するため、適正な水準の労務費等や賃金支払いの確保に向けた取組を推進します。
- 建設現場の働き方改革を推進するため、県発注工事において、適正な工期設定や施工時期の平準化等の取組に加え、週休2日制促進や猛暑対策などに先導的に取り組みます。
- 若年層に対し建設産業への就業を促すため、魅力発信・入職支援や、離職防止に向けた継続教育等の取組も中長期的な視点に立って継続的に実施します。

【成果目標】

- ✓ 建設業に就職したい（又は家族等に勧めたい）と考える県民の割合を令和12年度に11.7%にします。

指標	現状値（R8.8）	目標値（R12）
建設業に就職したい（又は家族等に勧めたい）と考える県民の割合	11.1%	11.7%

- ✓ 県発注工事における若手技術者の配置割合を維持します。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
県発注工事に配置される主任（監理）技術者のうち40歳以下の割合	19%	19%

■ 取組方針1：処遇改善

適正な労務費等が確保され、技能労働者に行き渡るよう、第三次・担い手3法の周知や実効性確保の取組を進めるとともに、県発注工事における先導的な取組等により適切な積算と価格転嫁を推進します。また、県発注工事においてCCUSの活用促進を図ることで、技能労働者の確保・育成と処遇の改善を図ります。

□ 1-1 適正取引の推進

(1) 適正な請負代金・労務費等の確保

- ・ 担い手3法の適切な運用に向けて、発注者、元請業者、下請業者、一人親方などのターゲット別に様々な方法により法令の認知度の向上を図ります。
- ・ 適正な労務費の確保及び支払いの実効性を確保するため、労務費ダンピング調査の実施やコミットメント制度の導入を行います。

(2) 適切な積算と価格転嫁

- ・ 建設産業を取り巻く環境を踏まえ、適宜、積算単価を改定し、適正な請負代金を設定するよう取り組みます。
- ・ 適正な請負代金を設定するため、主要資材の動向調査を継続し、最新単価で積算するよう取り組みます。
- ・ 社会情勢の変化に伴う物価の変動等による受注者の負担が生じないよう、スライド条項を適切に活用します。

□ １－２ 経験・技能に応じた賃金支払い

(1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進

- ・ 技能労働者の確保・育成と処遇の改善に向け、キャリアパスの見える化を促進するよう、発注者指定型のCCUS活用工事の対象工事を拡大します。
- ・ CCUSの活用状況を踏まえ、工事成績評定での評価を厳格化します。
- ・ CCUSに関する事業者登録及び登録技能労働者割合に応じて入札参加資格認定における加点評価を行うなど、活用促進に向けた取組を行います。

■ 取組方針 2：働き方改革

他産業と遜色ない建設産業の働き方の実現に向け、猛暑日などの自然条件を踏まえた適切な工期の設定など、県発注工事を通じた先導的な取組等により、現場従事者が働きやすい労働環境の整備を目指します。

□ 2-1 労働環境の改善

(1) 週休2日制の適切な運用

- ・ 週休2日制や週休2日交替制など、現場条件や自然条件などに応じた適切な制度を運用します。
- ・ 週休2日に取り組みやすい労働環境の整備を促進するため、県の週休2日制の取組などを市町に共有し、市町の入札契約制度の整備を支援します。

(2) 猛暑日等の自然要因への対応

- ・ 現場従事者の働きやすい職場環境の確保に向け、猛暑日などを考慮した工期設定や作業休止を踏まえた工期延長など、適切な工期の設定に取り組みます。
- ・ 現場従事者の働きやすい職場環境の確保に向け、猛暑時間帯の現場作業を回避できるクールワークタイムを発注者と協議し設定できるよう改善します。
- ・ 現場従事者の働きやすい職場環境の確保に向け、猛暑対策に必要な経費等や工期延長に伴う増加費用を積算に計上するよう取り組みます。

(3) 安全や健康に配慮した設計・施工の推進

- ・ 適切な作業時間の設定及び工事書類作成に要する時間の縮減を図るため、ウィークリースタンスの徹底や工事書類の簡素化に取り組みます。
- ・ 県でのウィークリースタンスや工事書類の簡素化の取組などを市町に共有し、市町の制度の整備を支援します。
- ・ 建設事業者に向けた説明会や立入検査等において、関係法令の遵守徹底や意識啓発を図ります。

(4) デジタル技術の活用促進

- ・ 現場施工における効率的な時間の活用を図るよう、遠隔臨場の適用工事の拡大や遠隔実地検査の活用に取り組みます。
- ・ 現場技術者の労働環境の改善を促進するため、バックオフィスから現場を支援する建設ディレクターの導入に向けたセミナーの開催などに取り組みます。

(5) 企業の取組支援

- ・ 建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善に取り組もうとする県内の中小建設事業者に対し、その費用の一部を支援します。

□ 2－2 適正な工期設定と施工時期の平準化

(1) 適正な工期の設定

- ・ 関係機関との調整状況、出水期や冬季施工不可能期間等の施工環境条件、個々の工事の条件等を加味し、適切に所要日数を算定し工期を設定します。

(2) 施工時期の平準化

- ・ 年間を通じて発注時期に偏りが生じないよう、債務負担行為等を活用した早期発注を行うことで、適切な工期を設定し施工時期の平準化を推進します。
- ・ 閑散期、繁忙期の差を減らすよう工事着手日選択型契約方式を活用します。

□ 2－3 公共工事の発注見通しの計画的な公表

(1) 発注見通しの計画的な公表

- ・ 建設事業者が受注計画を立てやすいように、通年の発注見通しを早期に公表し、建設事業者が計画的に受注できる環境を整備します。

(2) 発注者間の連携促進

- ・ 建設事業者が受注計画を立てやすくなるよう、国や市町と連携して発注計画を公表します。

■ 取組方針 3：担い手の確保・育成

建設産業への入職を促進するため、業界団体と連携したイベントの開催や動画コンテンツの作成等により建設産業の魅力を発信するほか、セミナーの開催や技術者の能力評価を通じて、若手の定着・育成に取り組みます。

□ 3-1 若者の入職促進

(1) 未就学児・小中学生等向け魅力発信

- ・ 未就学児や小中学生など次世代の建設産業を担う世代を対象に、遊びを通じて建設産業の魅力を体験できるイベントを業界団体と連携して開催します。

(2) 学生・転職希望者向け魅力発信・就職支援

- ・ 建設企業の事業内容等を紹介するガイダンス、若手技術者等との意見交換や工事現場見学等を行う学校説明会を業界団体と連携して開催します。
- ・ 技能系職種の魅力発信のため、建設産業の様々な職種が体験できるイベントの実施や動画コンテンツを活用した広報などを実施します。

(3) 若手技術者配置の評価

- ・ 若年層の育成・確保に向け、若手優秀技術者表彰制度を引き続き実施するとともに、対象工事を拡大します。
- ・ 総合評価落札方式において、若手優秀技術者表彰制度で表彰された技術者を適切に評価します。

□ 3-2 多様な担い手確保に向けた取組の充実

(1) 若者・女性の活躍支援

- ・ 若者・女性など多様な人材の建設産業への就業を促進するため、建設ディレクターの導入支援をはじめとする建設事業者向けのセミナーを実施します。

(2) 外国人材の就労環境整備

- ・ 外国人材が円滑かつ適切に就労し、受入企業で活躍しながら、安心して生活できる環境の整備に取り組みます。

□ 3-3 技能・技術力向上に向けた支援

(1) セミナーの開催

- ・ 若手の離職防止や技術力向上のため、若手技術者のスキルアップにつながるオンラインセミナーを実施します。

(2) 施工能力の評価

- ・ 総合評価落札方式において、登録基幹技能者の評価対象の拡大や現場配置を評価するなど、技能労働者の育成を促進する取組を実施します。

(3) 継続教育（CPD）の取組推進

- ・ 技術者の継続教育（CPD）の単位数について、県の入札参加資格審査や県発注工事の総合評価落札方式において適切に評価することにより、技術者の能力の維持・向上を支援します。

分野2 生産性向上

I C T建設機械やA Iなどを活用した生産性の向上が必要です。

- 担い手不足が深刻化する中で、効率的に業務を行うため、県発注工事において、調査・設計・施工から維持管理までのあらゆる段階において、デジタル技術の活用を推進します。
- また、施工の省人化・省力化に向けて、新技術や新工法を積極的に活用します。

【成果目標】

- ✓ 県発注工事における中小建設事業者のI C T活用工事の経験割合を令和12年度に70%にします。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
中小建設事業者（B、C、Dランク）のうちI C T技術を活用した工事を経験した事業者の割合	39%	70%

■ 取組方針4：インフラマネジメントにおけるD Xの推進

社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、I C T建設機械による施工やA Iを活用した点検技術などによるインフラマネジメントの高度化・効率化の推進に向け、県発注工事を通じた先導的な取組等を実施します。

□ 4-1 調査・設計段階の高度化・効率化

(1) B I M／C I Mの活用

- ・ 構造物の品質確保や生産性の向上を図るため、構造物の3次元モデルに加え、構成する部材等の名称、形状、物性値（強度等）などの属性情報を併せ持つB I M／C I Mモデルを構築する調査設計業務の実施を推進します。

□ 4-2 施工段階の高度化・効率化

(1) I C T等のデジタル技術の活用促進

- ・ 建設現場の更なる省人化・省力化を促進するため、簡易型も含め、発注者指定型の適用工事を拡大し、デジタル技術の活用促進に取り組みます。
- ・ I C T活用が進んでいない中小建設事業者等に対し、I C T等デジタル技術の活用によって得られる効果や機器導入時の助成制度などの周知に取り組みます。

(2) I C T等のデジタル技術活用の人材育成

- ・ 建設事業者を対象として、ニーズやスキルに応じた研修など段階的・実践的な人材育成に取り組みます。
- ・ 建設現場の更なる省人化・省力化を促進するため、I C T活用工事に必要なデータの

処理や作成等を行い、建設現場の技術者をサポートする「建設ディレクター」の導入に向けた支援に取り組みます。

(3) 建設分野へのフィジカルA I の導入検討

- ・ A I を機械やロボット等と統合したフィジカルA I を受け入れる環境整備に向けて、建設分野への導入を検討します。

□ 4－3 維持管理段階の高度化・効率化

(1) 効率的な維持管理

- ・ 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、ドローンやセンサー、A I 等を活用し、既存インフラにおける点検や維持管理などの高度化・効率化を推進します。

□ 4－4 デジタル技術の普及に向けた市町との連携

(1) デジタル技術の活用促進に向けた連携の拡大

- ・ 市町を含む受発注者のデジタルリテラシー向上によって、I C T等のデジタル技術の普及促進を図るため、市町と連携して研修や現場見学会の開催などに取り組みます。

■ 取組方針 5：新技術等の活用

建設産業の更なる生産性向上を図るため、民間等で開発された優れた新技術・新工法を活用する等、建設現場の省力化や効率化に向けた取組を進めます。

□ 5－1 新技術・新工法の活用

(1) 施工の効率化等に向けた新技術・新工法の活用促進

- ・ 全国の活用事例などを踏まえ、コンクリートのプレキャスト化の推進など、建設現場の省力化や効率化に向けた取組を進めます。

□ 5－2 建設分野の革新技术活用制度の活用促進

(1) 建設分野の革新技术活用制度の活用拡大

- ・ 公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化技術、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技术活用制度に基づく登録技術数の拡大を促進するとともに、登録技術の活用件数の拡大に取り組みます。

(2) 総合評価落札方式等による適切な評価

- ・ 総合評価落札方式における登録技術の活用実績の評価による制度の更なる活用・促進に取り組みます。

分野3 地域における対応力強化

地域の対応力の充実・強化が必要です。

- 地域の建設産業の担い手確保に向け、発注標準や入札参加要件を適切に設定し、受注機会の確保を図るとともに、地域維持業務の複数年契約や、合併特例制度等の運用を継続します。
- 災害時の迅速な応急対応・復旧に向け、災害時の協力建設事業者登録制度等を活用した体制の拡充、復旧を担う建設事業者の確保・評価、緊急性に応じた入札契約方式の活用を行います。

【成果目標】

- ✓ 災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数を令和12年度に690者にします。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数	589 者	690 者

■ 取組方針6：地域建設産業の強化

地域の建設産業が持続的に確保・育成されるよう、地域の実情を踏まえ、公共工事等の格付別発注標準金額や入札参加要件等を適切に設定します。

また、建設事業者の事業承継等の促進を図るなど、地域の建設事業者間の連携強化に向けた取組を推進します。

□ 6-1 地域特性に対応した競争環境の整備

(1) 地域の建設産業の受注機会の確保

- ・ 特に中山間地域において、将来にわたり地域の担い手を確保するため、地域の建設産業の実態を踏まえ、格付別発注標準金額や入札参加要件を検討します。
- ・ 高い技術力を持ち受注意欲ある事業者がそれぞれの地域で活躍できるよう、地域の実情に応じた柔軟な技術要件の運用、地域性を考慮した業者選考等の取組を推進し、各地域で弾力的に対応できる入札契約制度への改善を検討します。

□ 6-2 地域の建設事業者の確保・育成

(1) 地域の担い手の確保

- ・ 県発注工事について、県の「社会資本未来プラン」に基づき、国の予算など有利な財源を最大限活用しながら、必要な事業量の安定的な確保に努めます。
- ・ 担い手が少ない地域では、債務負担行為を活用した地域維持業務の複数年契約や、複数の企業が合同して維持業務を実施する地域維持型JV制度を継続し、地域の担い手

の安定的な確保に努めます。

- ・ また、建設事業者の協業化の促進を図るため、入札参加における合併会社の特例制度を延長します。

(2) 建設産業の従事者の確保

- ・ 地域における担い手確保のため、若手技術者等との意見交換会や工事現場見学を行う説明会を地域の学校で開催します。
- ・ 若手技術者のスキルアップや離職防止につながるセミナーを、県内各地から参加しやすいようにオンライン方式で開催します。

■ 取組方針 7：災害対応力の強化

災害が激甚化・頻発化する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務となっています。

今後大規模災害が発生したときに迅速に対応できるよう、災害対応の担い手の維持・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備を進めます。

□ 7-1 協力建設事業者登録制度等を活用した迅速な応急対応

(1) 協力建設事業者登録制度等を活用した体制の拡充

- ・ 本県では、これまで災害時の協力建設事業者登録制度等を運用し災害時に地域で迅速に対応できる体制を確保してきており、これらの取組を一層拡充します。

□ 7-2 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保

(1) 災害復旧工事に尽力した建設事業者に対する適切な評価

- ・ 早期の復旧・復興に向け、災害復旧工事を積極的に受注し、施工した建設事業者に対して、総合評価落札方式や災害実績条件付一般競争入札による適切な評価を行います。
- ・ 災害登録制度の登録要件等を付した新たな一般競争入札制度の創設を検討します。

□ 7-3 緊急時の適切な入札契約方式の活用

(1) 状況に応じた適切な入札契約方式の活用

- ・ 災害発生時に、迅速に工事着手できるよう、緊急性に応じて、随意契約・指名競争入札や一抜け方式など、入札契約方法を適切に選定します。
- ・ また、厳しい現場条件の箇所については、見積により予定価格を算出するなど、実情に応じて柔軟に対応します。

取組の土台 健全な競争環境の整備

技術力の高い事業者が受注できる競争環境の整備が必要です。

- 計画的かつ効率的に社会資本の整備・維持管理を行うためには、事業者の技術力を高めることが重要です。このため、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする総合評価落札方式の活用などにより、技術力の高い事業者の受注機会を確保するとともに、ダンピング受注の排除や、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、健全な競争環境を整備します。

【成果目標】

- ✓ 工事成績評定点（土木一式）の平均点を令和12年度に81点（A：82、B：80、C：78）にします。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
工事成績評定点（土木一式）の平均点	79点 (A:82、B:78、C:76)	81点 (A:82、B:80、C:78)

■ 取組方針8：工事品質の向上

将来にわたって公共工事の品質確保を図るため、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、地域の実情等に応じて総合評価落札方式や工事成績条件付一般競争入札の活用を進めます。

□ 8-1 技術力等による適正な競争の推進

(1) 予定価格の事後公表の拡大

- ・ 現在、建設工事で実施している予定価格の事後公表について、競争性のある入札、適正価格での受注及び事業者の積算能力の向上を図るため、予定価格の事後公表の拡大を行います。

(2) 総合評価落札方式における評価項目の見直し等

- ・ 技術力の高い事業者を適正に評価するとともに、将来にわたって技術力・競争力を維持していくために、運用状況を踏まえた評価項目の見直し等に取り組みます。

(3) 工事成績条件付一般競争入札の活用

- ・ 優良な県内建設事業者の受注機会の確保を図るため、これまでの工事成績評定点の推移等を踏まえ、入札参加の要件となる平均工事成績評定点を見直します。

(4) 立入検査の継続

- ・ 工事の品質向上につながるよう、施工体制や事務的整理の状況を点検する施工体制等立入り点検を継続するとともに、検査内容を適宜見直します。

(5) 工事目的物等の品質確保に向けた入札契約方式の活用

- ・ 工事目的物や成果物の品質の確保を図るため、事業者の技術力を適切に評価する総合評価落札方式などの入札契約方式を積極的に活用します。

(6) 説明会の開催

- ・ 建設工事の品質確保を図るため、建設事業者の技術力向上に向けた施工管理の方法などを周知する説明会を開催します。

□ 8－2 優良な事業者に対する表彰制度の適切な運用

(1) 技術力の高い事業者への適切な評価

- ・ 技術力の高い事業者を適切に評価するため、表彰対象となる成績評定点について、各業種の成績評定点の推移等を踏まえ、評価基準を見直します。

■ 取組方針 9：公正な競争の促進

県発注工事における入札契約手続の公正性・透明性を確保するため、低入札価格調査制度の適切な運用や、ダンピング対策を拡充するとともに、引き続き、談合等の不正行為を行う建設事業者の排除を徹底します。

□ 9-1 ダンピング対策の強化

(1) ダンピング受注の排除強化

- ・ 労務費等の必要な経費が確保された適正な競争環境を整備するため、官積算をベースに設定された中央公契連モデルなど全国標準となっている基準に基づく低入札価格調査制度を適正に運用します。
- ・ 入札時における労務費のダンピング調査を実施するなど、ダンピング受注の排除強化に取り組みます。

(2) 契約後モニタリングの強化

- ・ 適正な労務費等の確保・行き渡りを促進するため、コミットメント制度を導入し、労務費及び賃金の支払い状況等を確認できる仕組みを構築します。また、その実効性の確保に向けた取組を検討します。

□ 9-2 不正行為の排除の徹底

(1) 指名除外基準の見直し

- ・ 不正・不適切な行為に対する指名除外について、より実態に即した基準となるよう、必要に応じて運用基準の見直しを行います。

《参考資料》 用語解説

(五十音順)

用語	意味	該当頁
I C T	情報通信技術(Information and Communication Technology)の総称	17,28,29
I C T 活用工事	I C T 機器やデータ(3次元設計データ等)を用いて施工の効率化・省人化・品質確保を図る工事	17,28
A I	人工知能(Artificial Intelligence)のこと	28,29
一抜け方式	同一日に開札する複数の入札で、先に一つの案件で落札者(又は落札候補者)となった業者の、その後の案件への入札を自動的に無効とする制度	33
一般競争入札	国や地方自治体等が、発注の際に不特定多数の参加者を広く公募し、最も有利な条件(原則として最低価格)を提示した事業者と契約を結ぶ入札方式	33,34
インフラマネジメント	点検・補修・更新を計画的に行うことにより、インフラ機能を効率的に維持・管理していく取組	19,28
遠隔臨場	離れた場所から映像通信等で発注者や監督員が工事の確認・立会を行う仕組み	24
遠隔実地検査	現地に赴かず映像通信等で検査員が出来形・品質等の実地検査を行う手法	24
価格転嫁	資材費・労務費等の上昇分を受注価格に適切に反映させること	18,22,23
加点評価	入札参加資格や総合評価で一定の取組・実績に点数を上乗せして評価すること	23
週休2日交替制	現場に従事する人が交替しながら休みを取り、各々の従事期間において毎週2日間以上の休日を確保する勤務形態	24
官積算	国や地方自治体等の発注者が工事に必要な費用の予定価格を算出する作業	36
技術要件	入札参加に当たり発注者が求める実績・技術力・技術者配置などの条件	31
協力建設事業者登録制度	災害時の応急対応等に協力できる建設事業者を事前登録し体制確保する制度	31,33
建設キャリアアップシステム(CCUS)	技能者の資格・就業履歴等を登録し能力評価や処遇改善に活用する仕組み	22,23
建設ディレクター	建設現場の技術者(現場監督など)をバックオフィスから支え、書類作成やデータ整理などを分担する職域/人材	24,26,29
工事成績評定	発注者が施工状況・品質等を評価し点数化する仕組み	16,23,34,35
工事成績条件付一般競争入札	過去の公共工事で工事成績が一定水準以上であることを参加条件にした入札方式	34

国土強靱化	災害に強い国土・地域づくりのための事前防災・減災等の取組	3,8
コミットメント 制度	工事契約において、受注者が適正な労務費や賃金を下請業者や 作業員へ確実に支払うことを発注者に約する制度	22,36
災害協定	災害時の応急対応等で行政と団体・企業が協力するための事前 協定	17
災害実績条件付 一般競争入札	災害復旧工事等の実績を要件とした入札方式	33
災害復旧工事	災害で損傷した公共土木施設を元の機能に戻すための工事	33
債務負担行為	地方自治体において複数年度にわたる支出を伴う契約等を可 能にする予算上の手続	16,25,31
(施工時期の) 平準化	工事の発注や施工の時期が特定の時期（年度末など）に偏らな いよう、年間を通して均等に分散させる取組	16,22,25
随意契約	競争入札によらず相手方を選定して契約する方式（災害時の迅 速対応等で用いられる）	33
スライド条項	物価・賃金等の変動が一定以上の場合に契約金額等を変更でき る契約条項	23
積算 (積算単価)	工事費を数量×単価等で算出する作業 (その際に用いる単価が積算単価)	16,22,23, 24,34
総合評価落札 方式	価格だけでなく技術提案・実績などの価格以外の要素も合わせ て総合的に評価し、最も優れた提案をした者を落札者とする入 札方式	16,26,27, 30,33,34, 35
(第三次・)担 い手3法	担い手確保・生産性向上・地域対応力強化等を目的に改正・施 行される関連3法の総称	3,4,16,18, 19,20,22
ダンピング	採算を大きく下回る低価格で受注しようとする事	22,34,36
調査基準価格	低入札価格調査制度で調査対象となるかどうかを判断するた めの基準となる価格	16
低入札価格調 査制度	著しく低い入札に対し、その価格で適正な工事や業務が本当に 履行できるかを発注者が事前に調査する仕組み	36
入札参加資格	公共工事等の入札に参加するために、事業者が事前に審査を受 けて登録する資格	13,23,27
B I M / C I M	3次元モデルに属性情報を付与し設計・施工・維持管理で活用 する手法	28
フィジカルA I	センサ等を通じて物理環境を認識し、A I が状況に応じて推 論・判断を行い、その結果に基づいて機械・ロボット等が物 理空間において行動するシステム	29
プレキャスト	コンクリート部材などを建設現場で直接コンクリートを流し 込んで固めるのではなく、あらかじめ工場で製造し、建設現場 へ運んで組み立てる工法	17,30
有効求人倍率	求職者1人当たりの求人件数を示す指標	14,15
労務費	労働者へ支払う基本給や手当などの直接的な賃金	18,19,22, 36

広島県建設産業ビジョン 2026

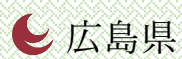
令和8年 12 月

広島県土木建築局
建設産業課・技術企画課・建設 DX 担当

広島県建設産業ビジョン 2026

【資料編】

令和8年12月



<目次>

広島県の地域区分	1
本ビジョンにおける広島県の地域区分	1
本ビジョンにおける広島県の中山間地域	2
1 広島県の人口構造	3
1-1 広島県の人口と将来推計	3
1-2 広島県の人口と将来推計(年齢階層別人口構成比)	3
1-3 県内地域別の人口構成	4
1-4 県内地域別の人口増減率(2000年→2025年)	4
2 産業構造に占める建設業の位置	5
2-1 全国の産業別生産額と就業者数(上位産業)	5
2-2 広島県の産業別生産額と就業者数(上位産業)	5
2-3 県内地域別の建設業の生産額(2023年度)	6
2-4 県内地域別の建設業の就業者数(2020年度)	7
2-5 県内地域別の生産額と就業者数の推移(西部地域)	8
2-6 県内地域別の生産額と就業者数の推移(呉地域)	9
2-7 県内地域別の生産額と就業者数の推移(廿日市地域)	10
2-8 県内地域別の生産額と就業者数の推移(安芸太田地域)	11
2-9 県内地域別の生産額と就業者数の推移(東広島地域)	12
2-10 県内地域別の生産額と就業者数の推移(東部地域)	13
2-11 県内地域別の生産額と就業者数の推移(三原地域)	14
2-12 県内地域別の生産額と就業者数の推移(北部地域)	15
2-13 県内地域別の生産額と就業者数の推移(庄原地域)	16
2-14 県内地域別の生産額と就業者数の推移(広島県)	17
2-15 県内地域別の生産額と就業者数の推移(中山間地域)	18
2-16 県内地域別の生産額と就業者数の推移(中山間地域以外)	19
3 建設投資の動向	20
3-1 建設投資額の推移(総額、種類別)	20
3-2 公共・土木工事の動向	21
3-3 公共・建築工事の動向	22
3-4 民間・土木工事の動向	23

3-5	民間・建築工事の動向	24
3-6	公共事業関係予算の推移（広島県土木建築局関係当初予算）	25
3-7	元請完成工事高に占める維持修繕比率の推移	26
4	建設業の事業者数の動向	27
4-1	広島県の全産業及び建設業の事業所数及び就業者数の推移	27
4-2	全国及び広島県の建設業許可業者数	27
4-3	広島県の建設業許可業者数の推移（資本階層別）	28
4-4	広島県の建設業許可業者数の資本階層別構成比（令和7年3月末時点）	28
4-5	広島県の建設業許可業者数の推移（全業種一覧）	29
4-6	広島県の建設業許可業者数の推移（市町別・中山間地域/中山間地域以外別）	30
5	建設企業の経営状況	31
5-1	広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移	31
5-2	広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移（地域別）	32
5-3	広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移（中山間地域/中山間地域以外別）	34
5-4	広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移（土木一式格付別）	35
5-5	経営事項審査8指標の概要、全国の受審業者の平均値（2008/2023年度）	36
5-6	経営事項審査8指標の概要、広島県の受審業者の平均値（2008/2023年度）	36
5-7	経営事項審査受審業者の評点（Y）の地域・土木一式格付別推移	37
5-8	経営事項審査受審業者の8指標の地域・土木一式格付別推移	39
(1)	純支払利息比率	39
(2)	負債回転期間	41
(3)	総資本売上総利益率	43
(4)	売上高経常利益率	45
(5)	自己資本対固定資産比率	47
(6)	自己資本比率	49
(7)	営業キャッシュフロー（絶対額）	51
(8)	利益剰余金（絶対額）	53
5-9	経営事項審査受審業者の売上高経常利益率の推移（完工高階層別）	55
5-10	地域・土木一式格付別の売上高経常利益率（令和5年度）	56
5-11	広島県の建設業の倒産状況	56

6 建設業就業者の動向	57
6-1 広島県と全国の就業者数(総数及び建設業)の推移	57
6-2 県内地域別の就業者数(総数及び建設業)の推移	58
6-3 中山間地域/中山間地域以外の就業者数(総数及び建設業)の推移	60
6-4 県内地域別の就業者数(総数及び建設業)の推移(指数)	61
6-5 中山間地域/中山間地域以外の就業者数(総数及び建設業)の推移(指数)	62
6-6 広島県と全国の建設業における女性就業者数の推移	63
6-7 中山間地域/中山間地域以外の建設業の女性就業者数の推移	63
6-8 中山間地域/中山間地域以外の建設業の女性就業者数の推移(指数)	64
6-9 広島県と全国の建設業における外国人労働者数の推移	64
6-10 広島県の建設業就業者の年齢構成の推移	65
6-11 県内地域別の建設業就業者の年齢構成の推移	65
6-12 県内地域別の建設業就業者の年齢構成の推移(中山間地域/中山間地域以外)	69
6-13 全国及び広島県の建設業職種別の年齢構成(2020年)	70
6-14 全国及び広島県の建設業就業者の平均年齢の推移	71
6-15 全国及び広島県の主要産業の就業者平均年齢(2020年)	71
7 建設業の就業環境	72
7-1 広島県の産業別給与・労働時間水準の比較(2025年)	72
7-2 広島県の産業別給与・労働時間水準の比較(2019年)	73
7-3 2019年-2025年における広島県の産業別給与・労働時間水準の増減(業種抜粋)	73
7-4 広島県の常用労働者1人あたり平均月間労働時間	74
7-5 産業別死亡災害発生状況	74
8 建設業への入職採用状況	75
8-1 広島県建設業関係職種の有効求人倍率・充足率	75
8-2 広島県の建設産業新規求人数	76
8-3 高校卒業者の進路(2025年3月末)	77
8-4 高校卒業者の産業別就職割合(2025年3月末)	78
8-5 広島県の高校卒業者の進学・就職、就職先産業別の県内県外割合(2025年3月末)	79
8-6 新規高校卒業者の建設業就職状況	80
8-7 高校卒業者の県内就職率の推移	81
8-8 新規高卒就職者の就職後3年以内離職率の推移(全国・産業別)	82
8-9 新規高卒就職者の建設業就職後3年以内離職率の推移(全国・離職年次別)	82
8-10 建設産業入職者の職歴状況(全国)	83

9 広島県の建設企業の現状に関するアンケート調査	84
9-1 調査概要	84
＜基本属性＞	85
9-2 本社所在地	85
9-3 本社所在地域別の回答数	85
9-4 入札参加資格のランク	86
9-5 完成工事高の割合	88
9-6 事業の主たる発注元	88
9-7 元請で施工した公共工事の割合	89
9-8 完成工事高に占める公共工事の割合	89
9-9 技術者数	90
9-10 技能労働者数（作業員・重機オペレーター等）	91
9-11 事務系の従業員数	92
＜① 経営状況＞	93
9-12 経営上の課題について	93
9-13 経営上積極的に取り組んでいること	94
9-14 前年と比較した経常利益の変化	95
9-15 経常利益が減少した要因	96
＜② 人材確保・担い手対策の状況＞	97
9-16 技術者の採用	97
9-17 技能労働者の採用	97
9-18 採用した技術者技能労働者の属性	98
9-19 新たに採用した技術者・技能労働者の離職状況	99
9-20 新たに採用した技術者・技能労働者の離職理由	99
9-21 担い手を確保するための取組	101
9-22 採用状況ごとの担い手を確保するための取組 ※技術者	102
9-23 採用状況ごとの担い手を確保するための取組 ※技能労働者	103
9-24 県外在住者向けへの取組	104
9-25 採用状況ごとの県外在住者向けへの取組 ※技術者	104
9-26 採用状況ごとの県外在住者向けへの取組 ※技能労働者	105
9-27 女性技術者や女性技能労働者の応募状況	106
9-28 女性活躍推進上の課題	106
9-29 外国人の雇用及び検討状況	107
9-30 外国人労働者の雇用状況	108
9-31 外国人労働者の雇用を検討しない理由	108

9-32	建設業界の人手不足の原因	109
9-33	従業員定着、従業員育成のためにしている取組	110
9-34	建設キャリアアップシステムの登録状況	111
9-35	建設キャリアアップシステムを登録しない理由	111
9-36	技術者の人員充足状況	112
9-37	技能労働者の人員充足状況	112
9-38	技能労働者の特に不足している職種	113
9-39	技術者の人員見込みについて	114
9-40	技能労働者の人員見込みについて	114
9-41	賃上げの状況	115
9-42	賃上げの増加率	115
<③	従業員の就業環境>	116
9-43	技術者の休日取得状況	116
9-44	技能労働者の休日取得状況	116
9-45	技術者の平均残業時間	117
9-46	技能労働者の平均残業時間	117
9-47	週休2日（4週8休）達成の妨げの要因	118
9-48	労働時間上限規制対応に向けた残業時間削減への取組	119
9-49	処遇改善や働き方改革を実施する上で必要な条件	120
<④	生産性向上>	121
9-50	ICT導入・活用状況	121
9-51	ICT活用による効果、ICT活用に期待する効果	121
9-52	業務効率化、生産性向上への取組状況（ICT活用）	122
9-53	ICT活用に向けた課題	122
9-54	ICT活用が進まない、検討しない理由	123
<⑤	事業承継>	125
9-55	現時点での事業承継の状況	125
9-56	廃業する予定である理由	125
9-57	県内建設業の再編は進むか否か	126
<⑥	建設産業に対する行政の支援施策>	127
9-58	県に力を入れてもらいたい支援施策	127
9-59	県に力を入れてもらいたい支援施策（自由回答から抜粋）	128
<⑦	建設業法等の改正に係る行政や業界団体に期待する取組>	129
9-60	改正法の目的達成に向けて県や業界団体に最も期待する取組	129

広島県の地域区分

本ビジョン（資料編）における地域区分は以下のとおりとする。

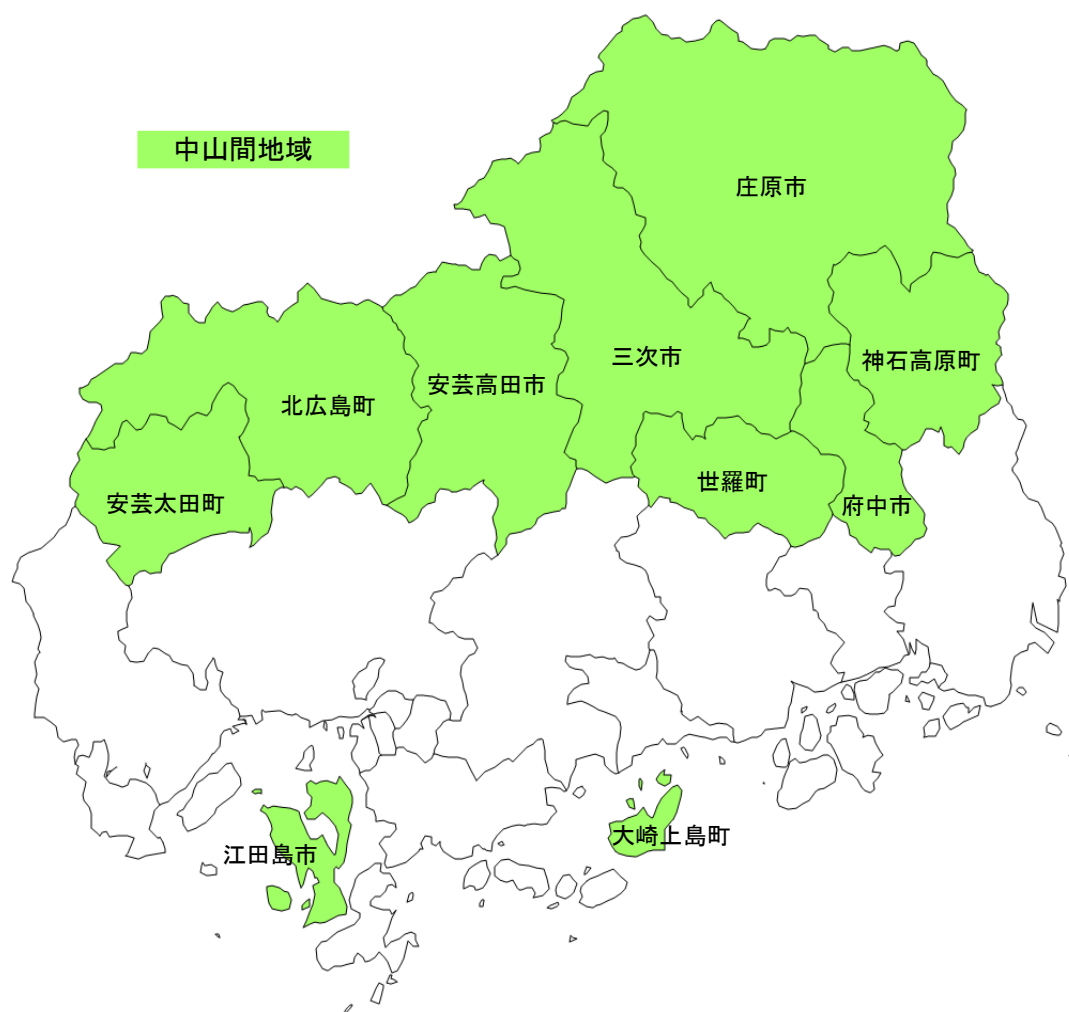


地域区分	市町村
西部	広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
呉	呉市
廿日市	廿日市市、大竹市
安芸太田	安芸太田町、北広島町
東広島	東広島市、竹原市、大崎上島町
東部	福山市、府中市、神石高原町
三原	三原市、尾道市、世羅町
北部	安芸高田市、三次市 ※ 安芸高田市は西部建設事務所から北部建設事務所に移管
庄原	庄原市

出所：国土交通省「国土数値情報」

※ 上記の地域区分は建設事務所管轄区域と一致

また、本ビジョン（資料編）において「中山間地域」とは以下の市町を指す。

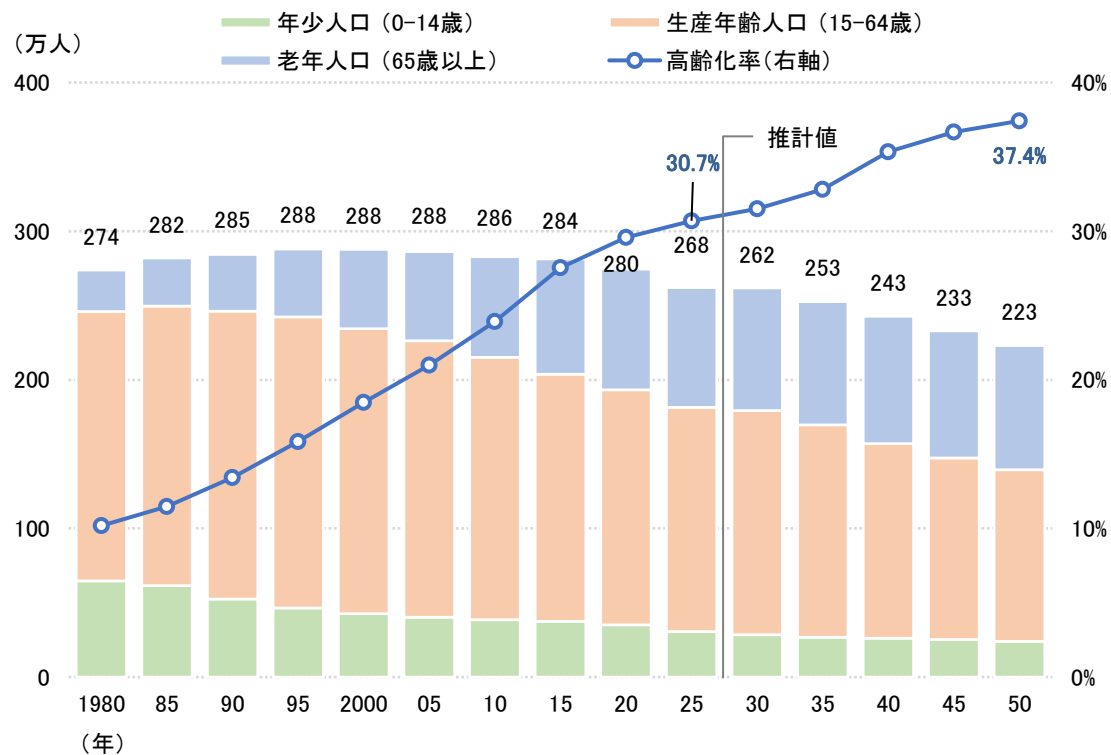


地域区分	市町村
中山間地域	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町（計 10 市町）

※ その全域が広島県中山間地域振興条例第2条に規定する「中山間地域」である10市町

1 広島県の人口構造

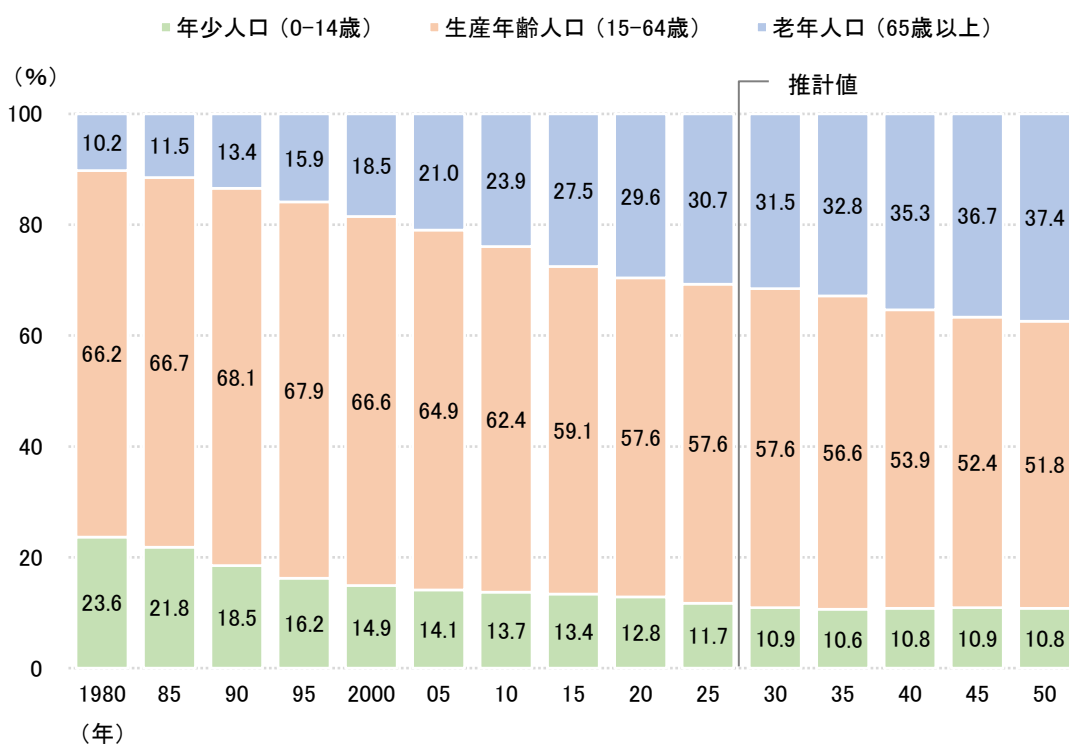
図表 1-1 広島県の人口と将来推計



※ グラフ上の数値は広島県の総人口である。総人口は年齢不詳の者を含むため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計値とは一致しない。

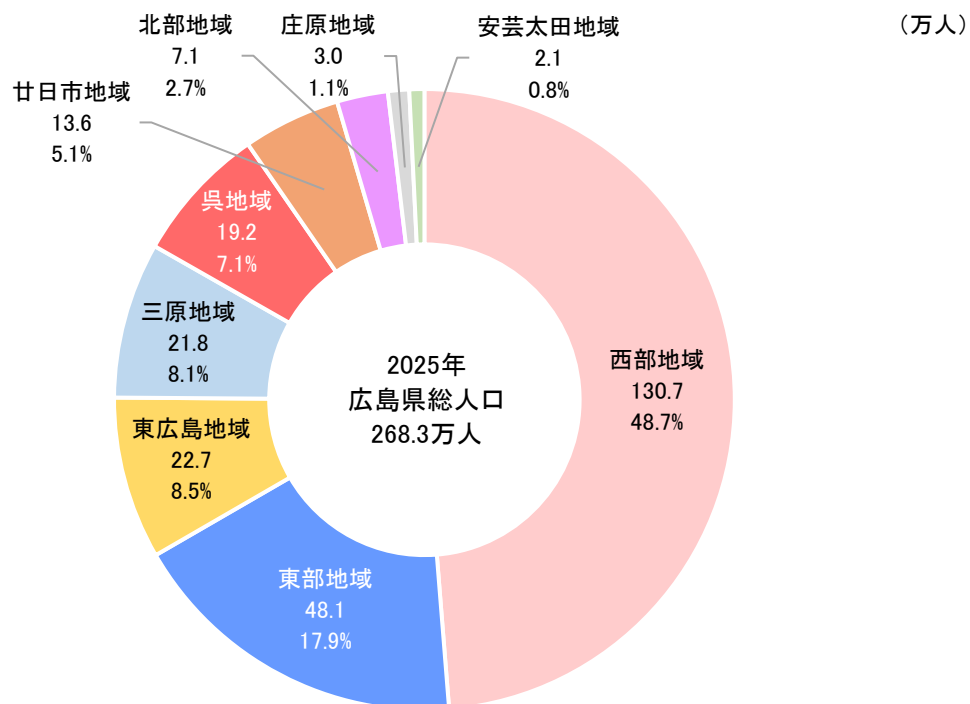
出所：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

図表 1-2 広島県の人口と将来推計（年齢階層別人口構成比）



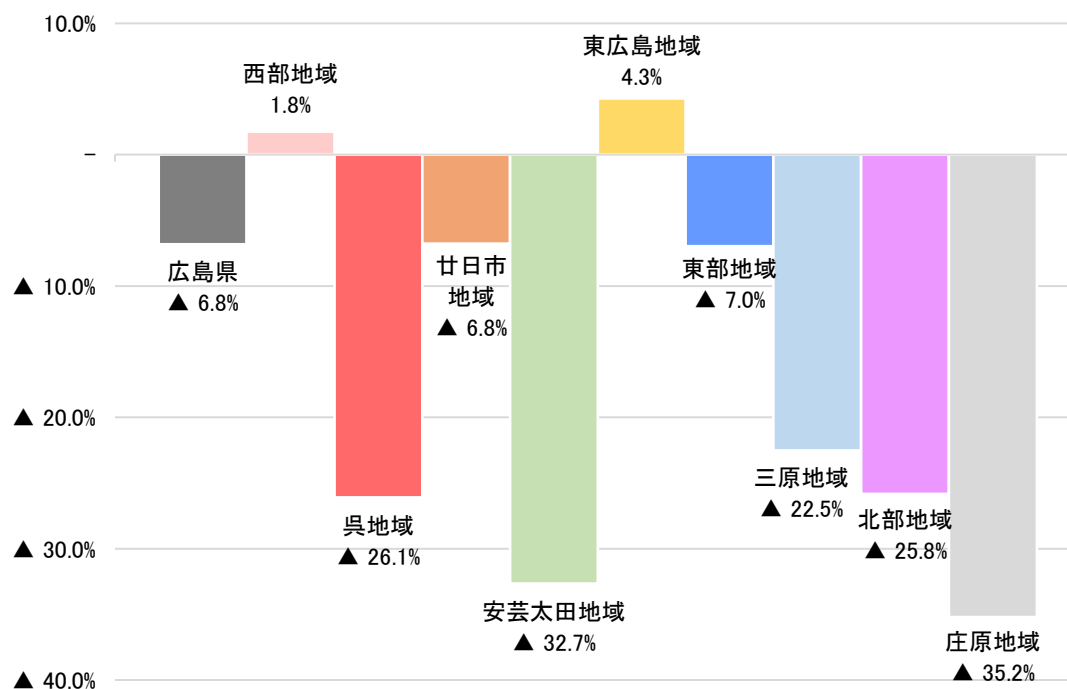
出所：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

図表 1-3 県内地域別の人口構成



出所：一般財団法人建設業情報管理センター「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書
（※以下「報告書」という。）のデータ（出所：総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

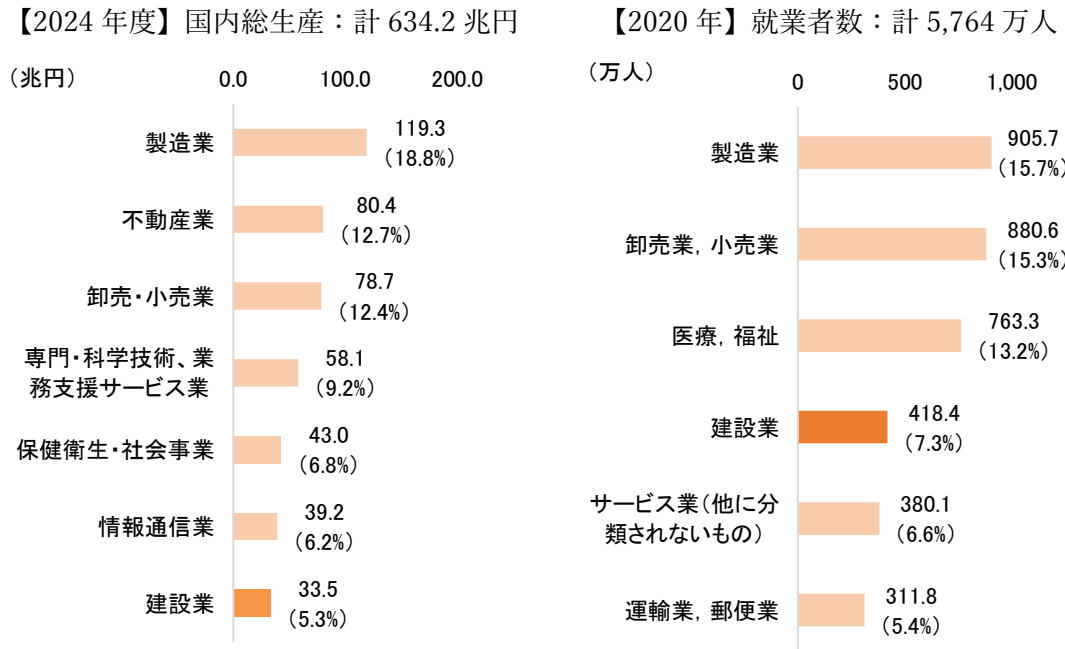
図表 1-4 県内地域別の人口増減率（2000 年→2025 年）



出所：報告書のデータ（出所：総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

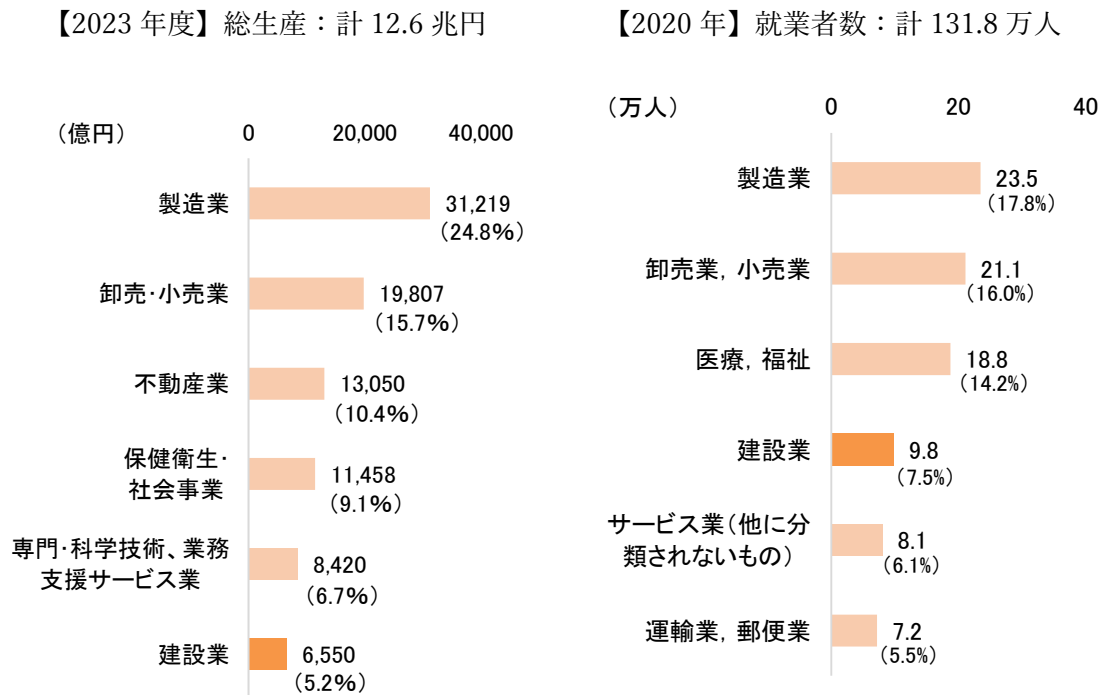
2 産業構造に占める建設業の位置

図表 2-1 全国の産業別生産額と就業者数（上位産業）



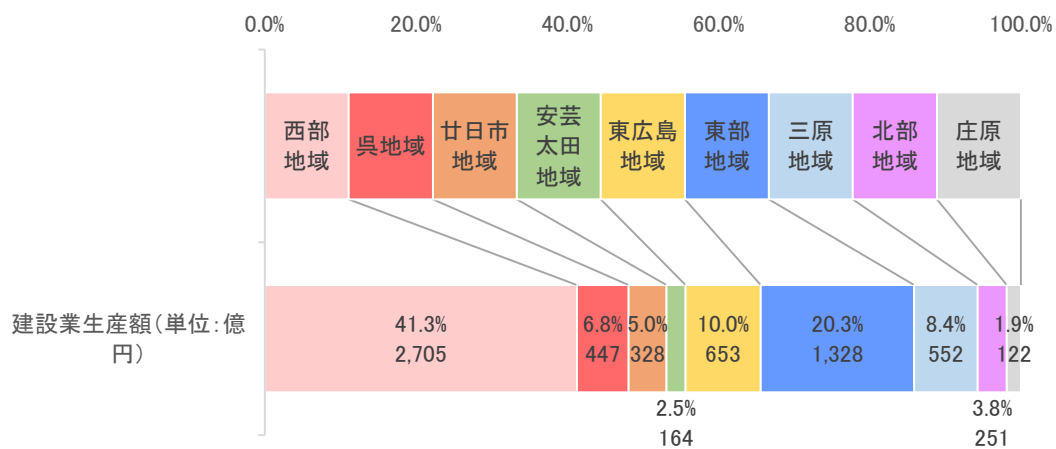
出所：内閣府「国民経済計算」、総務省「国勢調査」を基に広島県が作成

図表 2-2 広島県の産業別生産額と就業者数（上位産業）



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」、総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

図表 2-3 県内地域別の建設業の生産額（2023 年度）



(億円)

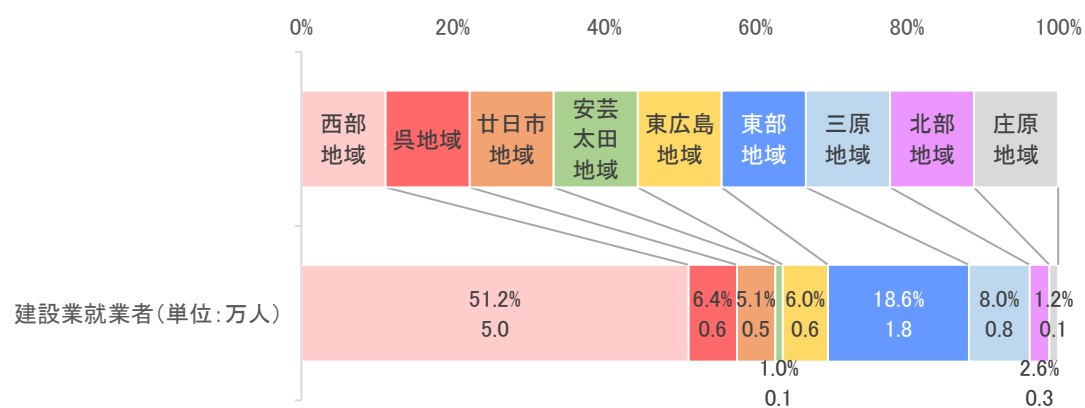
	総生産	建設業	総生産に占める割合
西部地域	60,744	2,705	4.45%
呉地域	10,596	447	4.22%
廿日市地域	5,874	328	5.58%
安芸太田地域	1,332	164	12.30%
東広島地域	13,559	653	4.81%
東部地域	19,549	1,328	6.79%
三原地域	9,958	552	5.54%
北部地域	3,266	251	7.69%
庄原地域	1,204	122	10.16%
広島県	126,081	6,550	5.19%

(億円)

	総生産	建設業	総生産に占める割合
中山間地域	9,362	787	10.90%
中山間地域以外	116,719	5,762	5.20%
広島県	126,081	6,550	5.60%

出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

図表 2-4 県内地域別の建設業の就業者数（2020 年）



(万人)

	全就業者	建設業	全就業者に占める割合
西部地域	63.0	5.0	8.0%
呉地域	10.0	0.6	6.3%
廿日市地域	6.7	0.5	7.4%
安芸太田地域	1.2	0.1	8.0%
東広島地域	10.8	0.6	5.5%
東部地域	23.4	1.8	7.8%
三原地域	11.2	0.8	7.1%
北部地域	3.8	0.3	6.6%
庄原地域	1.7	0.1	6.7%
広島県	131.8	9.8	7.5%

(万人)

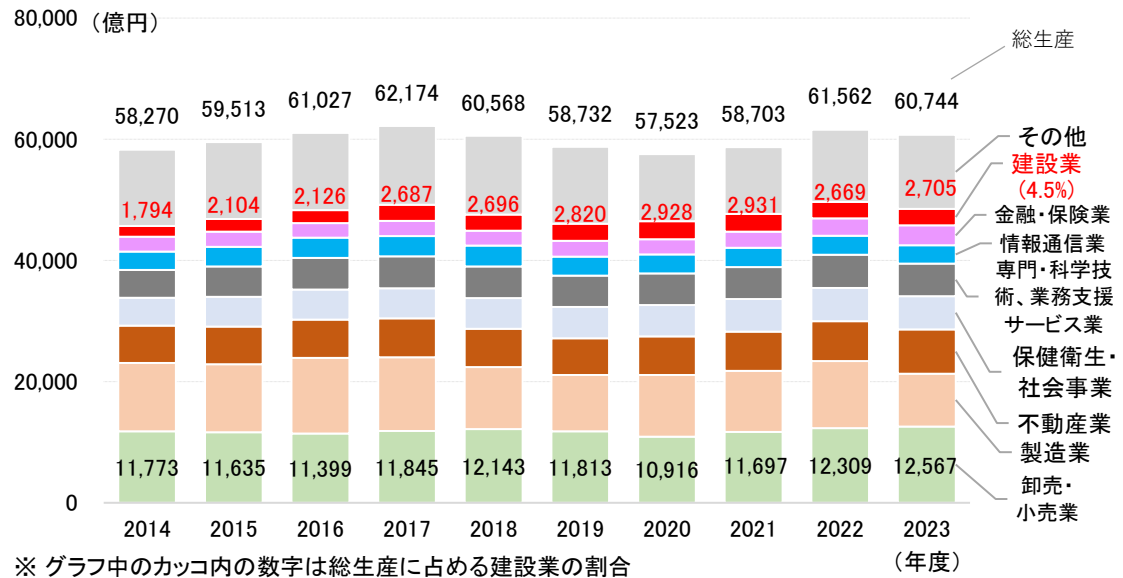
	全就業者	建設業	全就業者に占める割合
中山間地域	11.1	0.8	6.9%
中山間地域以外	120.7	9.1	7.5%
広島県	131.8	9.8	7.5%

出所：報告書のデータ（出所：総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

(1) 西部地域

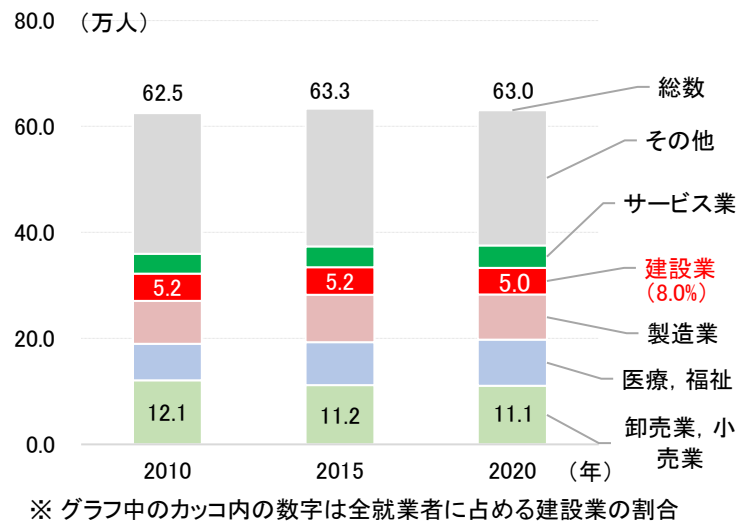
図表 2-5 県内地域別の生産額と就業者数の推移（西部地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

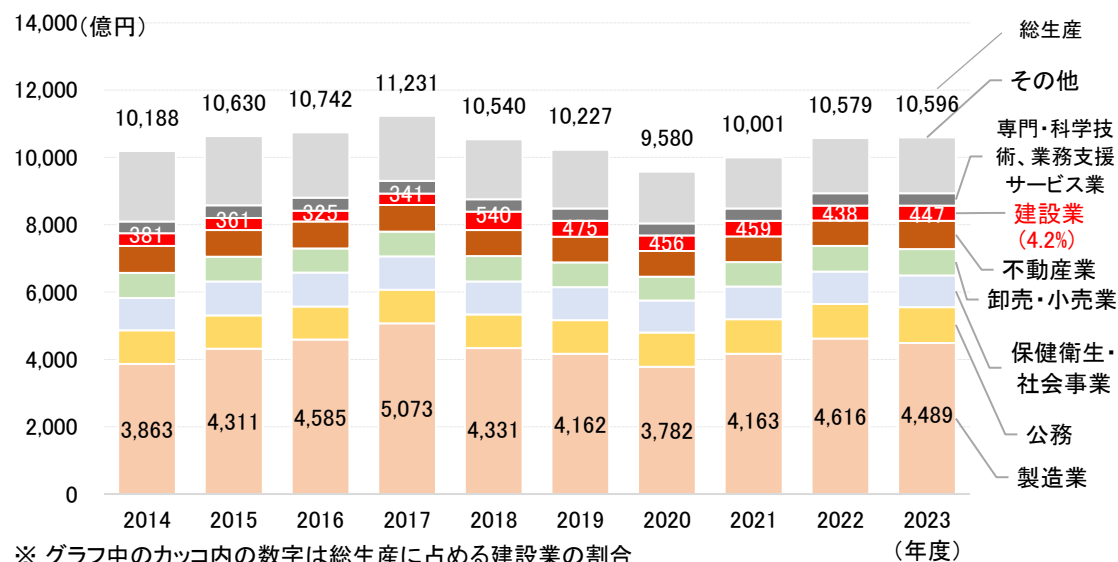


出所：総務省「国勢調査」

(2) 呉地域

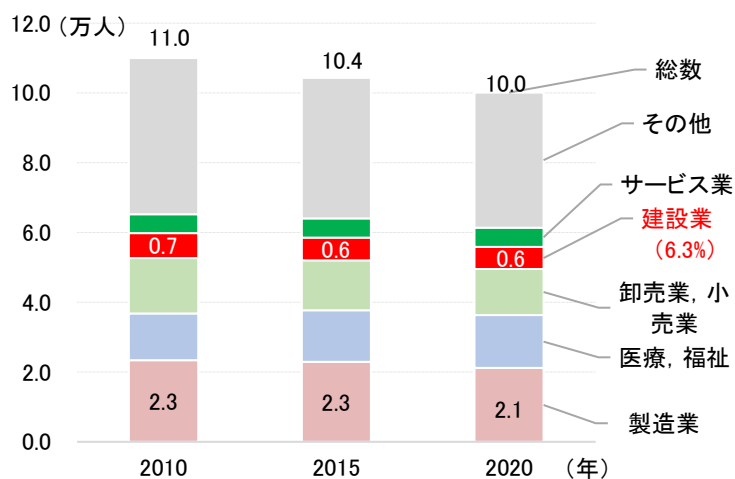
図表 2-6 県内地域別の生産額と就業者数の推移（呉地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】



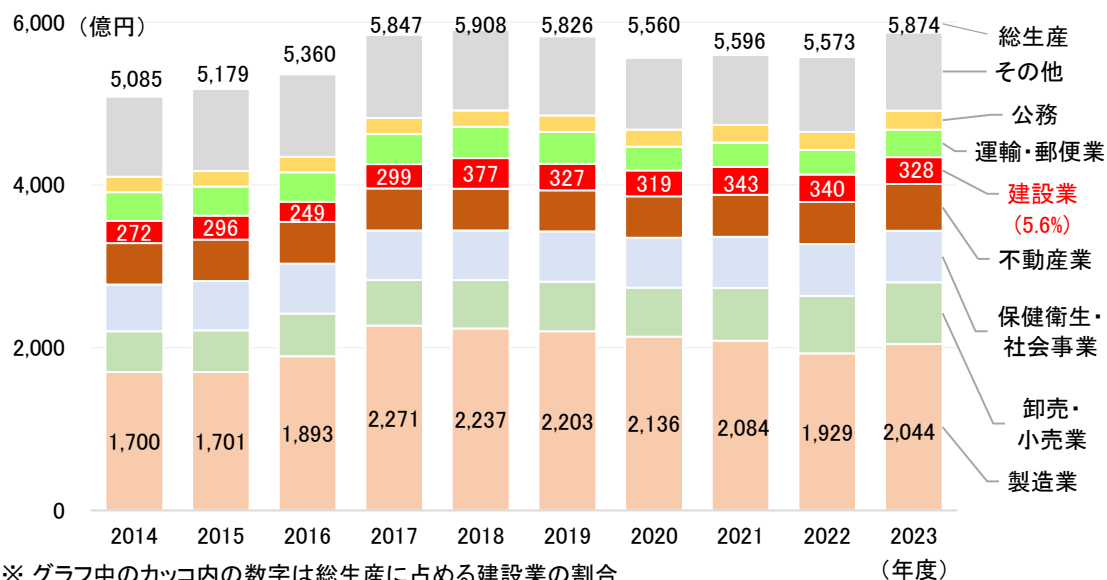
※ グラフ中のカッコ内の数字は全就業者に占める建設業の割合

出所：総務省「国勢調査」

(3) 廿日市地域

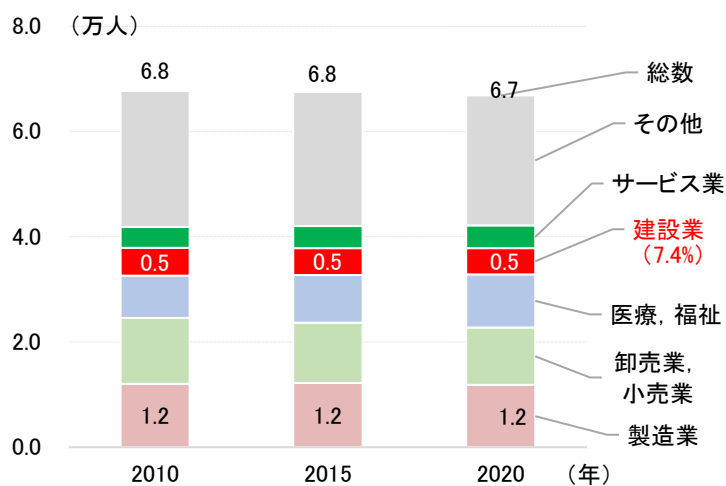
図表 2-7 県内地域別の生産額と就業者数の推移（廿日市地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

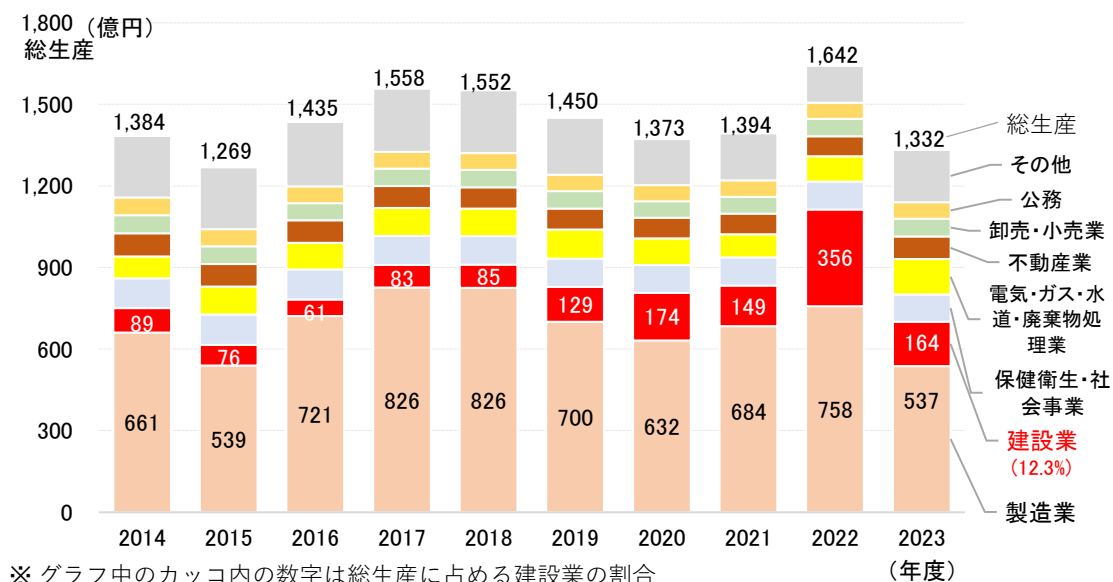


出所：総務省「国勢調査」

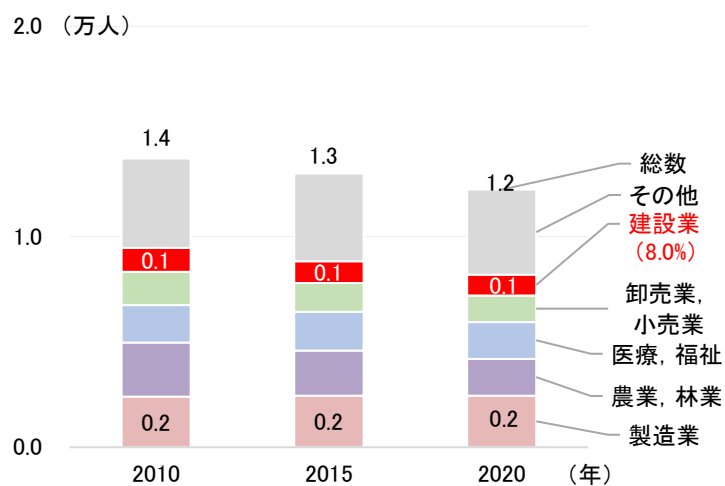
(4) 安芸太田地域

図表 2-8 県内地域別の生産額と就業者数の推移（安芸太田地域）

【生産額】



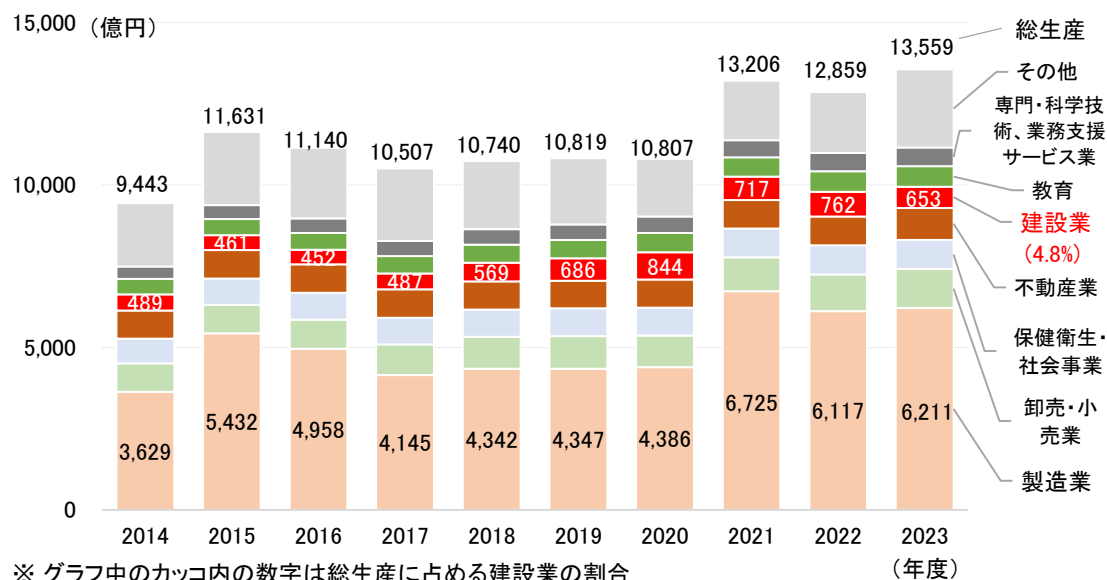
【就業者数】



(5) 東広島地域

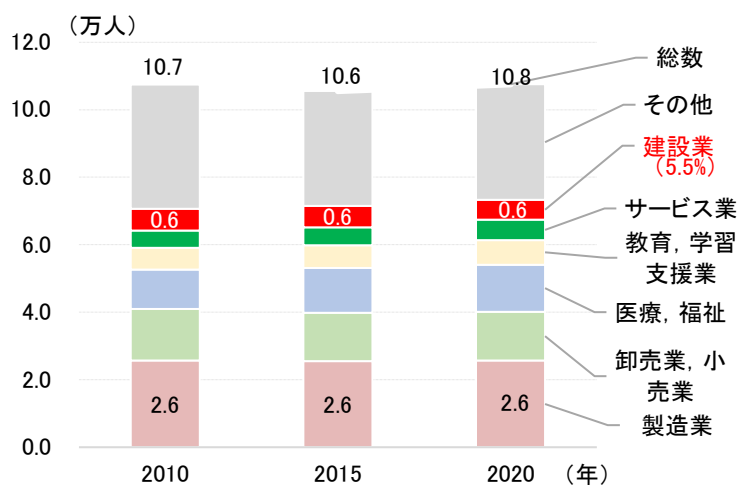
図表 2-9 県内地域別の生産額と就業者数の推移（東広島地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

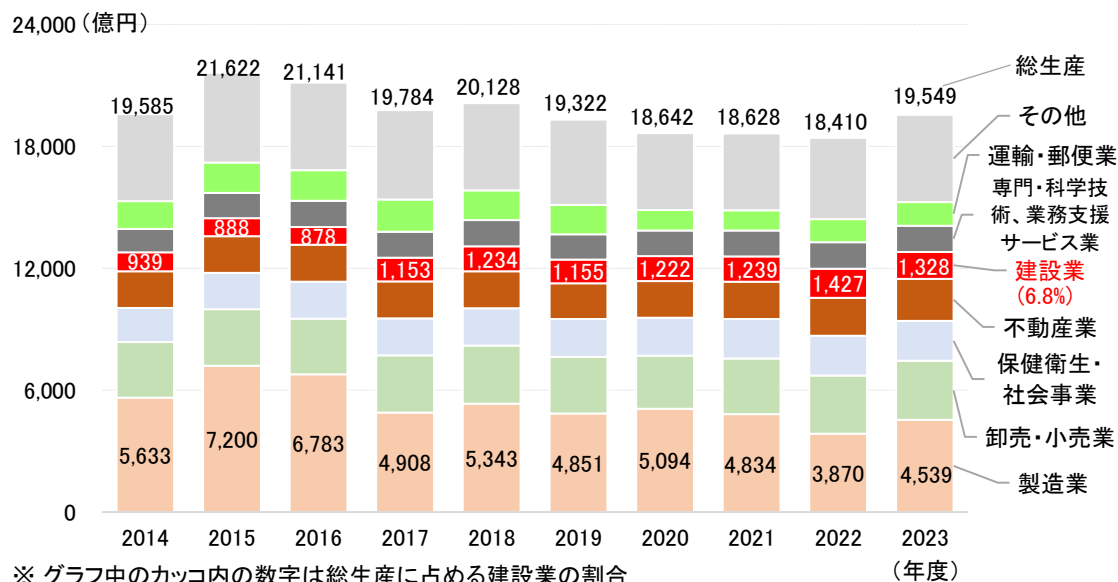


出所：総務省「国勢調査」

(6) 東部地域

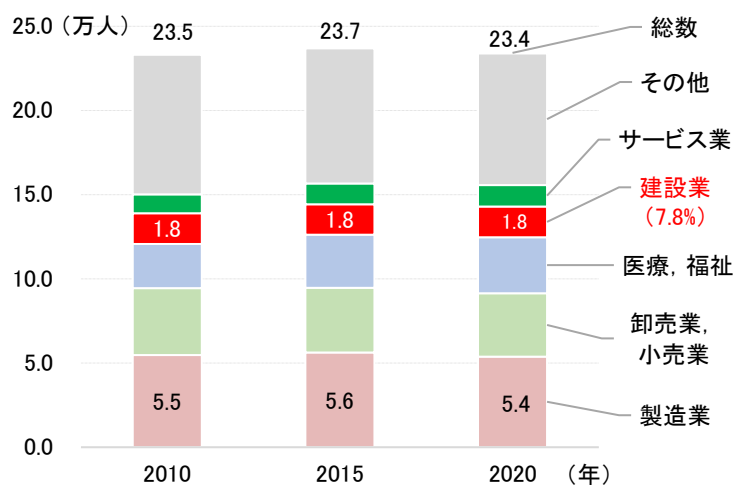
図表 2-10 県内地域別の生産額と就業者数の推移（東部地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

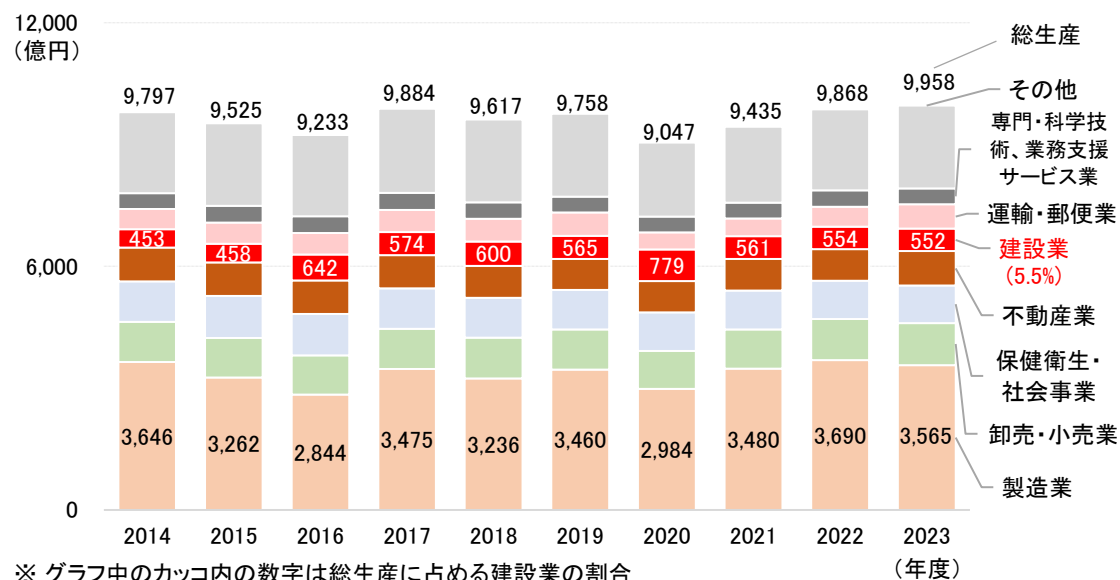


出所：総務省「国勢調査」

(7) 三原地域

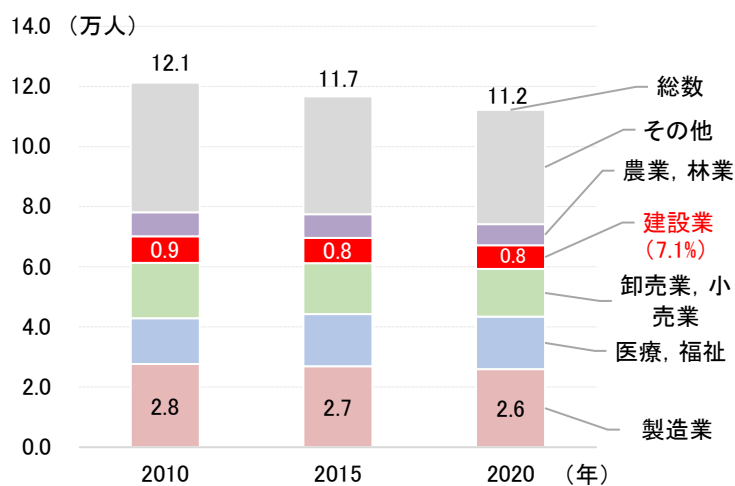
図表 2-11 県内地域別の生産額と就業者数の推移（三原地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

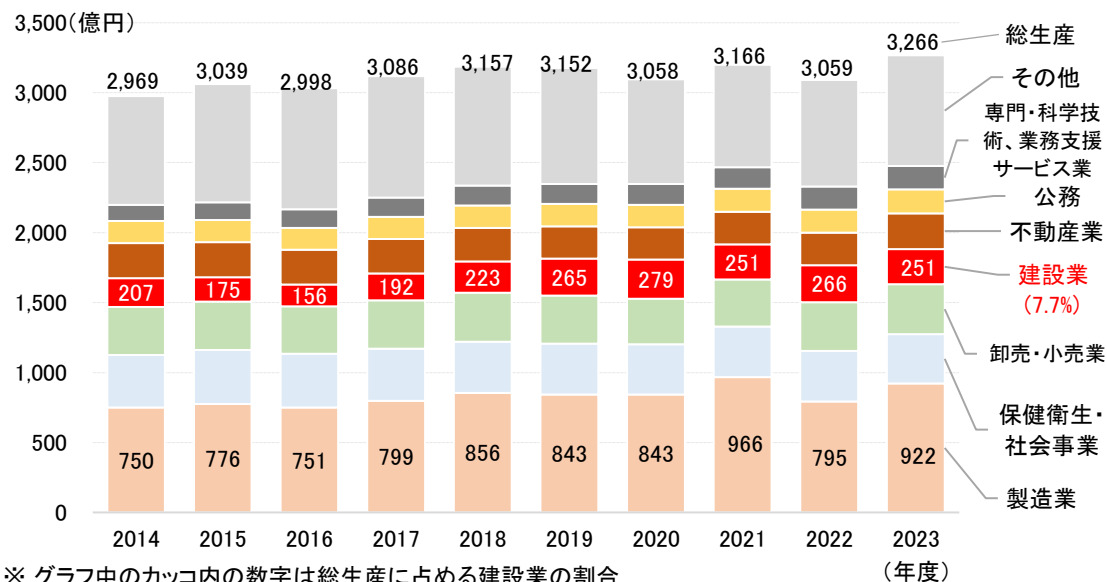


出所：総務省「国勢調査」

(8) 北部地域

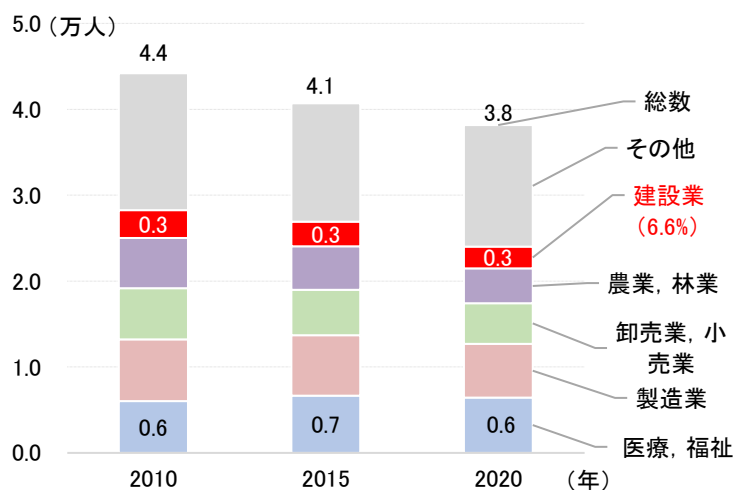
図表 2-12 県内地域別の生産額と就業者数の推移（北部地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

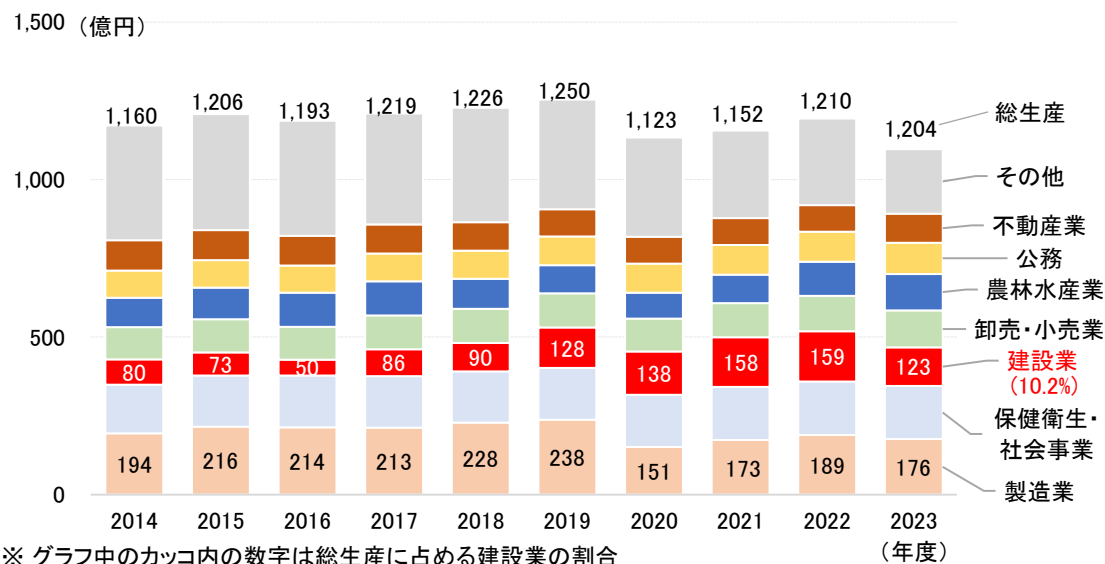


出所：総務省「国勢調査」

(9) 庄原地域

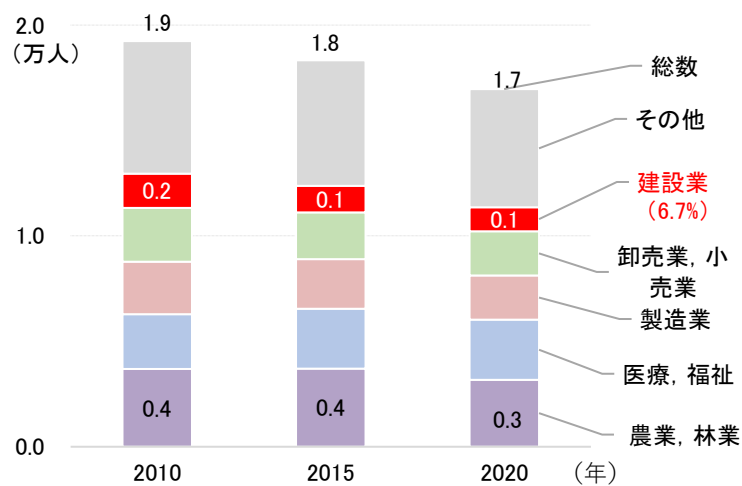
図表 2-13 県内地域別の生産額と就業者数の推移（庄原地域）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

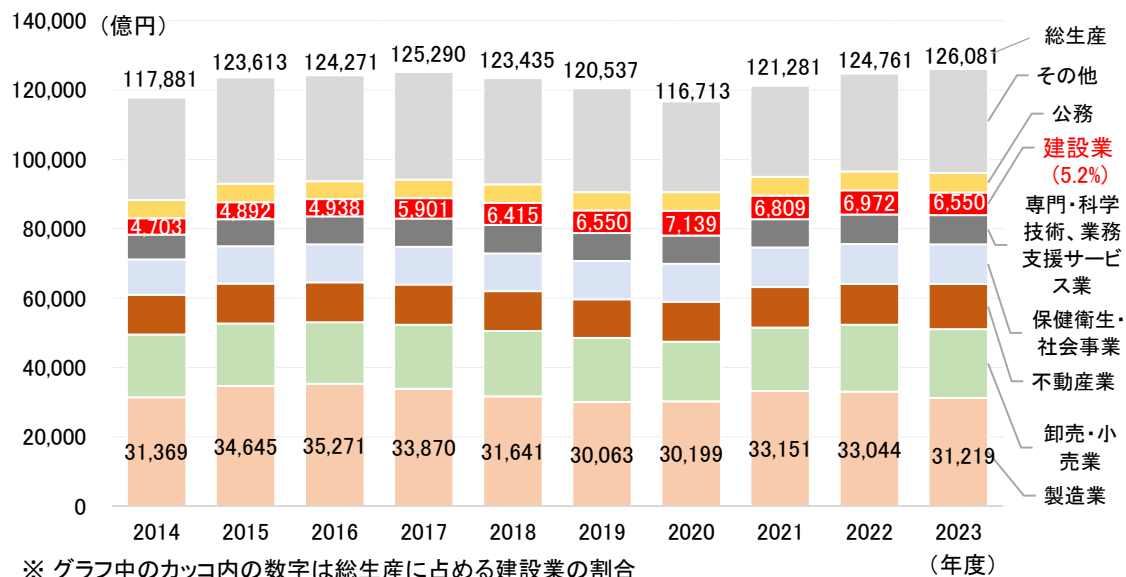


出所：総務省「国勢調査」

(10) 広島県全域（参考）

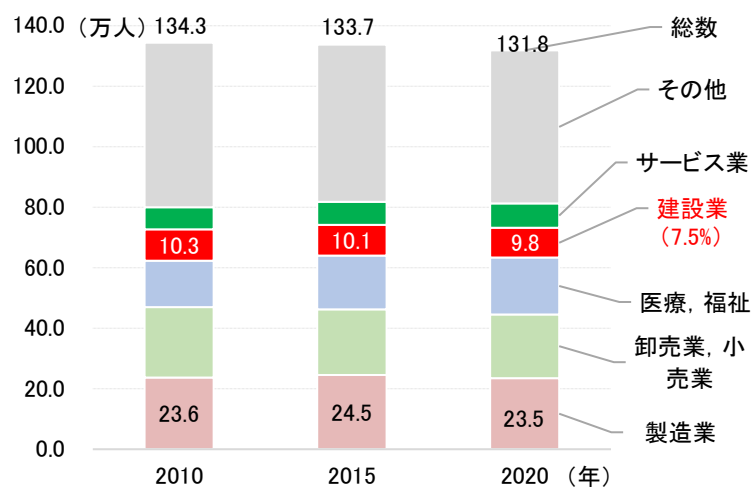
図表 2-14 県内地域別の生産額と就業者数の推移（広島県）

【生産額】



出所：報告書のデータ（出所：広島県「市町民経済計算」）を基に広島県が作成

【就業者数】

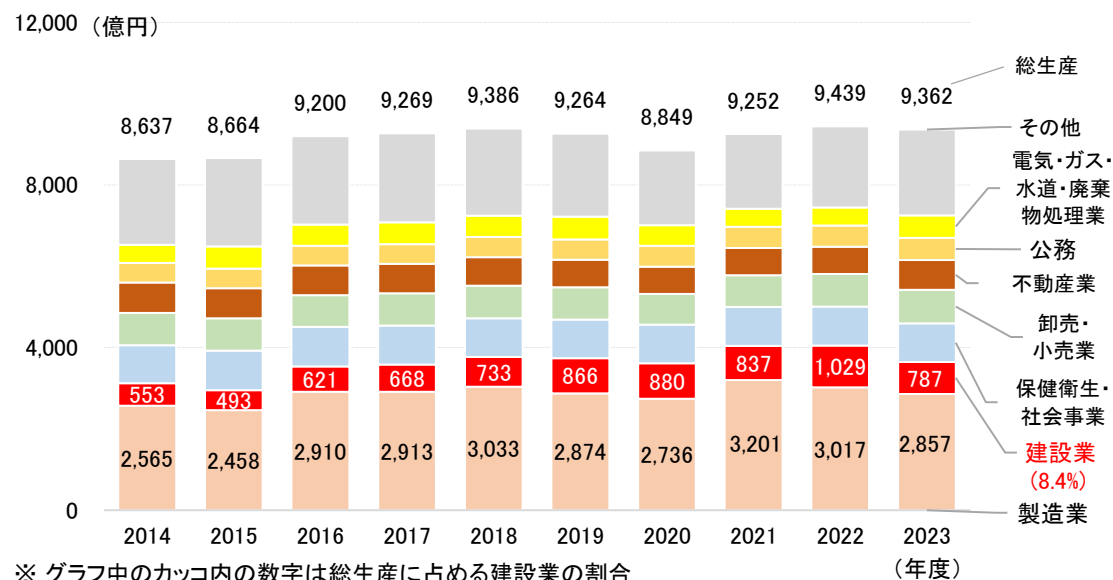


出所：総務省「国勢調査」

(11) 中山間地域（参考）

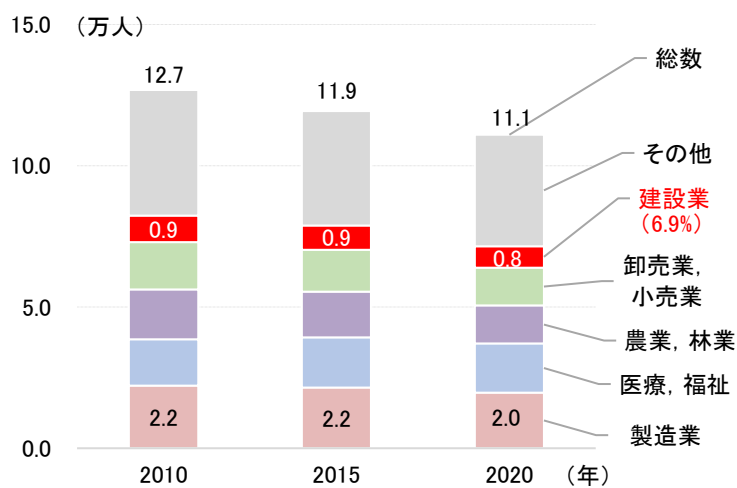
図表 2-15 県内地域別の生産額と就業者数の推移（中山間地域）

【生産額】



出所：広島県「市町民経済計算」

【就業者数】

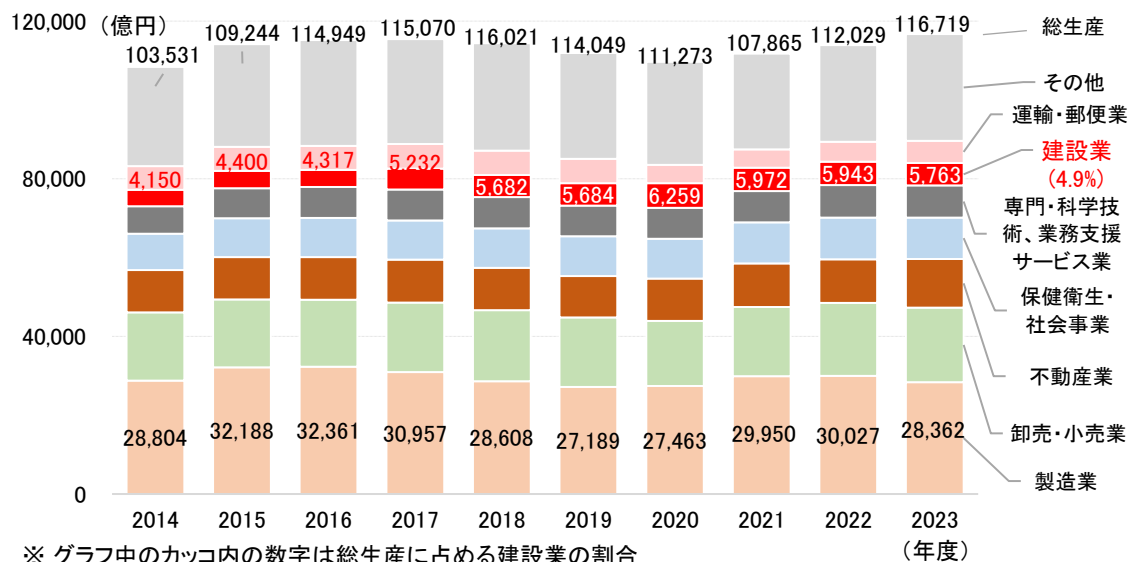


出所：総務省「国勢調査」

(12) 中山間地域以外（参考）

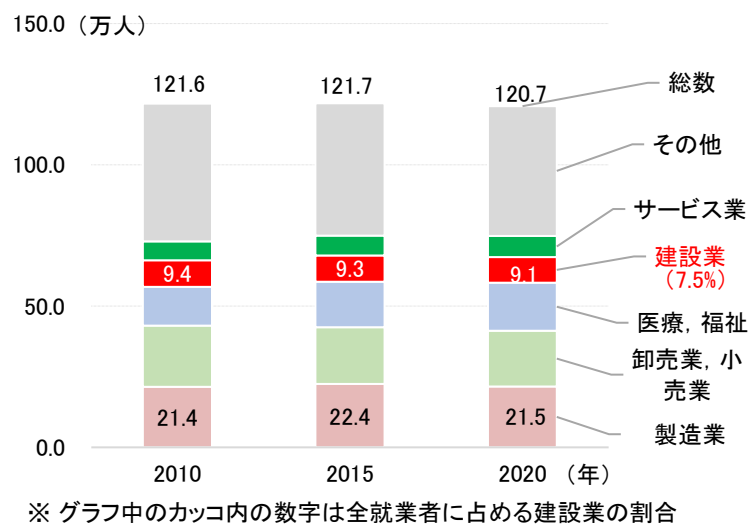
図表 2-16 県内地域別の生産額と就業者数の推移（中山間地域以外）

【生産額】



出所：広島県「市町民経済計算」

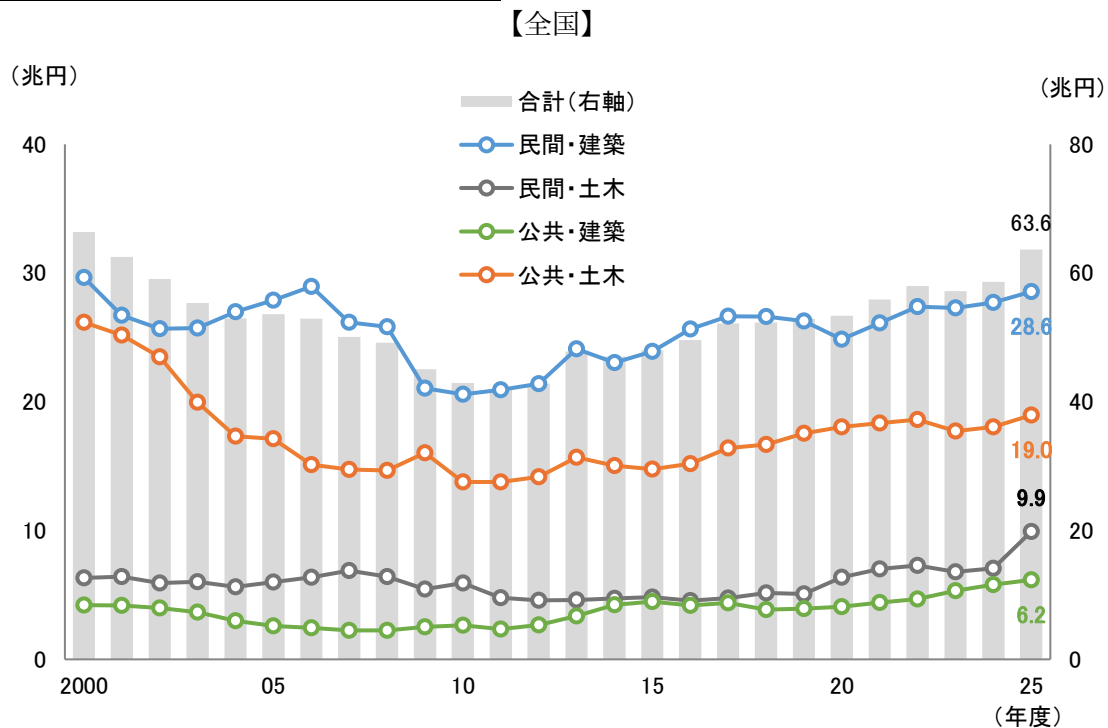
【就業者数】



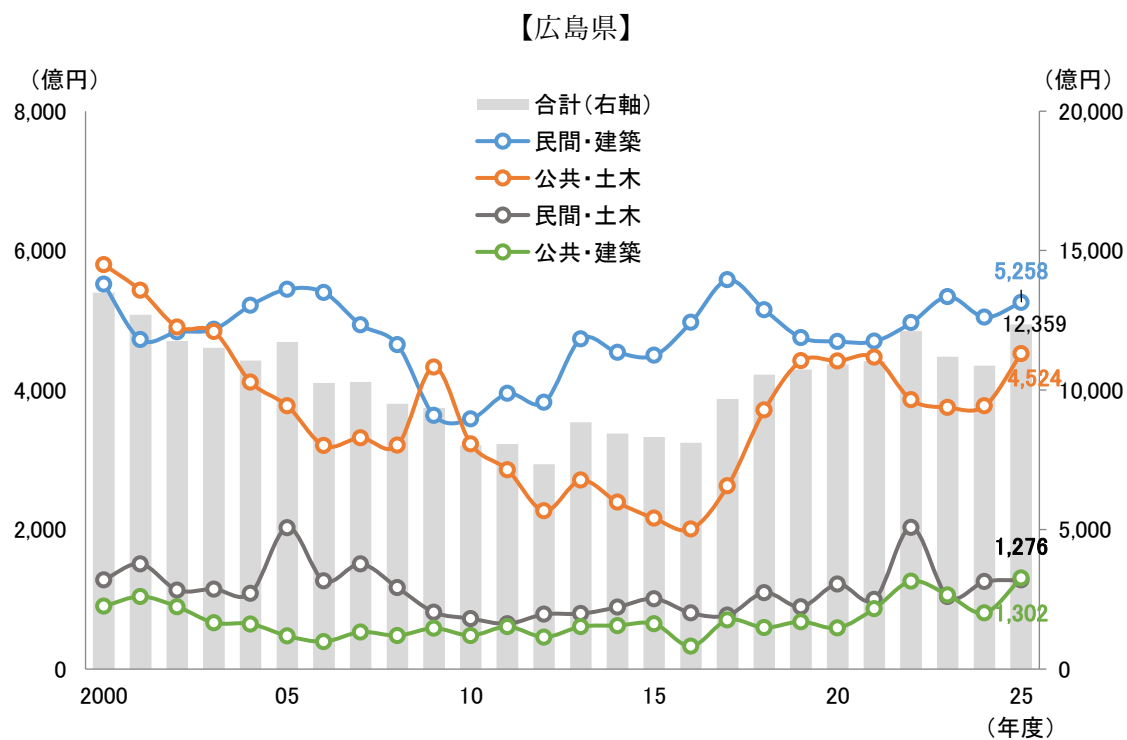
出所：総務省「国勢調査」

3 建設投資の動向

図表 3-1 建設投資額の推移（総額、種類別）



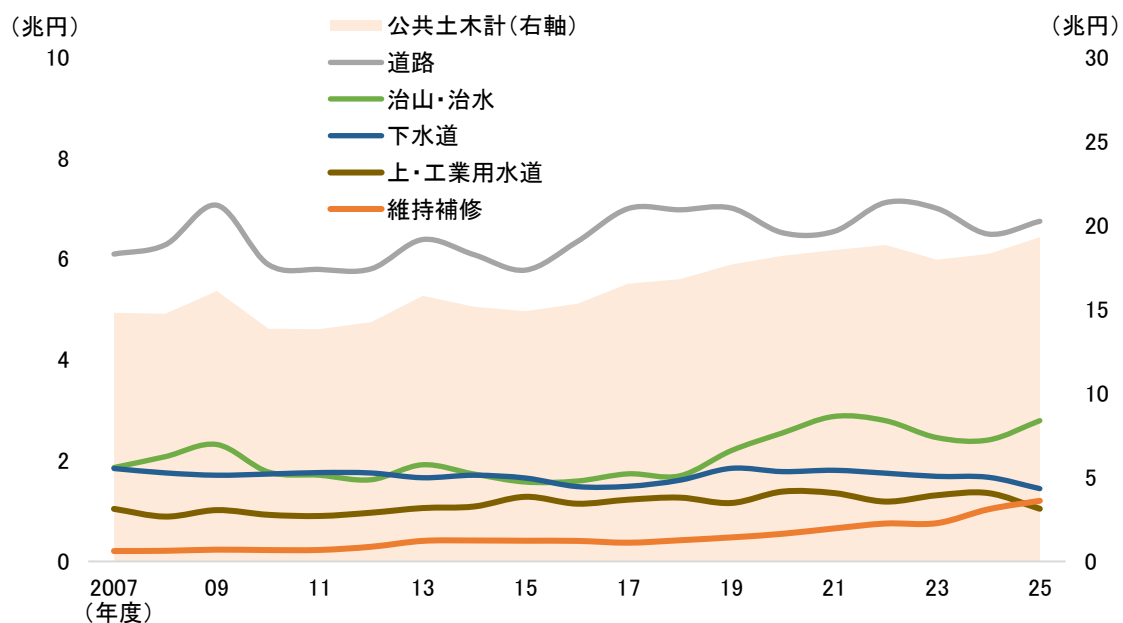
出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成



出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

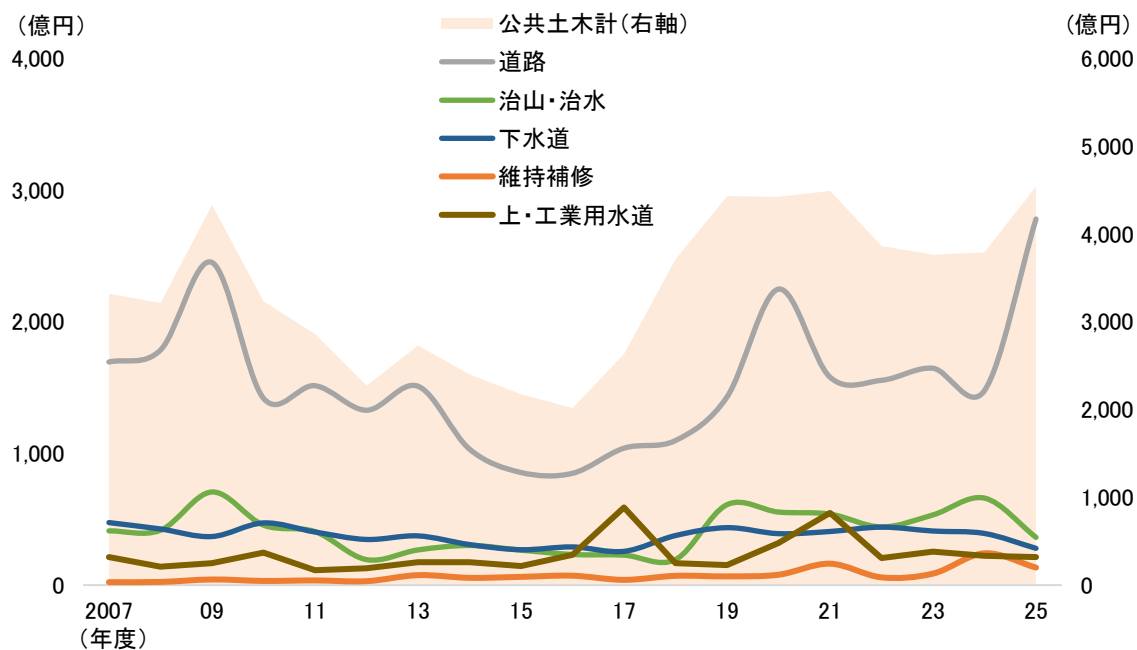
図表 3-2 公共・土木工事の動向

【全国】



出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

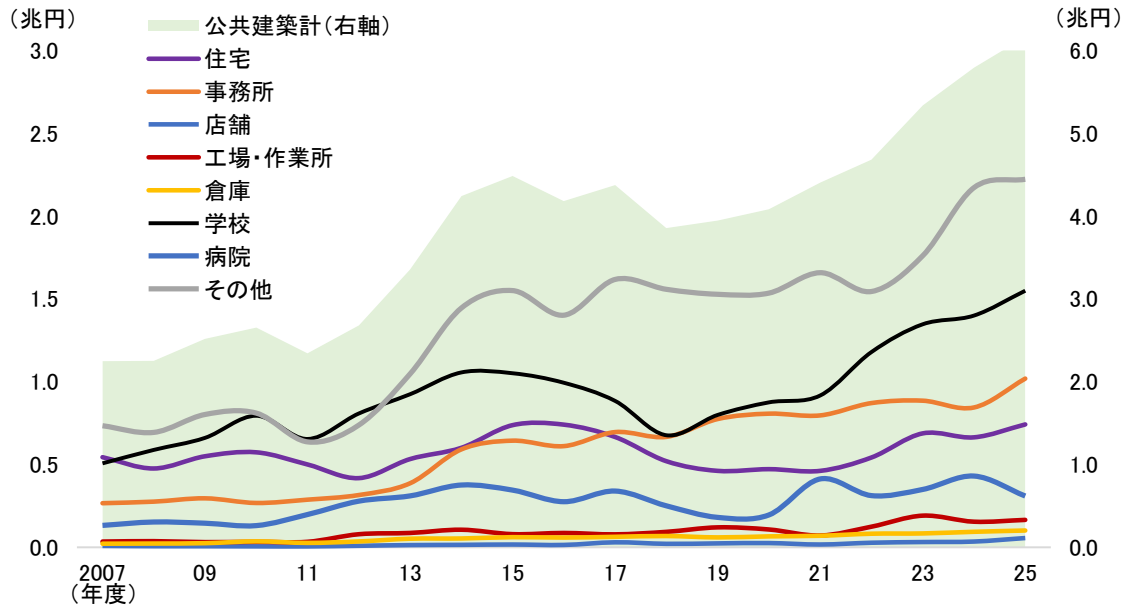
【広島県】



出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

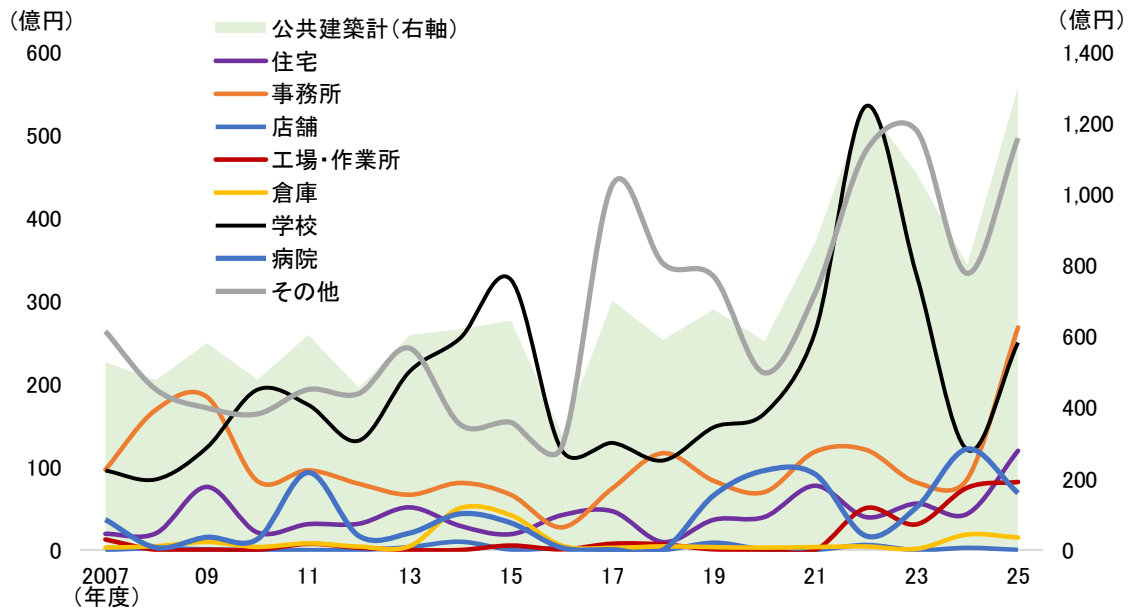
図表 3-3 公共・建築工事の動向

【全国】



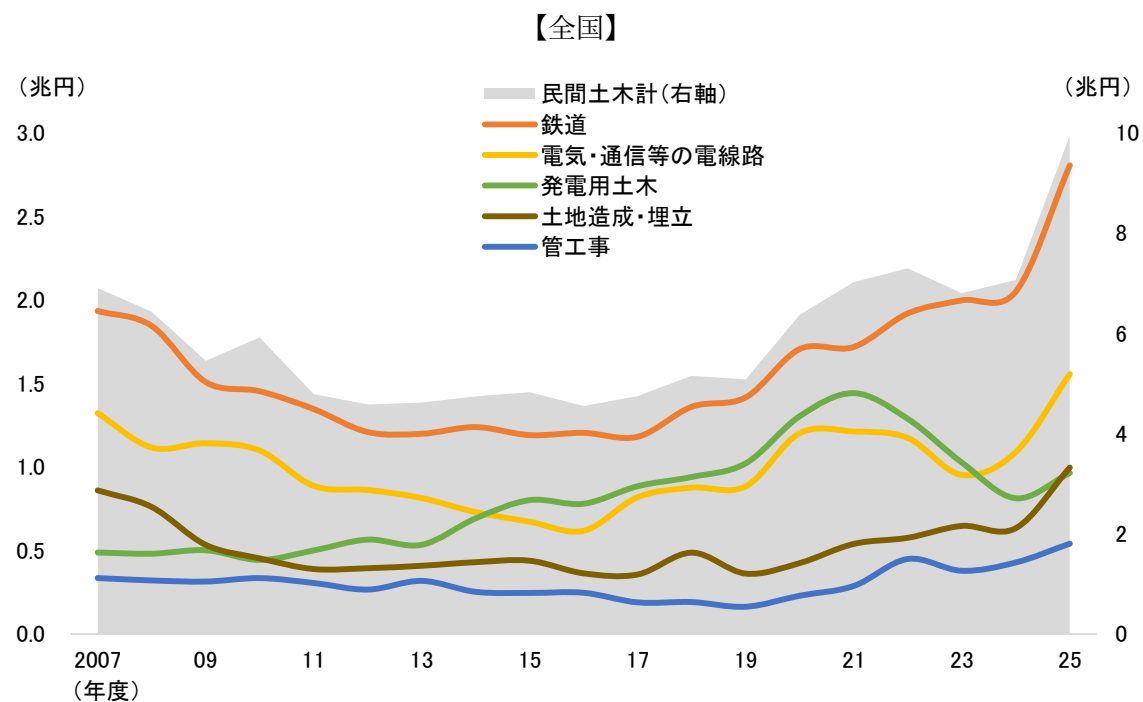
出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

【広島県】

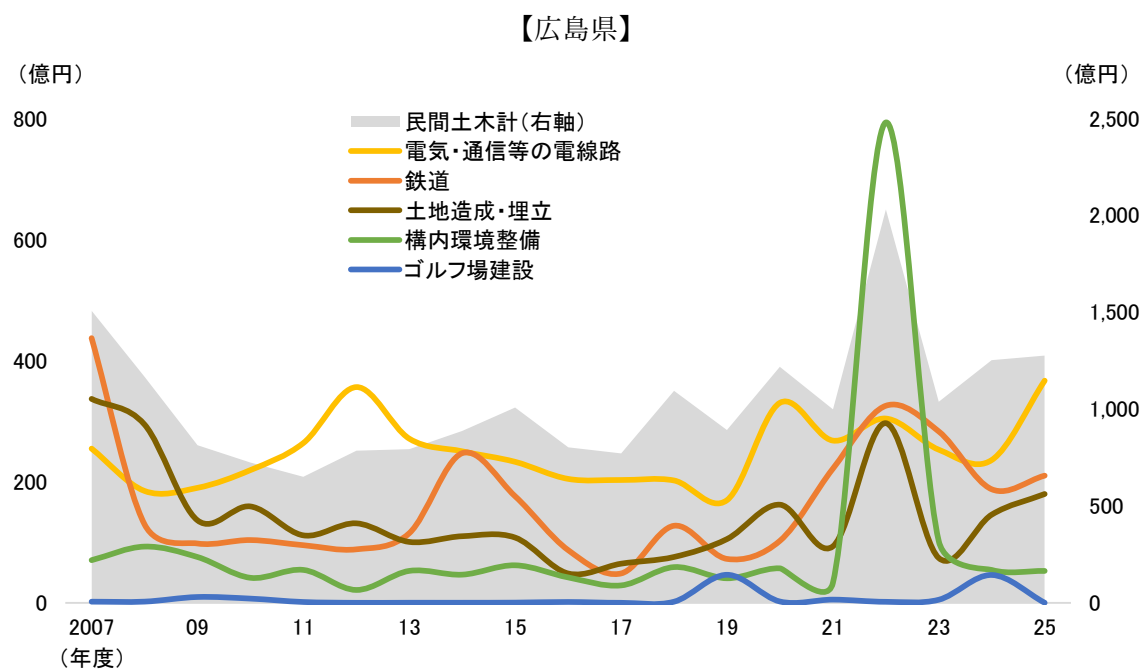


出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

図表 3-4 民間・土木工事の動向

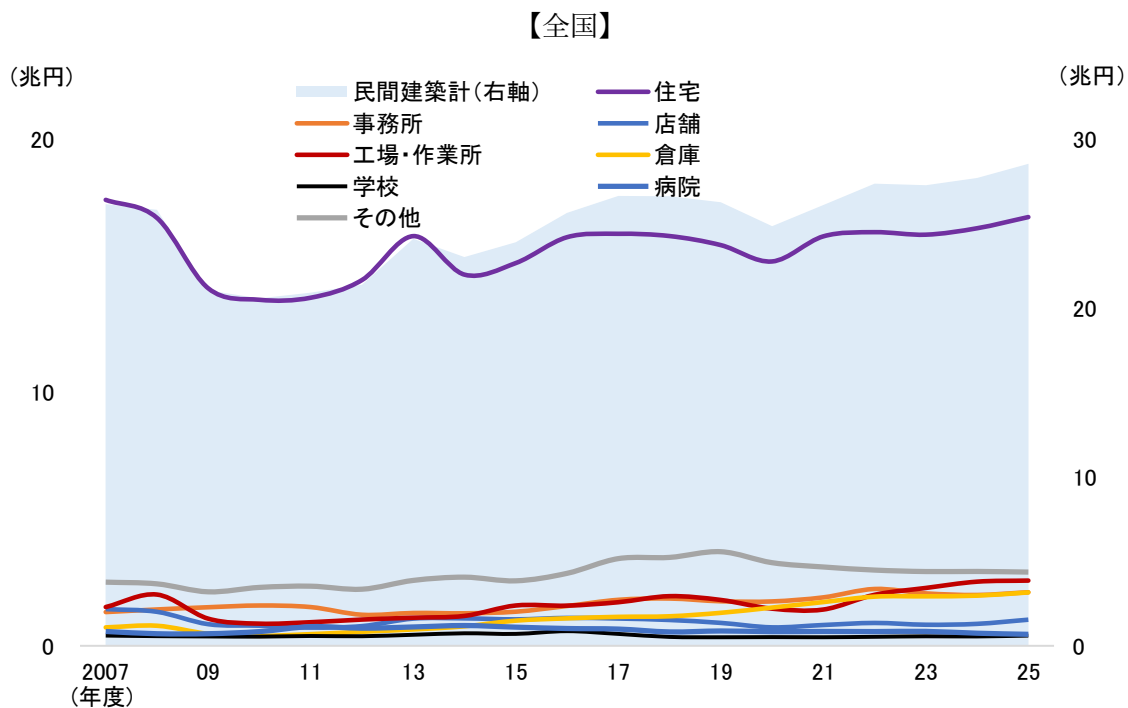


出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

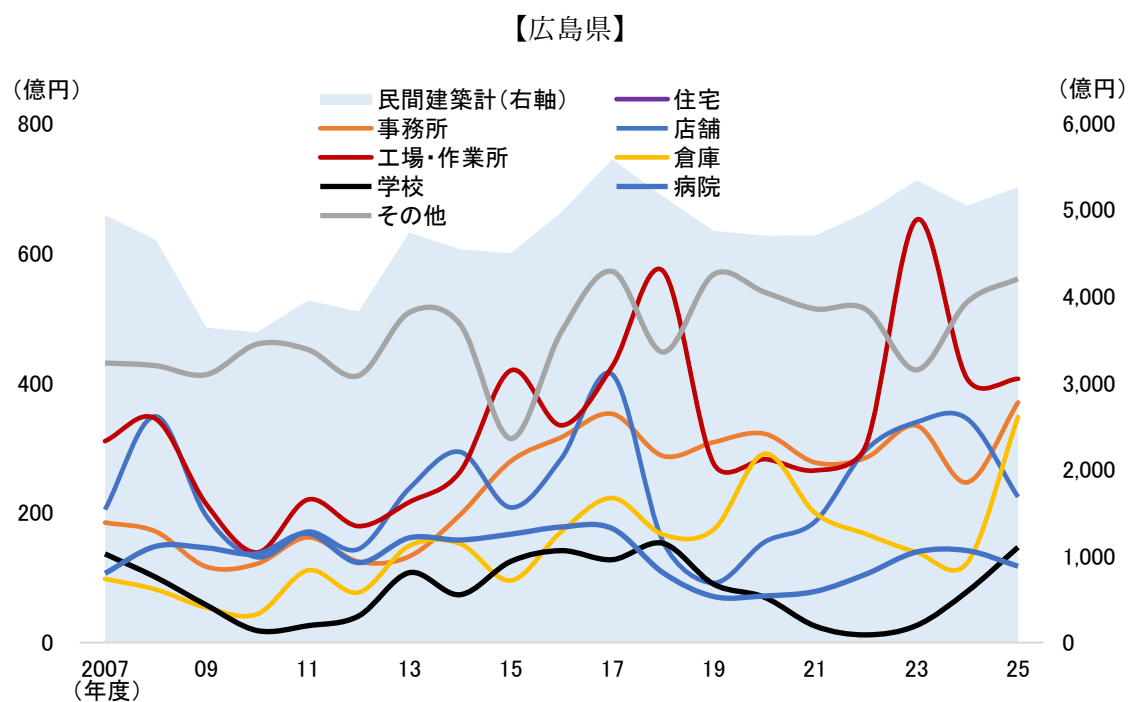


出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

図表 3-5 民間・建築工事の動向

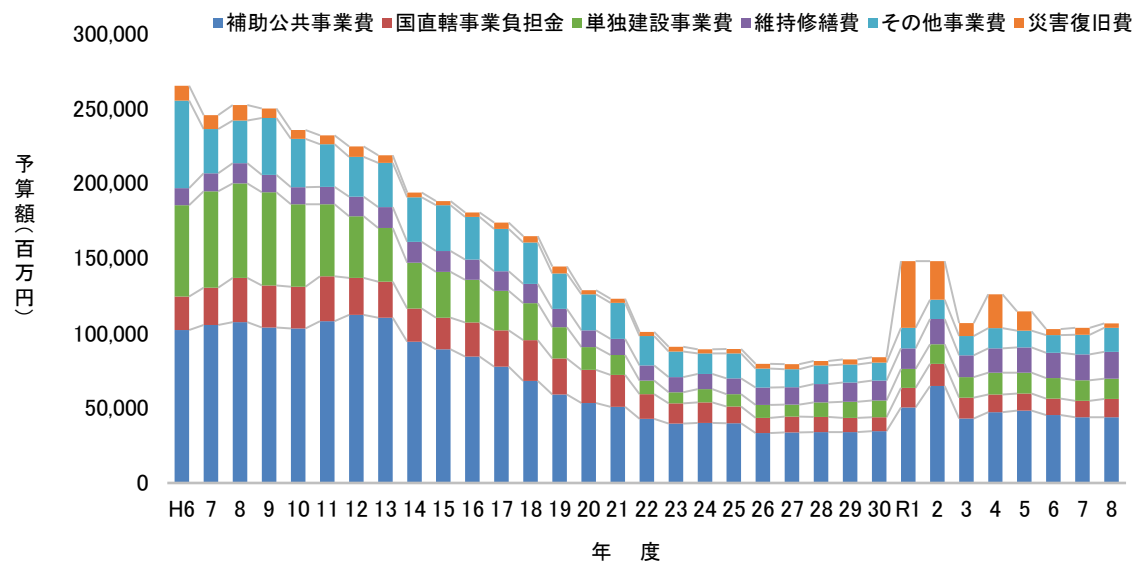


出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成



出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

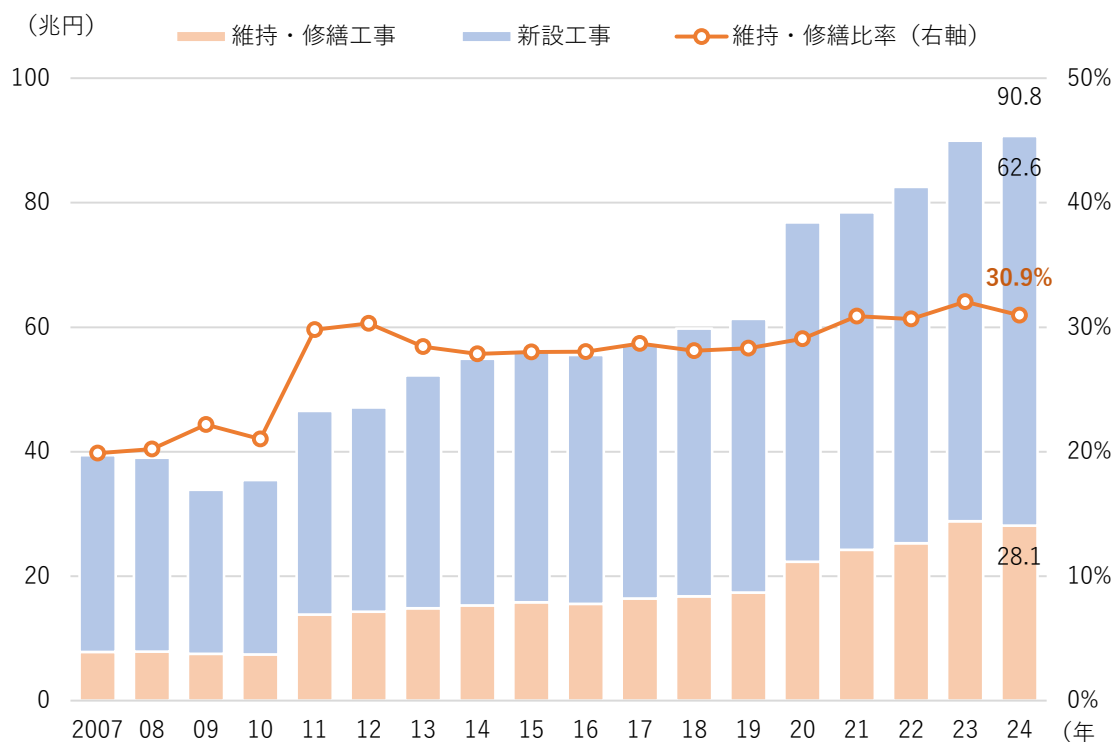
図表 3-6 公共事業関係予算の推移（広島県土木建築局関係当初予算）



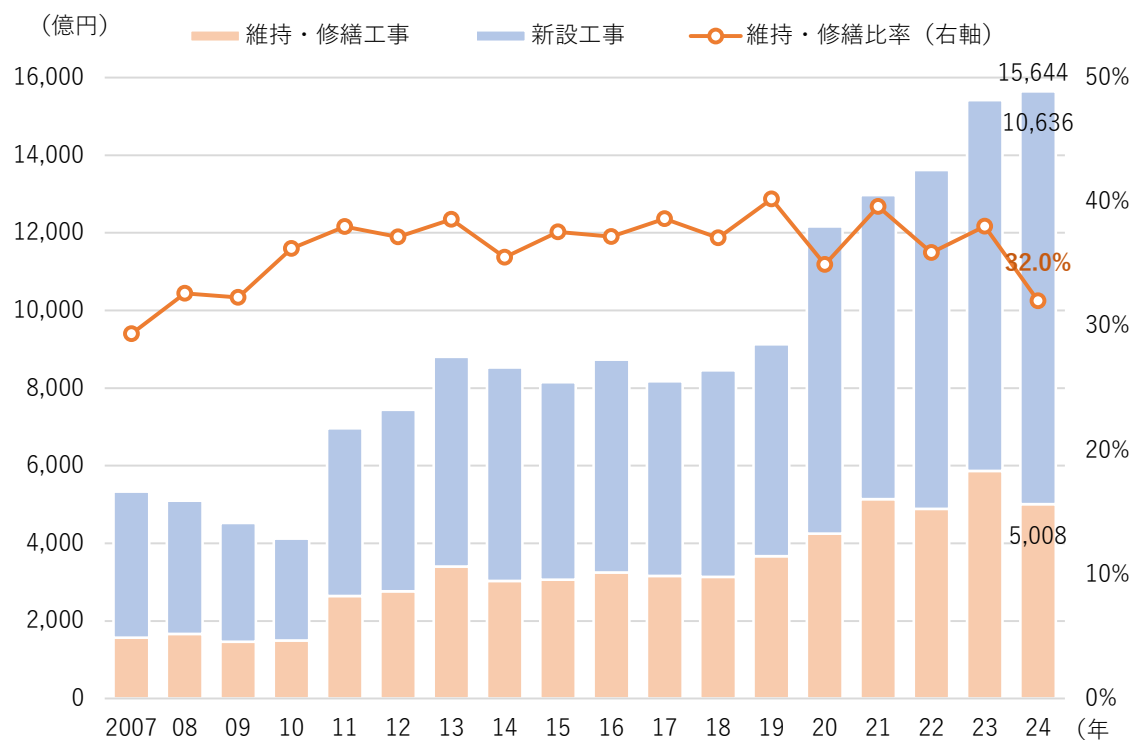
出所：広島県調べ

図表 3-7 元請完成工事高に占める維持修繕比率の推移

【全国】



【広島県】

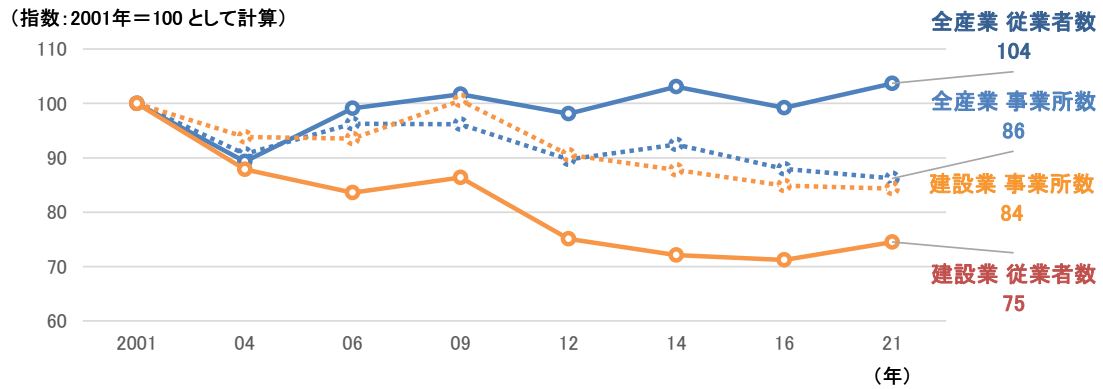


※ 維持修繕比率＝維持修繕工事完成工事高／全体完成工事高

出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」

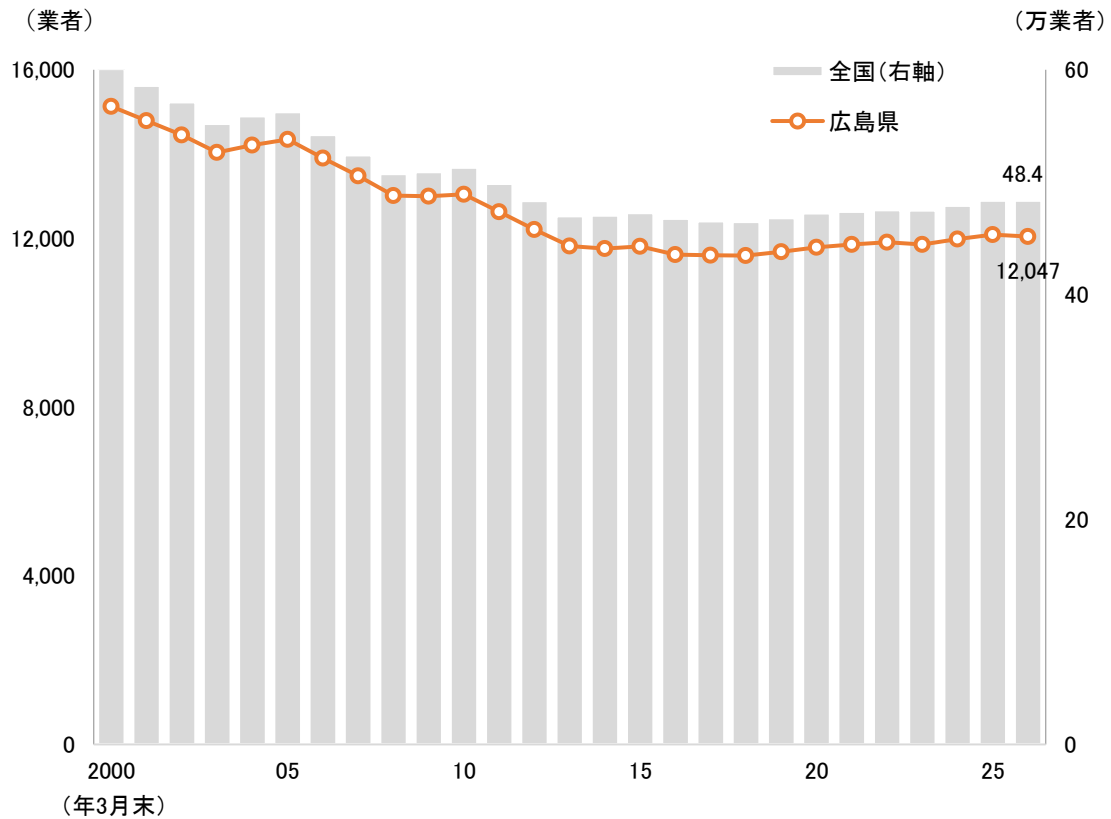
4 建設業の事業者数の動向

図表 4-1 広島県の全産業及び建設業の事業所数及び従業者数の推移



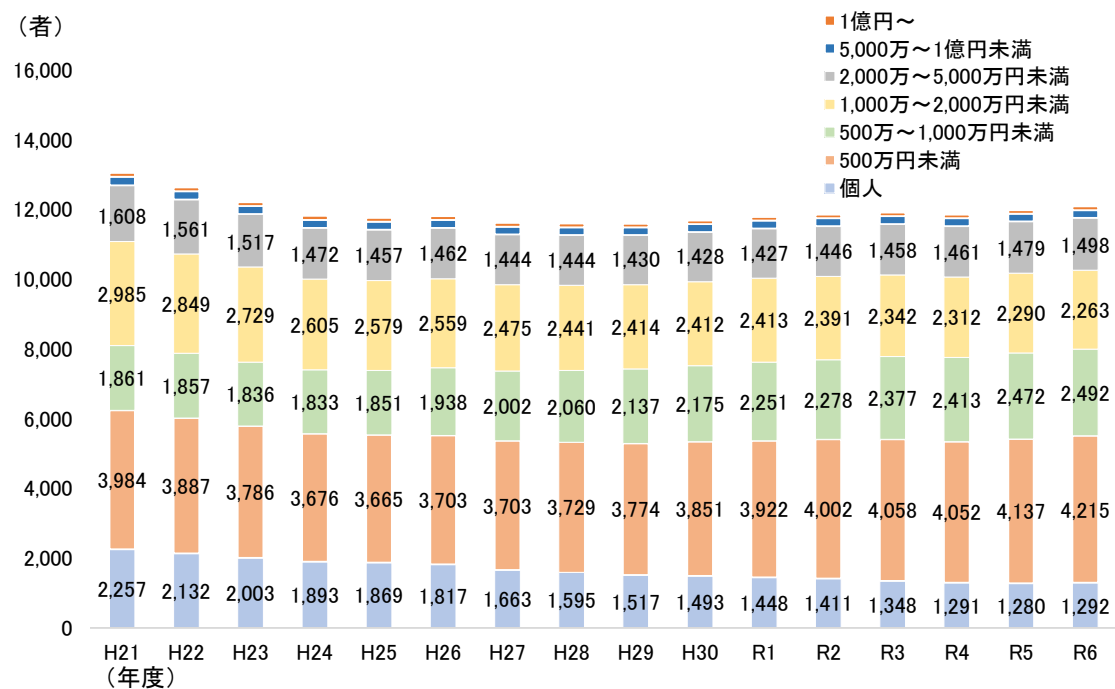
出所：総務省「事業所・企業統計調査」、経済産業省「経済センサス」

図表 4-2 全国及び広島県の建設業許可業者数

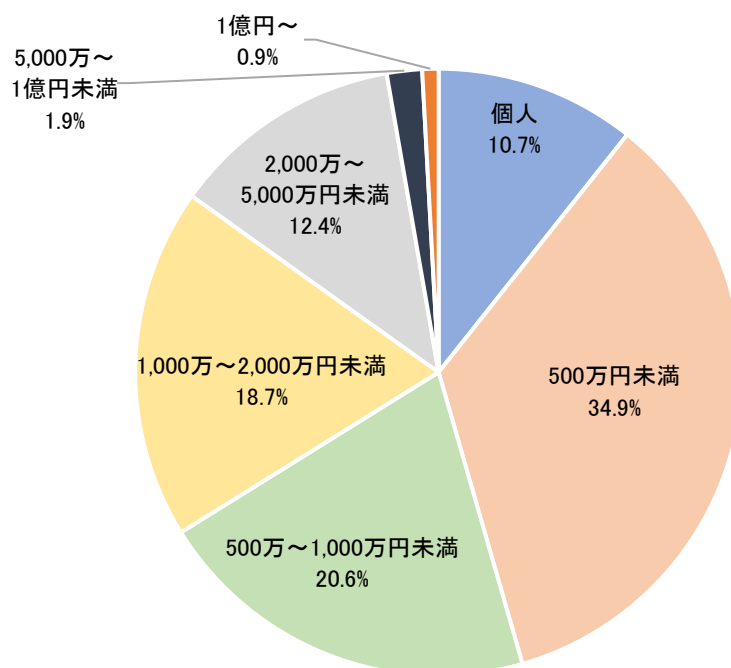


出所：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」）を基に広島県が作成

図表 4-3 広島県の建設業許可業者数の推移（資本階層別）



図表 4-4 広島県の建設業許可業者数の資本階層別構成比（令和7年3月末時点）



図表 4-5 広島県の建設業許可業者数の推移（全業種一覧）

許可業種	H21 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
土木一式	3,902	3,753	3,753	3,632	3,481	3,383	3,316	3,271	3,256
建築一式	3,946	3,793	3,793	3,664	3,531	3,504	3,399	3,317	3,258
鋼構造物	2,903	2,863	2,863	2,824	2,780	2,765	2,757	2,769	2,812
ほ装	3,143	3,045	3,045	2,963	2,865	2,800	2,758	2,746	2,767
とび・土工・コンクリート	4,775	4,676	4,676	4,567	4,462	4,494	4,477	4,511	4,582
管	2,235	2,204	2,204	2,150	2,110	2,112	2,063	2,071	2,087
電気	1,251	1,247	1,247	1,250	1,271	1,332	1,336	1,363	1,379
機械器具設置	582	591	591	593	604	602	611	620	644
塗装	1,675	1,661	1,661	1,652	1,633	1,660	1,694	1,740	1,779
電気通信	364	364	364	370	367	383	386	391	398
しゅんせつ	2,255	2,210	2,210	2,174	2,112	2,070	2,044	2,040	2,051
水道施設	2,941	2,862	2,862	2,793	2,699	2,638	2,590	2,573	2,578
消防施設	402	405	405	402	399	403	391	397	398
その他	16,862	16,729	16,729	16,721	16,460	16,705	16,779	17,248	17,975
合計	47,236	46,403	46,403	45,755	44,774	44,851	44,601	45,057	45,964

許可業種	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	構成比 (R6年度)	H21→R6 増減率
土木一式	3,274	3,316	3,323	3,362	3,335	3,368	3,388	6.6%	-13.2%
建築一式	3,253	3,249	3,192	3,176	3,126	3,088	3,065	5.9%	-22.3%
鋼構造物	2,852	2,913	2,940	3,020	3,039	3,080	3,120	6.0%	7.5%
ほ装	2,800	2,850	2,871	2,935	2,932	2,975	3,004	5.8%	-4.4%
とび・土工・コンクリート	4,635	4,710	4,789	4,862	4,873	4,949	5,018	9.7%	5.1%
管	2,110	2,136	2,162	2,202	2,197	2,237	2,272	4.4%	1.7%
電気	1,386	1,409	1,434	1,447	1,462	1,513	1,548	3.0%	23.7%
機械器具設置	652	659	671	689	698	716	723	1.4%	24.2%
塗装	1,832	1,880	1,952	2,031	2,098	2,151	2,195	4.2%	31.0%
電気通信	401	409	425	427	429	431	431	0.8%	18.4%
しゅんせつ	2,088	2,129	2,147	2,207	2,206	2,244	2,272	4.4%	0.8%
水道施設	2,599	2,641	2,652	2,699	2,693	2,729	2,751	5.3%	-6.5%
消防施設	397	399	396	406	410	412	405	0.8%	0.7%
その他	18,733	19,503	19,973	20,487	20,785	21,018	21,467	41.6%	27.3%
合計	47,012	48,203	48,927	49,950	50,283	50,911	51,659	100.0%	9.4%

出所：広島県調べ

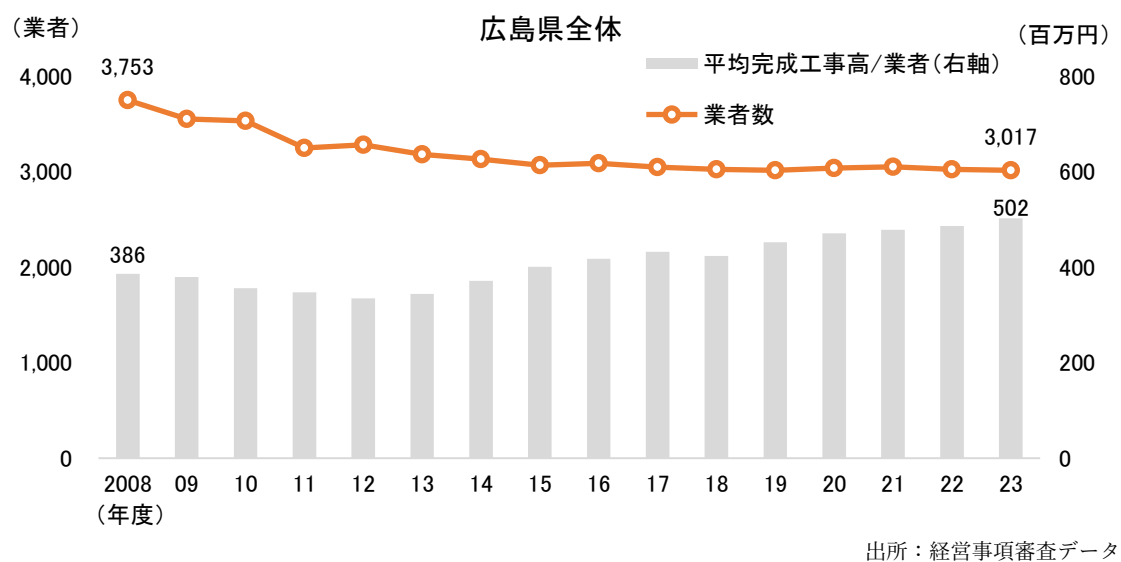
図表 4-6 広島県の建設業許可業者数の推移（市町別・中山間地域/中山間地域以外別）

市町	R1 (年度)	R2	R3	R4	R5	構成比 (R5年度)	R1→R5 年度 増減率
広島市	5,533	5,563	5,539	5,603	5,673	46.9%	2.5%
呉市	855	856	852	853	857	7.1%	0.2%
竹原市	132	132	127	131	131	1.1%	-0.8%
三原市	354	353	353	364	369	3.1%	4.2%
尾道市	500	488	483	474	469	3.9%	-6.2%
福山市	2,001	2,036	2,053	2,086	2,106	17.4%	5.2%
府中市	140	142	139	138	135	1.1%	-3.6%
三次市	224	224	219	218	222	1.8%	-0.9%
庄原市	125	124	121	121	121	1.0%	-3.2%
大竹市	111	115	113	114	115	1.0%	3.6%
東広島市	605	616	619	631	633	5.2%	4.6%
廿日市市	369	376	371	375	378	3.1%	2.4%
安芸高田市	127	113	110	113	113	0.9%	-11.0%
江田島市	97	89	83	83	85	0.7%	-12.4%
府中町	170	173	178	179	176	1.5%	3.5%
海田町	84	87	82	82	84	0.7%	0.0%
熊野町	83	86	85	85	86	0.7%	3.6%
坂町	45	45	46	47	47	0.4%	4.4%
安芸太田町	46	45	42	42	41	0.3%	-10.9%
北広島町	104	103	102	103	103	0.9%	-1.0%
大崎上島町	23	22	21	22	22	0.2%	-4.3%
世羅町	84	81	79	80	84	0.7%	0.0%
神石高原町	47	45	43	44	42	0.3%	-10.6%
中山間地域	1,017	988	959	964	968	8.0%	-4.8%
中山間地域以外	10,842	10,926	10,901	11,024	11,124	92.0%	2.6%
合計	11,859	11,914	11,860	11,988	12,092	100.0%	2.0%

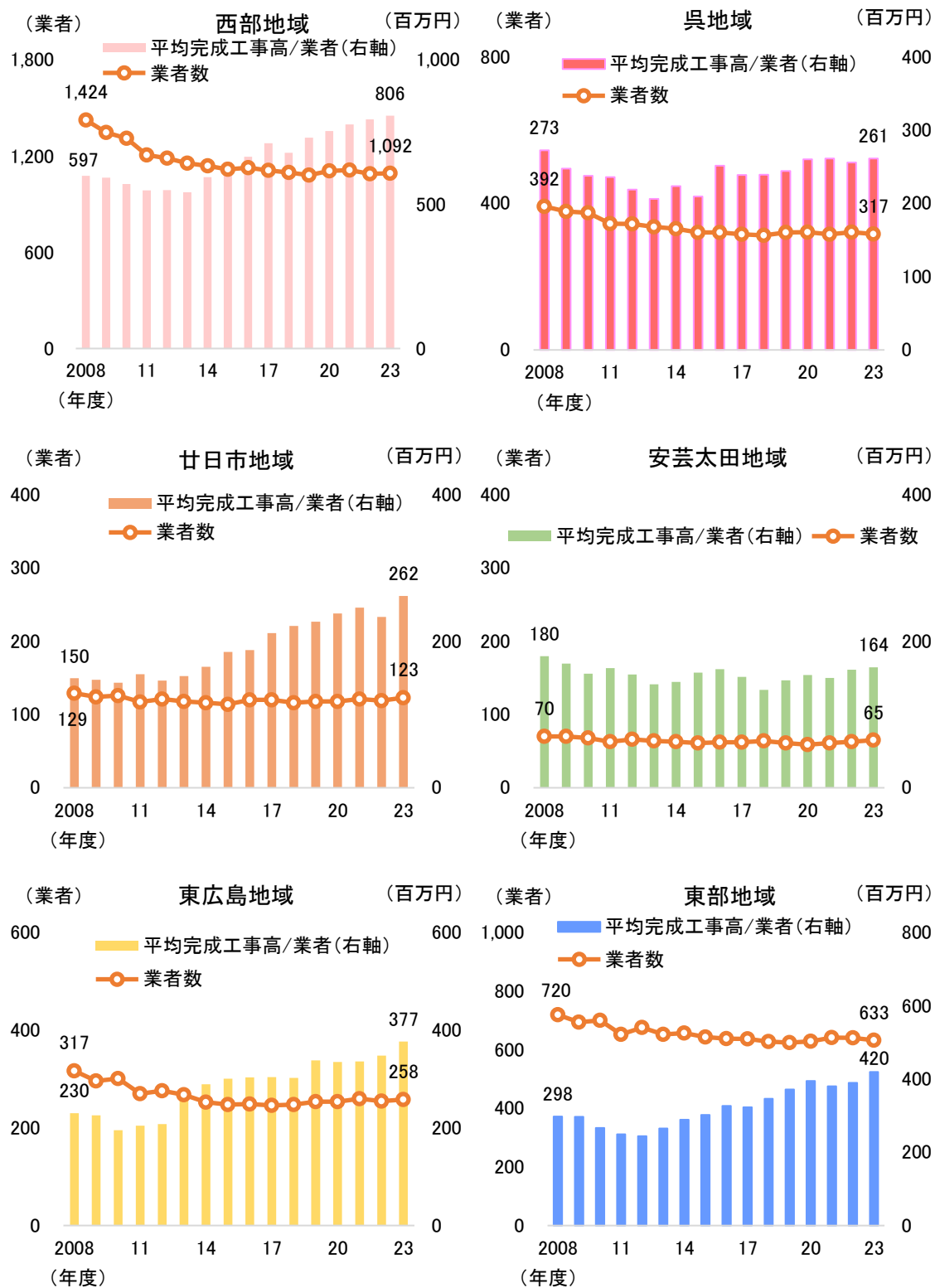
出所：広島県調べ

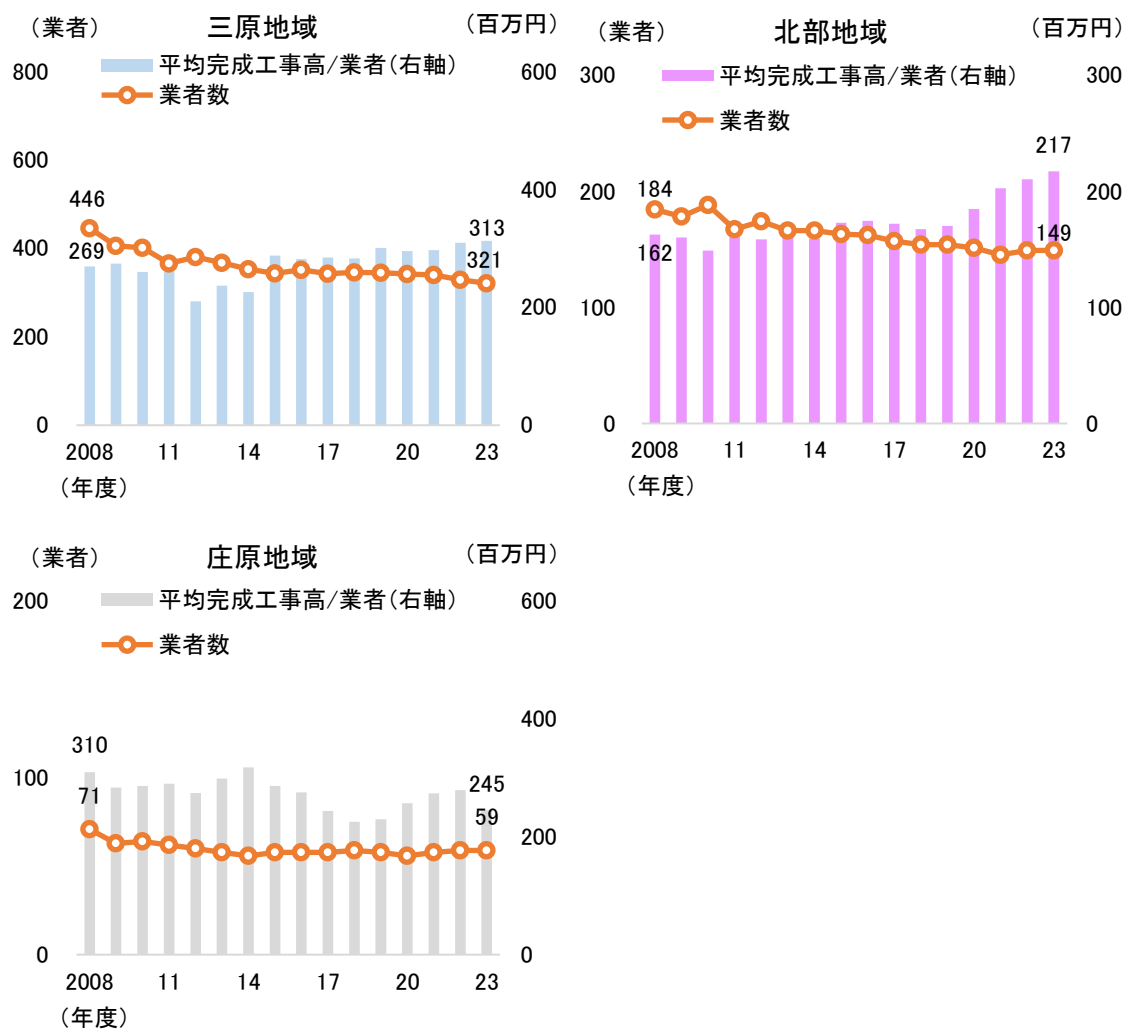
5 建設企業の経営状況

図表 5-1 広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移



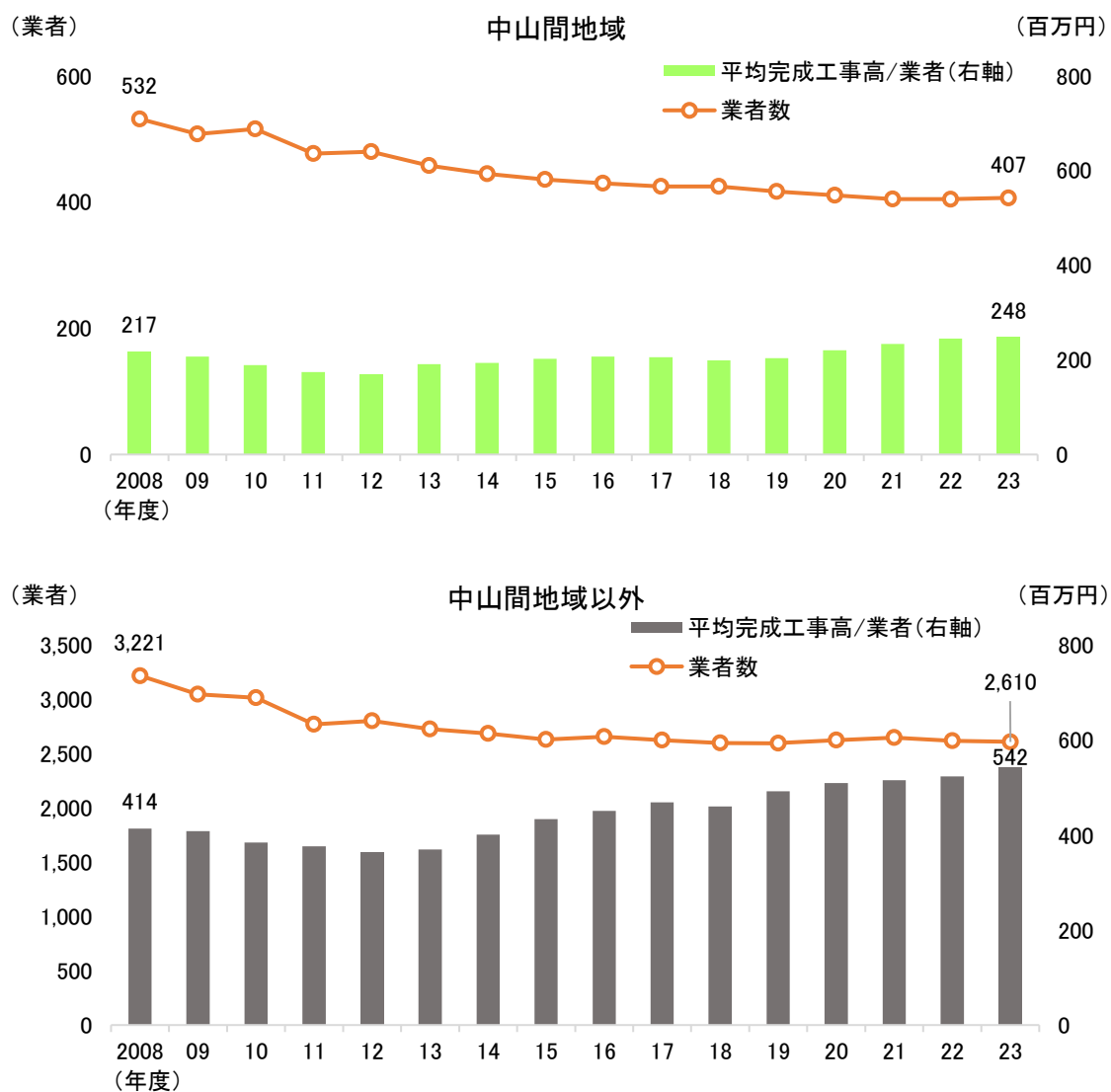
図表 5-2 広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移（地域別）





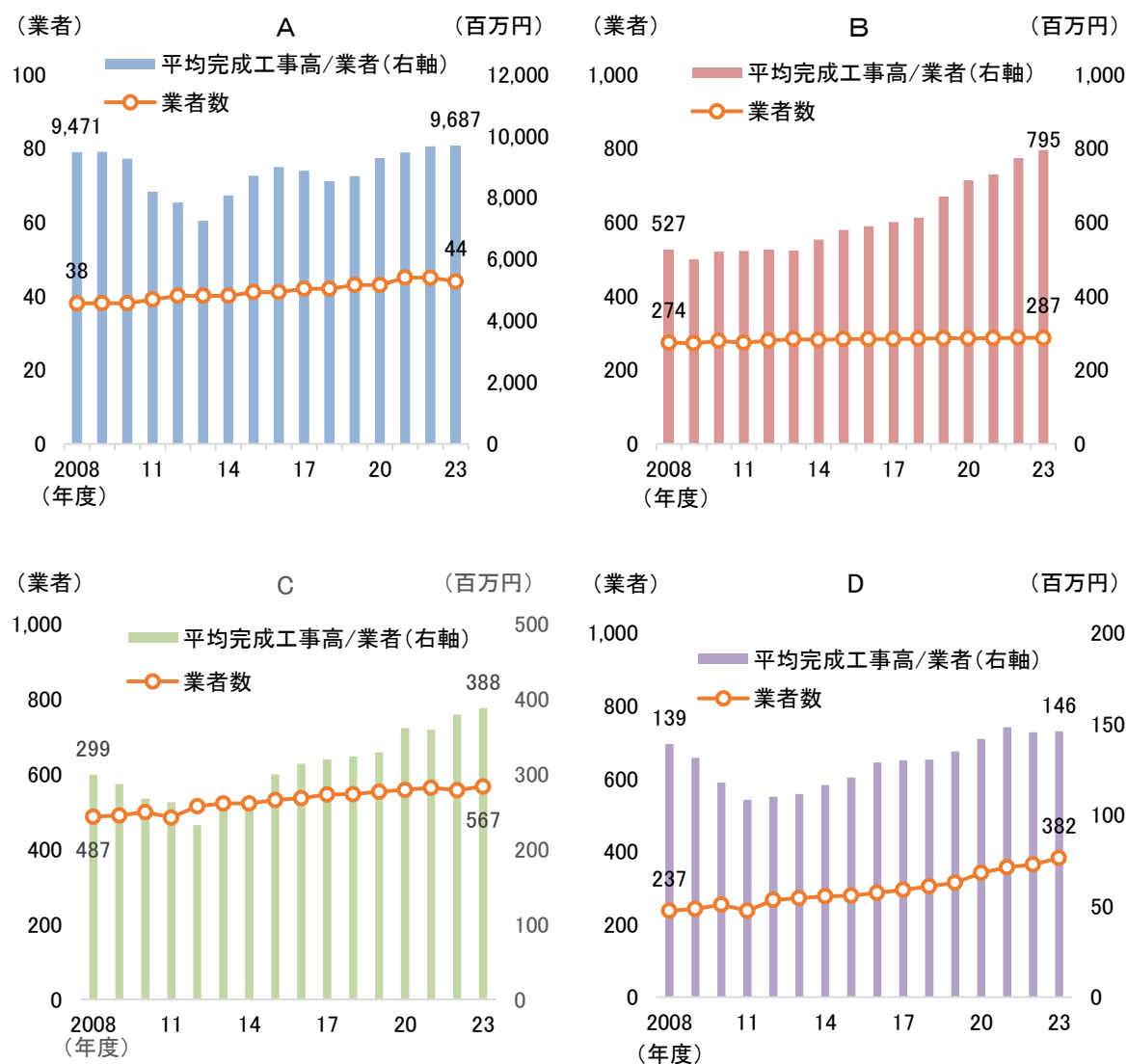
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

図表 5-3 広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移(中山間地域/中山間地域以外別)



出所：経営事項審査データ

図表 5-4 広島県の経営事項審査受審業者数と1業者当たり平均完成工事高の推移（土木一式格付別）



出所：経営事項審査データ

図表 5-5 経営事項審査8指標の概要、全国の受審業者の平均値（2008/2023 年度）

指標	概要	2008 年度	2023 年度
純支払利息比率	有利子負債の状況を支払利息の観点から見た比率で、小さいほど良い	0.67	0.25
負債回転期間	会社にとって返済等の必要がある経済的負担等が、月商（1か月当たりの平均売上高）に対しどれだけあるかを示す比率で、小さいほど良い	6.02	6.06
総資本売上総利益率	総資本（負債純資産合計）に対する売上総利益の割合で、投資効率を企業のもっとも基本的な利益である売上総利益から見た指標。高いほど良い	29.62	31.43
売上高経常利益率	売上高に対する企業の経常的な活動からの利益（経常利益）の比率。財務活動なども含めた通常の企業活動における利益率であり、高いほど良い	0.20	1.55
自己資本対固定資産比率	固定資産比率の逆数をとった比率で、設備投資など固定資産がどの程度自己資本（純資産）で調達されているかを見る。逆数をとっているのが高いほど良い	120.00	160.77
自己資本比率	総資本（負債純資産合計）に対し、自己資本（純資産）の占める割合を見るもので、資本蓄積の度合いを示す比率。高いほど良い	27.09	36.31
営業キャッシュフロー（絶対額）	営業活動で得られた資金が、どれだけ増加したかを見る指標で、高いほど良い	0.07	0.25
利益剰余金（絶対額）	会社設立以来の損益の蓄積の度合いを見る指標で、高いほど良い	0.77	2.10
評点（Y）	上記8指標を総合し点数化したもの。高いほど良い	711.01	784.83

出所：経営事項審査データ

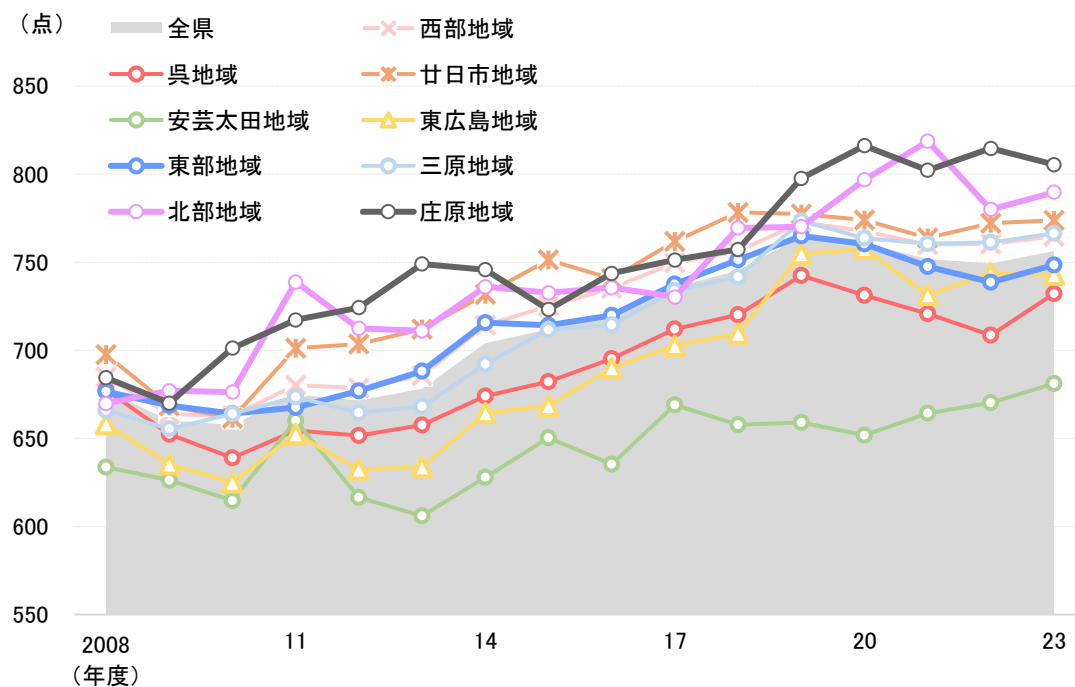
図表 5-6 経営事項審査8指標の概要、広島県の受審業者の平均値（2008/2023 年度）

指標	概要	2008 年度	2023 年度
純支払利息比率	有利子負債の状況を支払利息の観点から見た比率で、小さいほど良い	0.77	0.41
負債回転期間	会社にとって返済等の必要がある経済的負担等が、月商（1か月当たりの平均売上高）に対しどれだけあるかを示す比率で、小さいほど良い	6.97	6.93
総資本売上総利益率	総資本（負債純資産合計）に対する売上総利益の割合で、投資効率を企業のもっとも基本的な利益である売上総利益から見た指標。高いほど良い	30.77	31.42
売上高経常利益率	売上高に対する企業の経常的な活動からの利益（経常利益）の比率。財務活動なども含めた通常の企業活動における利益率であり、高いほど良い	▲ 0.56	1.42
自己資本対固定資産比率	固定資産比率の逆数をとった比率で、設備投資など固定資産がどの程度自己資本（純資産）で調達されているかを見る。逆数をとっているのが高いほど良い	87.46	143.90
自己資本比率	総資本（負債純資産合計）に対し、自己資本（純資産）の占める割合を見るもので、資本蓄積の度合いを示す比率。高いほど良い	17.32	31.08
営業キャッシュフロー（絶対額）	営業活動で得られた資金が、どれだけ増加したかを見る指標で、高いほど良い	0.12	0.36
利益剰余金（絶対額）	会社設立以来の損益の蓄積の度合いを見る指標で、高いほど良い	1.31	3.07
評点（Y）	上記8指標を総合し点数化したもの。高いほど良い	677.02	756.31

出所：経営事項審査データ

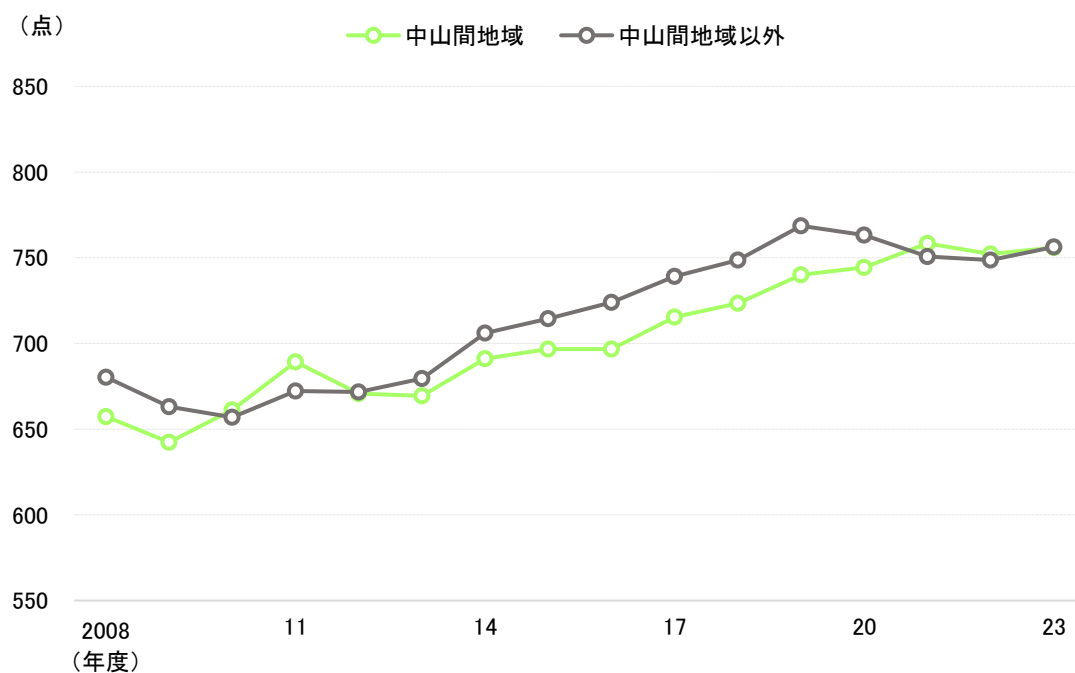
図表 5-7 経営事項審査受審業者の評点（Y）の地域・土木一式格付別推移

【広島県内地域別】



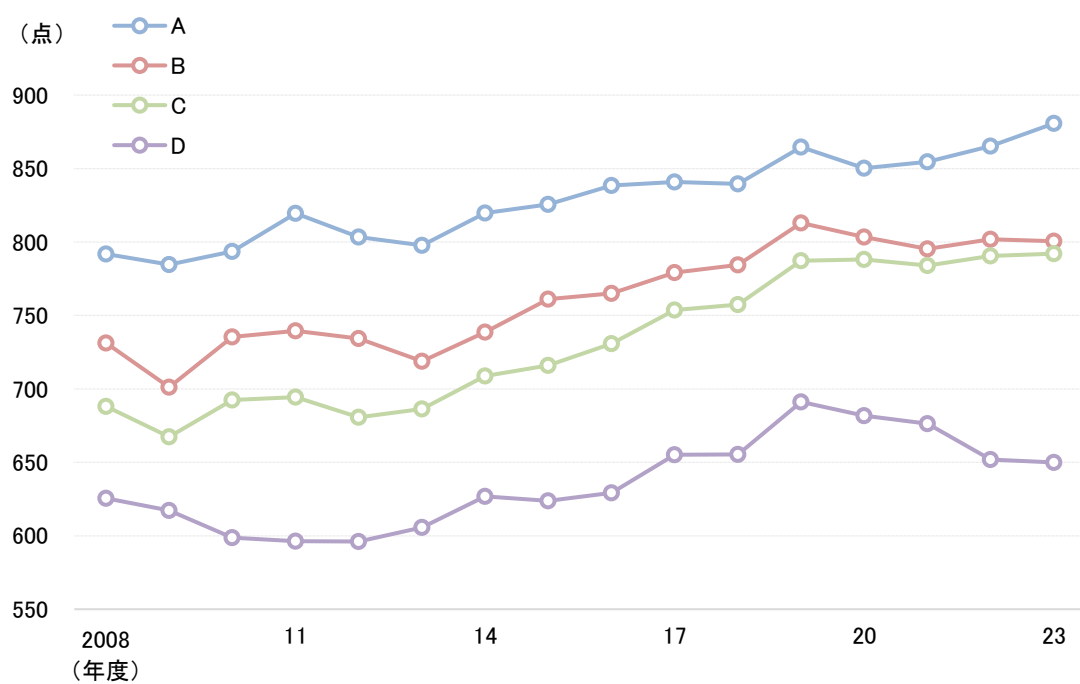
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

【中山間地域/中山間地域以外別】



出所：経営事項審査データ

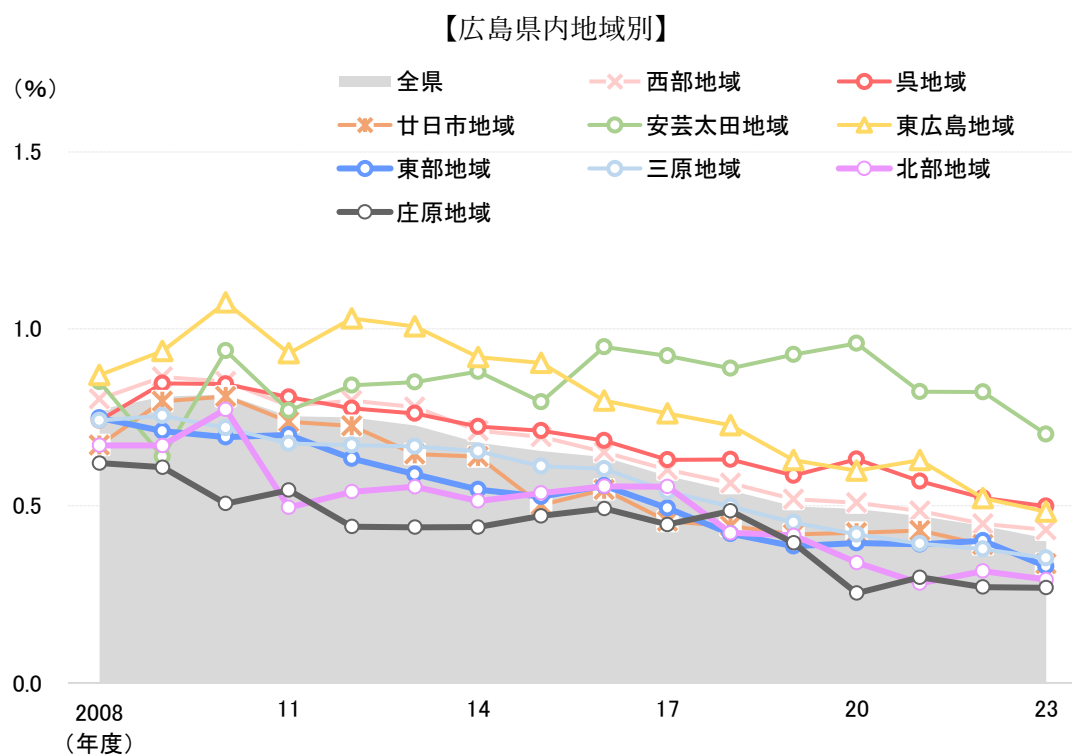
【土木一式工事格付別】



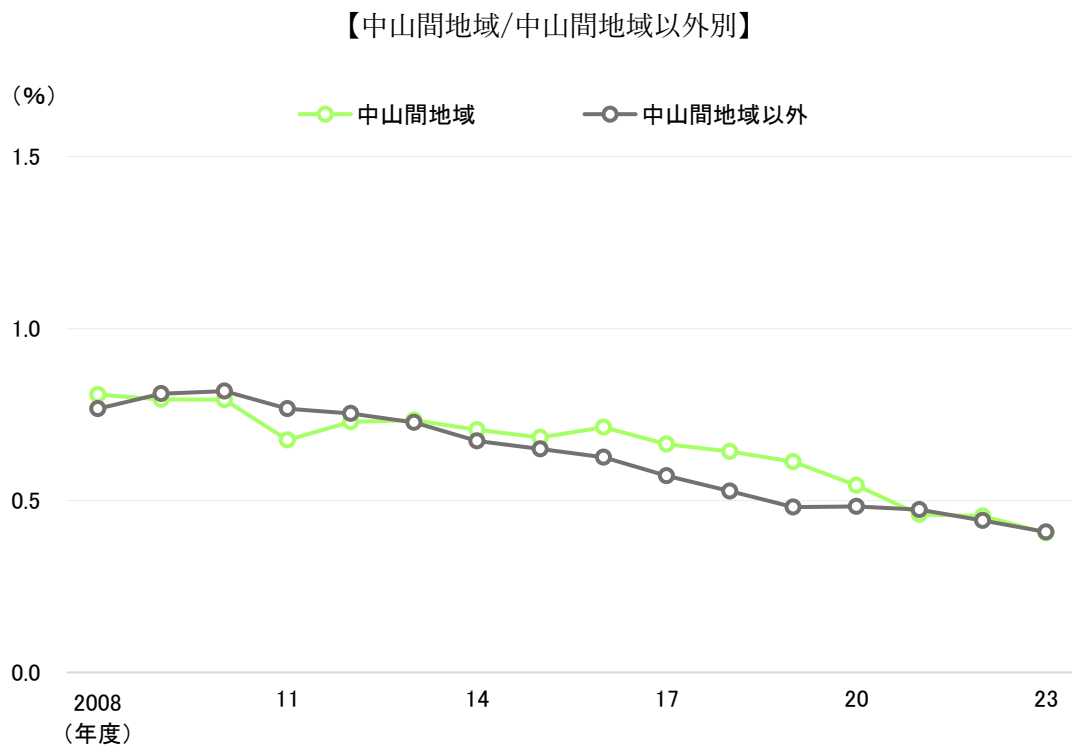
出所：経営事項審査データ

図表 5-8 経営事項審査受審業者の8指標の地域・土木一式格付別推移

(1) 純支払利息比率

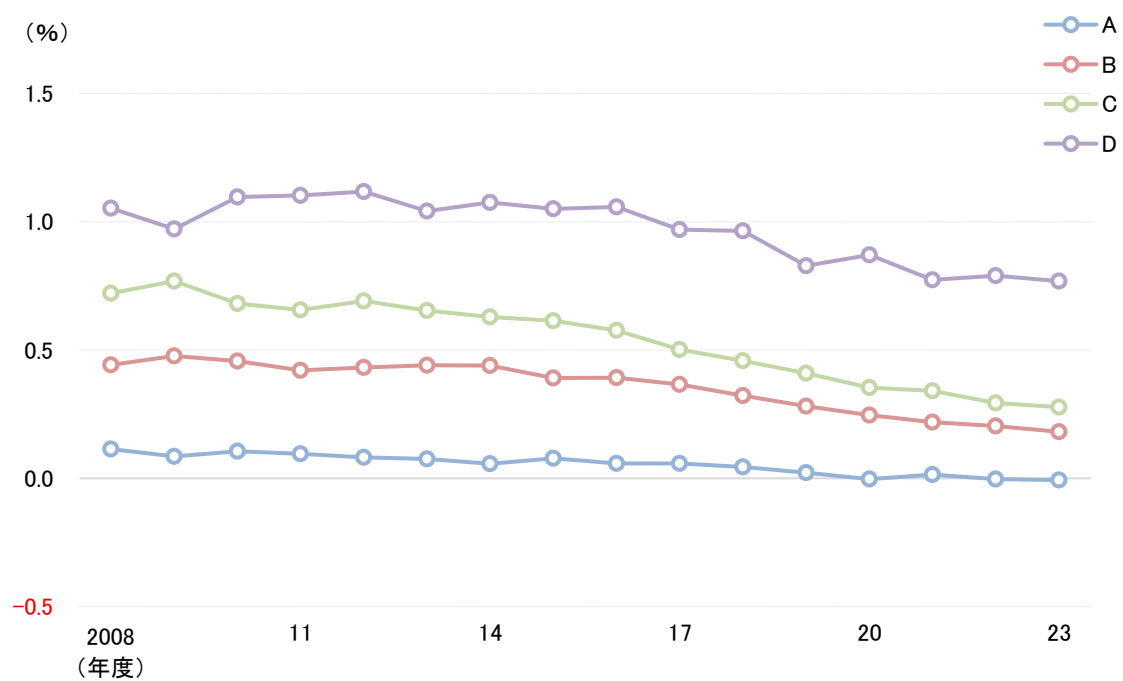


出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成



出所：経営事項審査データ

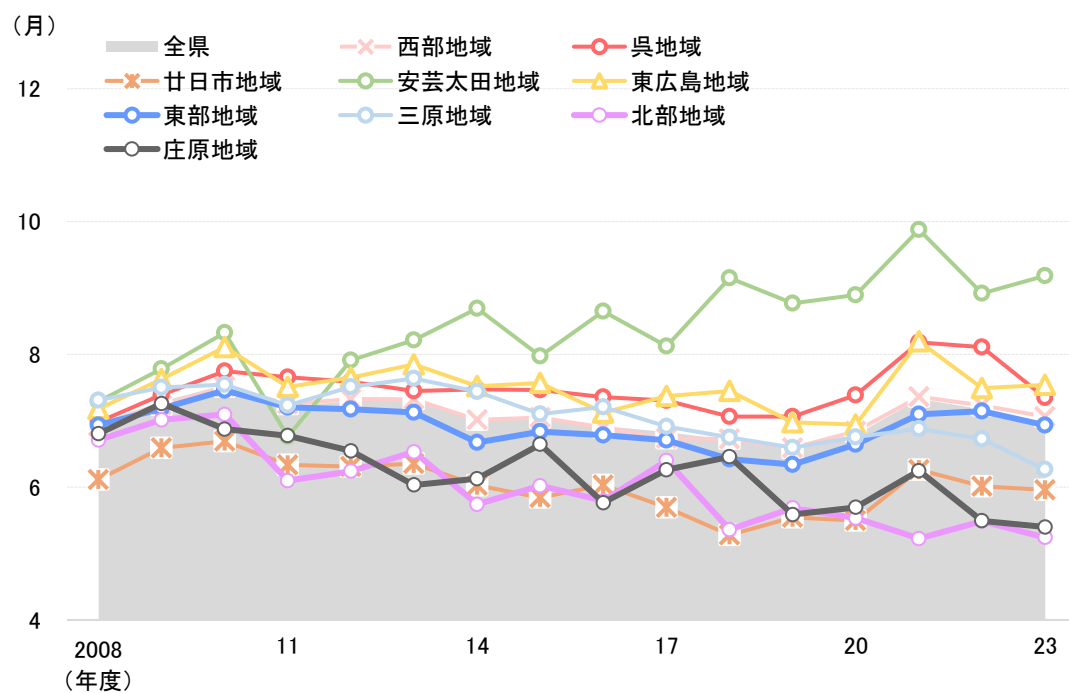
【土木一式工事格付別】



出所：経営事項審査データ

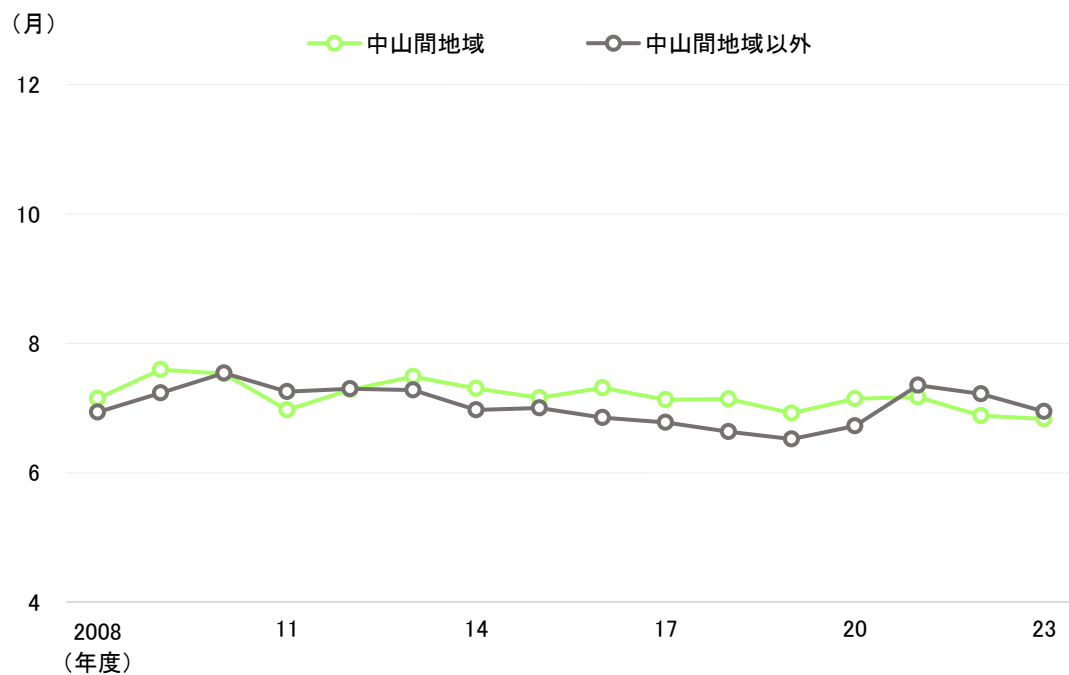
(2) 負債回転期間

【広島県内地域別】



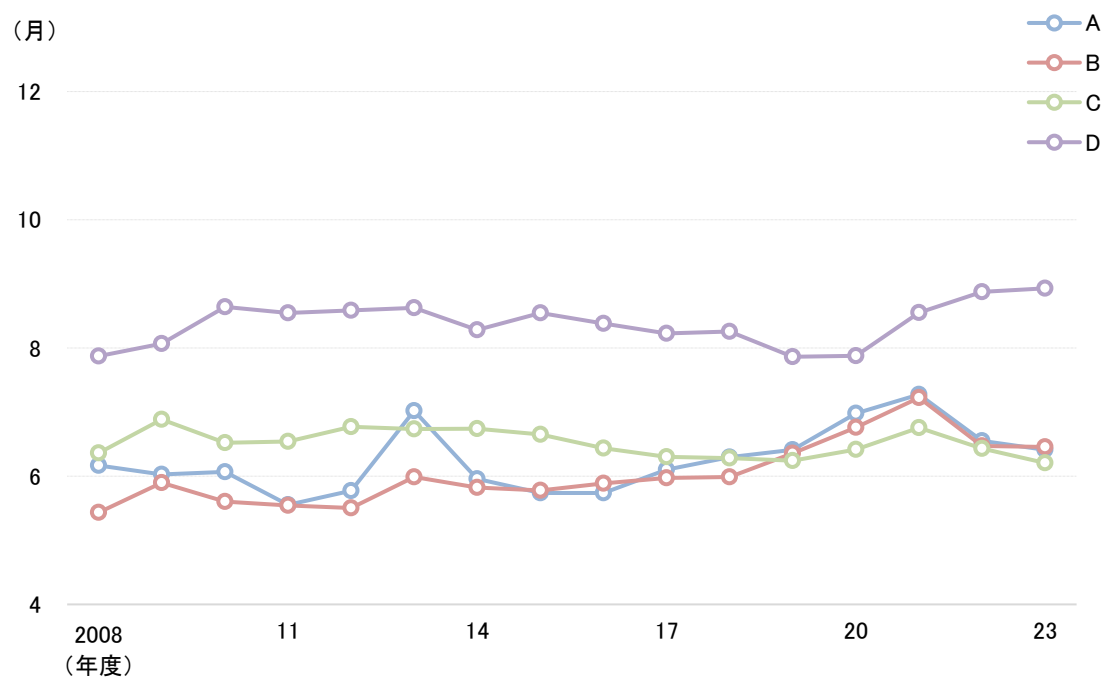
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

【中山間地域/中山間地域以外別】



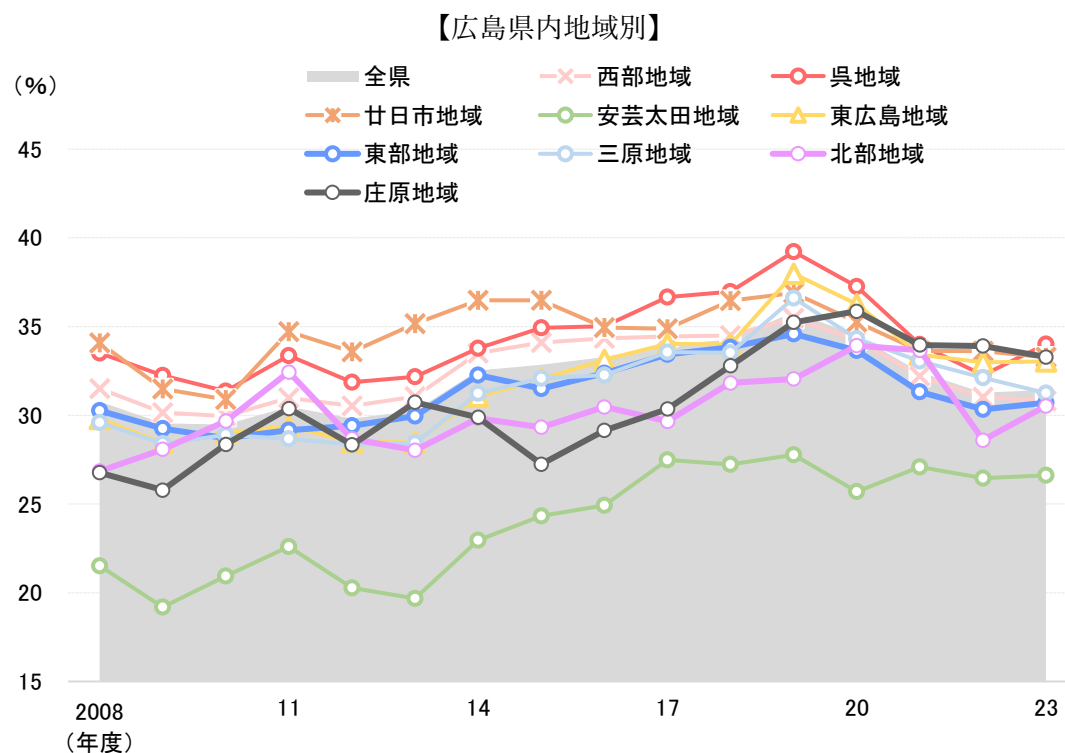
出所：経営事項審査データ

【土木一式工事格付別】

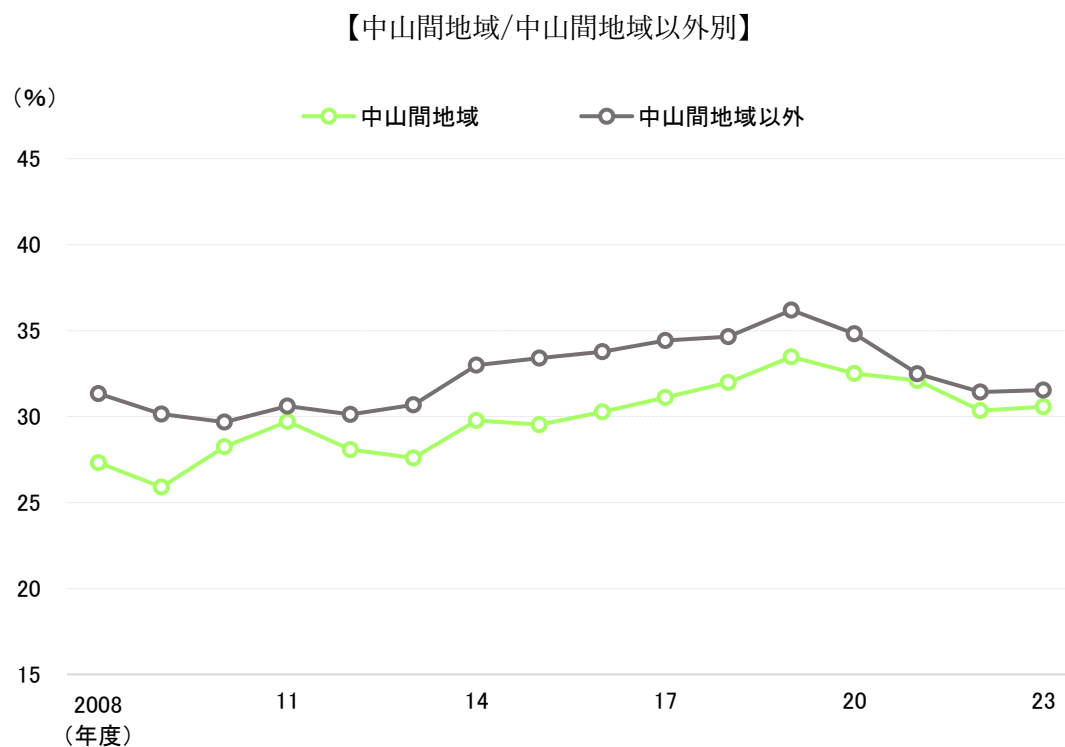


出所：経営事項審査データ

(3) 総資本売上総利益率

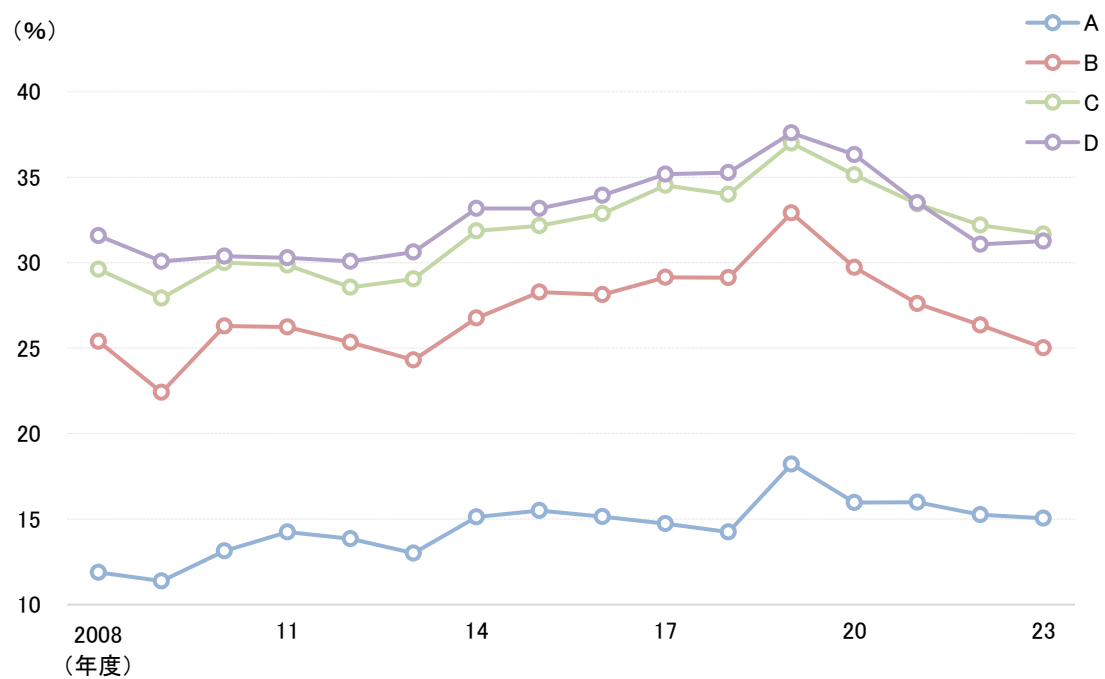


出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成



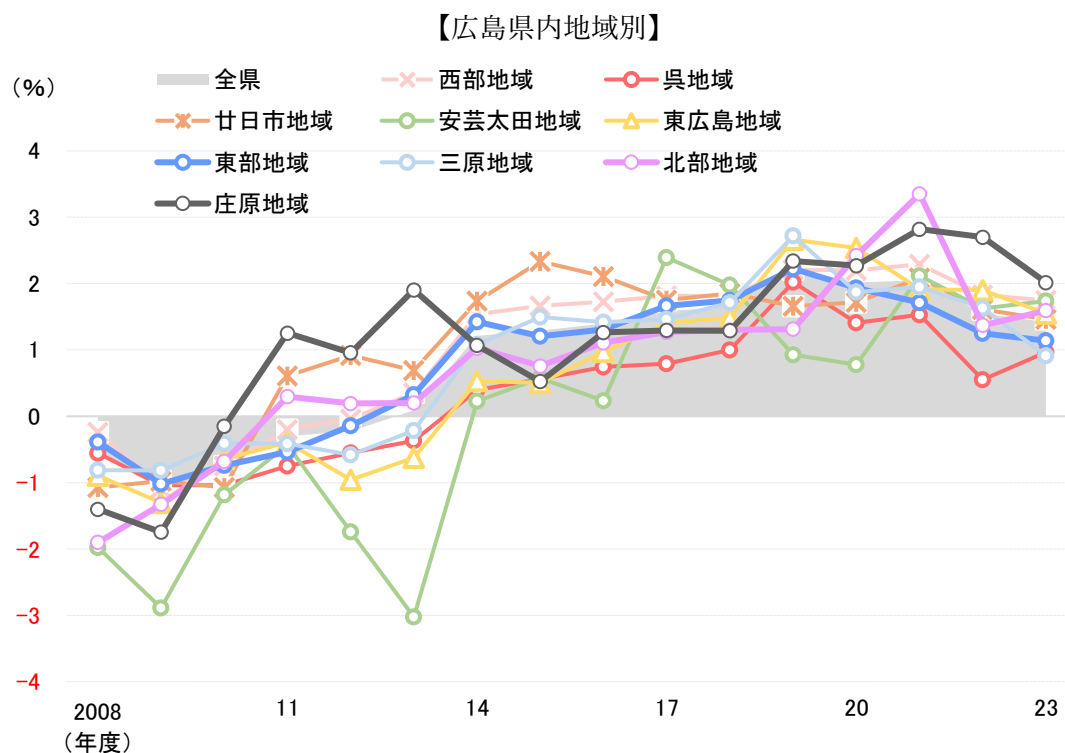
出所：経営事項審査データ

【土木一式工事格付別】

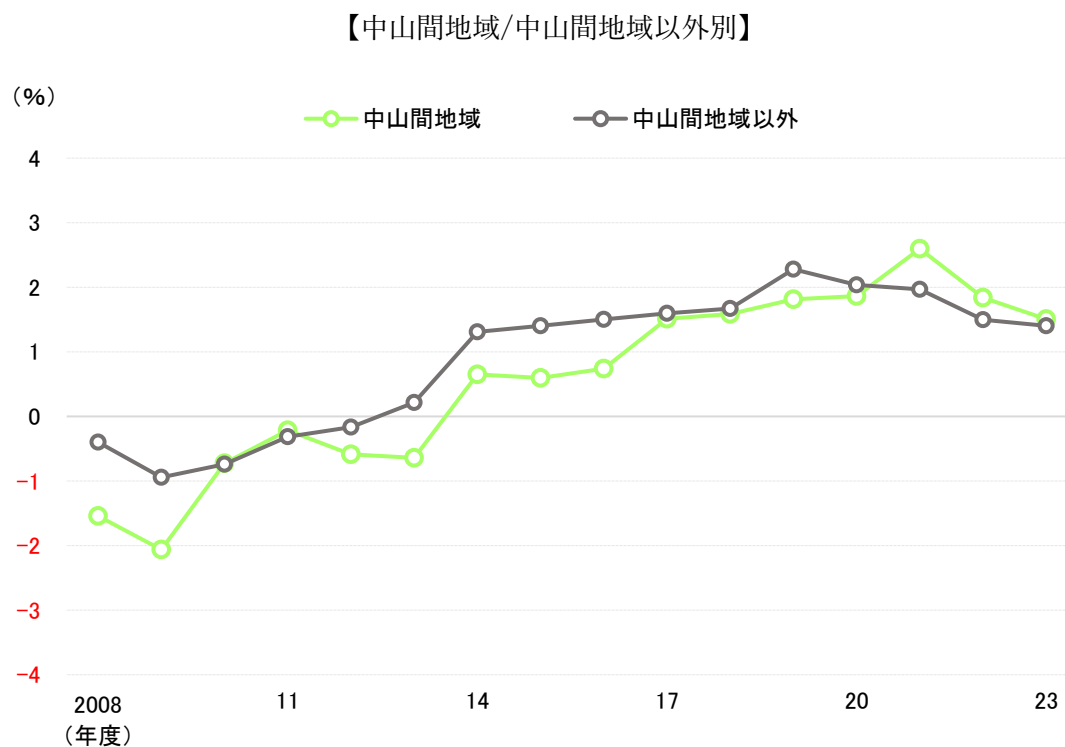


出所：経営事項審査データ

(4) 売上高経常利益率

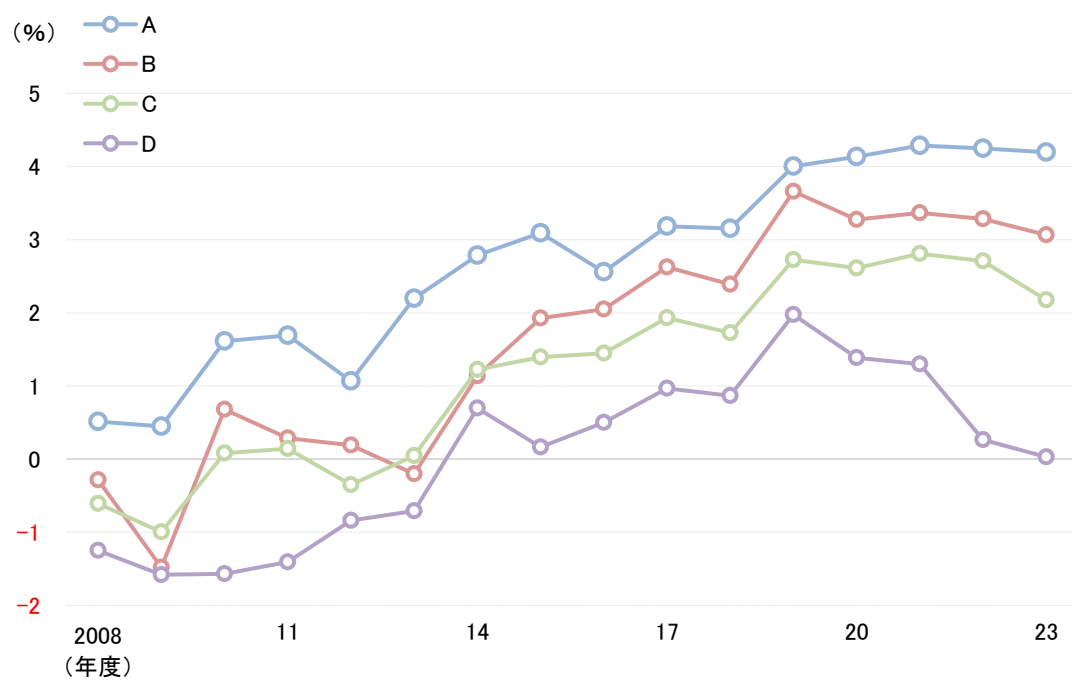


出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成



出所：経営事項審査データ

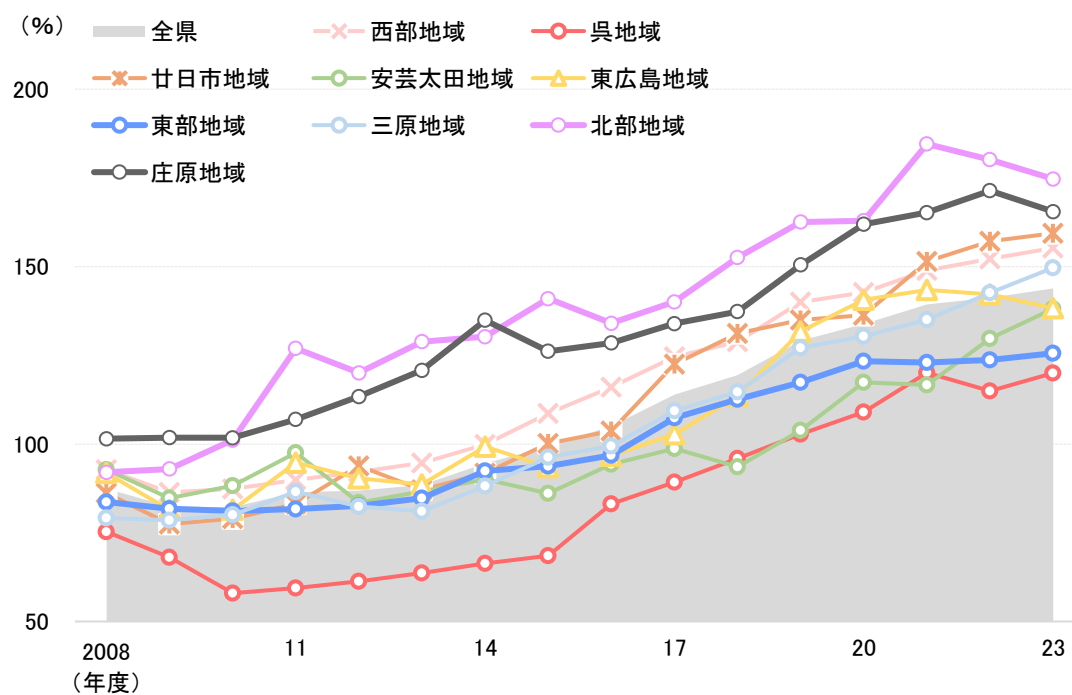
【土木一式工事格付別】



出所：経営事項審査データ

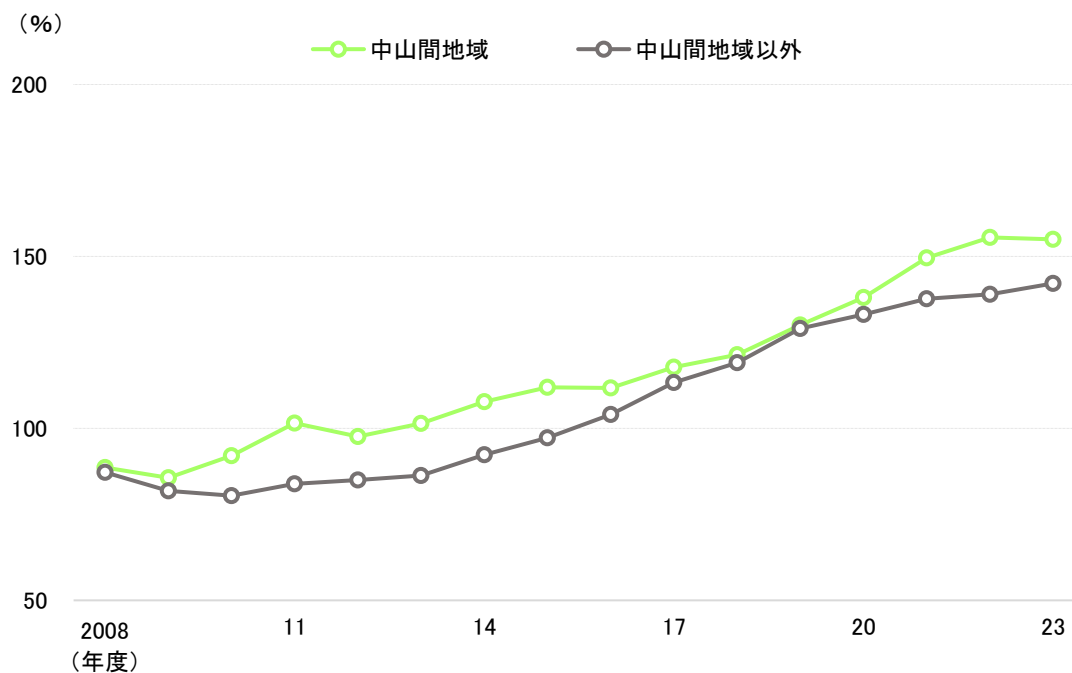
(5) 自己資本対固定資産比率

【広島県内地域別】



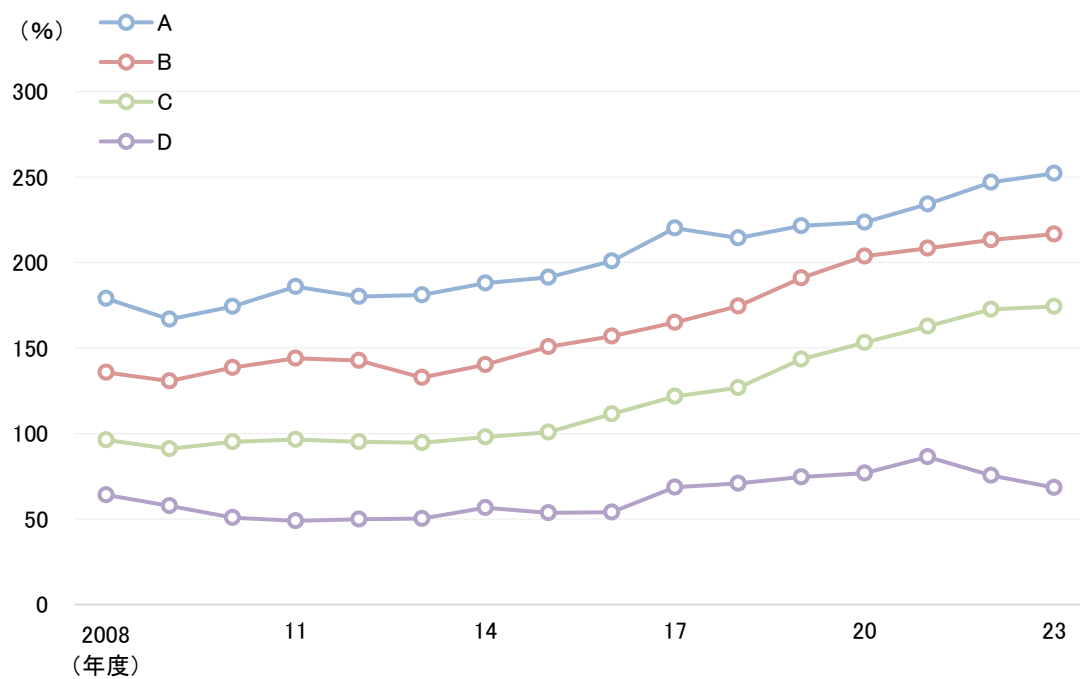
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

【中山間地域/中山間地域以外別】



出所：経営事項審査データ

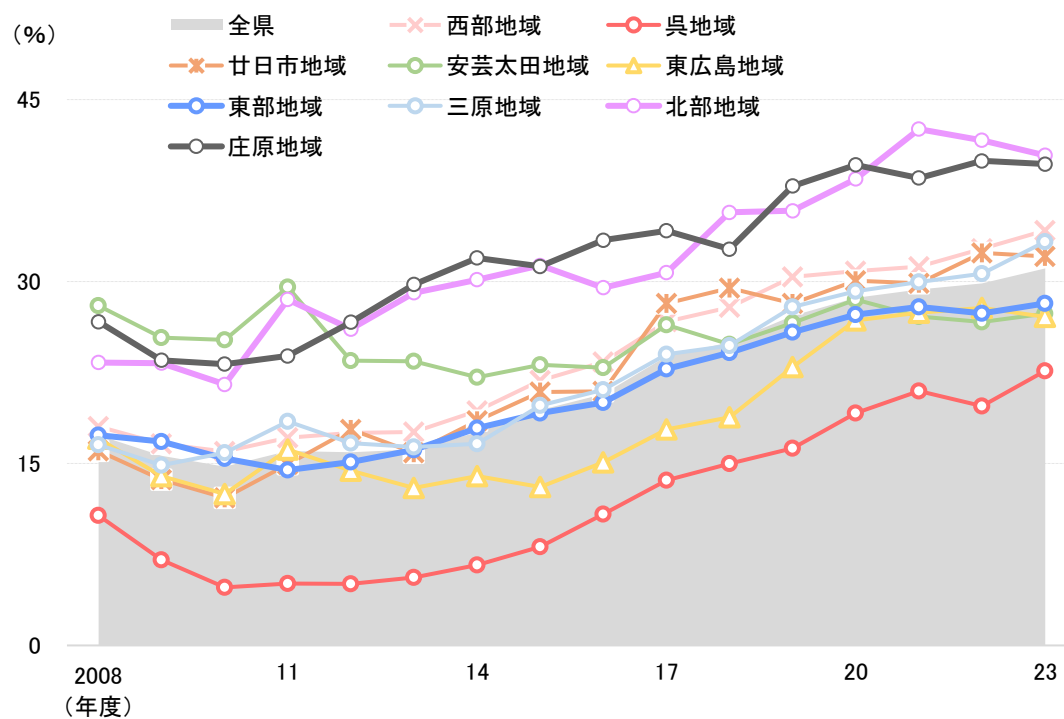
【土木一式工事格付別】



出所：経営事項審査データ

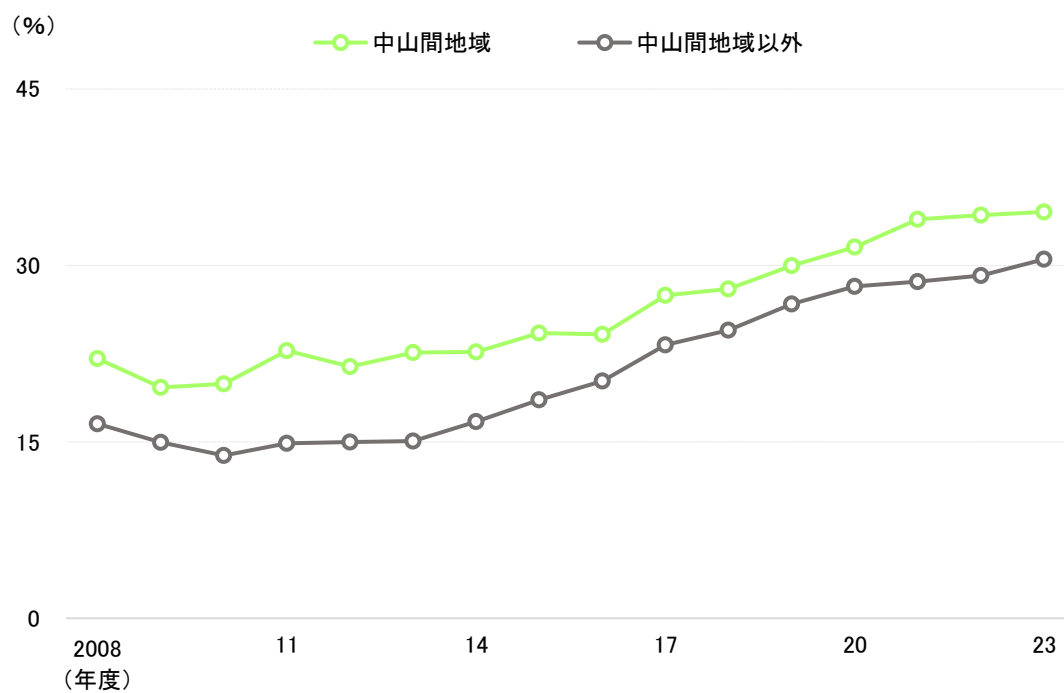
(6) 自己資本比率

【広島県内地域別】



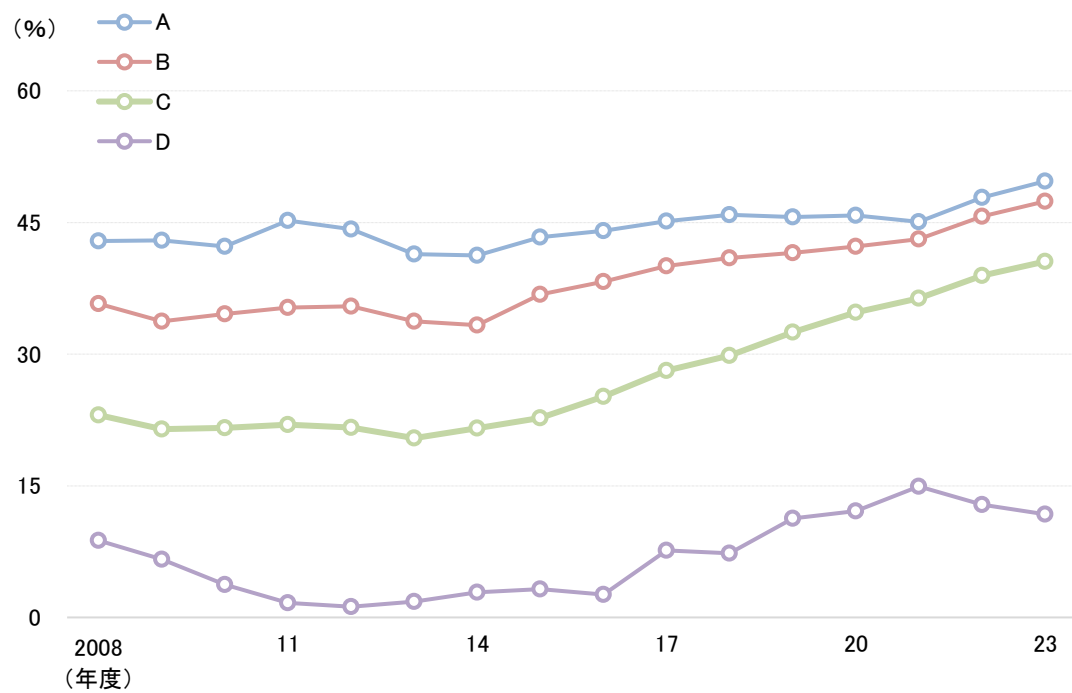
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

【中山間地域/中山間地域以外別】



出所：経営事項審査データ

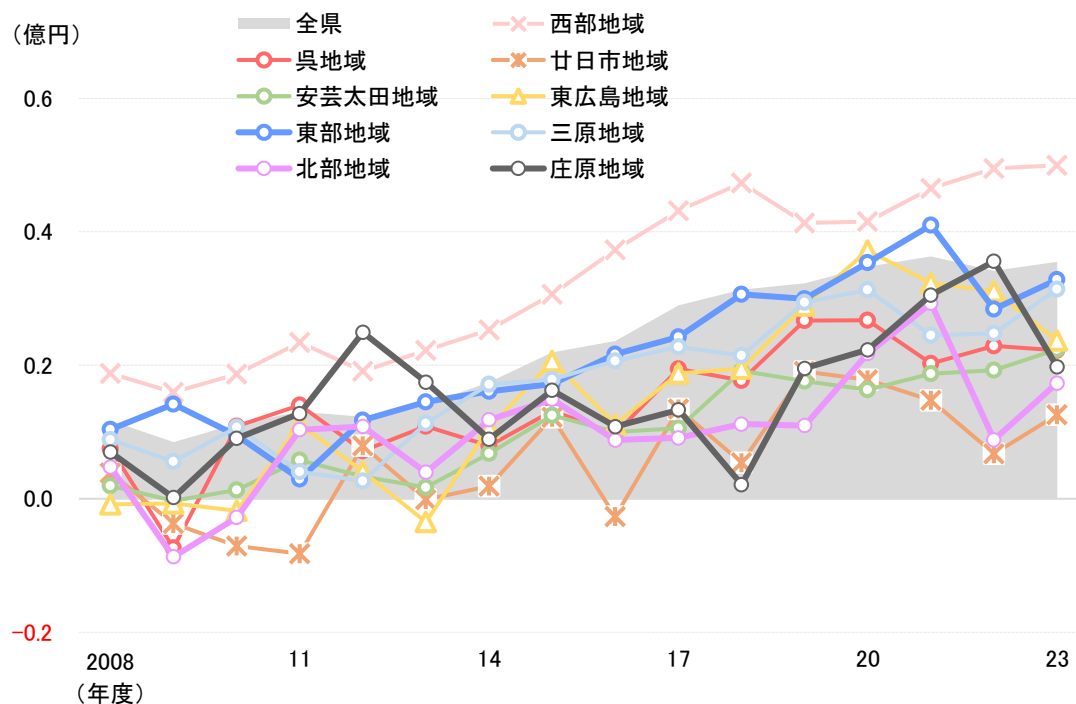
【土木一式工事格付別】



出所：経営事項審査データ

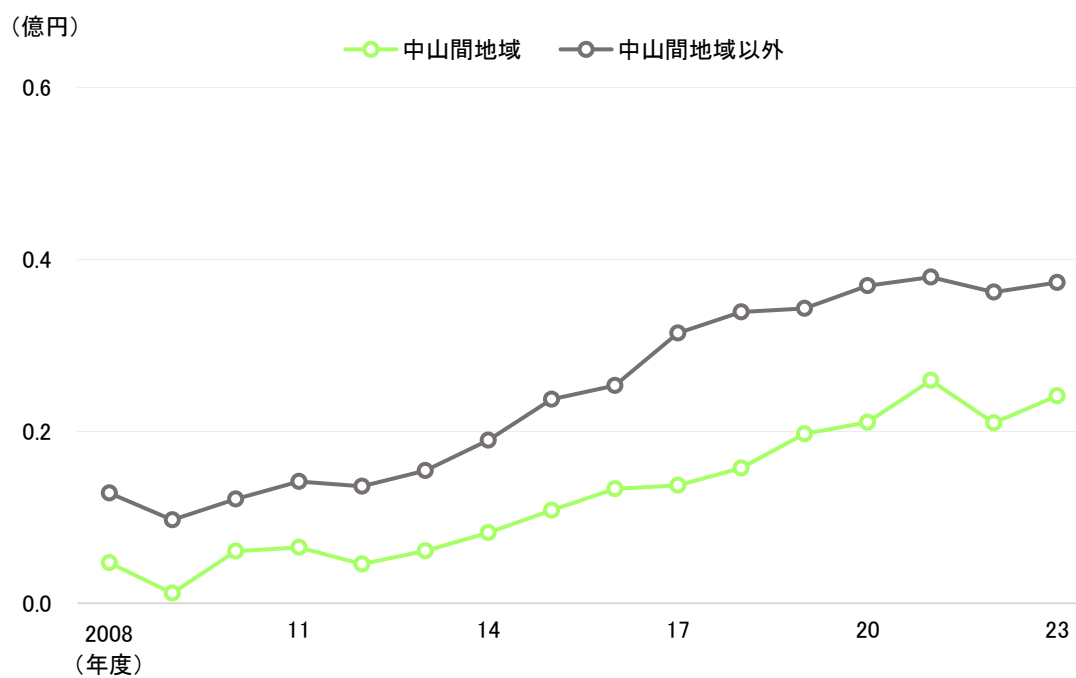
(7) 営業キャッシュフロー（絶対額）

【広島県内地域別】



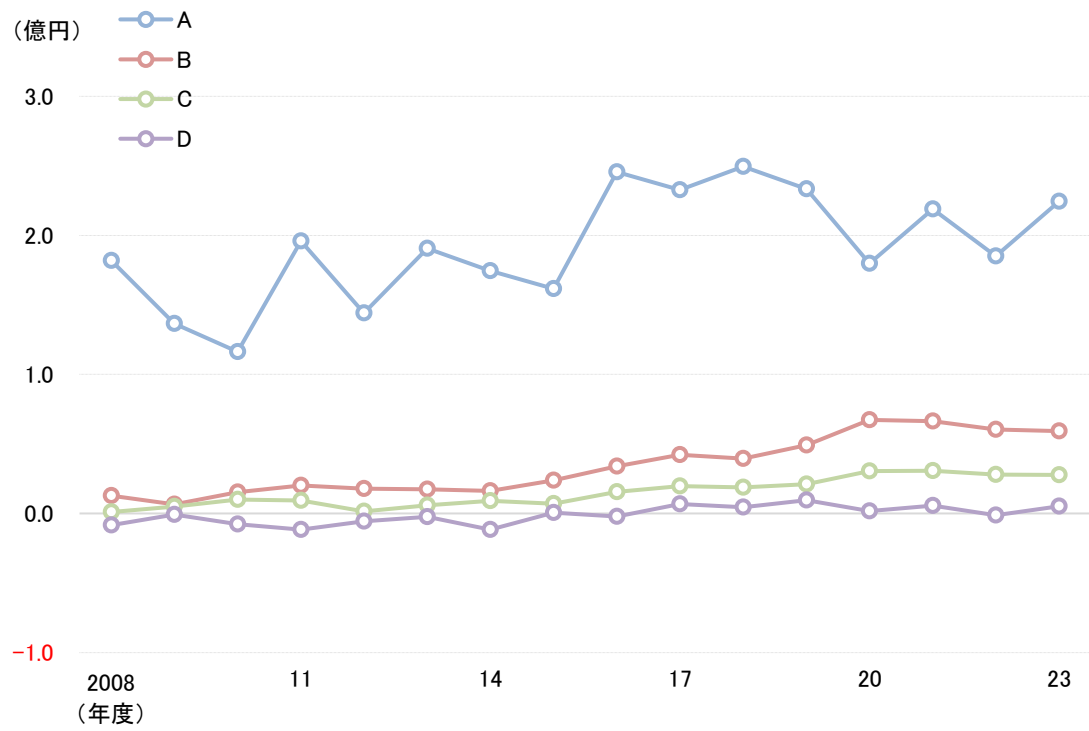
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

【中山間地域/中山間地域以外別】



出所：経営事項審査データ

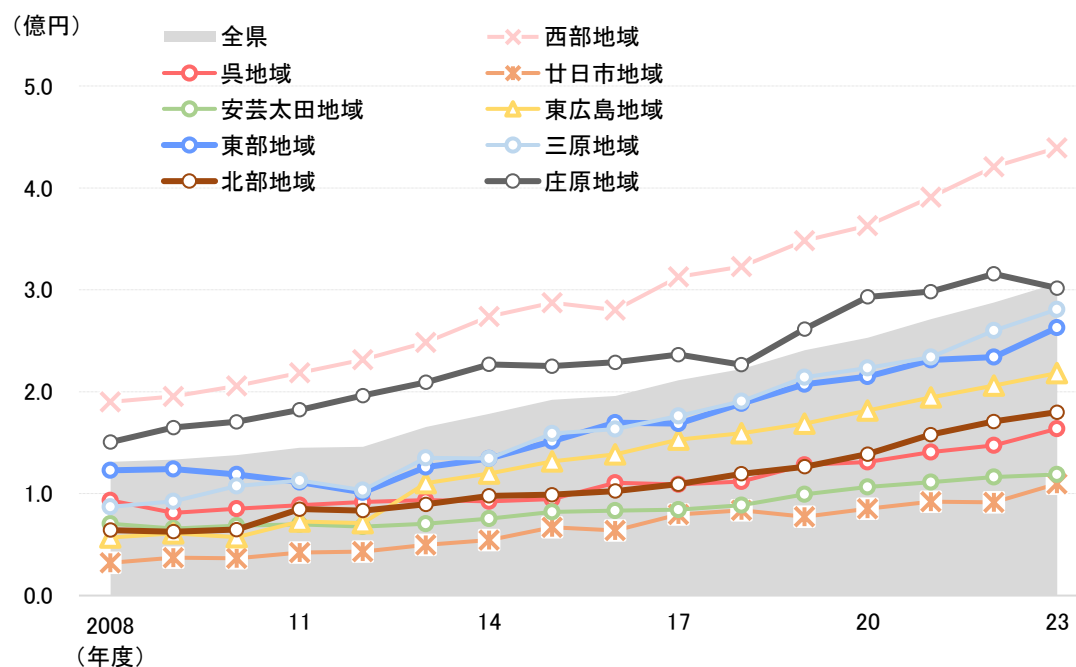
【土木一式工事格付別】



出所：経営事項審査データ

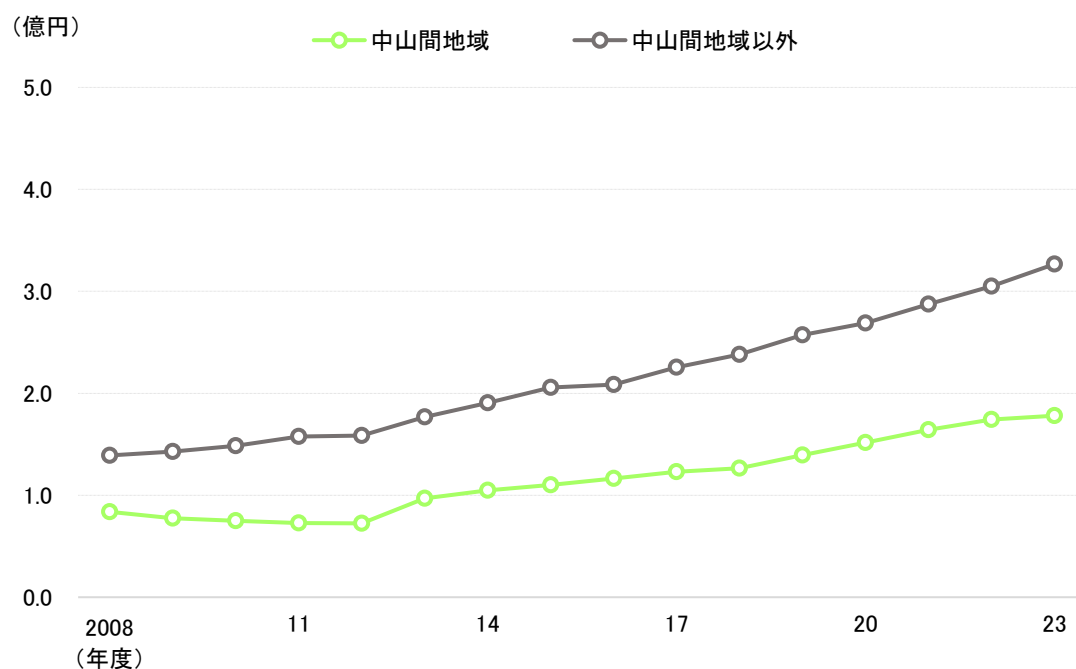
(8) 利益剰余金（絶対額）

【広島県内地域別】



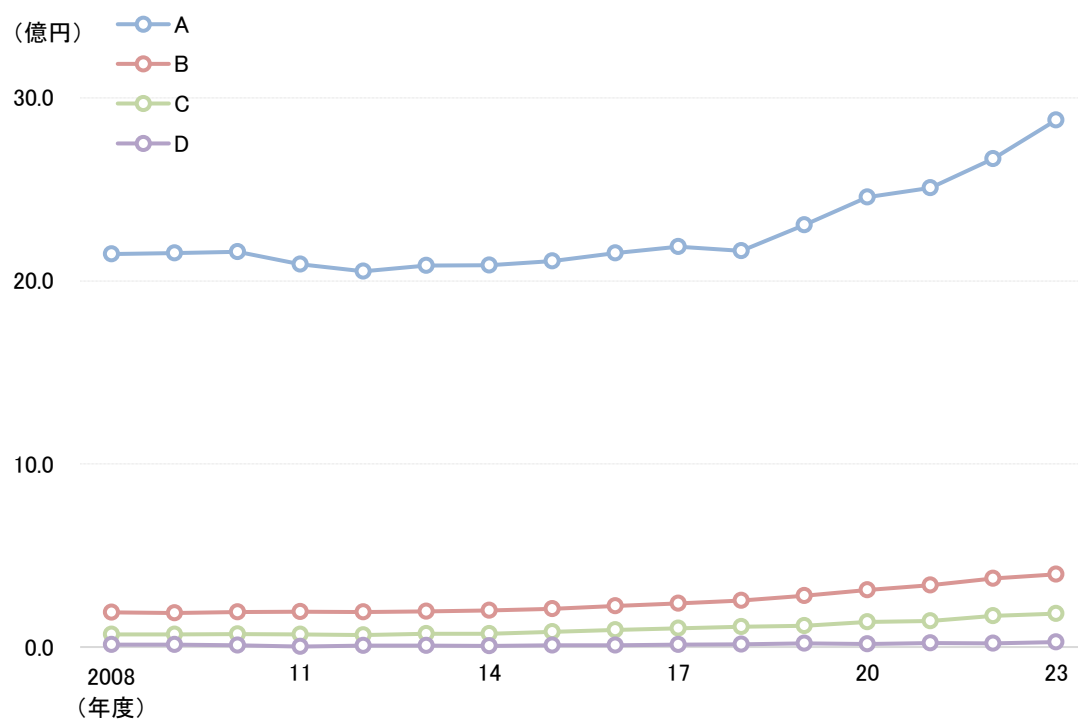
出所：報告書のデータ（出所：経営事項審査データ）を基に広島県が作成

【中山間地域/中山間地域以外別】



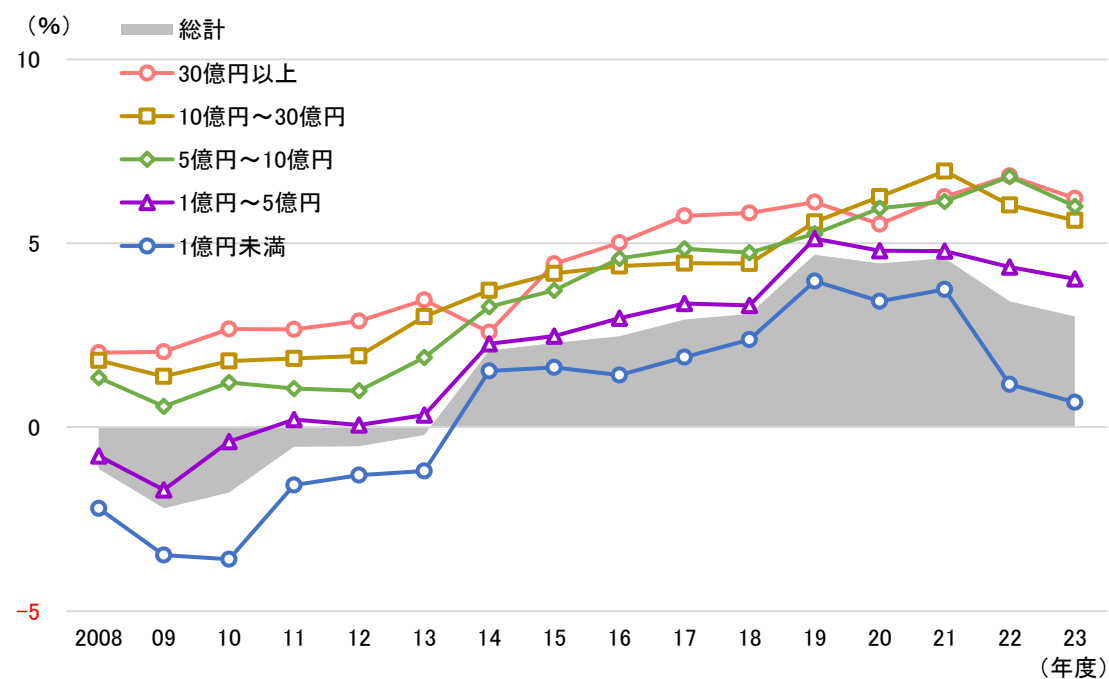
出所：経営事項審査データ

【土木一式工事格付別】



出所：経営事項審査データ

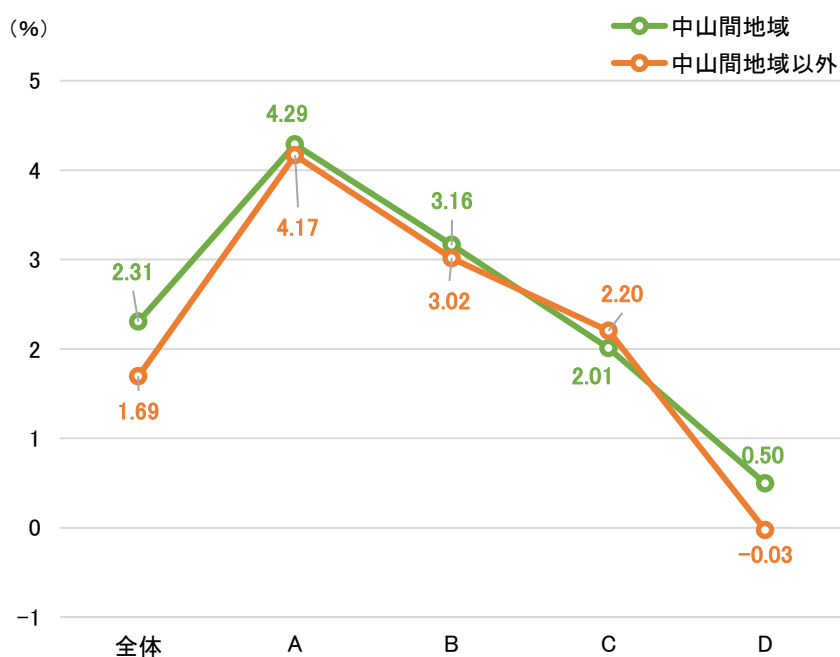
図表 5-9 経営事項審査受審業者の売上高経常利益率の推移（完工高階層別）



※ 経営状況分析の指標では上限値・下限値が設定されており、実際の売上高経常利益率と乖離がある可能性があるため、経営事項審査結果通知書に記載されている売上高及び経常利益の数値を使用して再計算している。

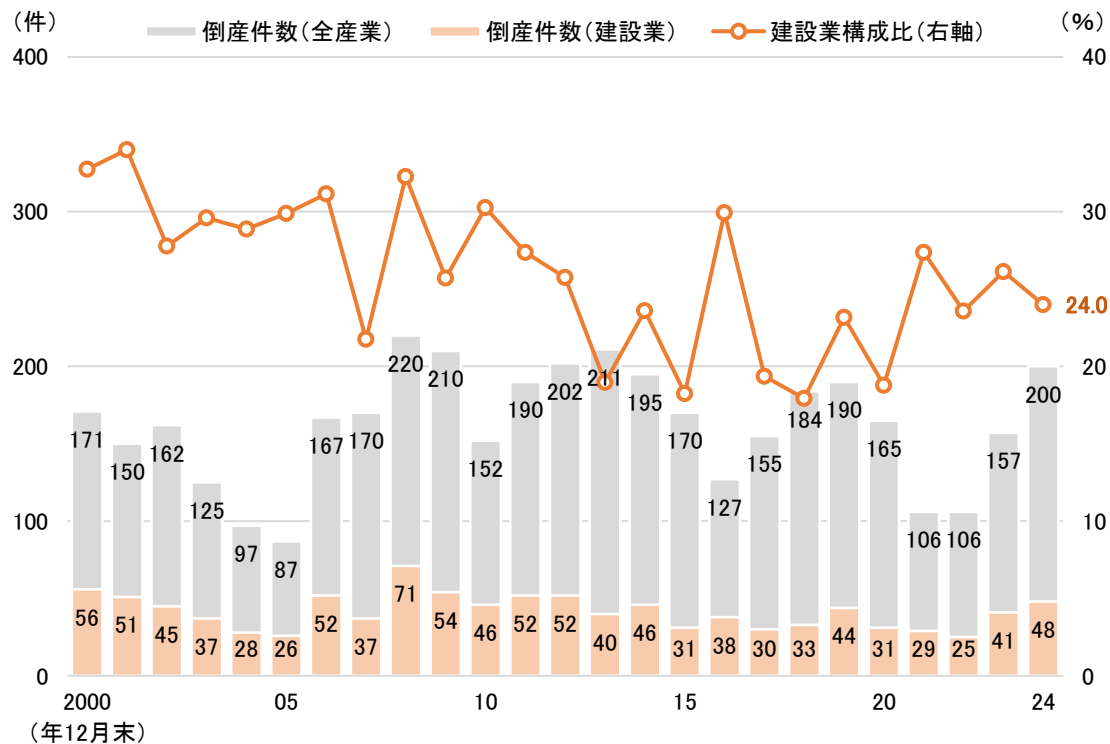
出所：経営事項審査データ

図表 5-10 地域・土木一式格付別の売上高経常利益率（令和5年度）



出所：経営事項審査データ

図表 5-11 広島県の建設業の倒産状況



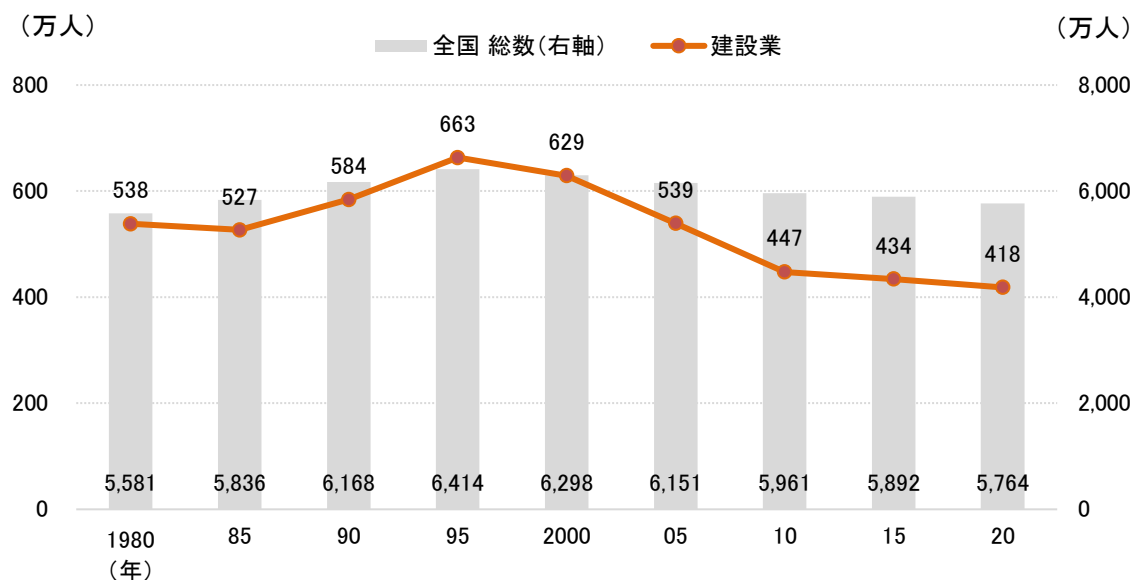
※ 負債金額 1,000 万円以上の法的整理を対象としている。対象先は法人に加えて個人事業主を含む。

出所：広島県調べ

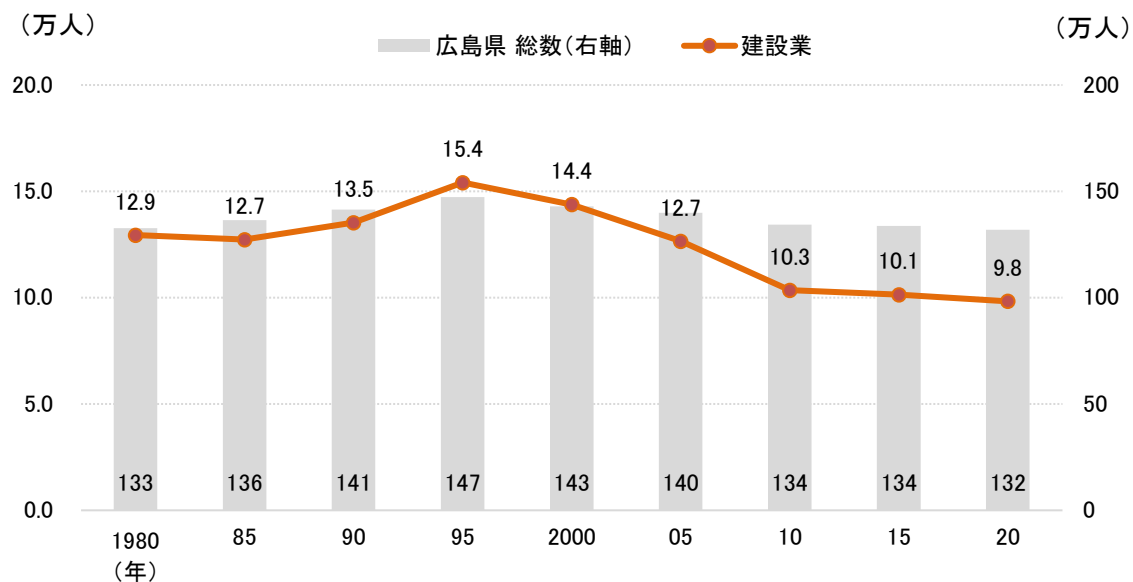
6 建設業就業者の動向

図表 6-1 広島県と全国の就業者数（総数及び建設業）の推移

【全国】

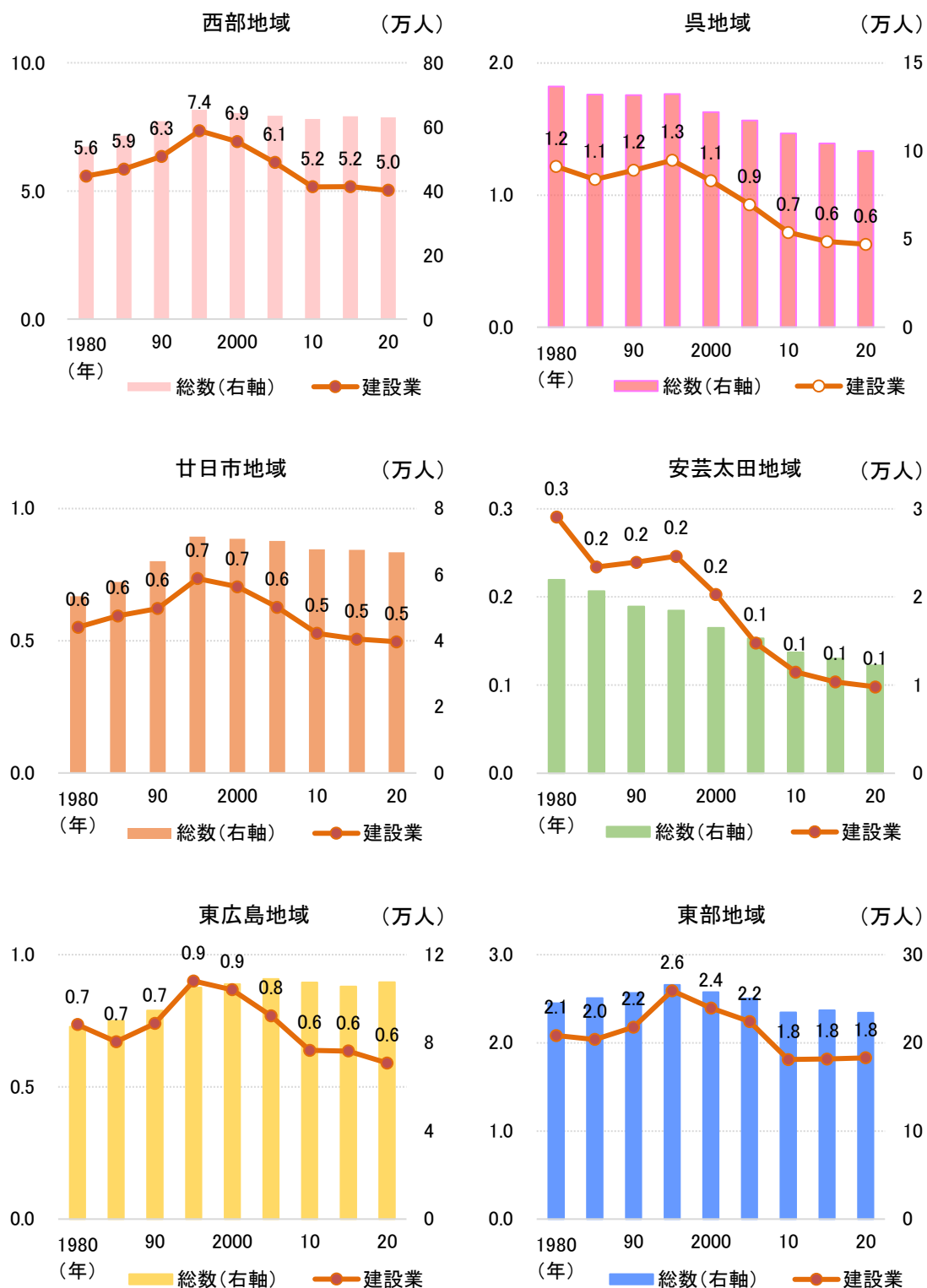


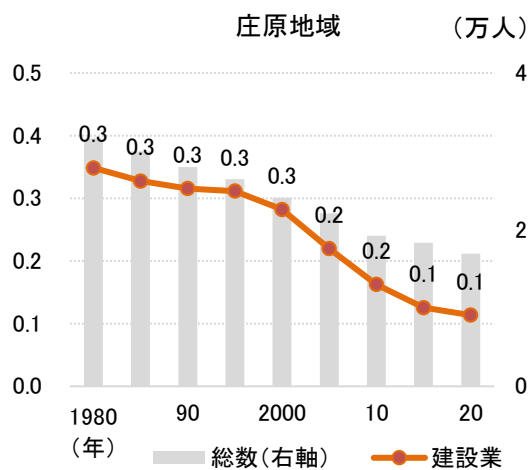
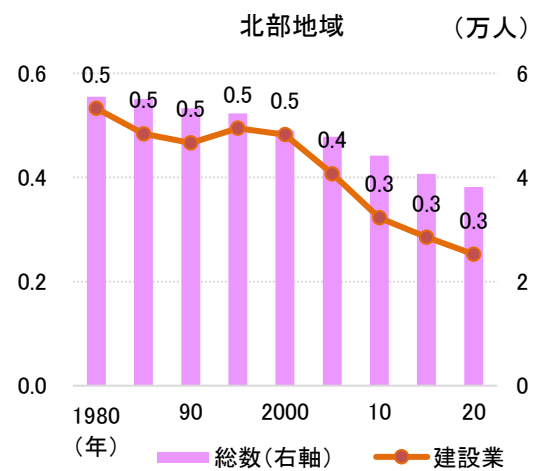
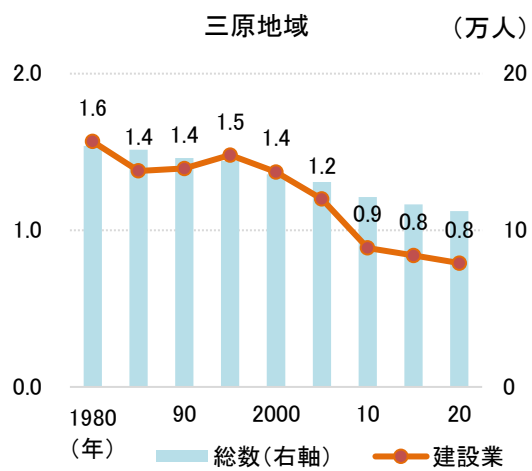
【広島県】



出所：総務省「国勢調査」

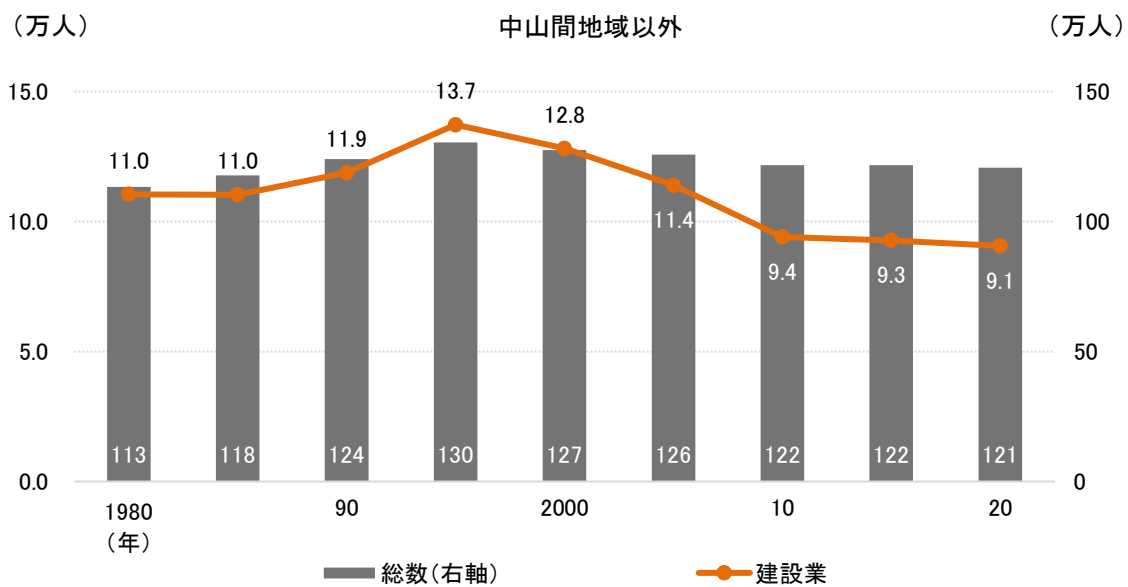
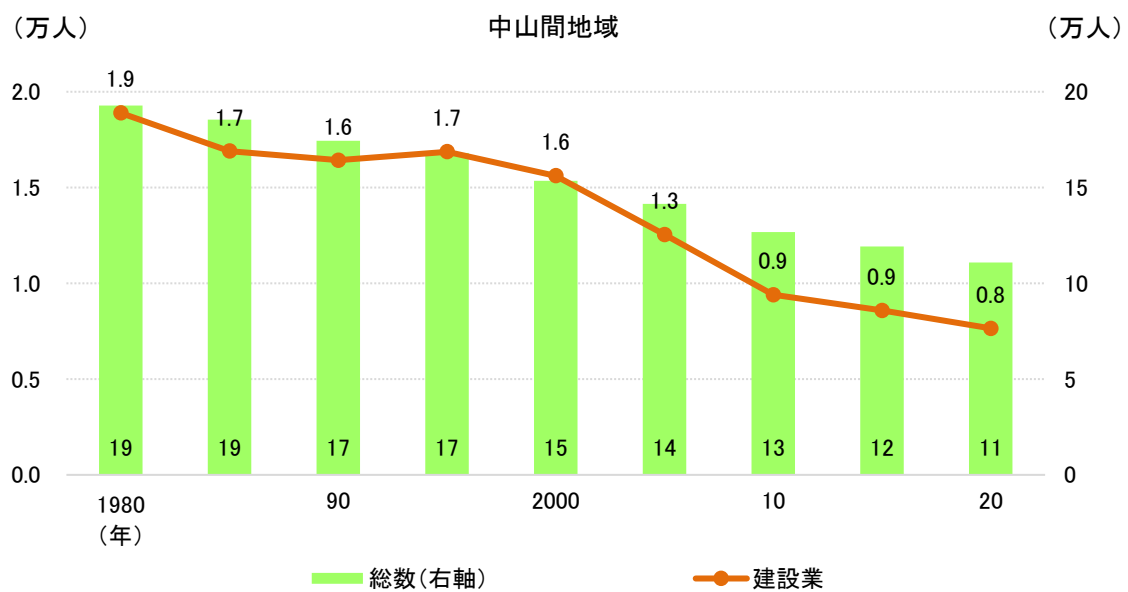
図表 6-2 県内地域別の就業者数（総数及び建設業）の推移





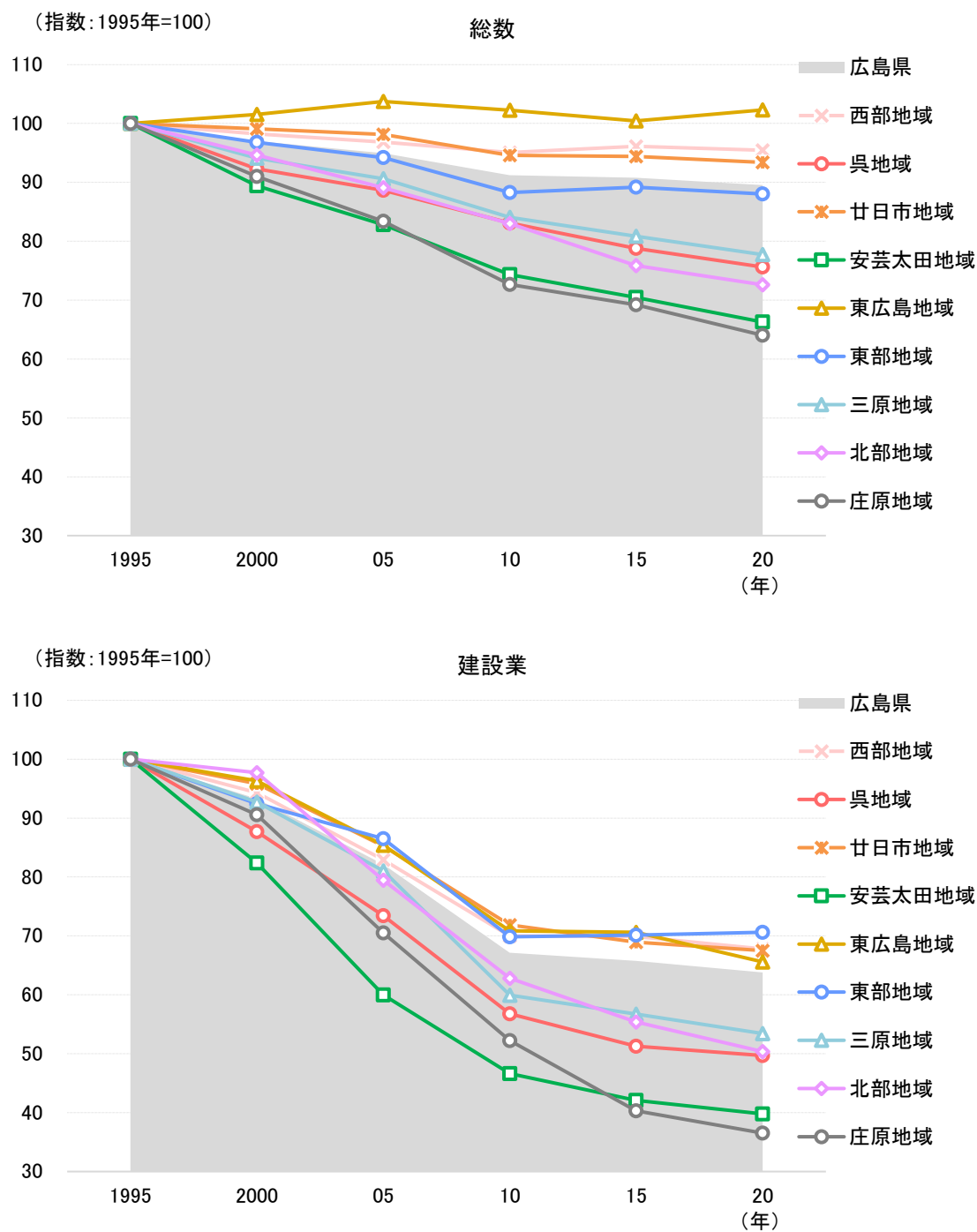
出所：報告書のデータ（出所：総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

図表 6-3 中山間地域/中山間地域以外の就業者数（総数及び建設業）の推移



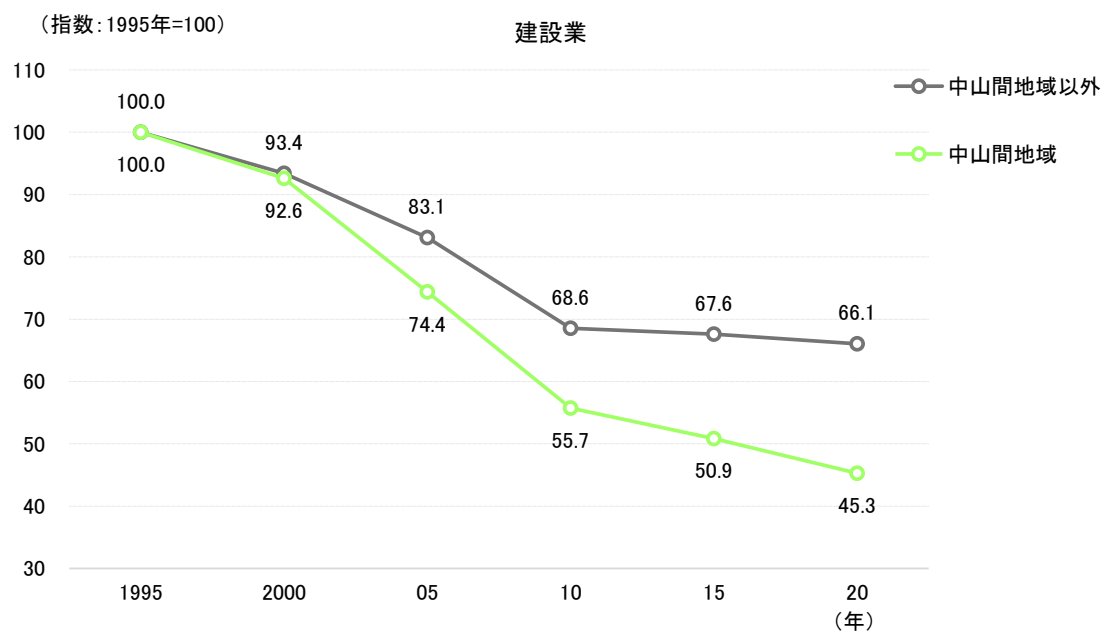
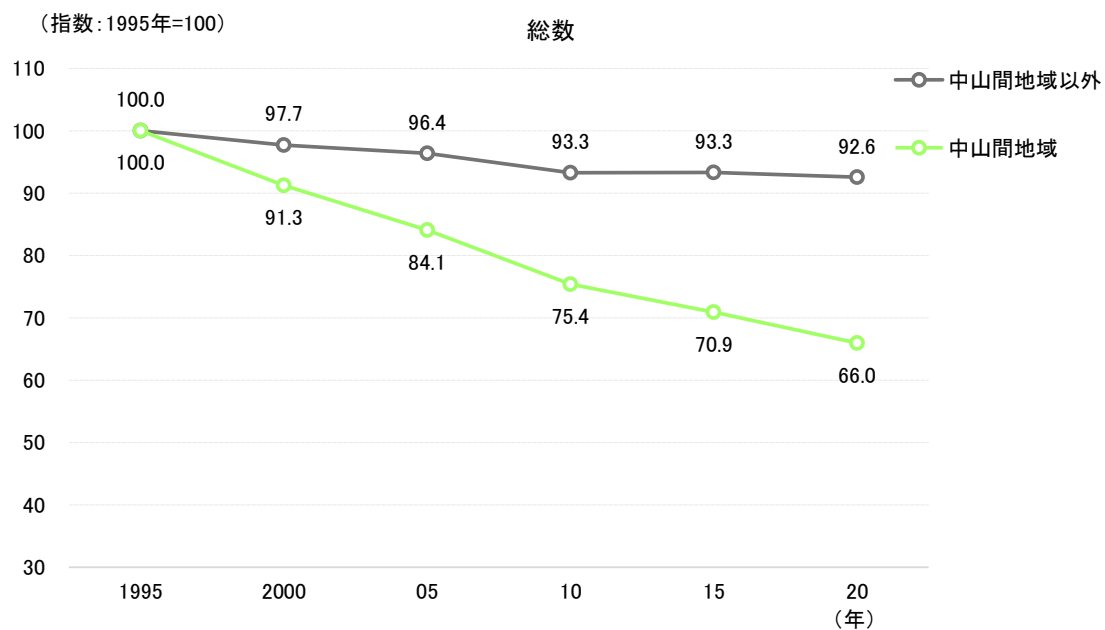
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-4 県内地域別の就業者数（総数及び建設業）の推移（指数）



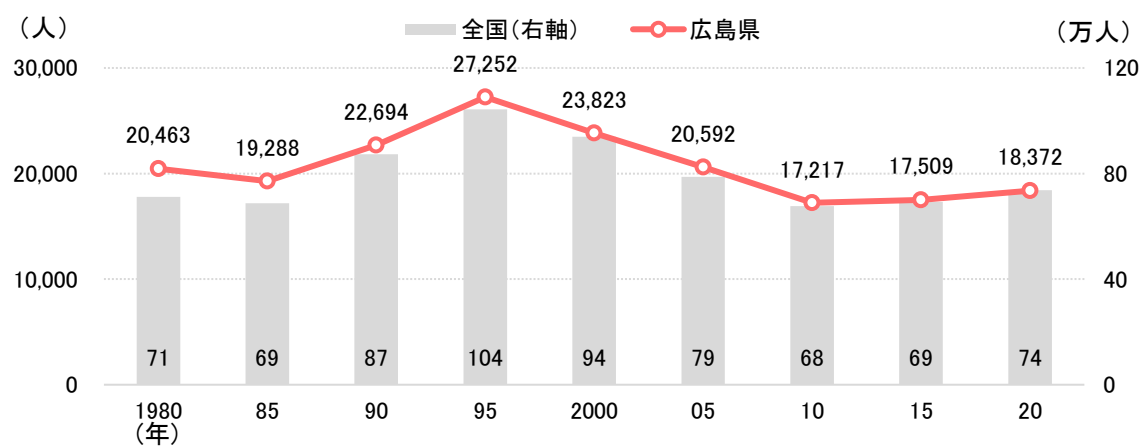
出所：報告書のデータ（総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

図表 6-5 中山間地域/中山間地域以外の就業者数（総数及び建設業）の推移（指数）



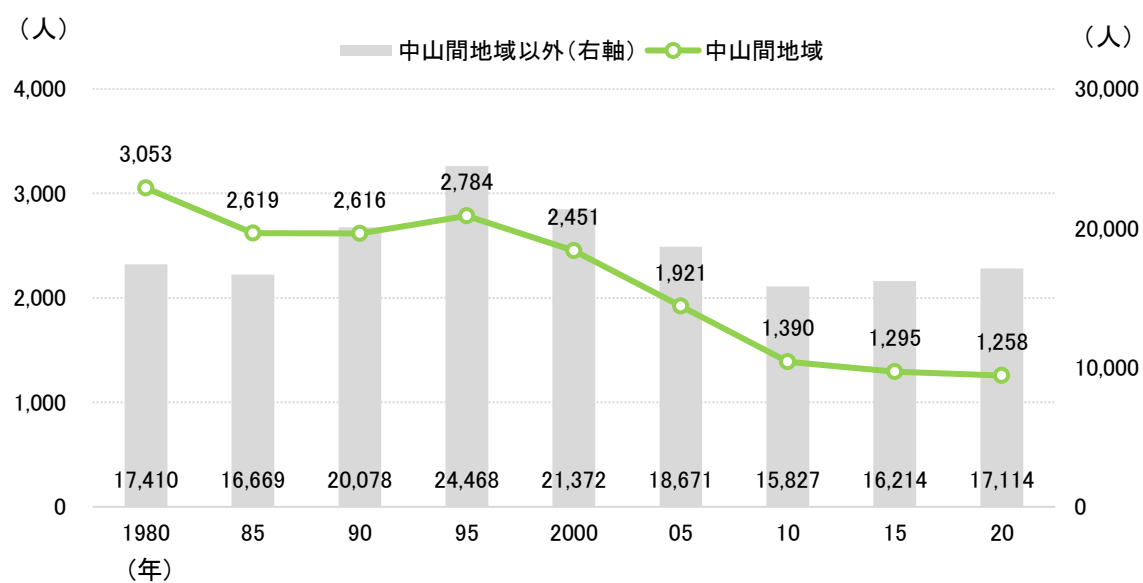
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-6 広島県と全国の建設業における女性就業者数の推移



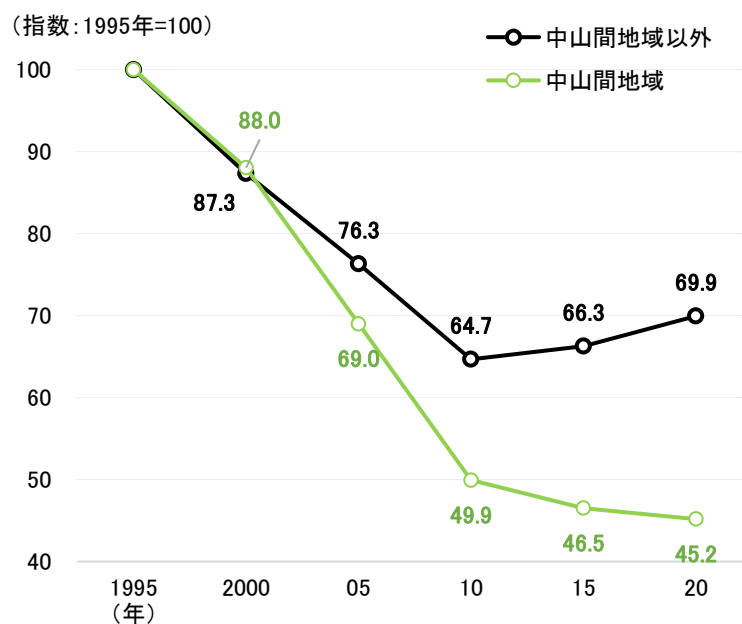
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-7 中山間地域/中山間地域以外の建設業の女性就業者数の推移



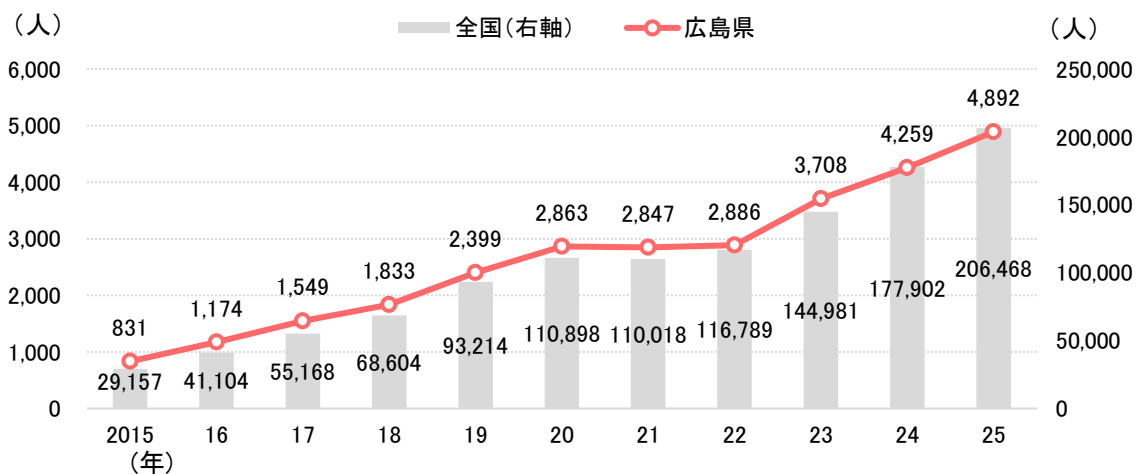
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-8 中山間地域/中山間地域以外の建設業の女性就業者数の推移（指数）



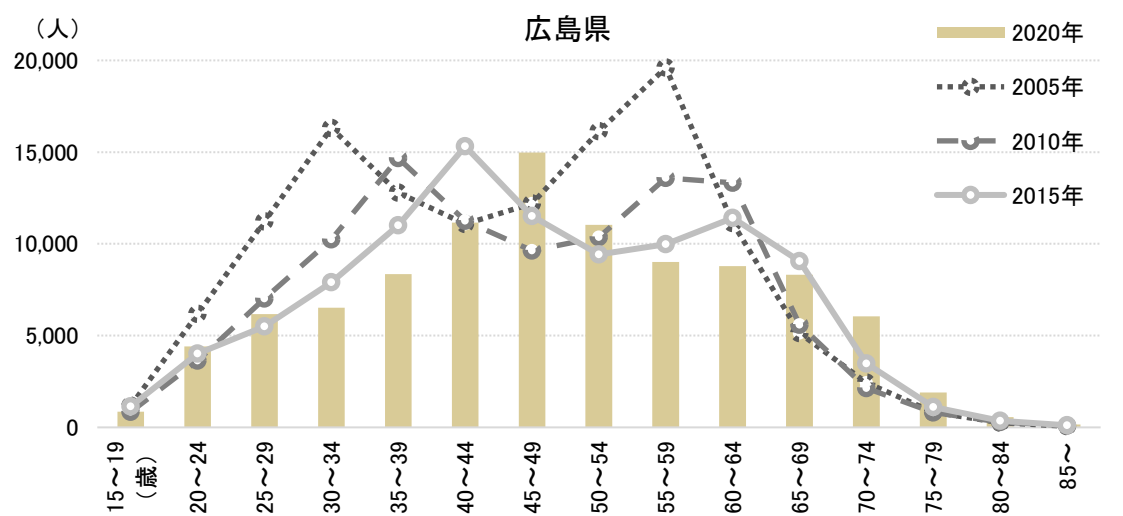
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-9 広島県と全国の建設業における外国人労働者数の推移



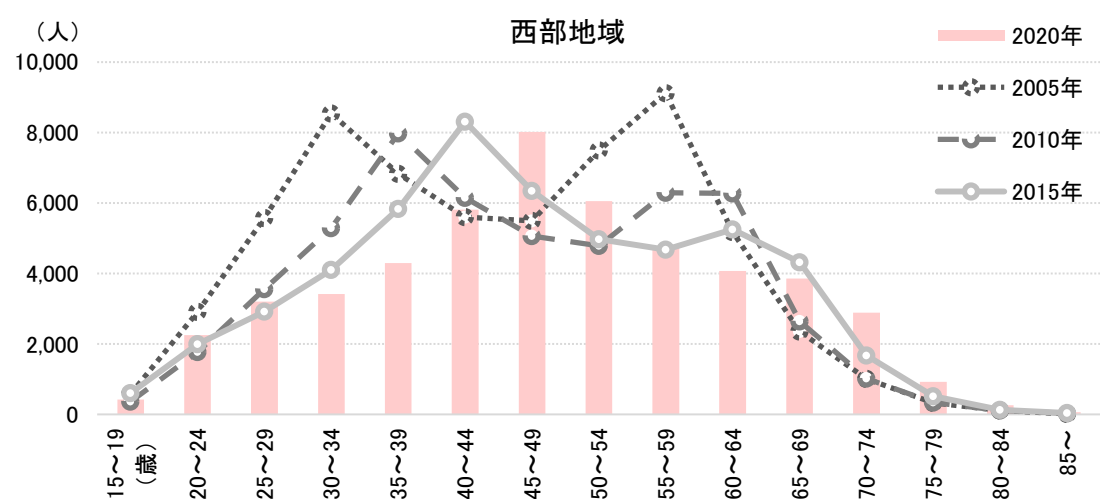
出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

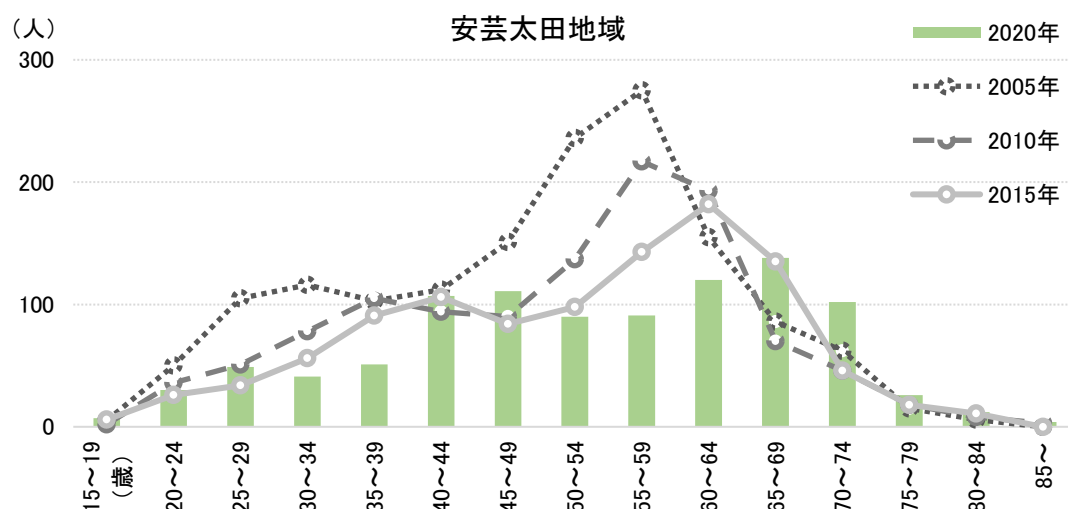
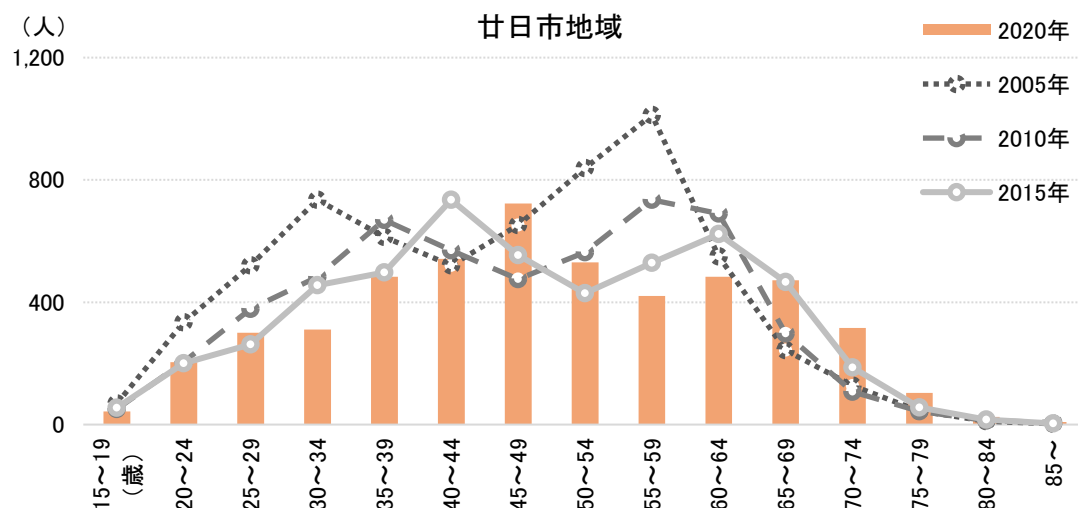
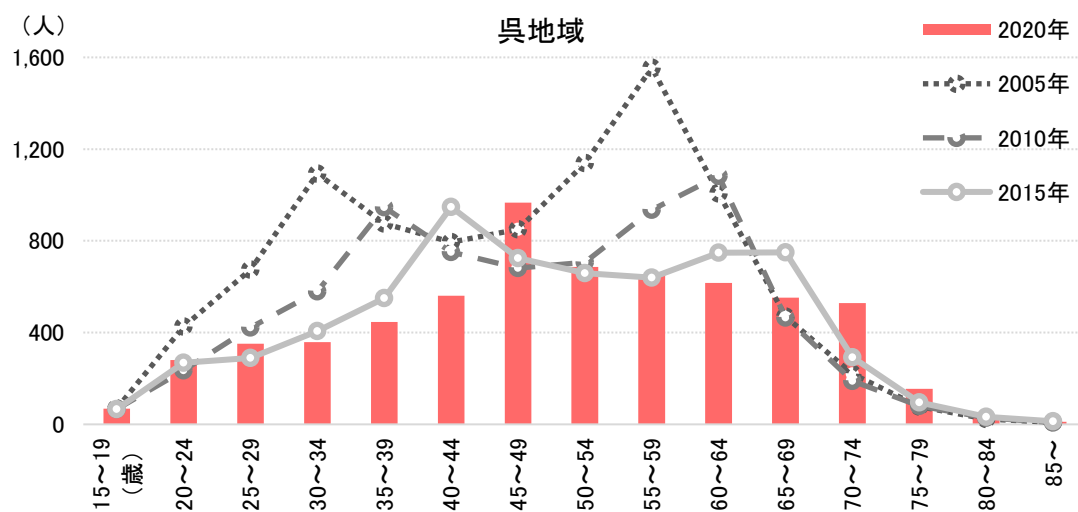
図表 6-10 広島県の建設業就業者の年齢構成の推移

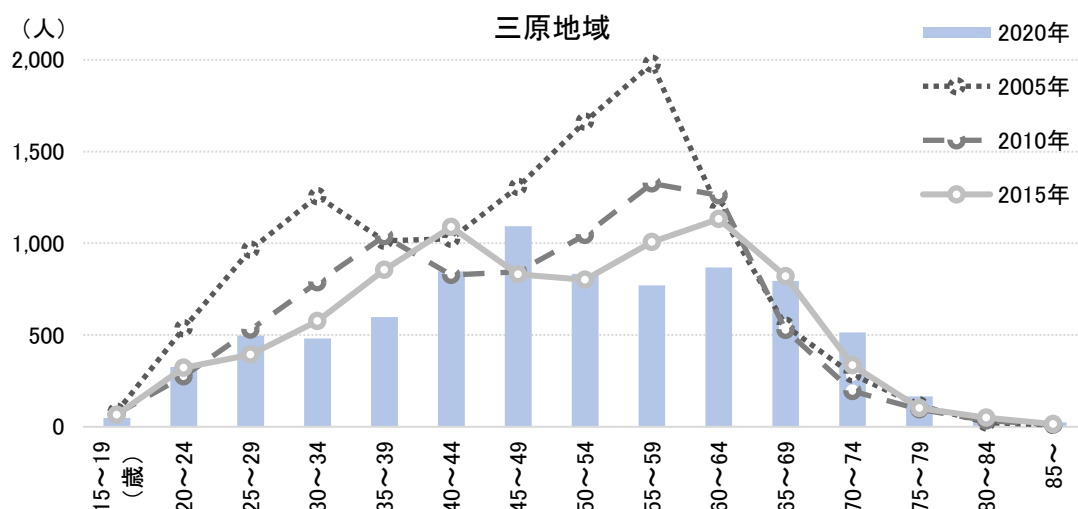
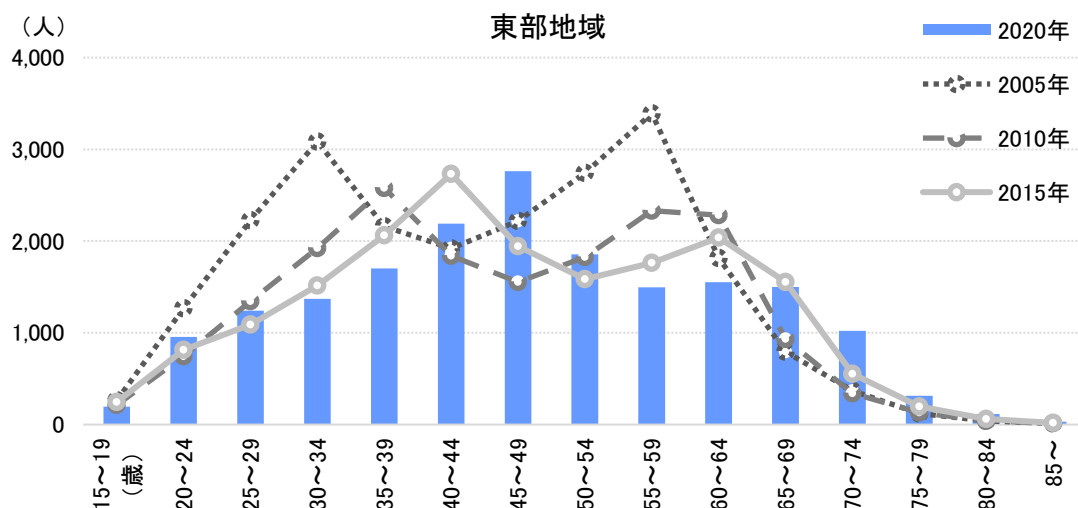
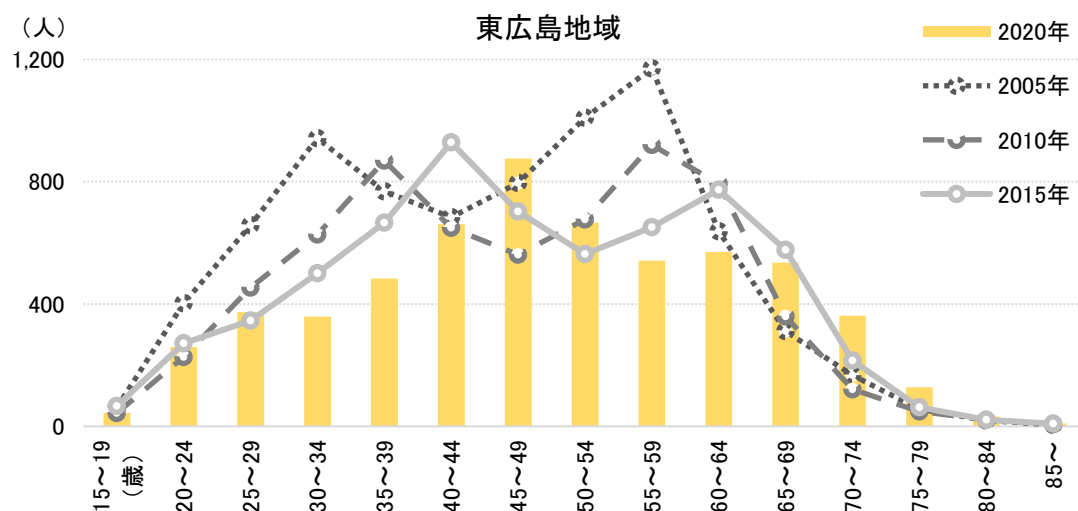


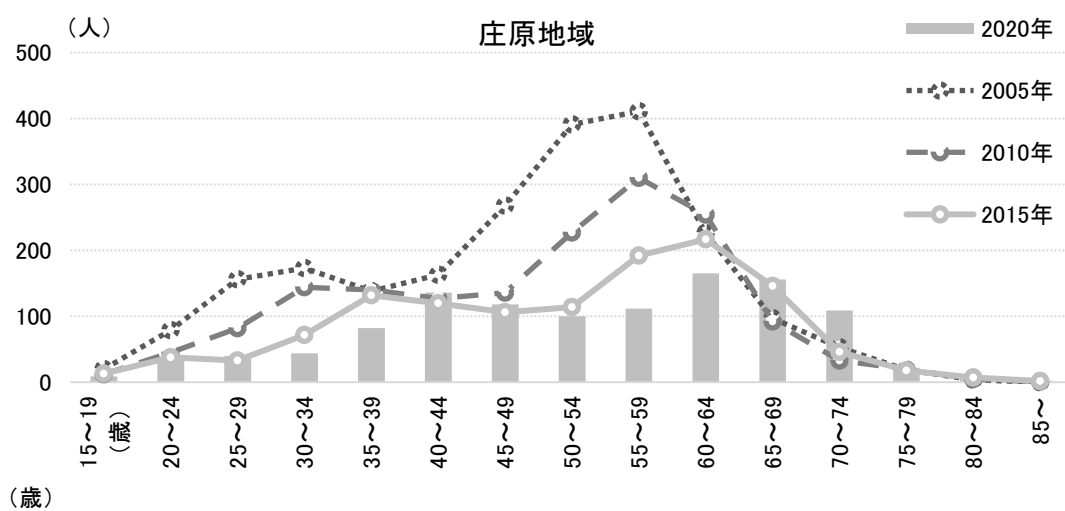
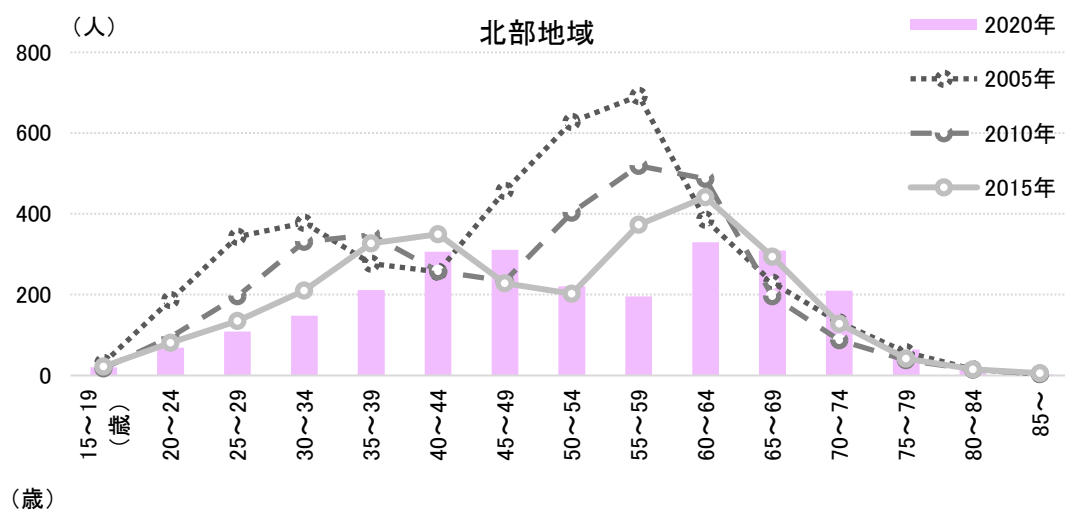
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-11 県内地域別の建設業就業者の年齢構成の推移



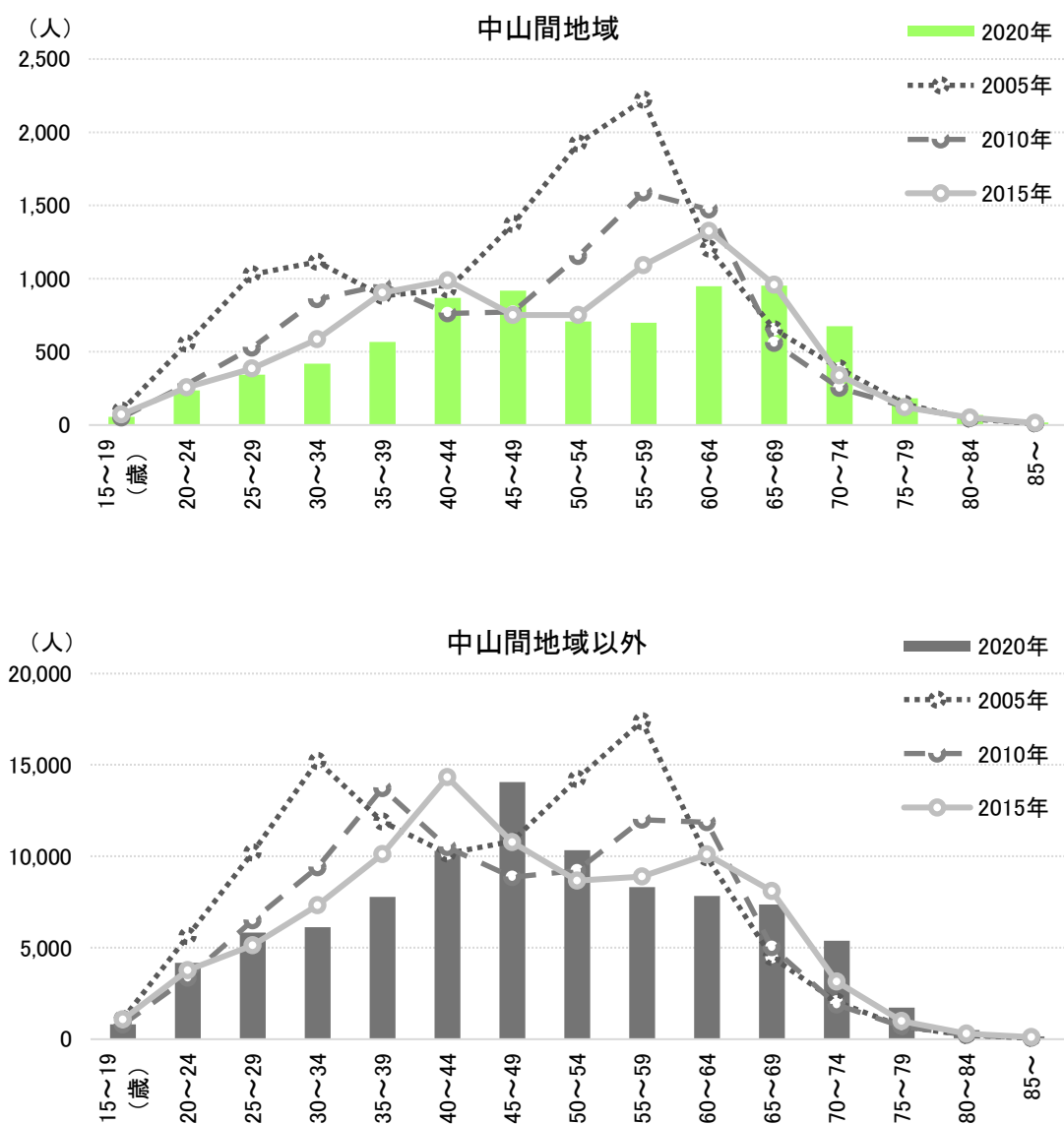






出所：報告書のデータ（出所：総務省「国勢調査」）を基に広島県が作成

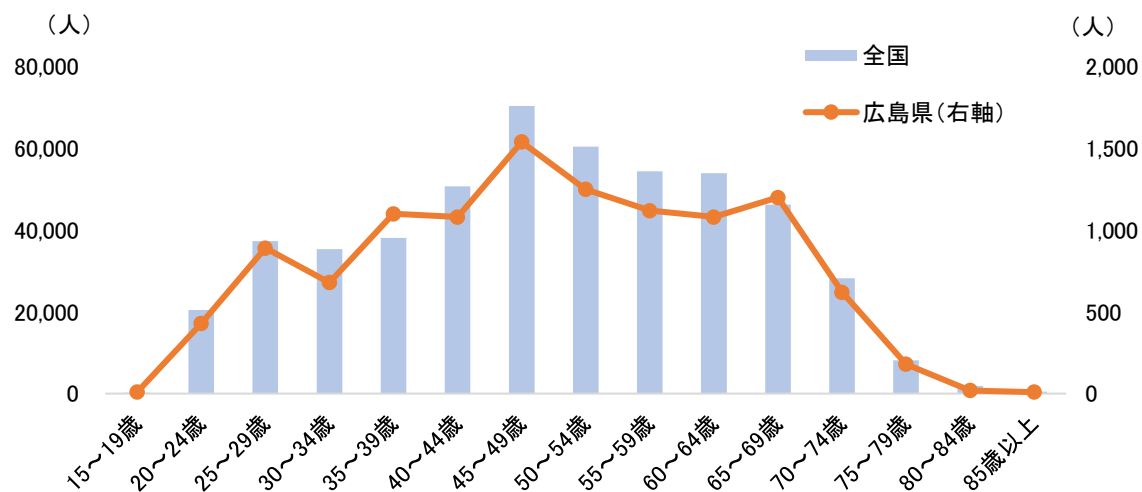
図表 6-12 県内地域別の建設業就業者の年齢構成の推移（中山間地域/中山間地域以外）



出所：総務省「国勢調査」

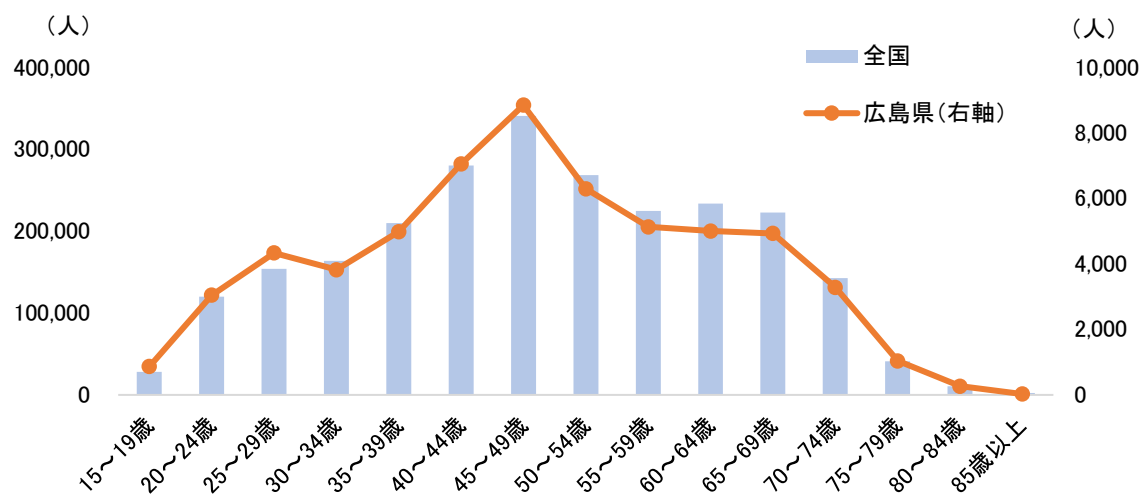
図表 6-13 全国及び広島県の建設業職種別の年齢構成（2020 年）

【技術者】



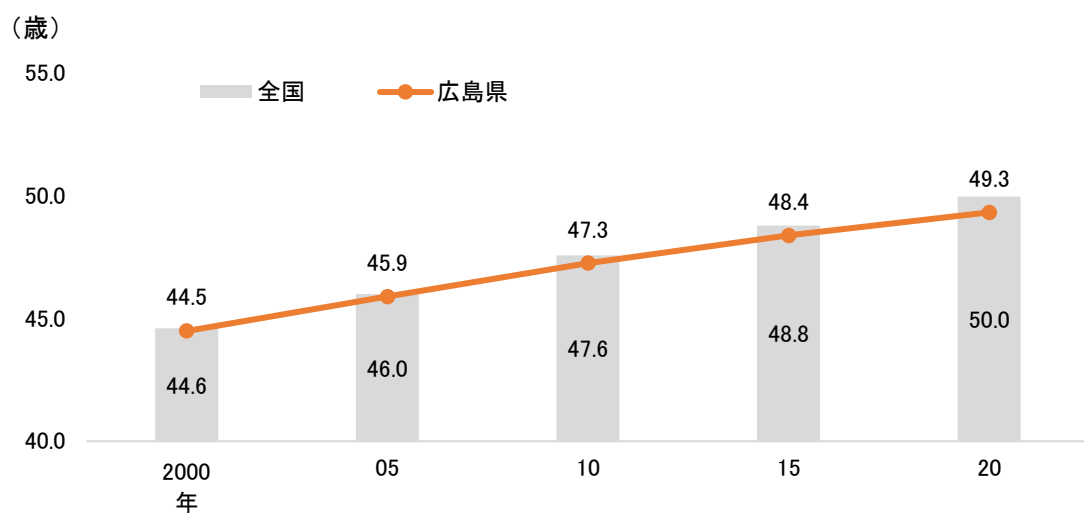
出所：総務省「国勢調査」

【技能労働者】



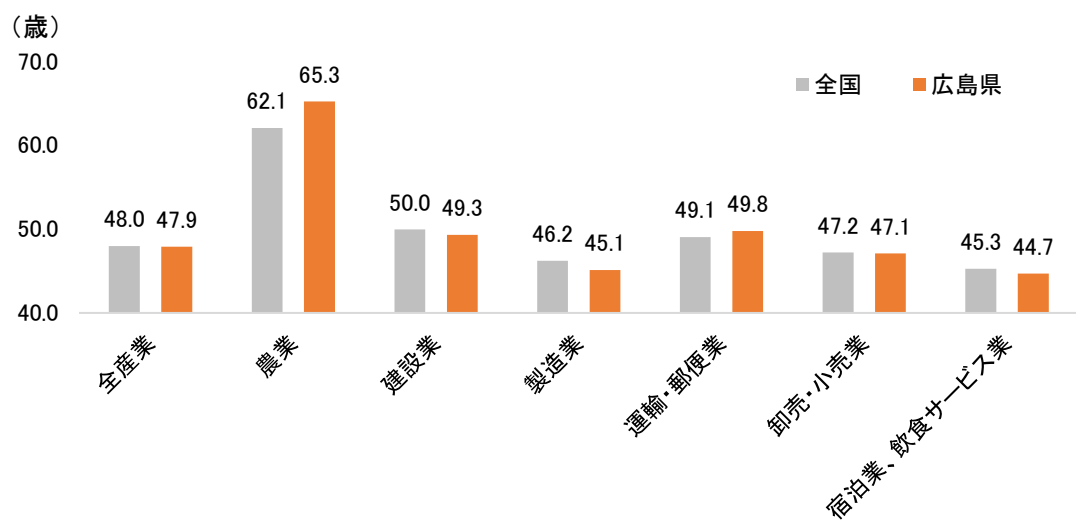
出所：総務省「国勢調査」

図表 6-14 全国及び広島県の建設業就業者の平均年齢の推移



出所：総務省「国勢調査」

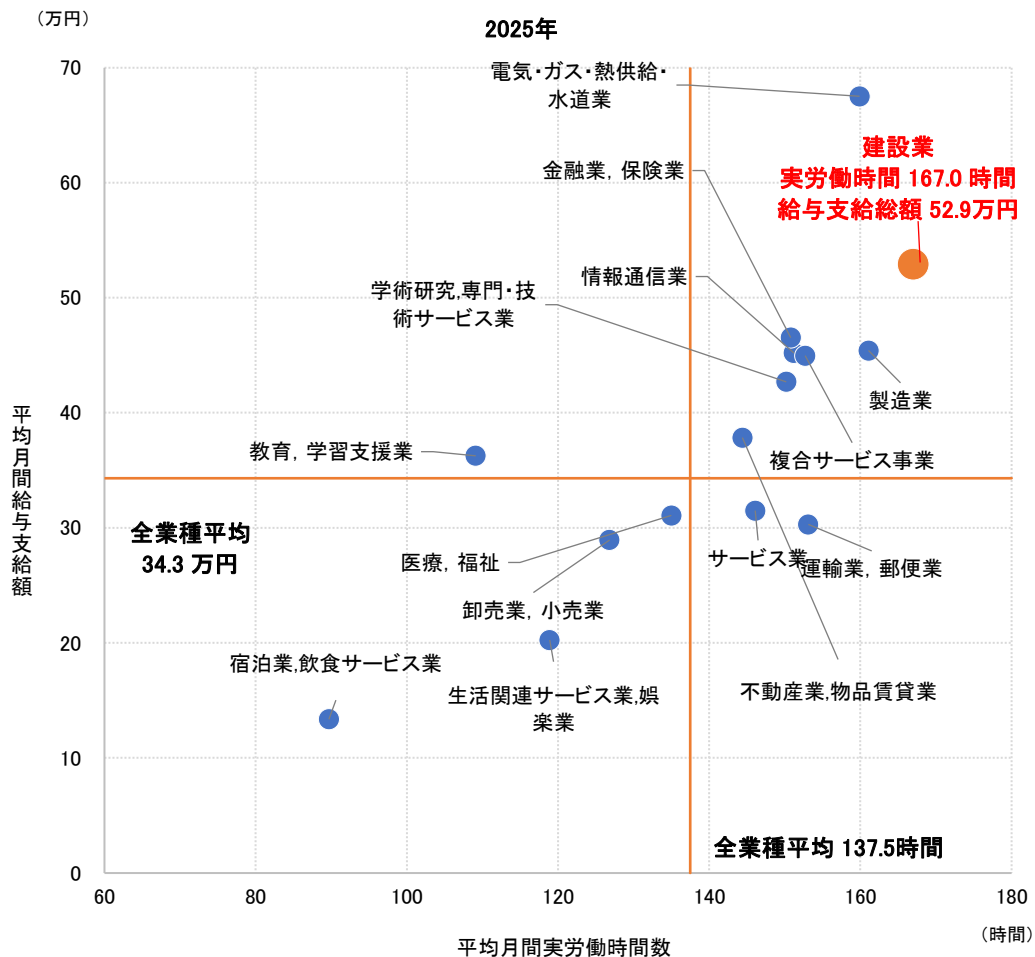
図表 6-15 全国及び広島県の主要産業の就業者平均年齢（2020 年）



出所：総務省「国勢調査」

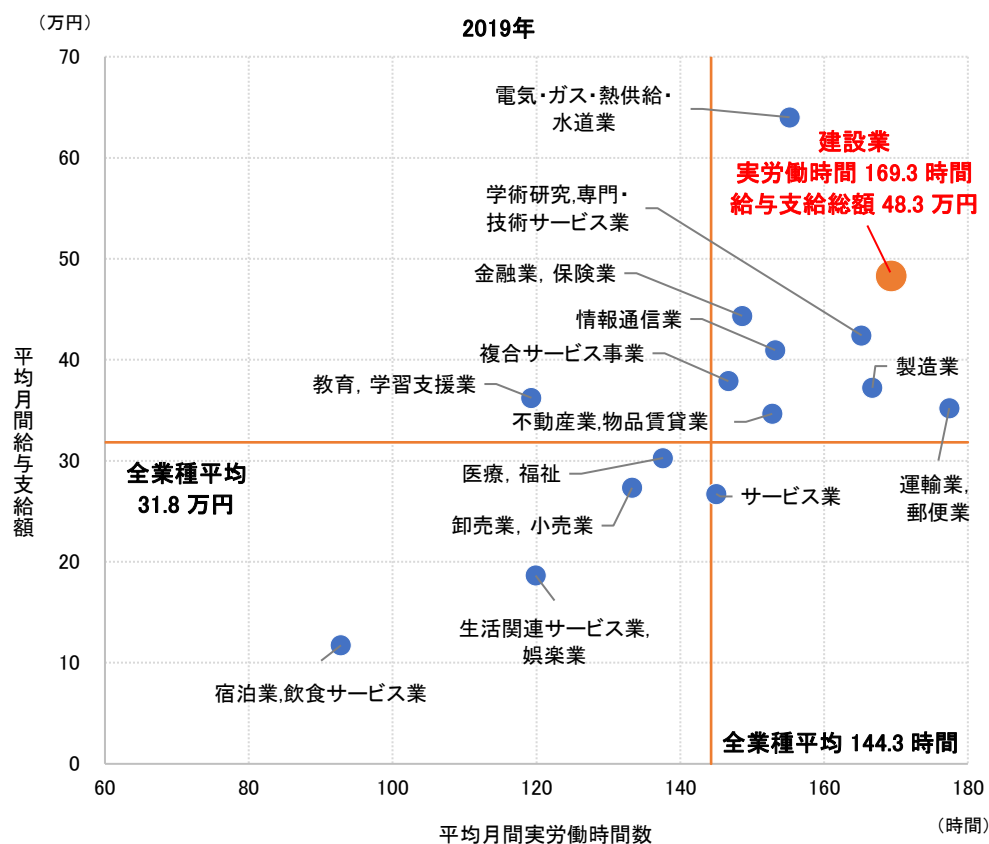
7 建設業の就業環境

図表 7-1 広島県の産業別給与・労働時間水準の比較（2025 年）



出所：報告書のデータ（出所：広島県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」）を基に広島県が作成

図表 7-2 広島県の産業別給与・労働時間水準の比較（2019 年）



出所：報告書のデータ（出所：広島県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」）を基に広島県が作成

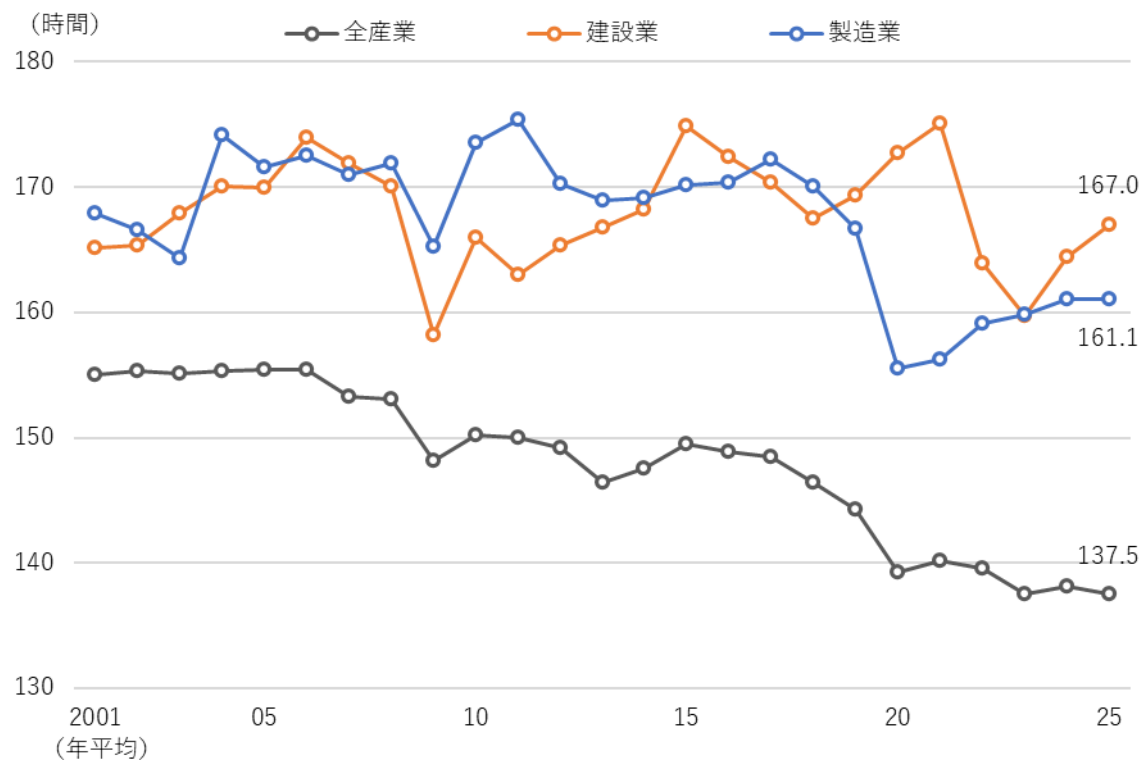
※「複合サービス事業」は総務省統計局の定義（大分類）によれば「郵便局」「協同組合」が該当する。

図表 7-3 2019 年-2025 年における広島県の産業別給与・労働時間水準の増減（業種抜粋）

	平均月間実労働時間数			平均月間給与と支給額		
	2019 年	2025 年	増減	2019 年	2025 年	増減
運輸業、郵便業	177.4	153.1	▲ 24.3	35.2	30.3	▲ 4.9
建設業	169.3	167.0	▲ 2.3	48.3	52.9	▲ 4.6
製造業	166.7	161.1	▲ 5.6	37.2	45.4	▲ 8.2
学術研究、専門・技術サービス業	165.2	150.2	▲ 15.0	42.4	42.7	▲ 0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	155.2	159.9	▲ 4.7	64.0	67.5	▲ 3.5
全産業	144.3	137.5	▲ 6.8	31.8	34.3	▲ 2.5

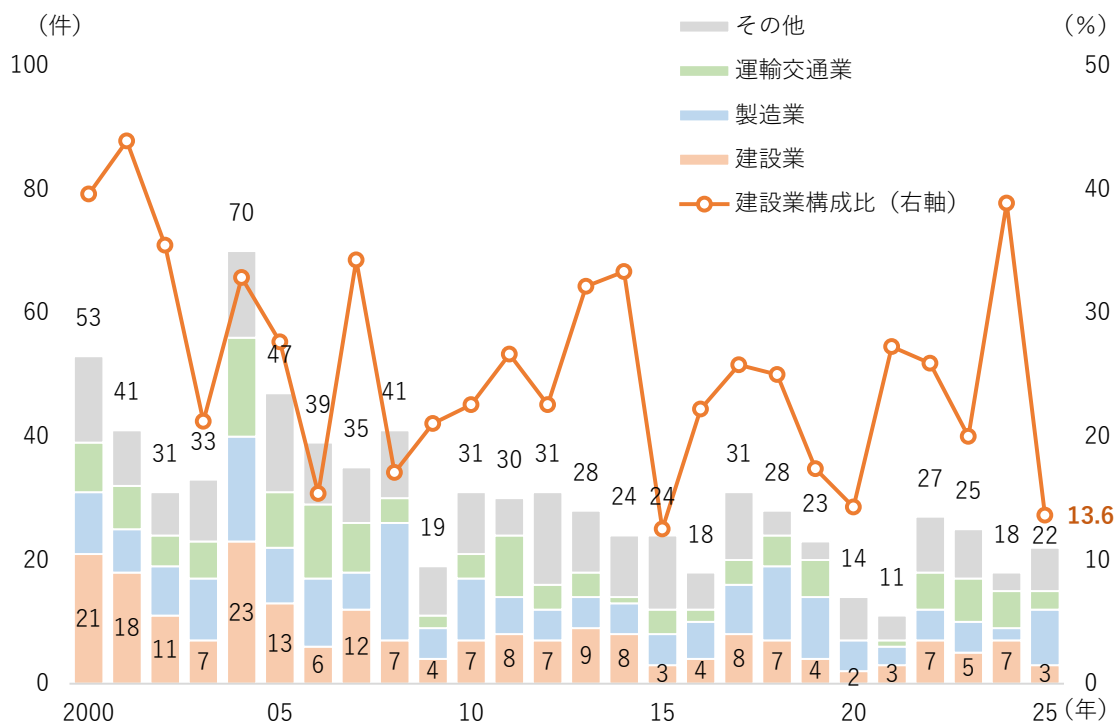
出所：報告書のデータ（出所：広島県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」）を基に広島県が作成

図表 7-4 広島県の常用労働者1人あたり平均月間労働時間



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図表 7-5 産業別死亡災害発生状況

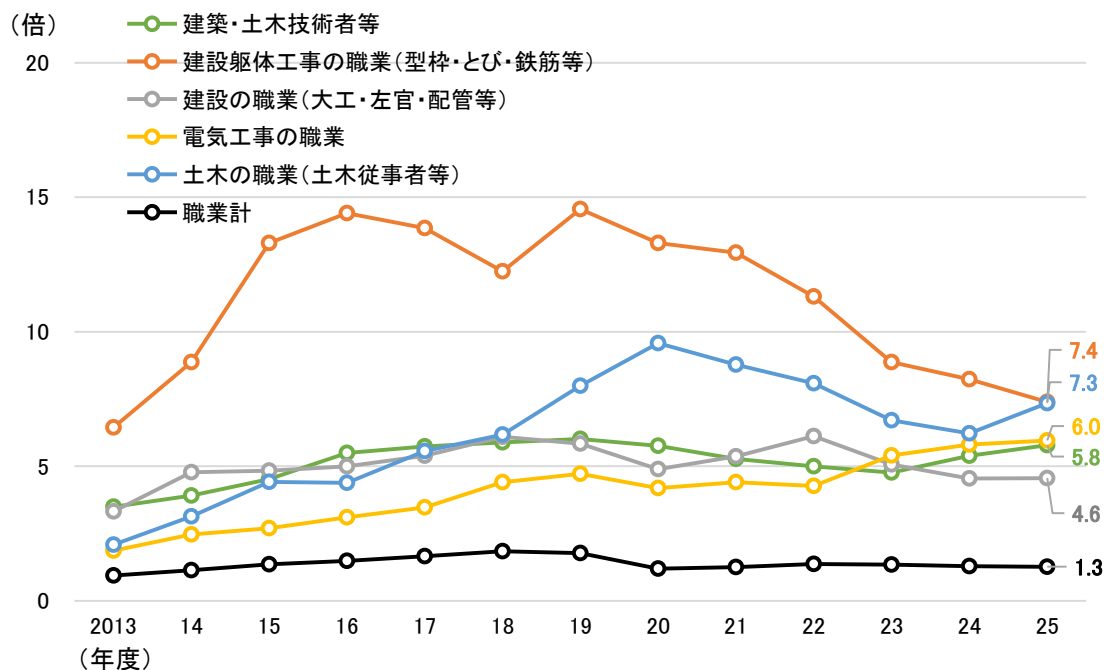


出所：広島県労働局「死亡災害発生状況」

8 建設業への入職・採用状況

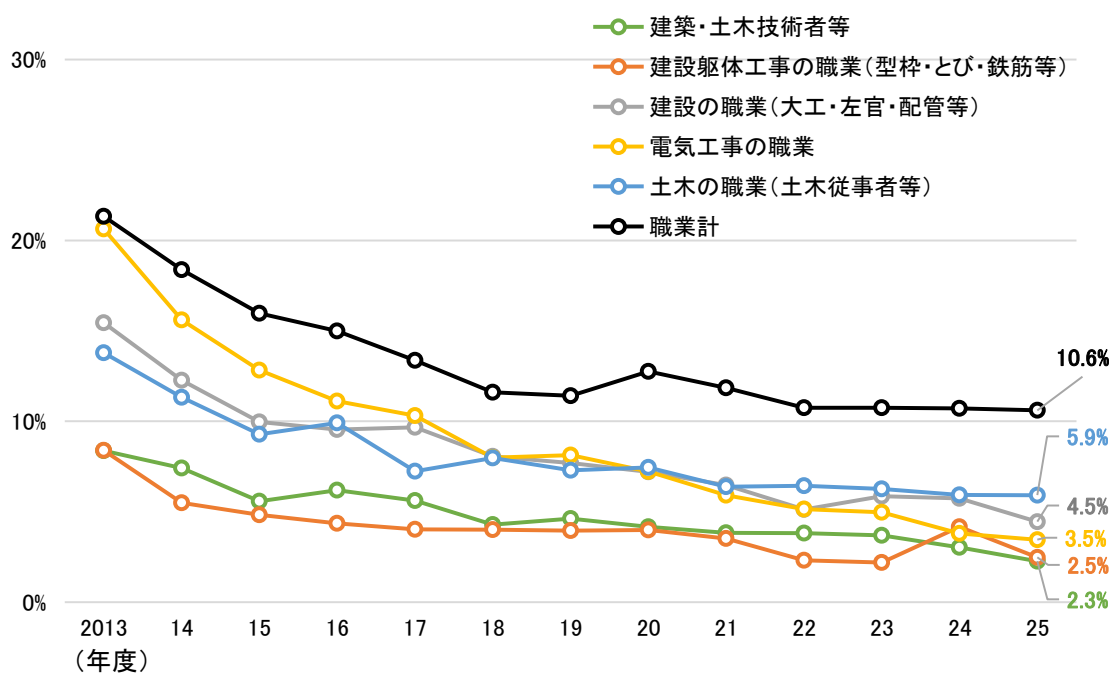
図表 8-1 広島県建設業関係職種の有効求人倍率・充足率

【建設業関係職種の有効求人倍率】



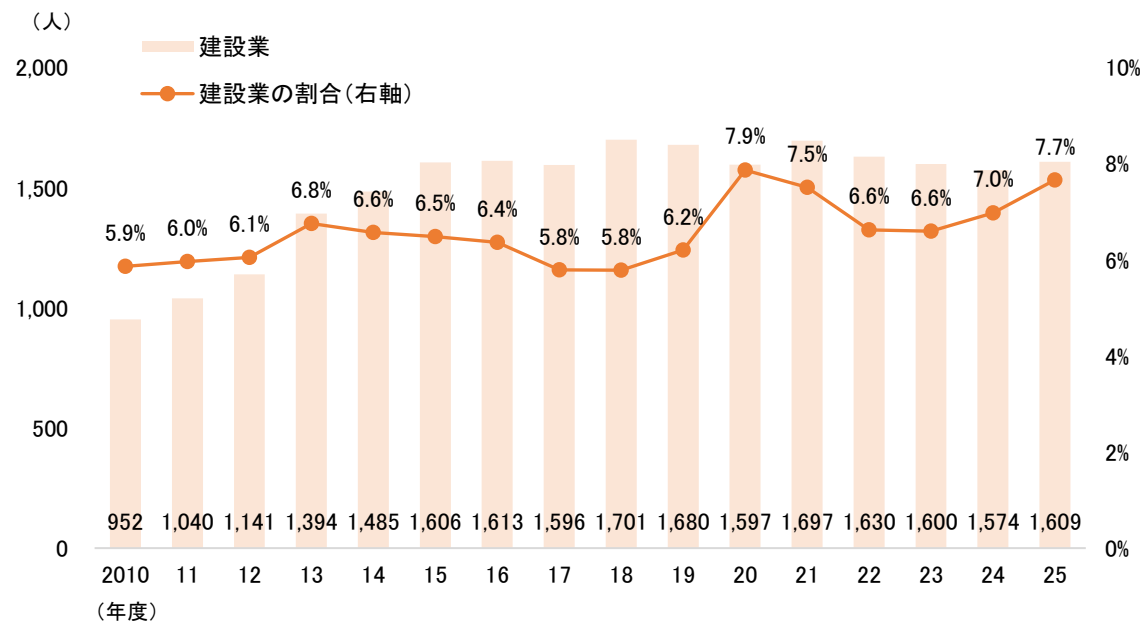
出所：報告書のデータ（出所：厚生労働省「職業安定業務統計」）を基に広島県が作成

【建設業関係職種の充足率】



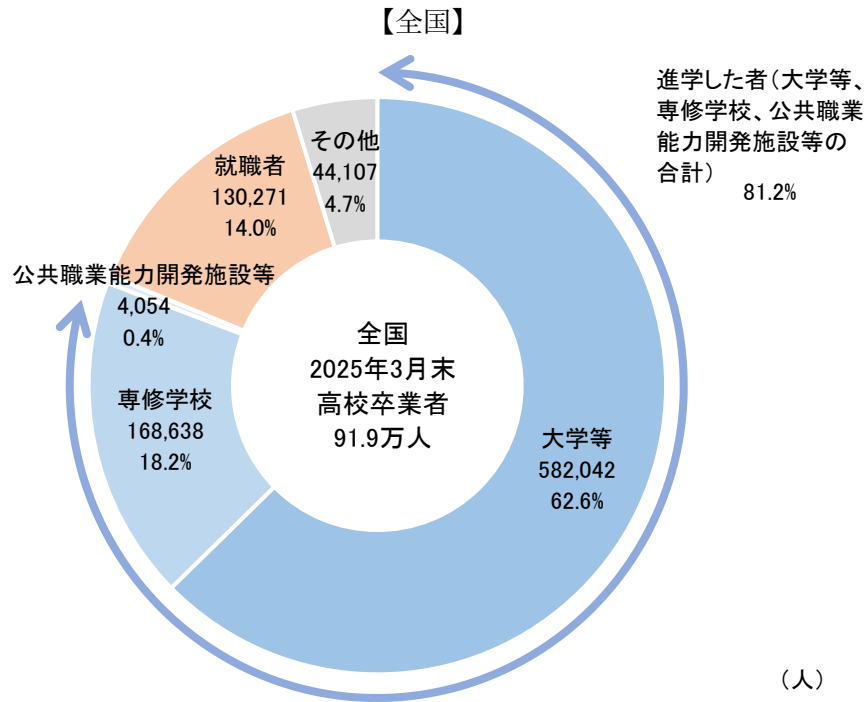
出所：報告書のデータ（出所：厚生労働省「職業安定業務統計」）を基に広島県が作成

図表 8-2 広島県の建設産業新規求人数

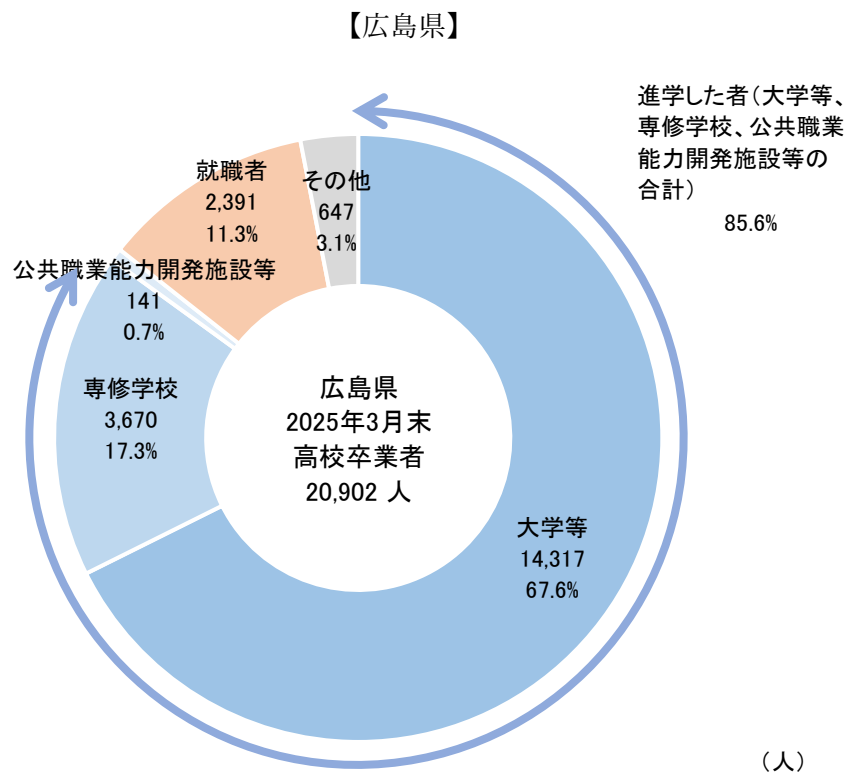


出所：広島県調べ

図表 8-3 高校卒業者の進路 (2025 年 3 月末)



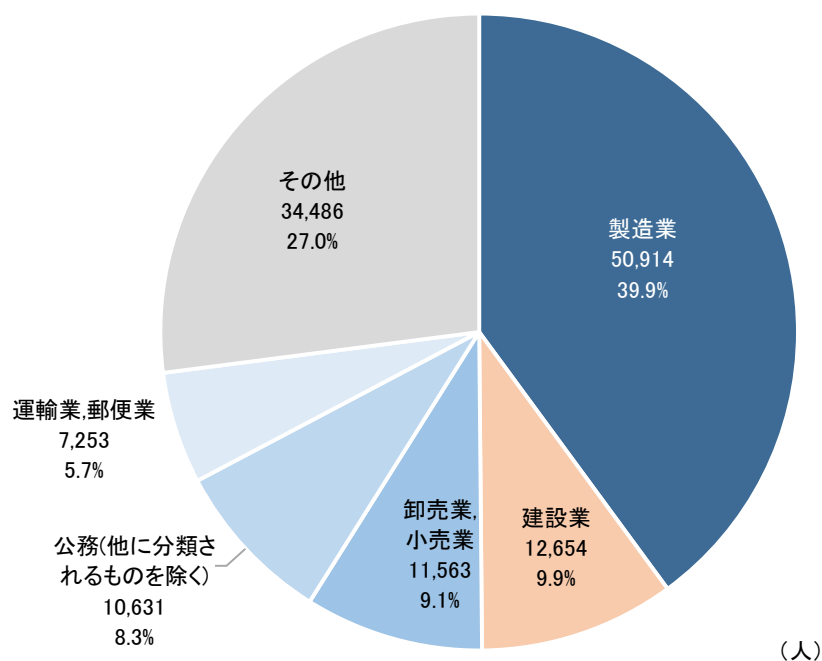
出所：文部科学省「学校基本調査」



出所：文部科学省「学校基本調査」

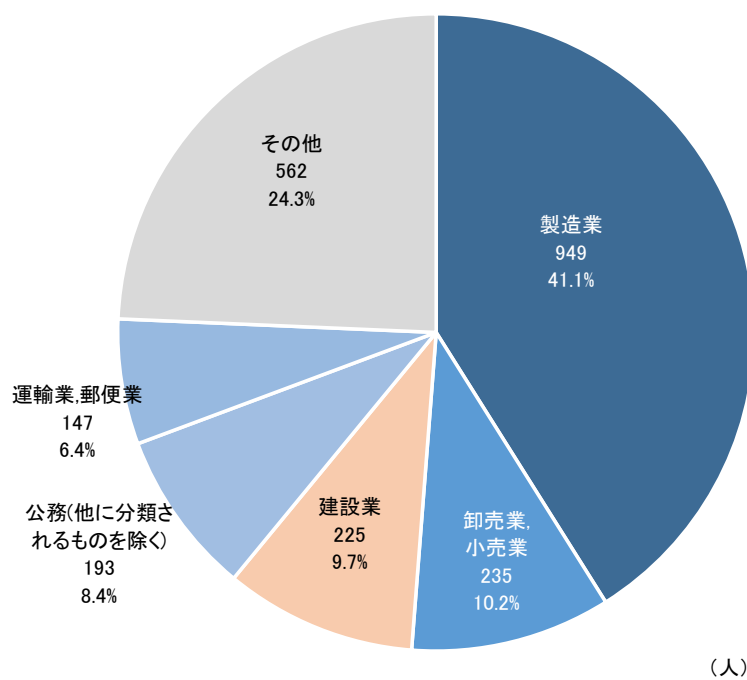
図表 8-4 高校卒業者の産業別就職割合（2025 年 3 月末）

【全国】



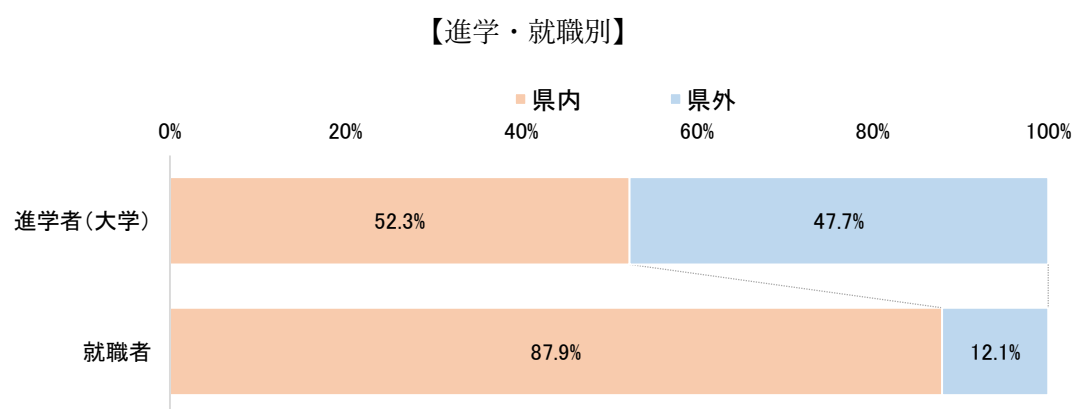
出所：文部科学省「学校基本調査」

【広島県】

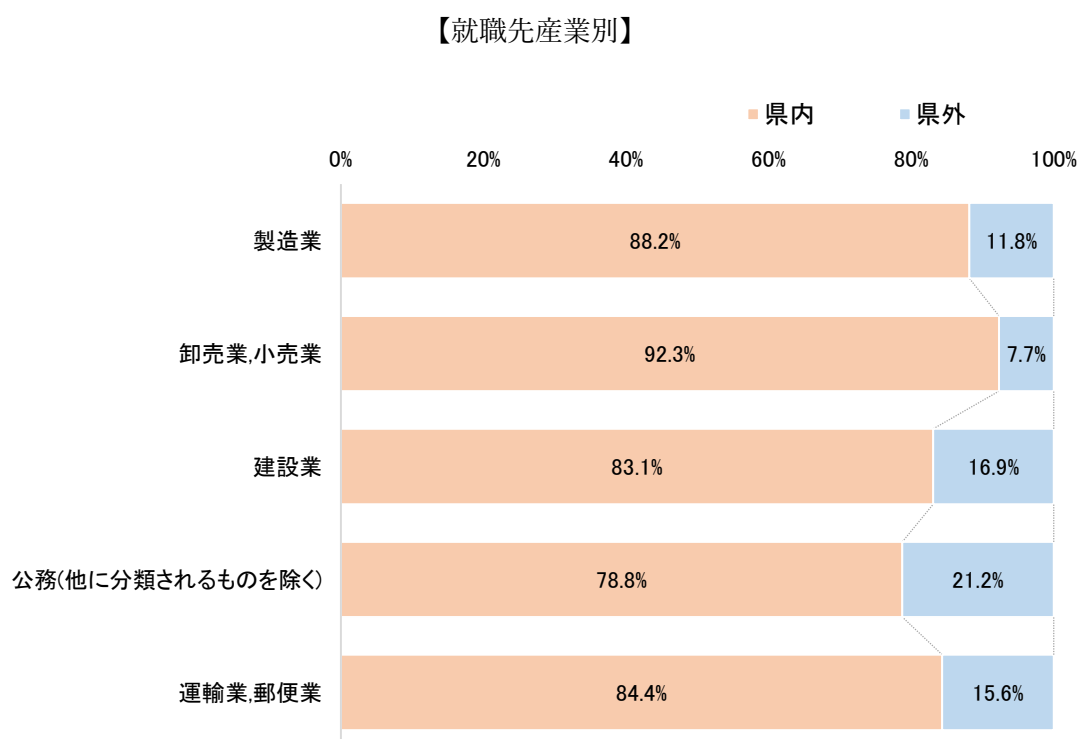


出所：文部科学省「学校基本調査」

図表 8-5 広島県の高校卒業者の進学・就職、就職先産業別の県内・県外割合（2025 年 3 月末）



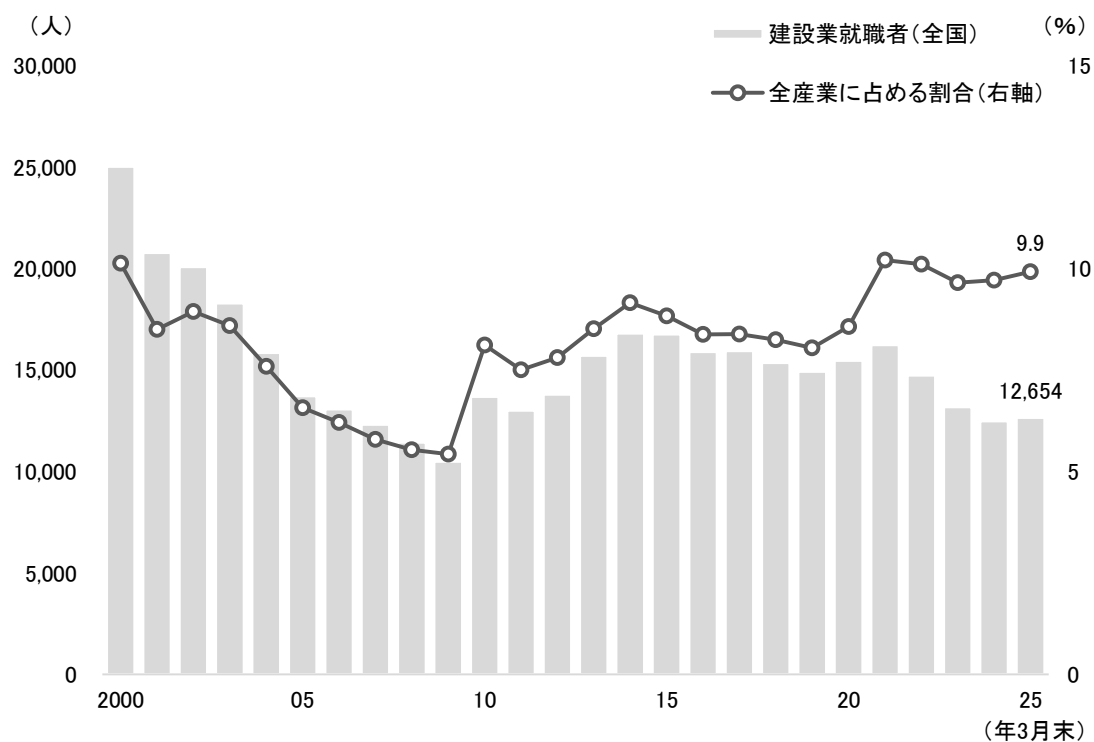
出所：文部科学省「学校基本調査」



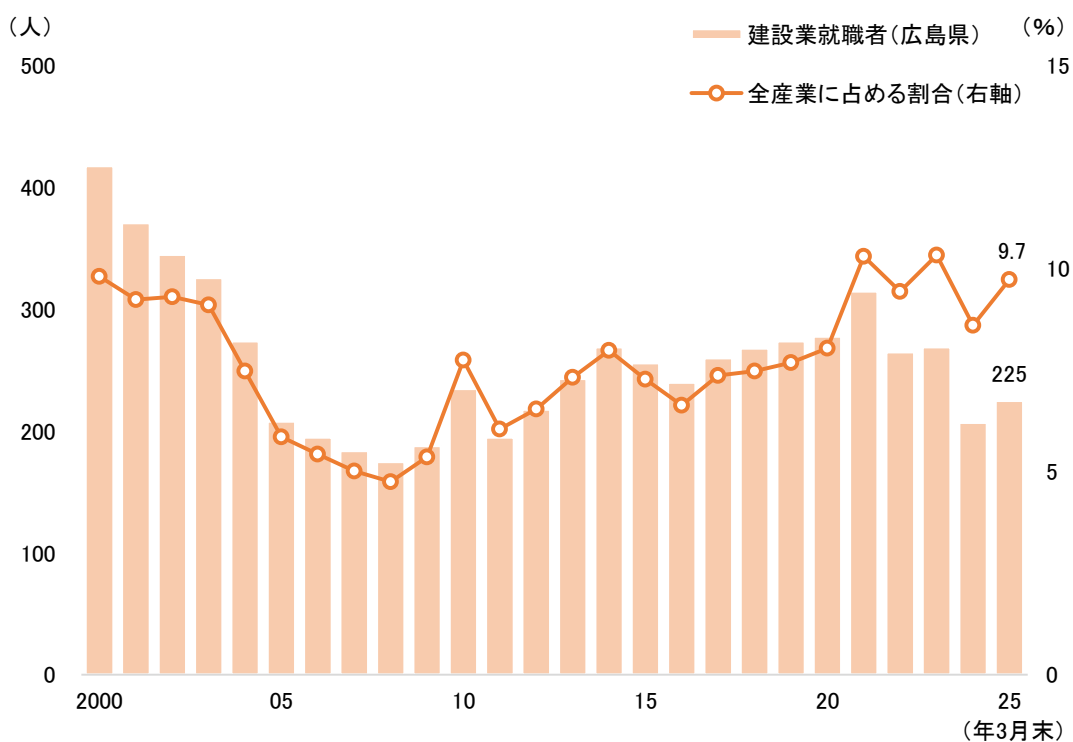
出所：文部科学省「学校基本調査」

図表 8-6 新規高校卒業者の建設業就職状況

【全国】



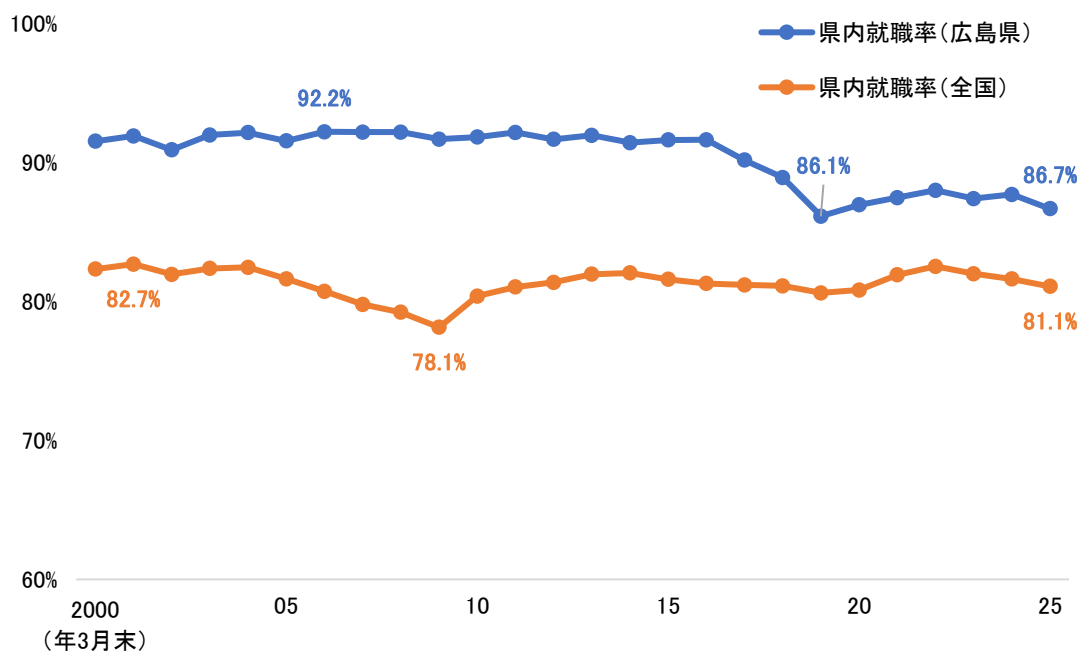
【広島県】



出所：文部科学省「学校基本調査」

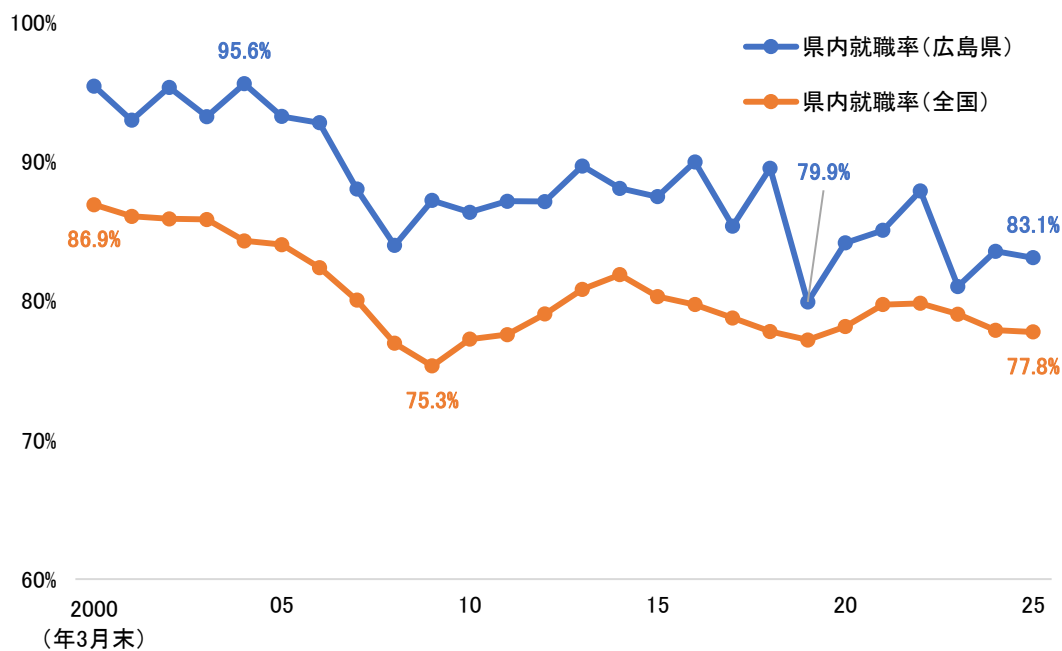
図表 8-7 高校卒業者の県内就職率の推移

【県内就職率（全産業）】



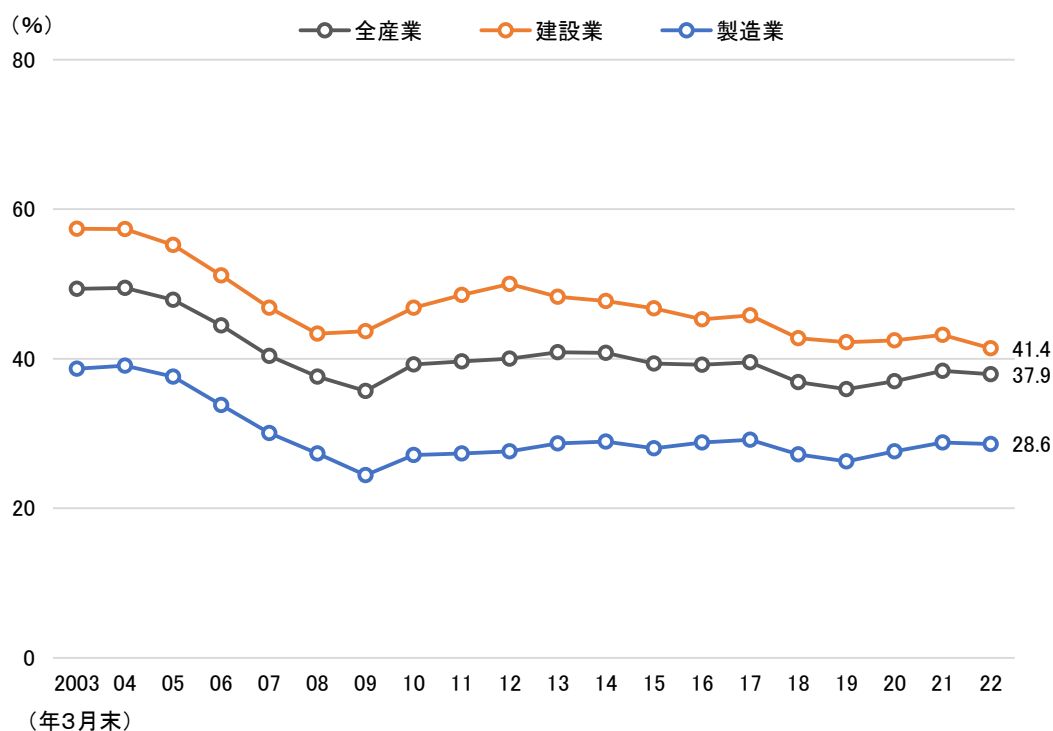
出所：文部科学省「学校基本調査」

【県内就職率（建設業）】



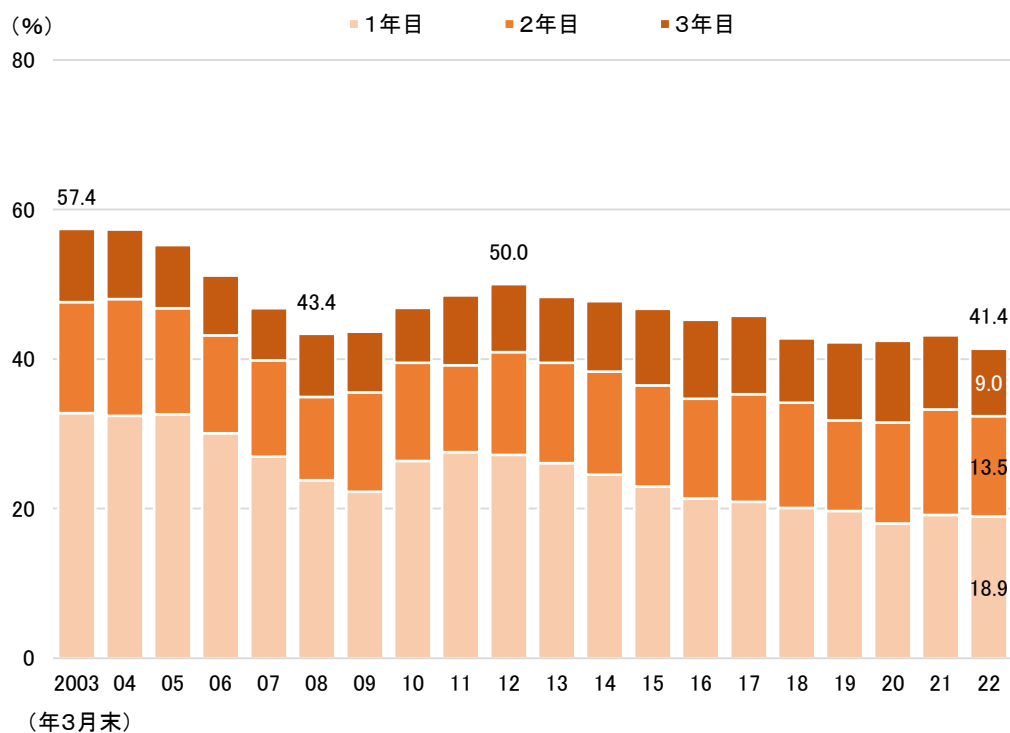
出所：文部科学省「学校基本調査」

図表 8-8 新規高卒就職者の就職後3年以内離職率の推移（全国・産業別）



出所：厚生労働省「新規高卒就職者の産業別離職状況」

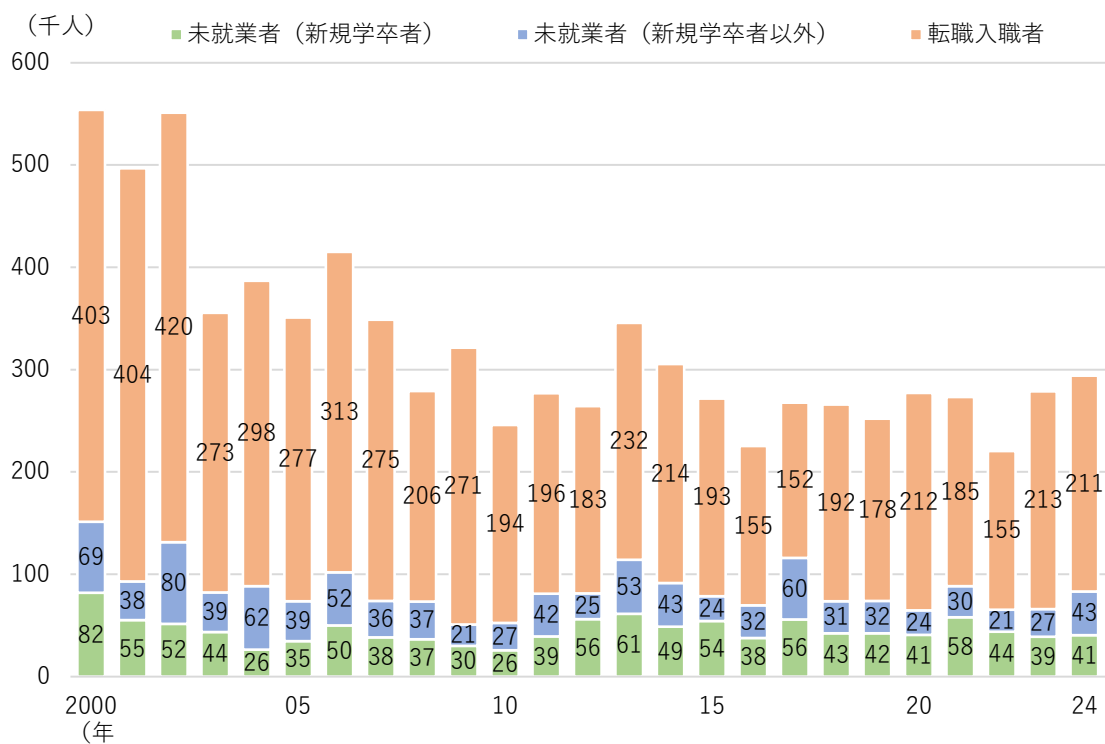
図表 8-9 新規高卒就職者の建設業就職後3年以内離職率の推移（全国・離職年次別）



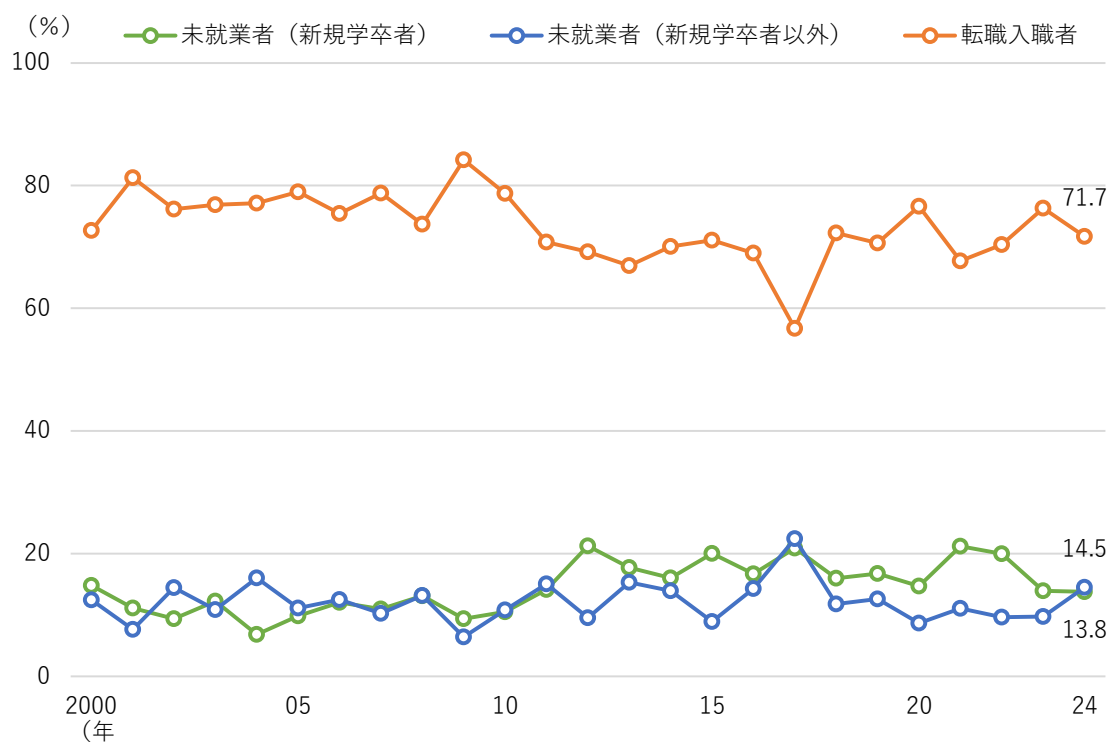
出所：厚生労働省「新規高卒就職者の産業別離職状況」

図表 8-10 建設産業入職者の職歴状況（全国）

【実数】



【構成比】



出所：厚生労働省「雇用動向調査」

9 広島県の建設企業の現状に関するアンケート調査

以下の内容は県内建設業の実態を把握するための資料として過年度に実施したあり方検討委員会のアンケートより抜粋している。

【アンケート概要】

広島県内の建設企業の経営状況や課題などの現状を把握し、今後の地域における建設産業の意義や役割、また建設人材の確保・育成の方策など、課題解決に向けた方向性を検討するため、県内に本社のある建設企業を対象としたアンケートを実施し、経営状況、人材確保・担い手対策の状況、就業環境、ICT への対応状況などを把握した。

図表 9-1 調査概要

調査目的	広島県内に本社のある建設企業を対象に、人材確保・育成、生産性向上・働き方改革、経営上の課題等を把握することを目的とする。	
調査対象	県内建設企業のうち、令和 6 年度建設工事入札参加資格を有する 2,278 業者	
データ数	サンプル数 2,278 票	有効回答数 733 票（回収率 32.2%）
調査時点	2024 年 8 月 19 日（月）～2024 年 9 月 6 日（金）	
調査方法	自記入式アンケート調査票を郵送により配布・回収	
調査事項	【基本属性】 - 本社所在地、ランク、公共工事の割合、主たる発注先、経常利益の増減、従業員数 【アンケート事項】 - 経営状況（経営上の課題、請負工事の受注環境） - 人材確保・担い手対策の状況（採用活動、人材確保への対応、建設キャリアアップシステム対応等） - 就業環境（技術者・技能労働者の休日取得状況、平均残業時間、処遇改善対応） - 生産性向上（ICT の活用） - 事業継続、建設産業に対する行政の支援施策	

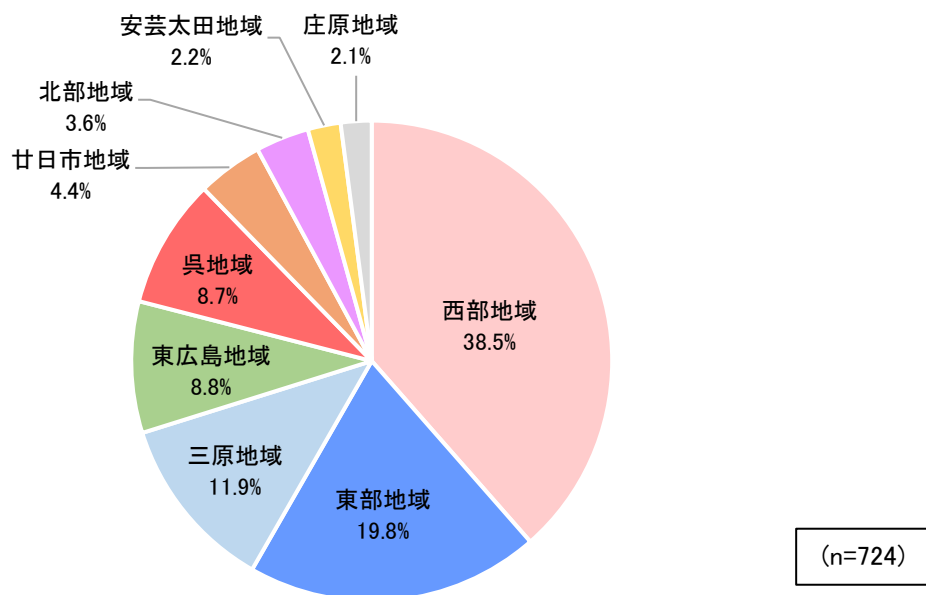
【図表の記載方法について】

- 各設問を集計した回答者数の値（n 値）を、「n=●」という記載方法でグラフ中に示している。
- 集計結果を割合で示している場合、特に断りのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入している。そのため、割合の合計が 100%に一致しないことがある。
- 複数回答の設問は、回答者数に対する回答数の割合を示している。そのため、その合計値が 100%を超える場合がある。
- 単一回答の設問において複数の選択肢に○が付いている場合は無効とし、無効分を除いて集計を行っている。

(1) 回答者の基本属性

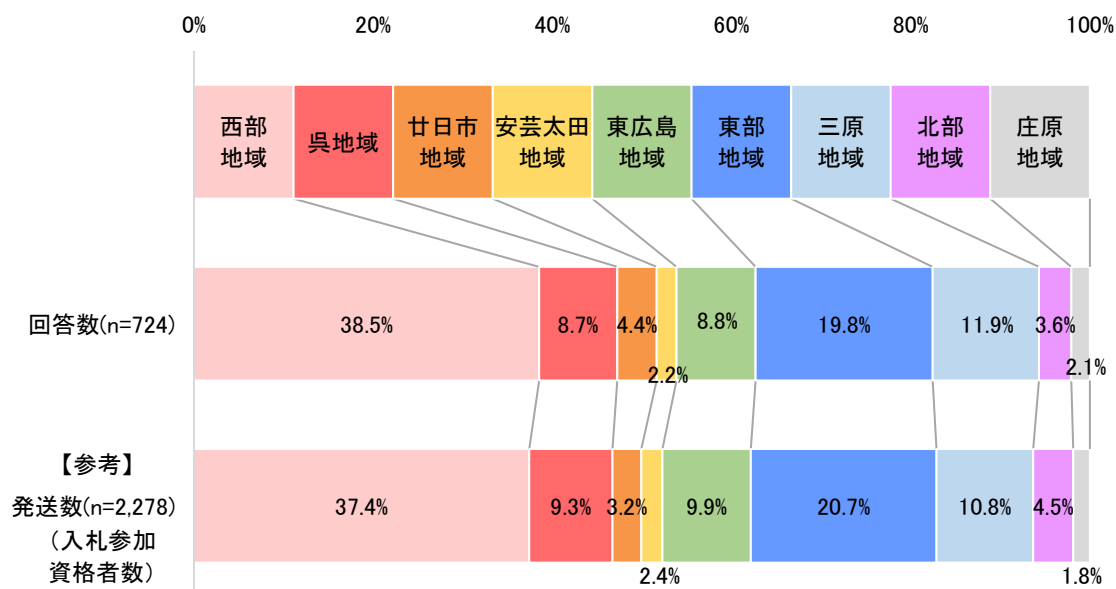
① 本社所在地

図表 9-2 本社所在地域



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

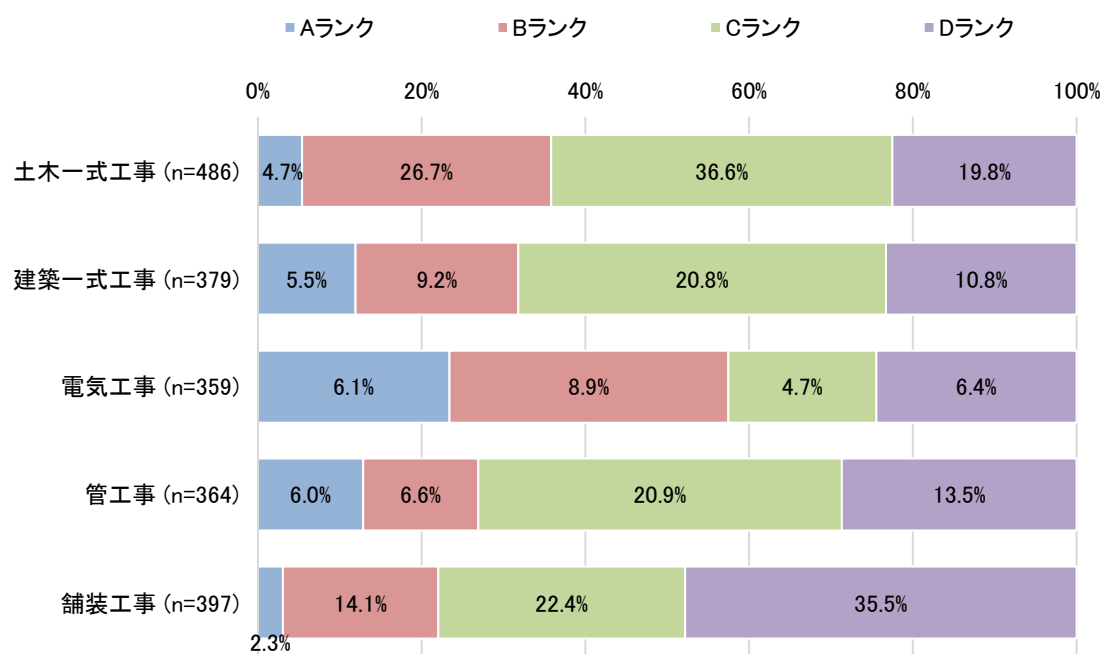
図表 9-3 本社所在地域別の回答数



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

② 入札参加資格ランク

図表 9-4 入札参加資格のランク



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

(参考) 入札参加資格のランク別構成比

		A	B	C	D
土木一式工事	登録者数	46	284	581	402
	回答企業数	23	130	178	96
	回答率 (%)	50.0	45.8	30.6	23.9
建築一式工事	登録者数	45	105	260	162
	回答企業数	21	35	79	41
	回答率 (%)	46.7	33.3	30.4	25.3
電気工事	登録者数	54	62	89	122
	回答企業数	22	32	17	23
	回答率 (%)	40.7	51.6	19.1	18.9
管工事	登録者数	49	71	200	257
	回答企業数	22	24	76	49
	回答率 (%)	44.9	33.8	38.0	19.1
舗装工事	登録者数	34	97	192	634
	回答企業数	9	56	89	141
	回答率 (%)	26.5	57.5	46.4	22.2

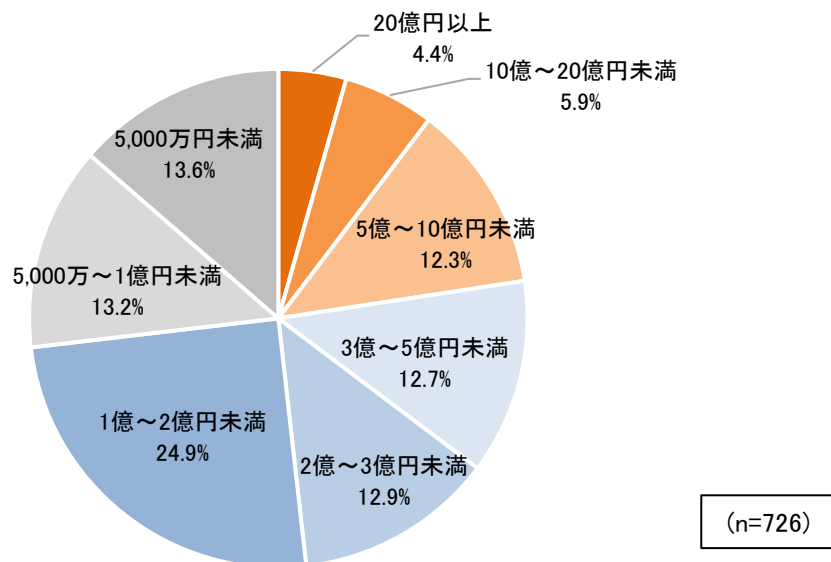
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

※ 本アンケートは各工事の入札参加資格のランクを保有する企業全てに送付しているが、複数の工事におけるランクを持つ企業やなしと回答した企業も含む。

※ 表章した工事以外からの企業からも回答を得ているが、複数の業種に跨ることから、上記の図表には記載していない。

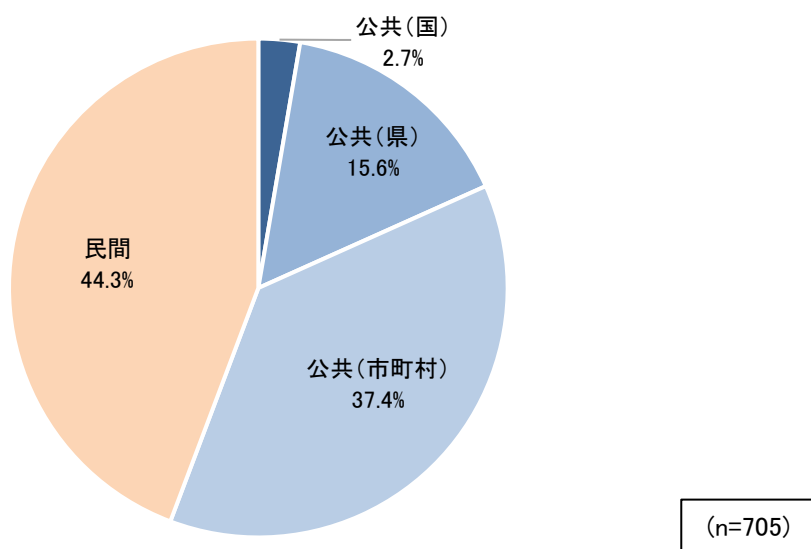
③ 直近年の完成工事高、事業の主たる発注先、経常利益

図表 9-5 完成工事高の割合



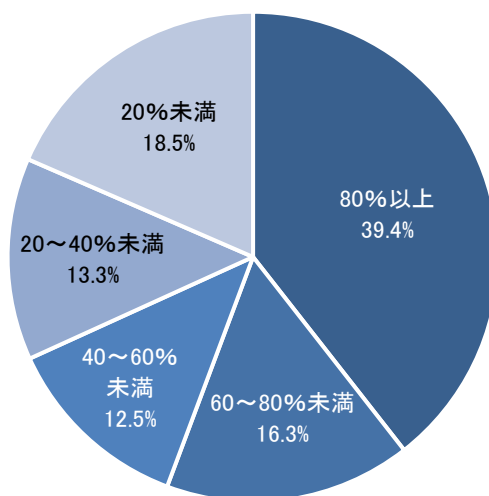
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-6 事業の主たる発注元



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

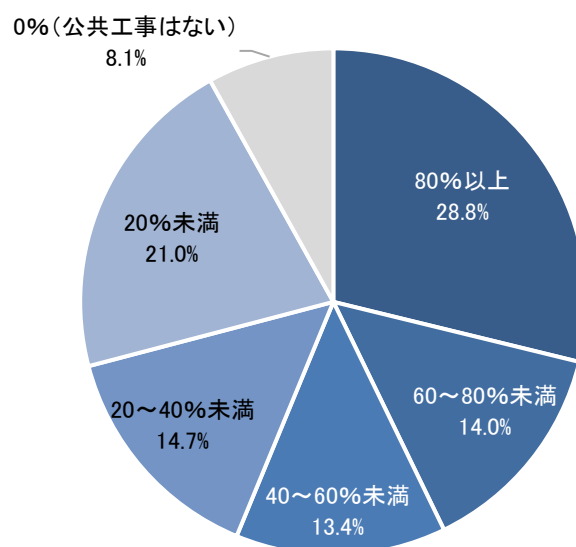
図表 9-7 元請で施工した公共工事の割合



(n=720)

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-8 完成工事高に占める公共工事の割合

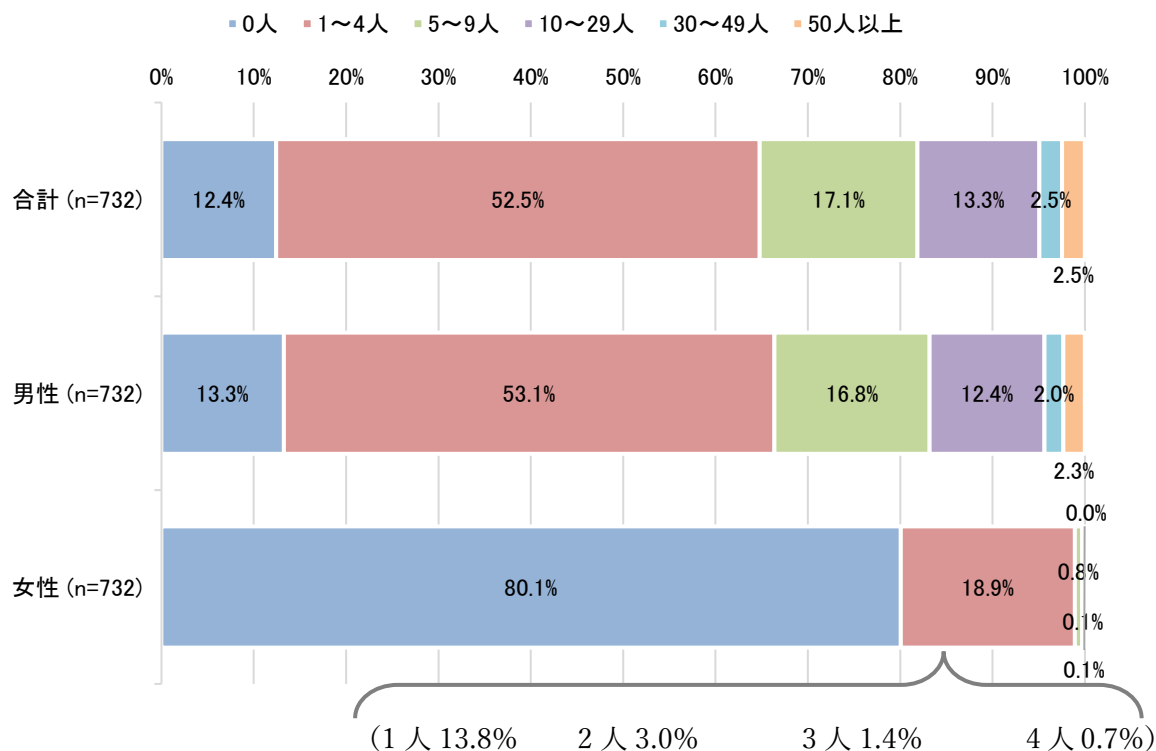


(n=729)

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

④ 従業員数

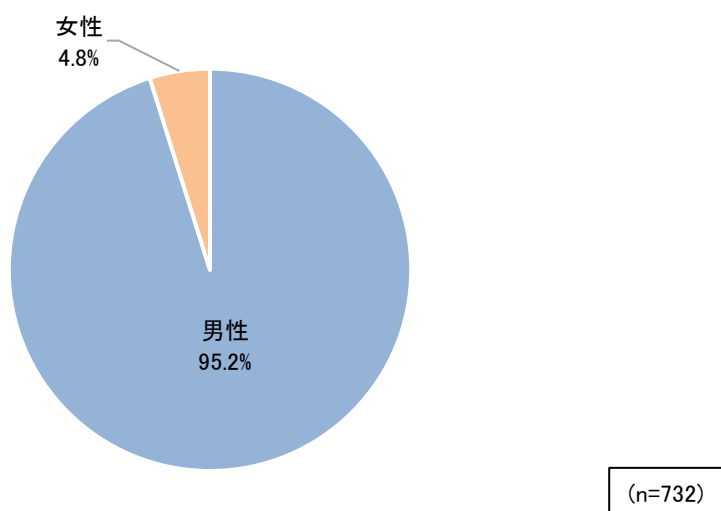
図表 9-9 技術者数



※ 人数について無回答の企業（1社）は除いて集計している。

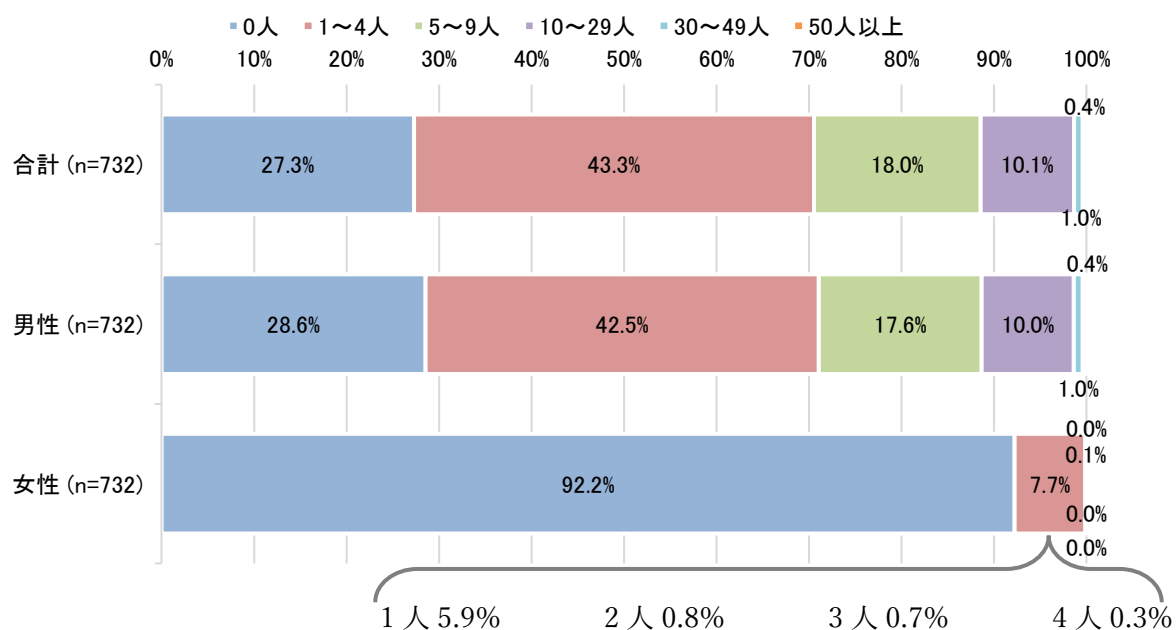
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

（参考）技術者の男女比率



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

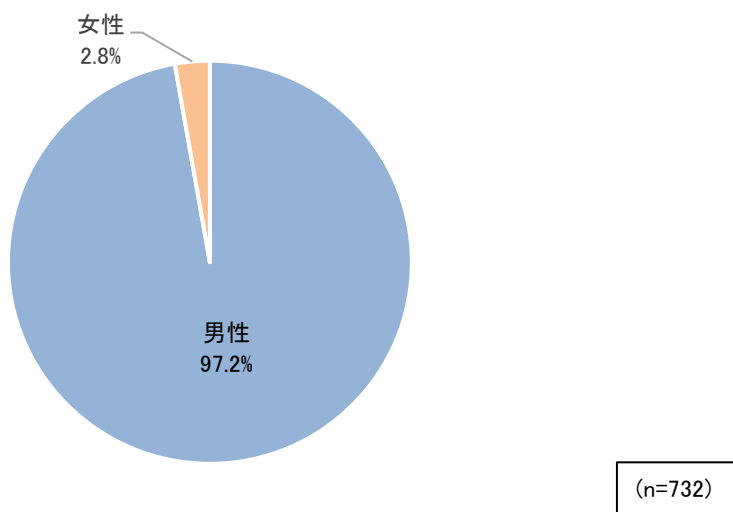
図表 9-10 技能労働者数（作業員・重機オペレーター等）



※ 人数について無回答の企業（1社）は除いて集計している。

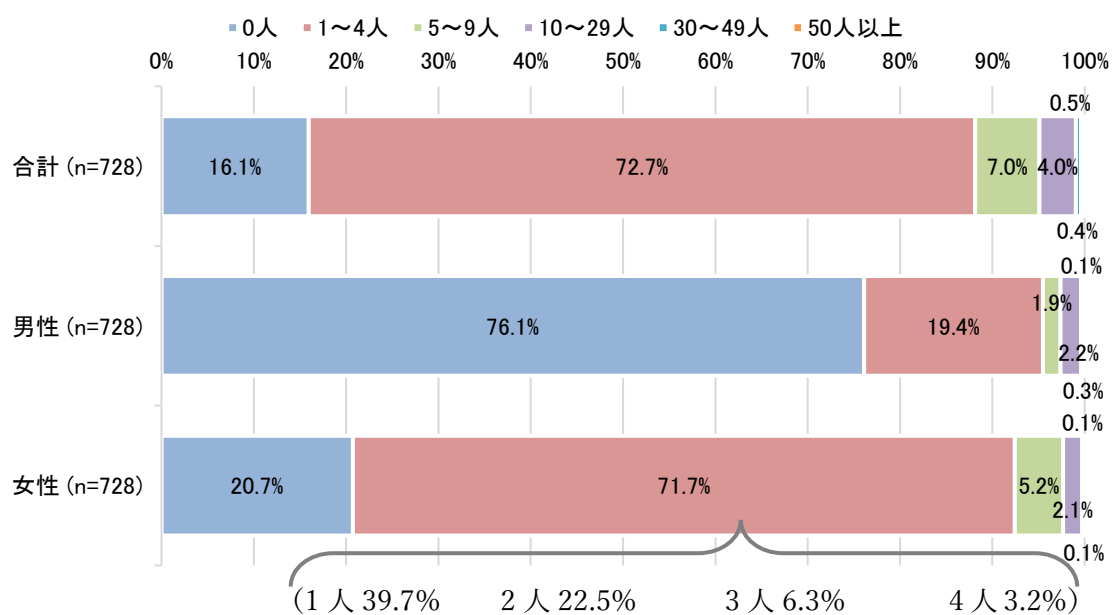
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

（参考）技能労働者の男女比率



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

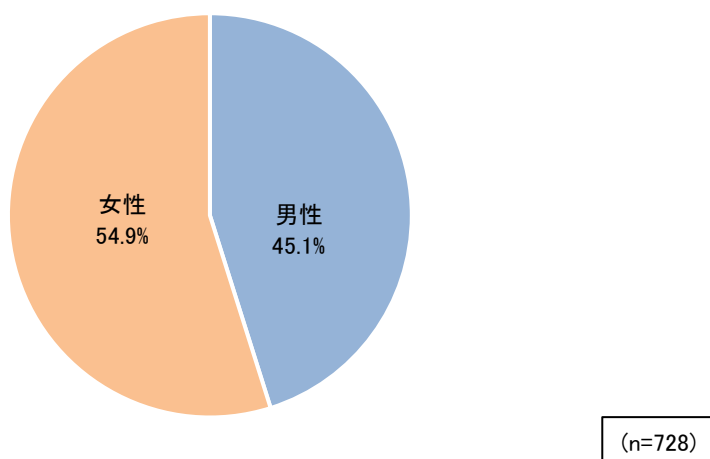
図表 9-11 事務系の従業員数



※ 人数について無回答の企業（５社）は除いて集計している。

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

（参考）事務系従業員の男女比率

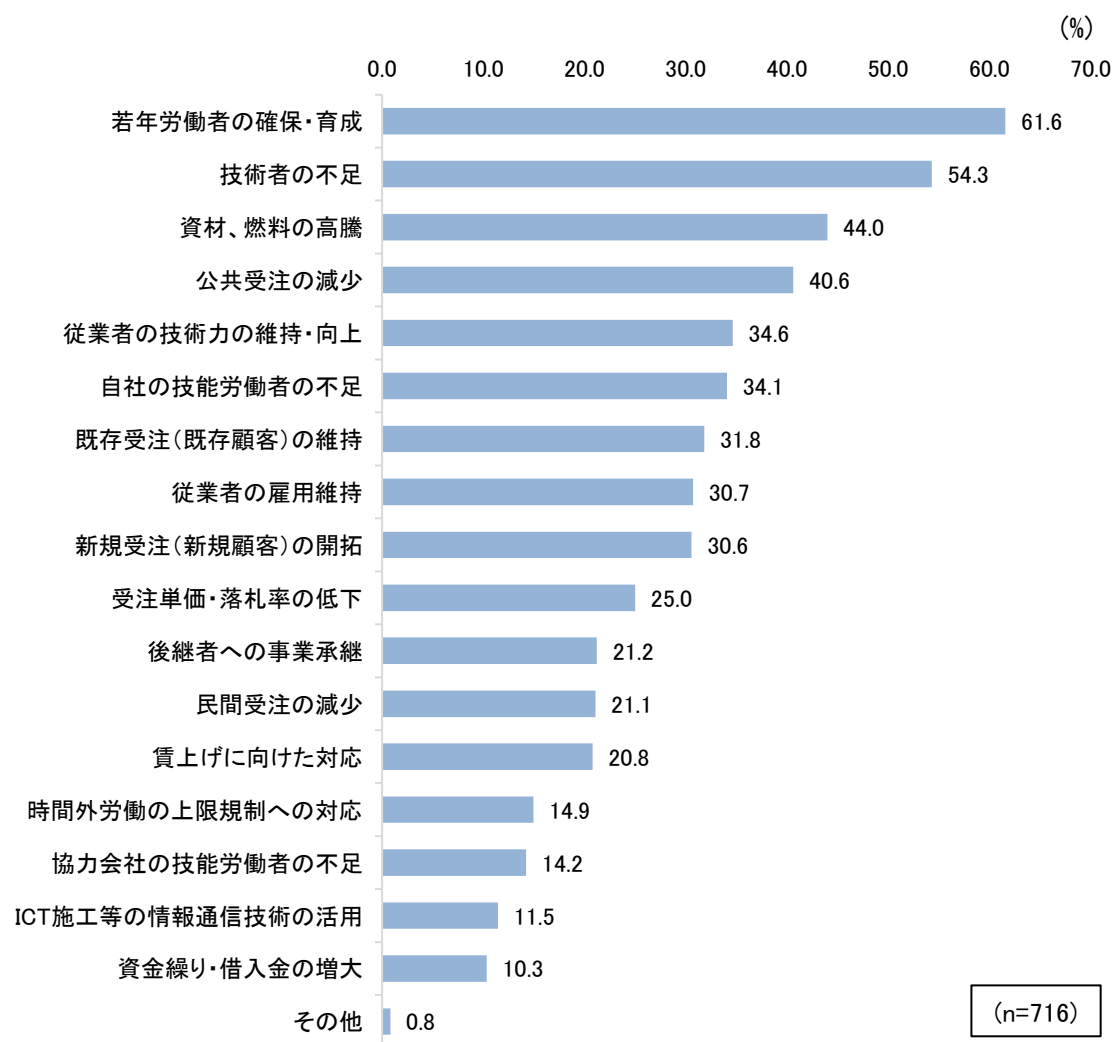


出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

(2) 回答結果

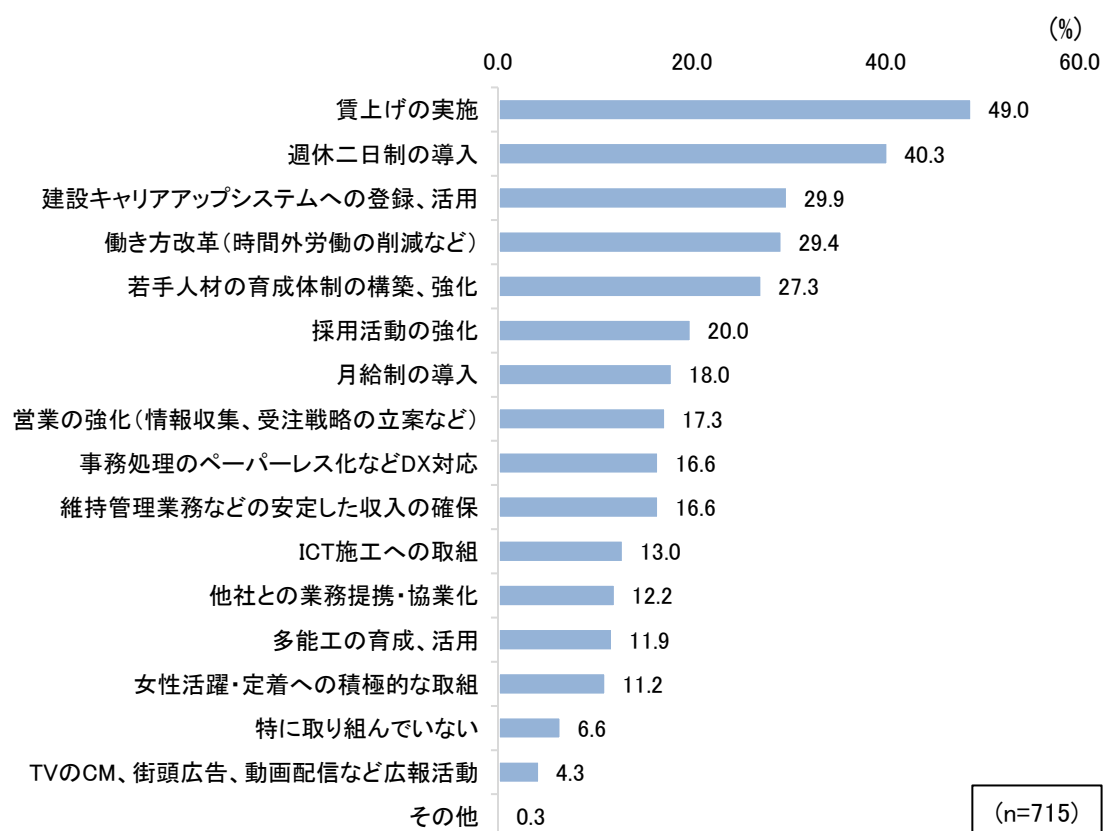
① 経営状況

図表 9-12 経営上の課題について (複数回答)



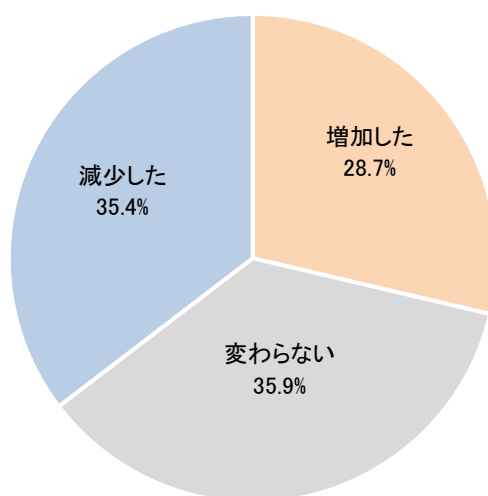
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-13 経営上積極的に取り組んでいること（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

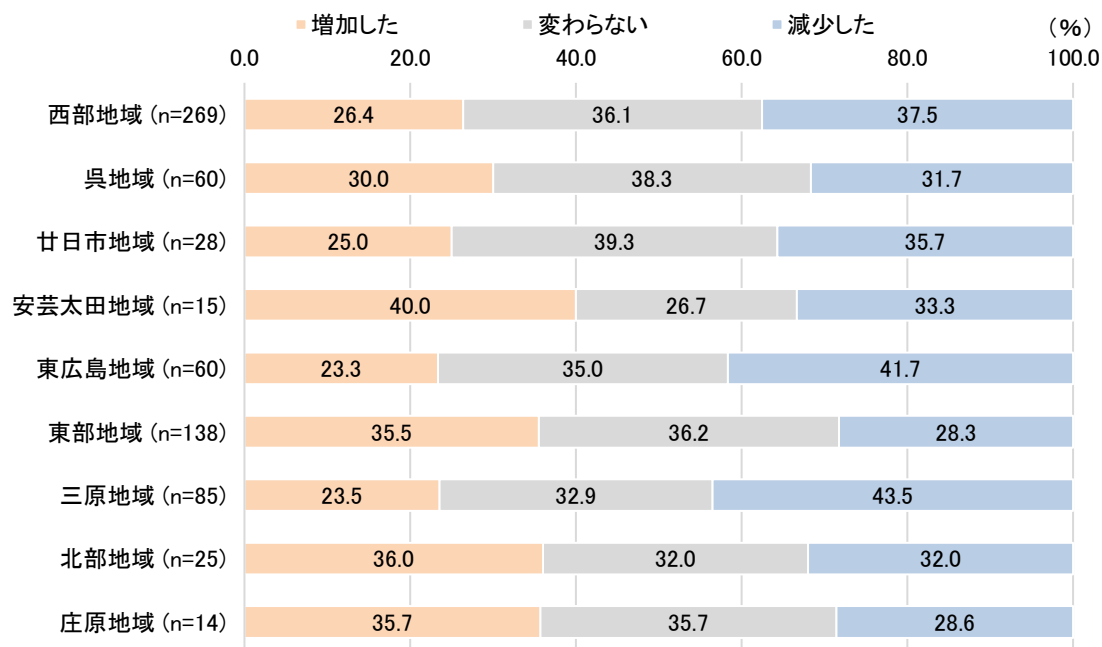
図表 9-14 前年と比較した経常利益の変化



(n=701)

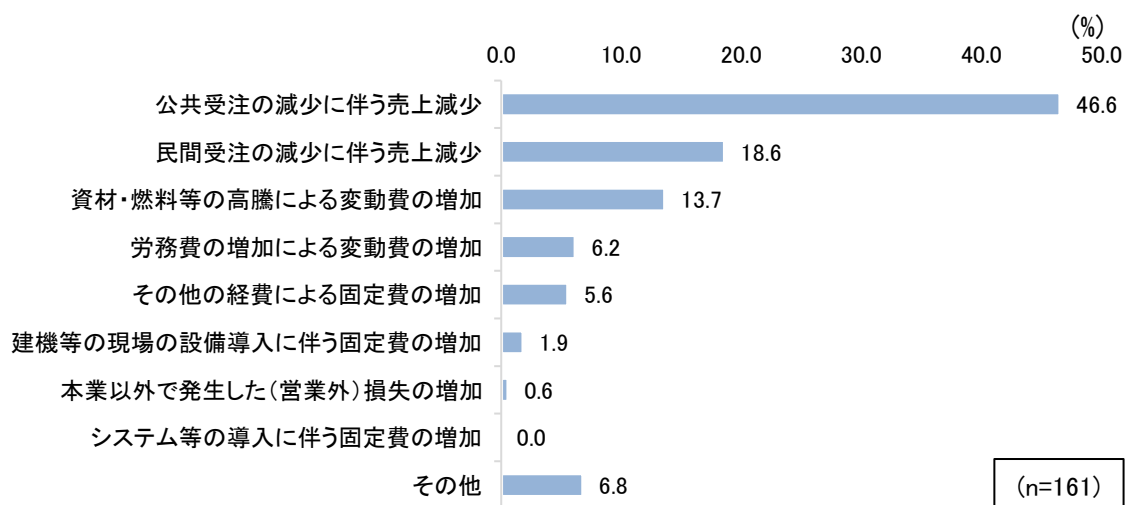
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

(参考) 前年と比較した経常利益の変化（地域別）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-15 経常利益が減少した要因について最もあてはまるもの

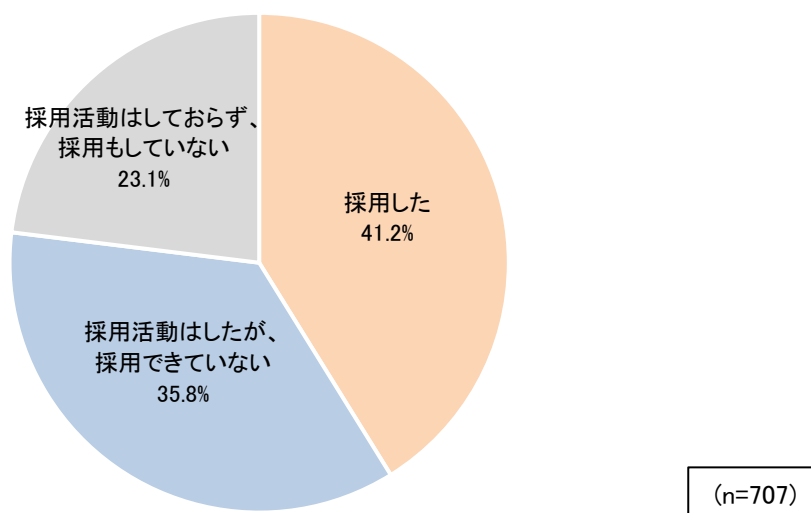


出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

② 人材確保・担い手対策の状況

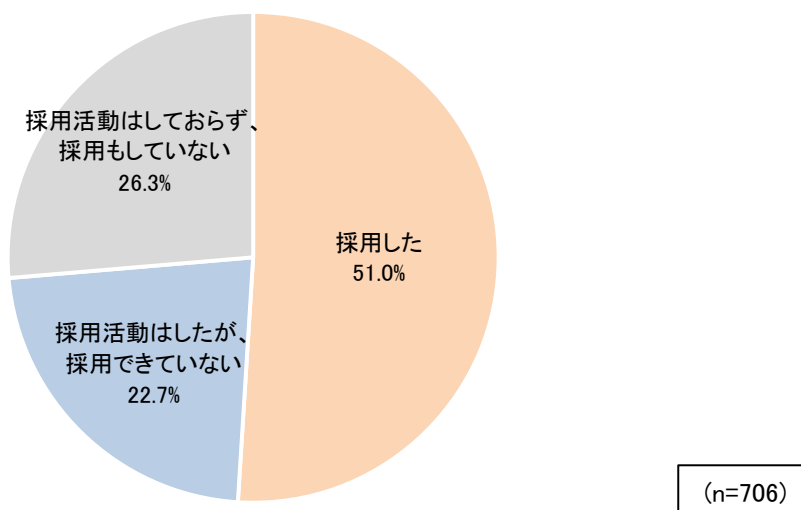
採用活動

図表 9-16 技術者の採用



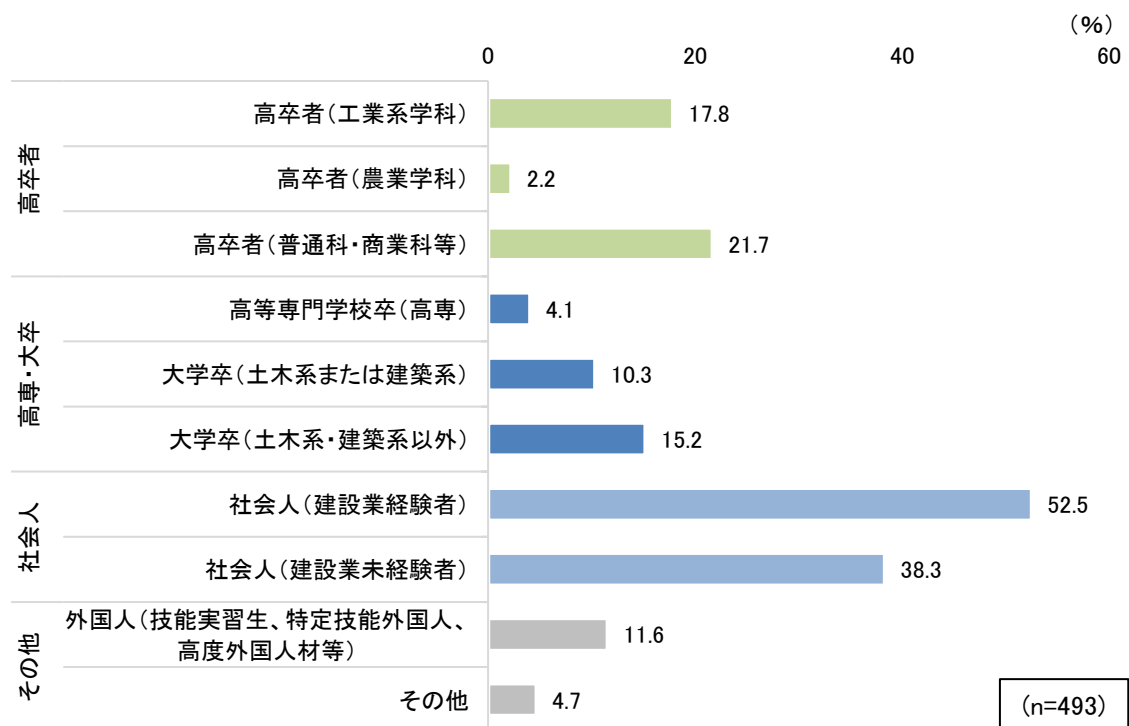
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-17 技能労働者の採用



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

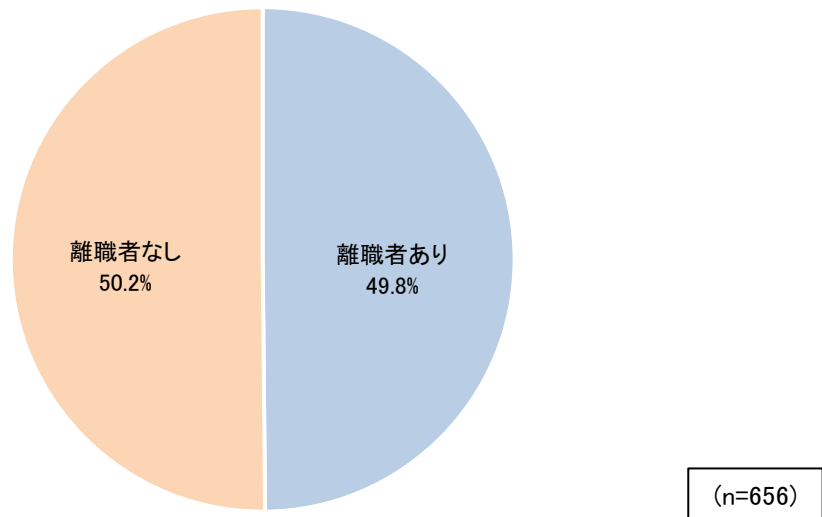
図表 9-18 採用した技術者・技能労働者の属性（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

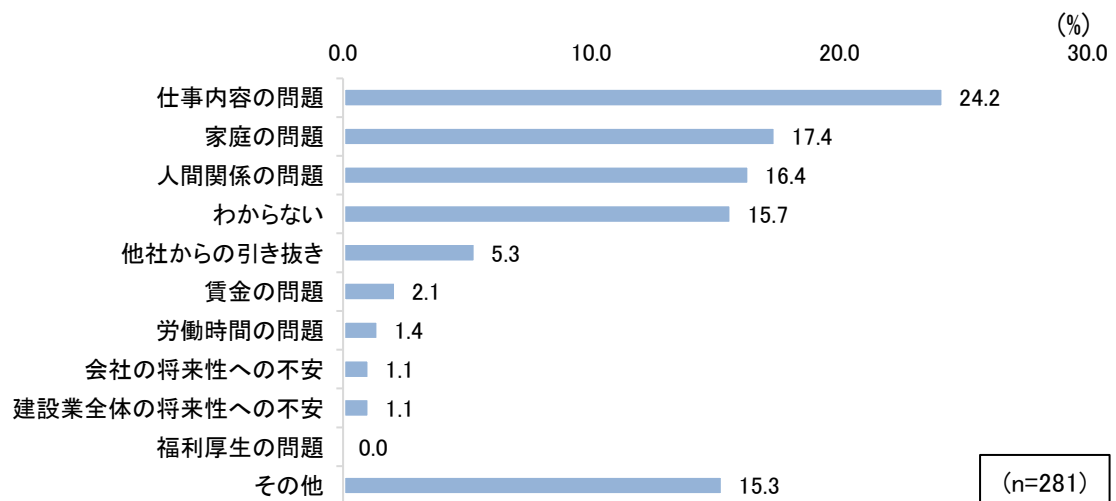
離職状況

図表 9-19 新たに採用した技術者・技能労働者の離職状況



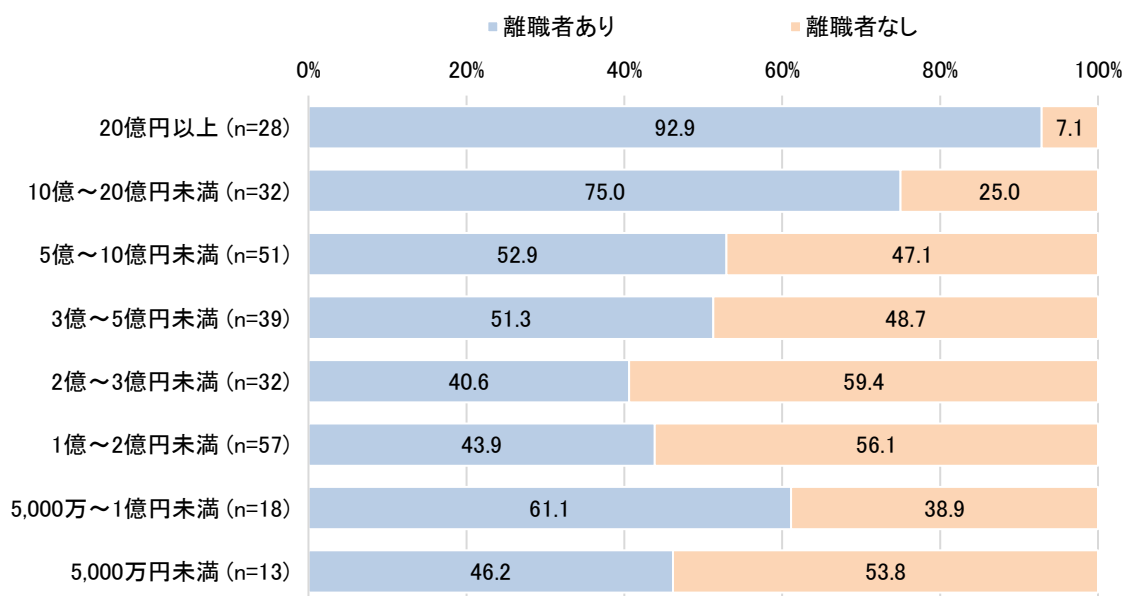
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-20 新たに採用した技術者・技能労働者の離職理由について最も当てはまるもの



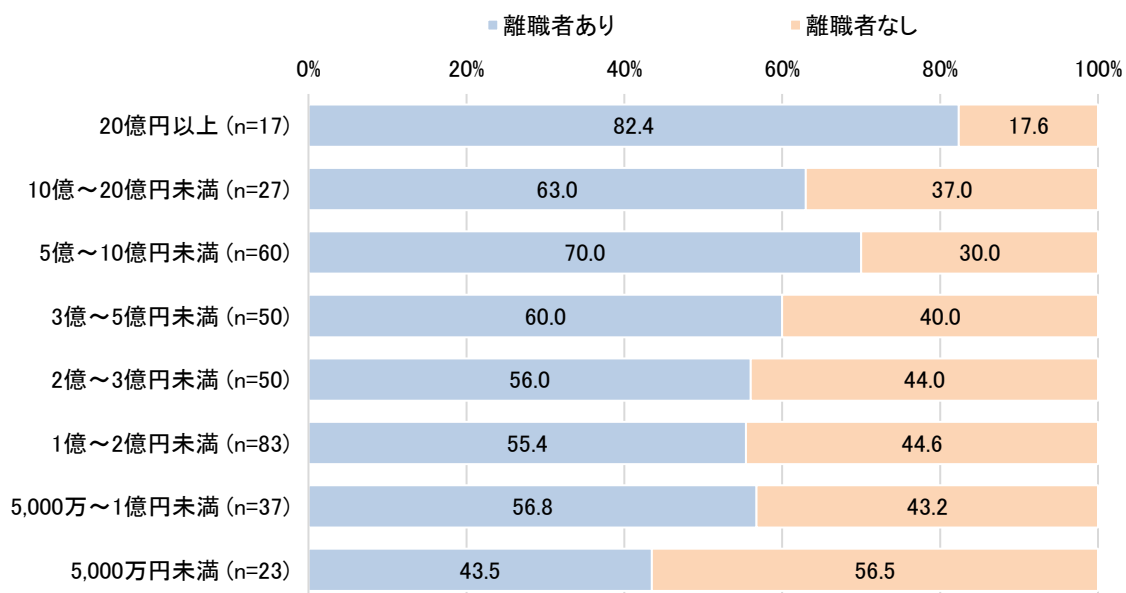
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

(参考) 新たに採用した技術者の離職状況 ※完工高別



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

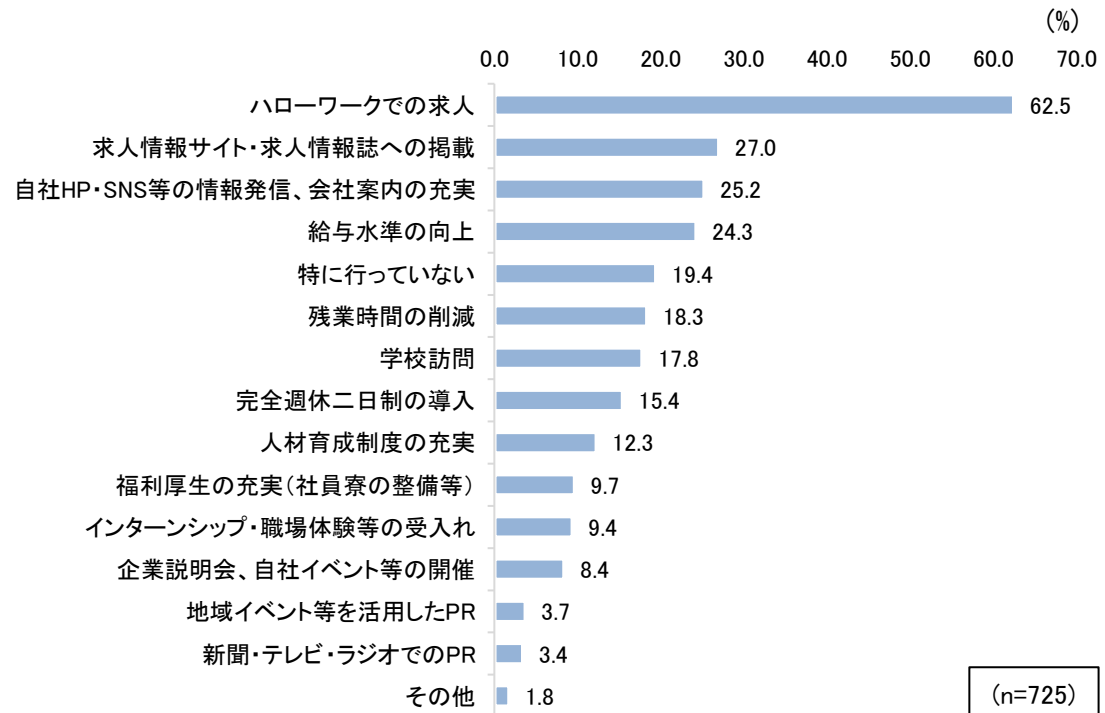
(参考) 新たに採用した技能労働者の離職状況 ※完工高別



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

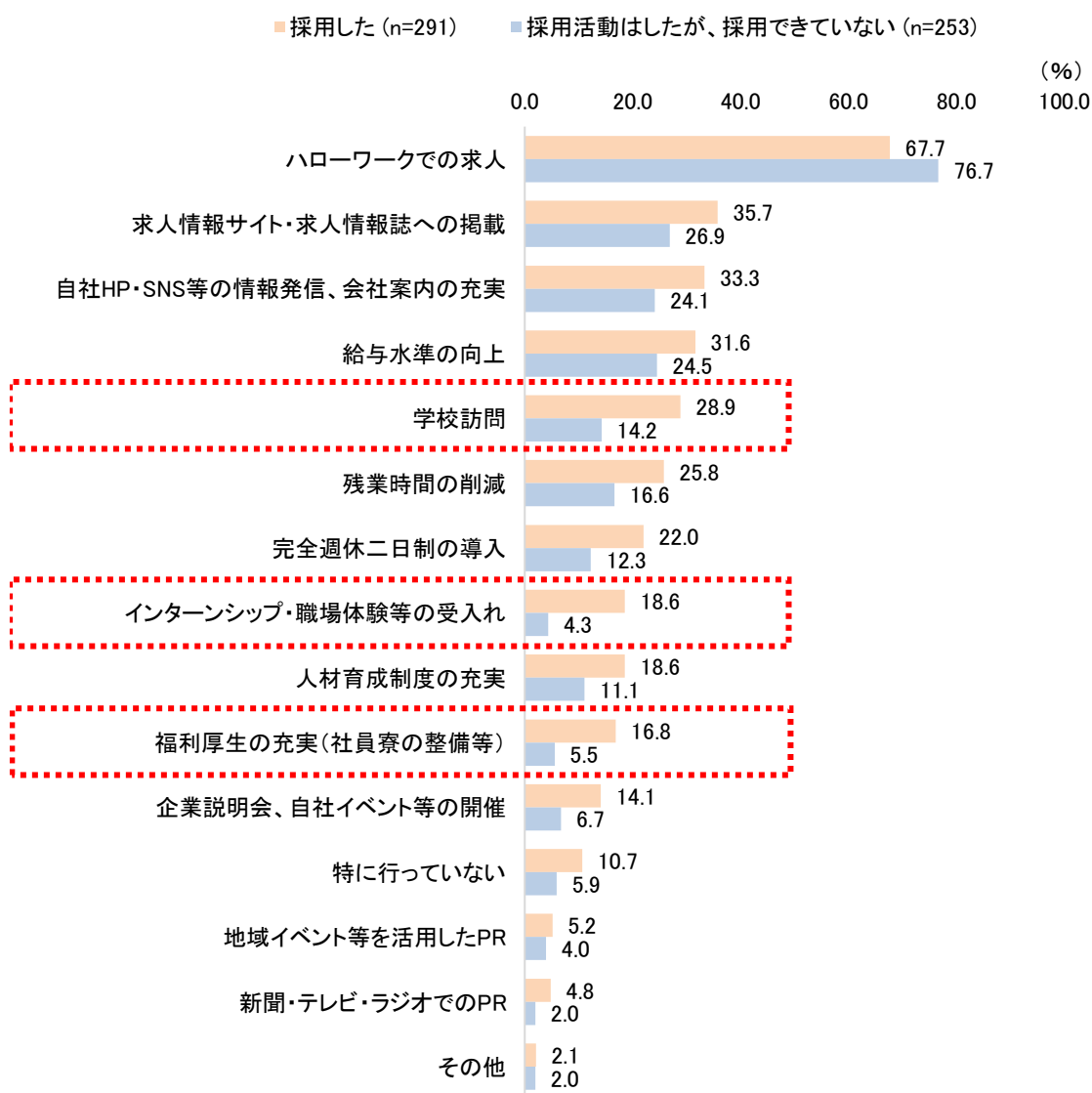
人材確保への対応

図表 9-21 担い手を確保するための取組（複数回答）



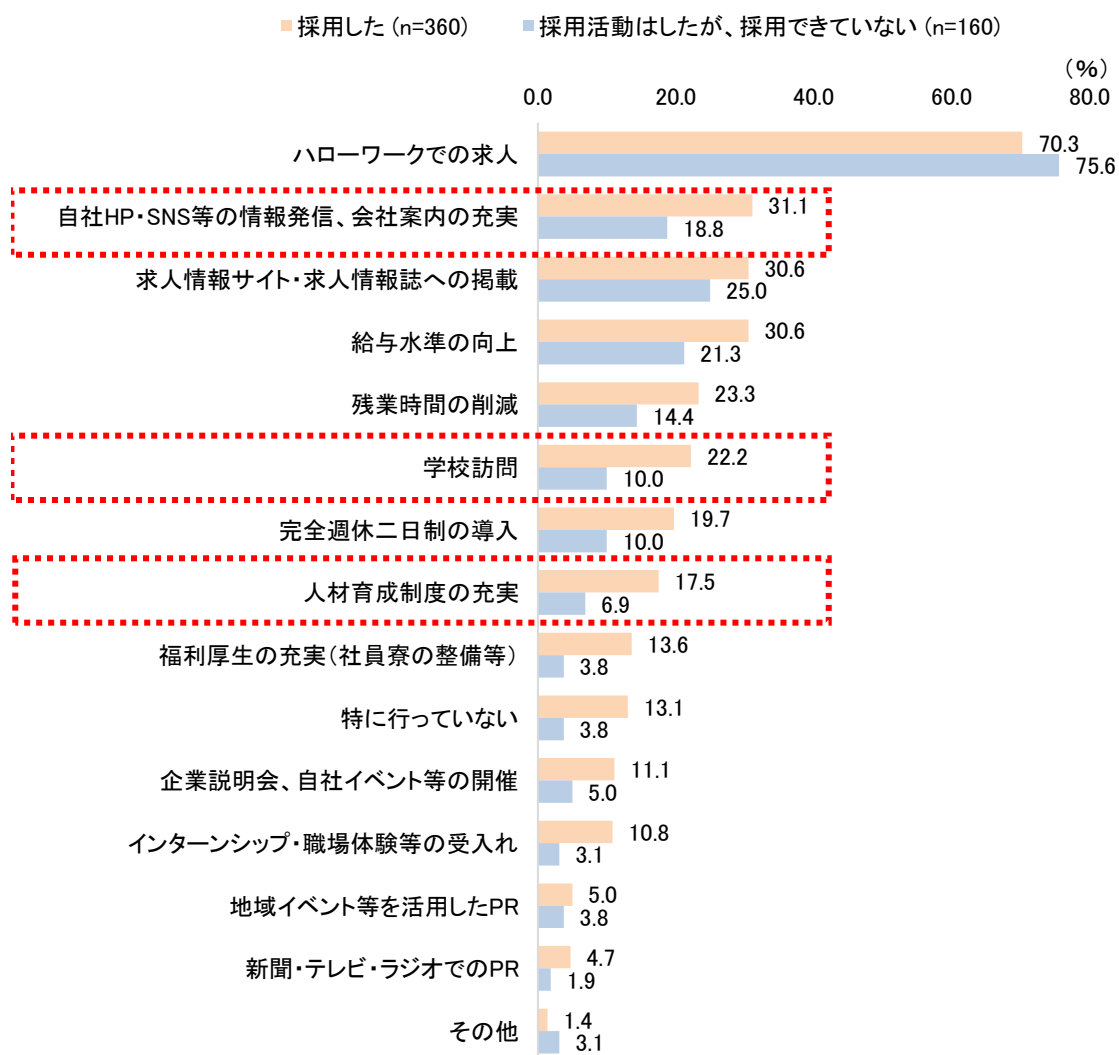
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-22 採用状況ごとの担い手を確保するための取組 ※技術者（複数回答）



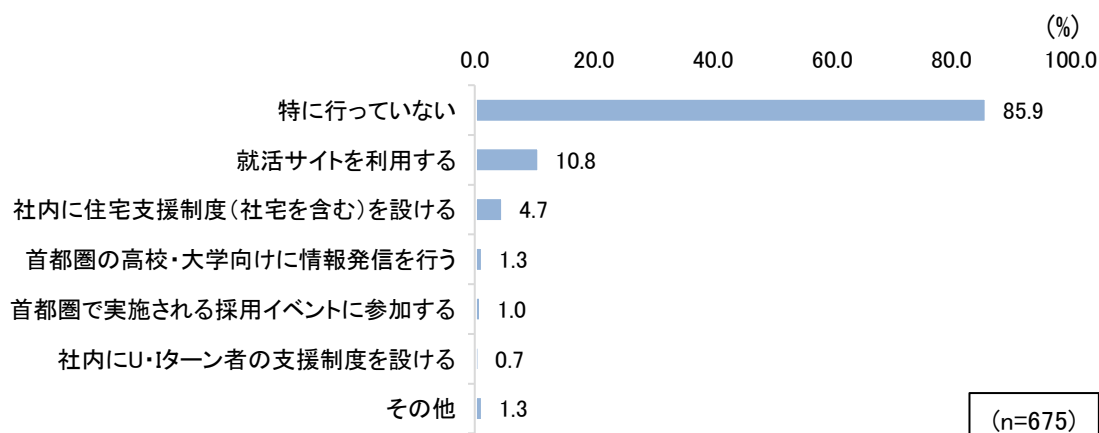
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-23 採用状況ごとの担い手を確保するための取組 ※技能労働者（複数回答）



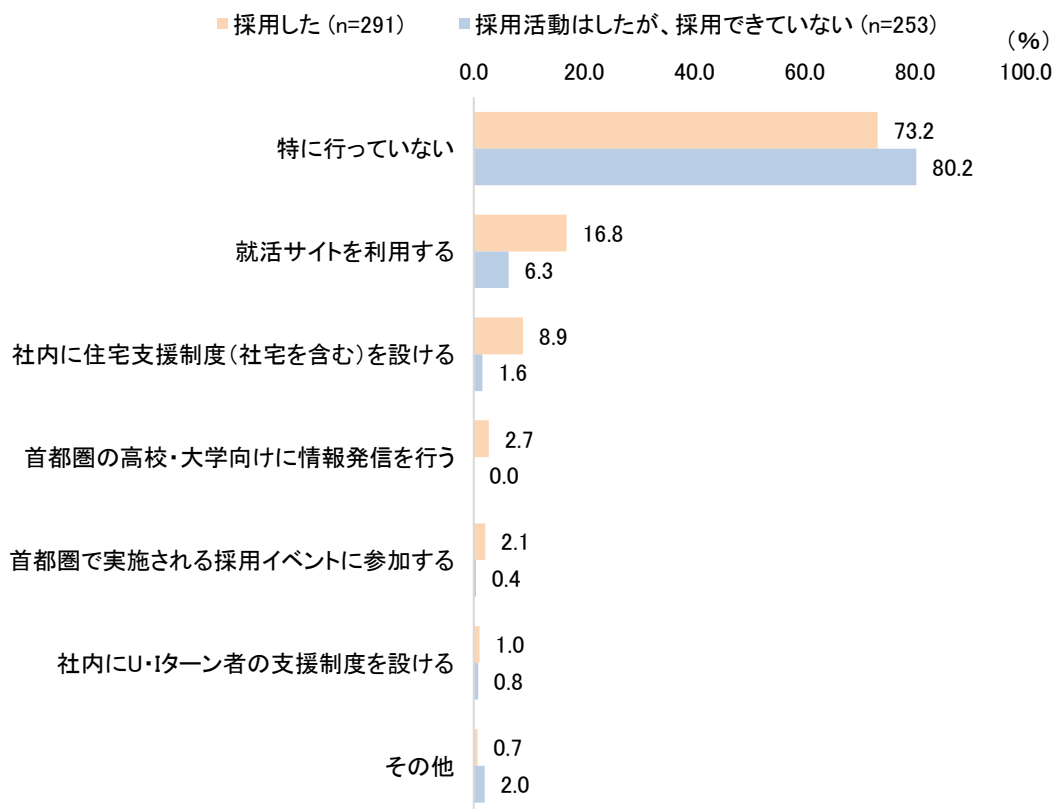
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-24 県外在住者向けへの取組（複数回答）



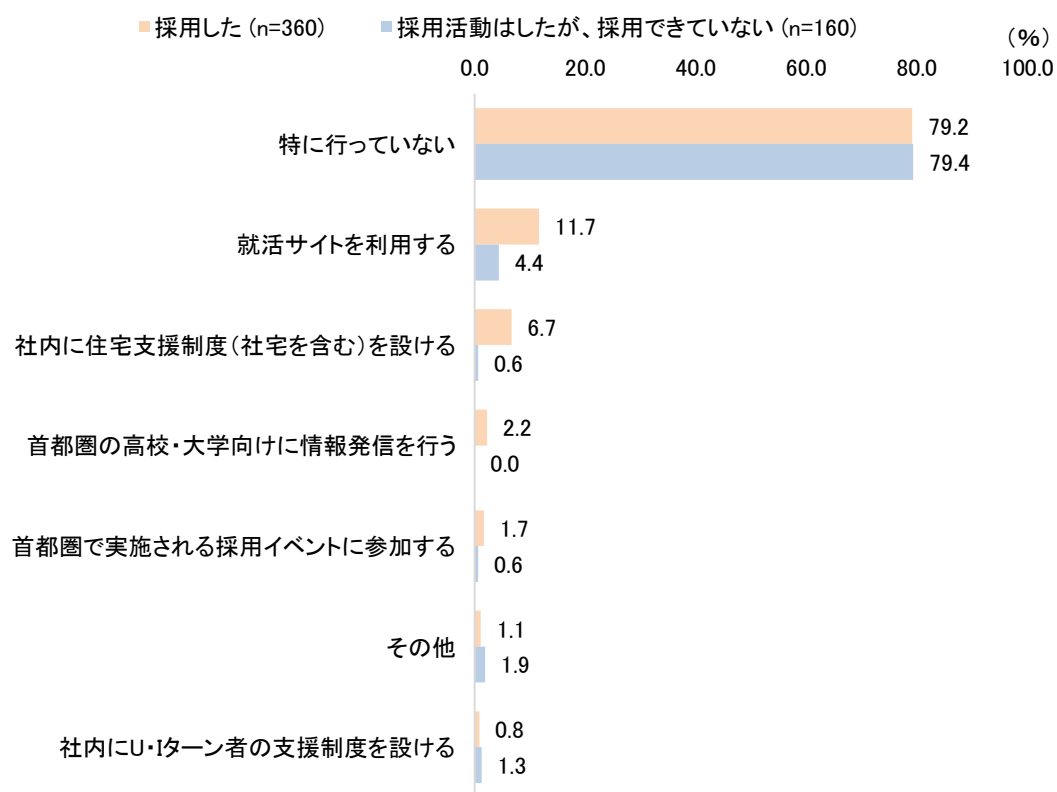
出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-25 採用状況ごとの県外在住者向けへの取組 ※技術者（複数回答）



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

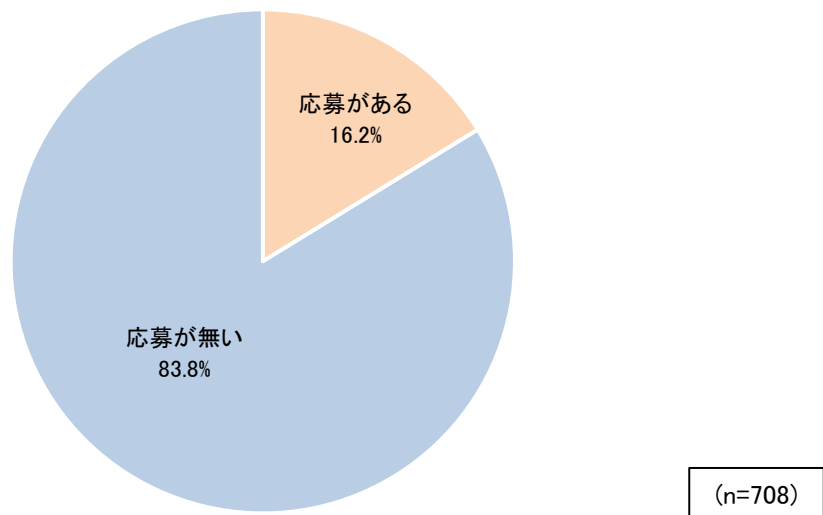
図表 9-26 採用状況ごとの県外在住者向けへの取組 ※技能労働者（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

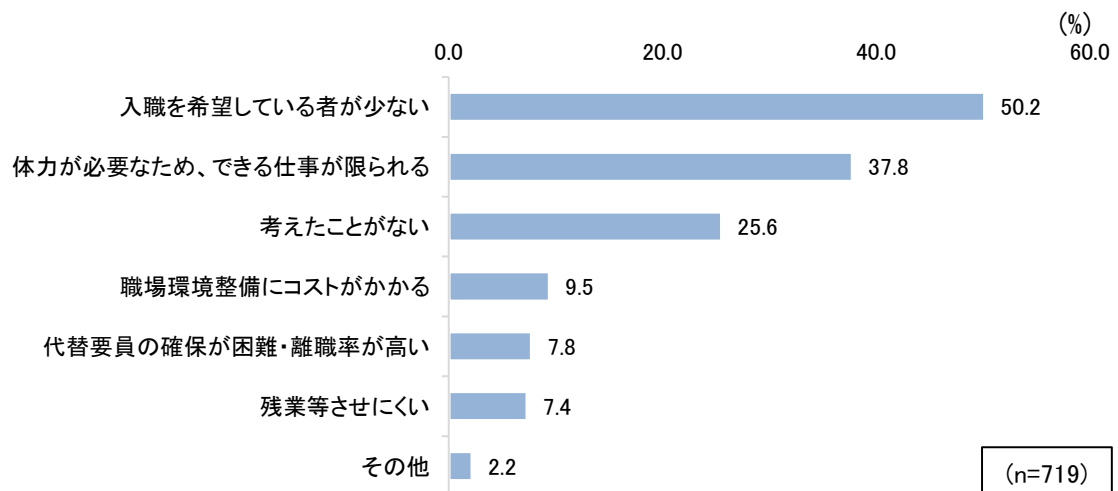
女性の雇用

図表 9-27 女性技術者や女性技能労働者の応募状況



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

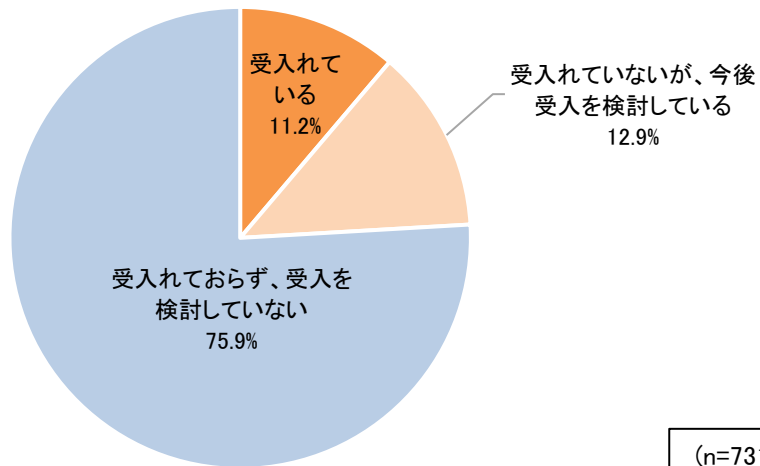
図表 9-28 女性活躍推進上の課題（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

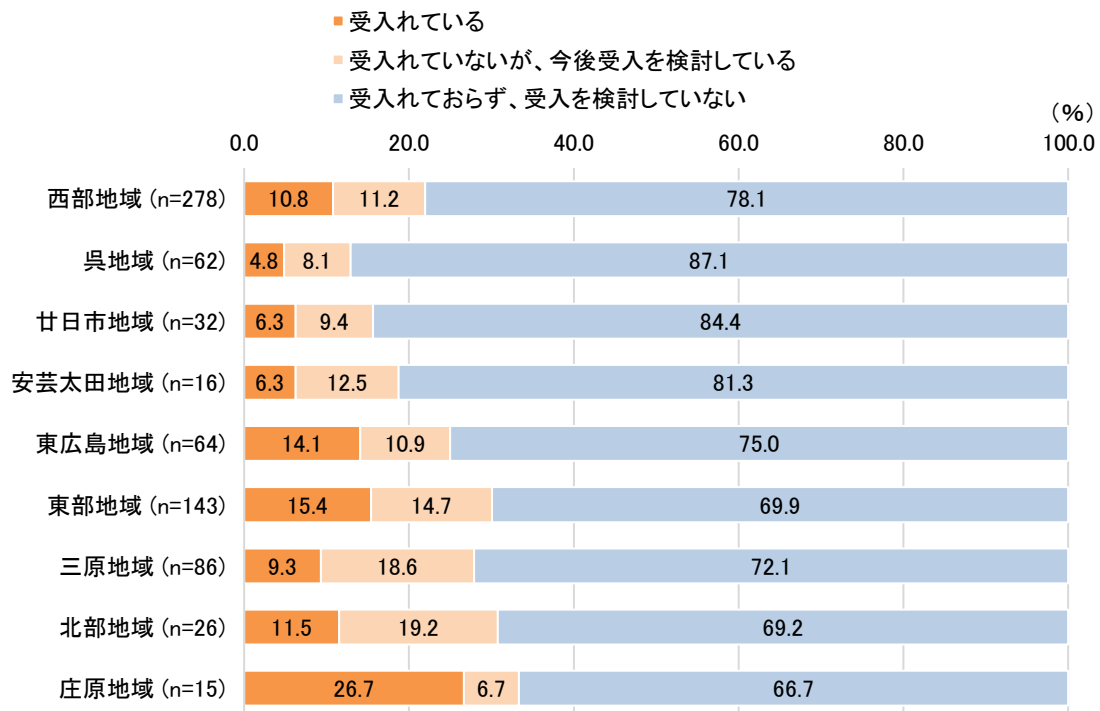
外国人労働者の雇用

図表 9-29 外国人の雇用及び検討状況



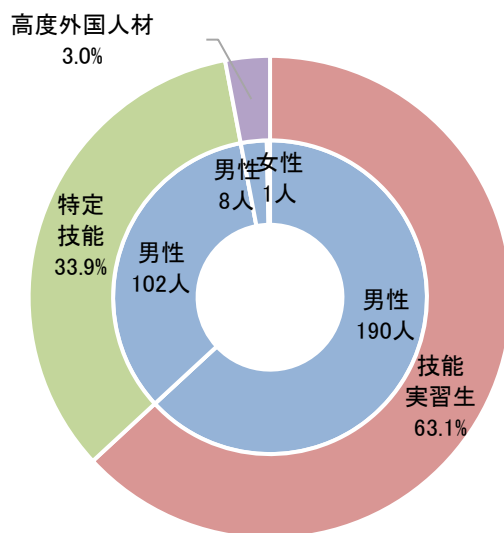
出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

（参考）外国人の雇用及び検討状況（地域別）



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

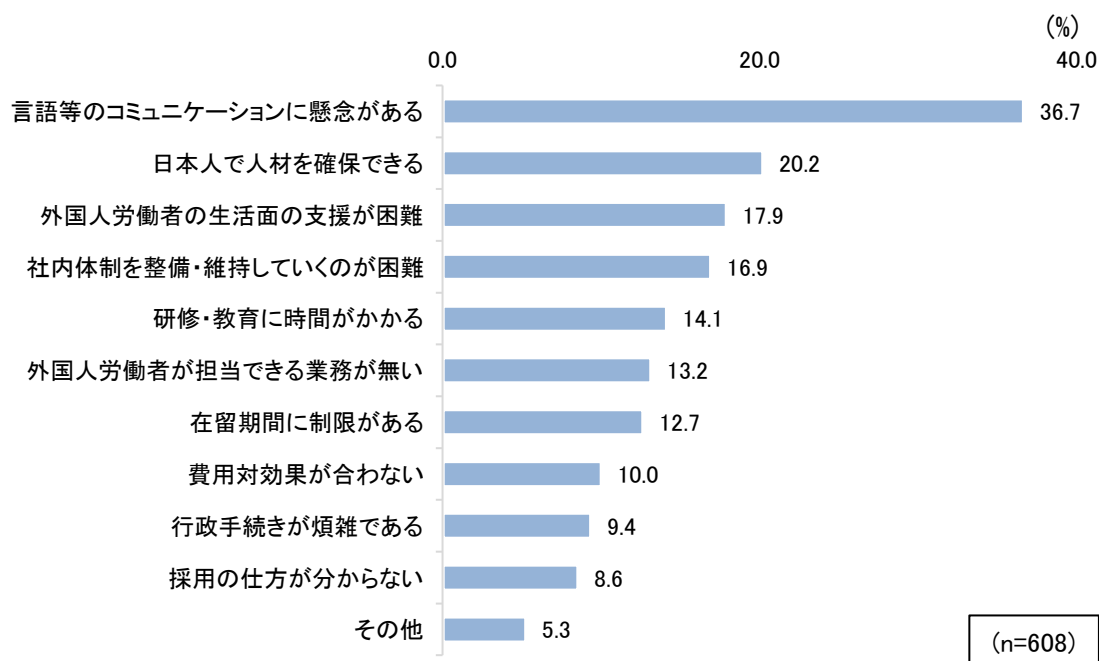
図表 9-30 外国人労働者の雇用状況



(n=82)

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-31 外国人労働者の雇用を検討しない理由について最もあてはまるもの

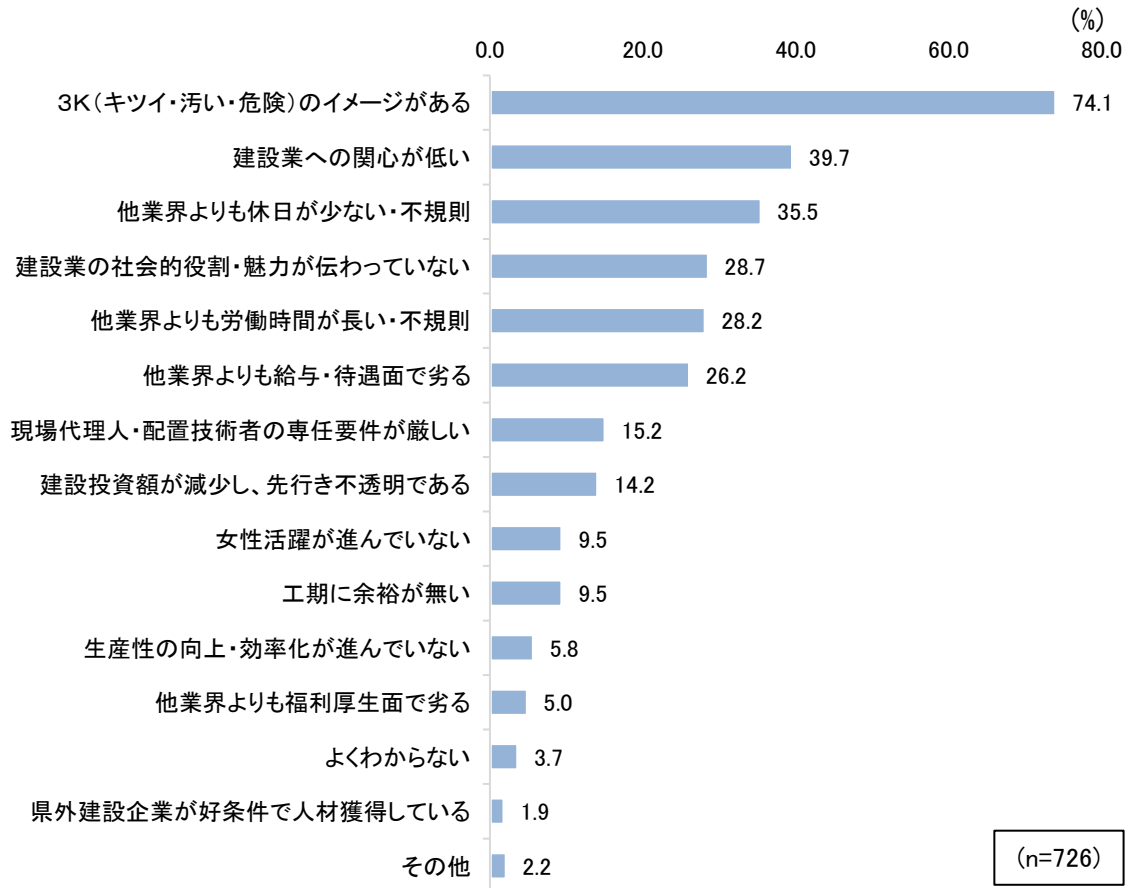


(n=608)

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

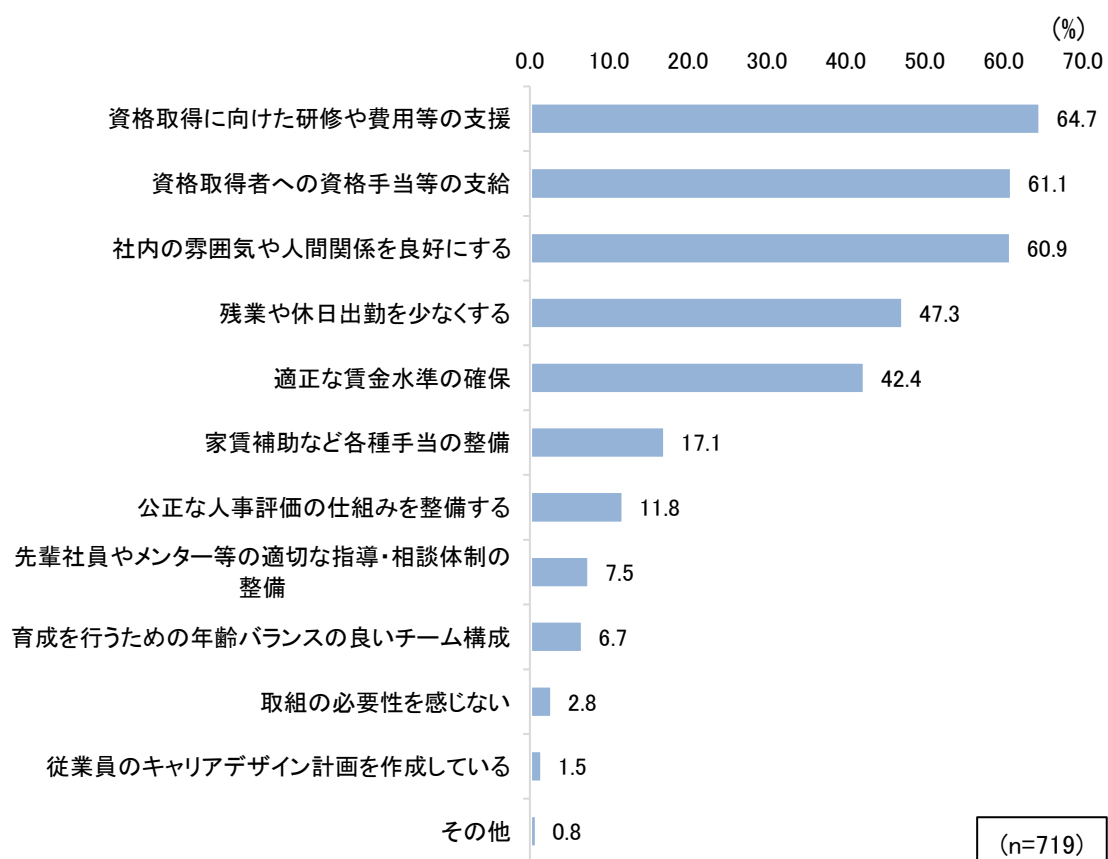
人手不足の原因及び人材定着・育成に向けた取組

図表 9-32 建設業界の人手不足の原因（当てはまるものを3つまで選んで回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

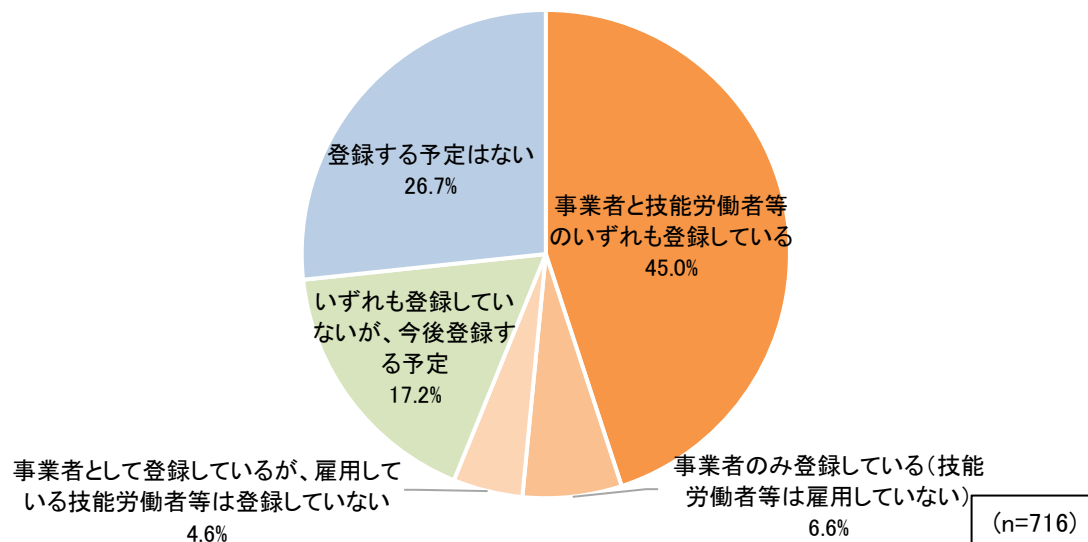
図表 9-33 従業員定着、従業員育成のためにしている取組（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

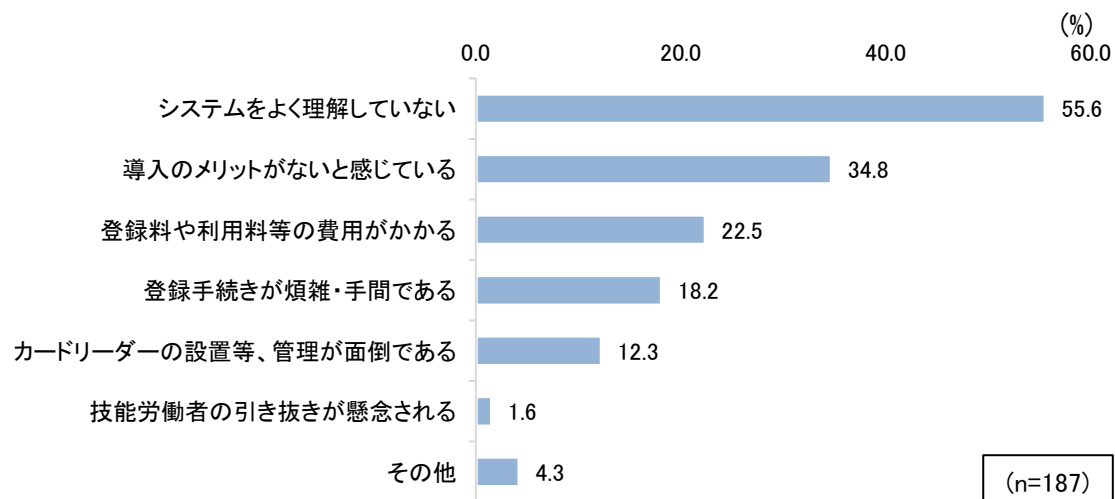
建設キャリアアップシステム（CCUS）

図表 9-34 建設キャリアアップシステムの登録状況



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

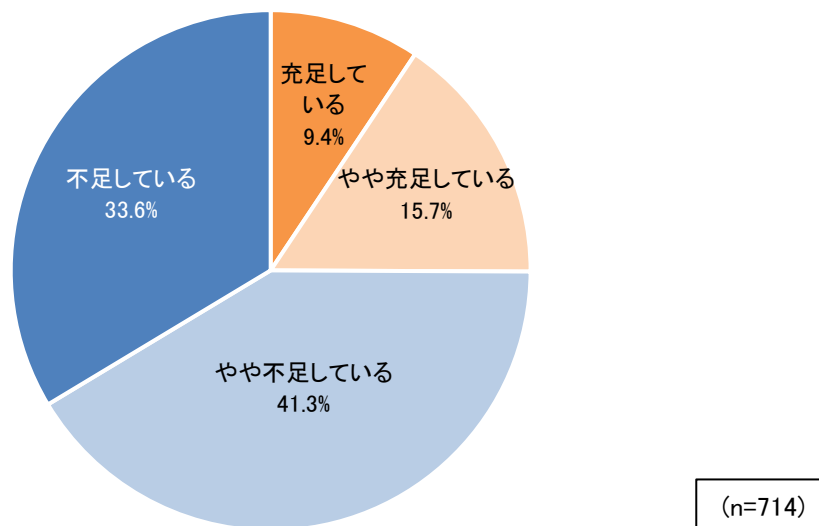
図表 9-35 建設キャリアアップシステムを登録しない理由（複数回答）



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

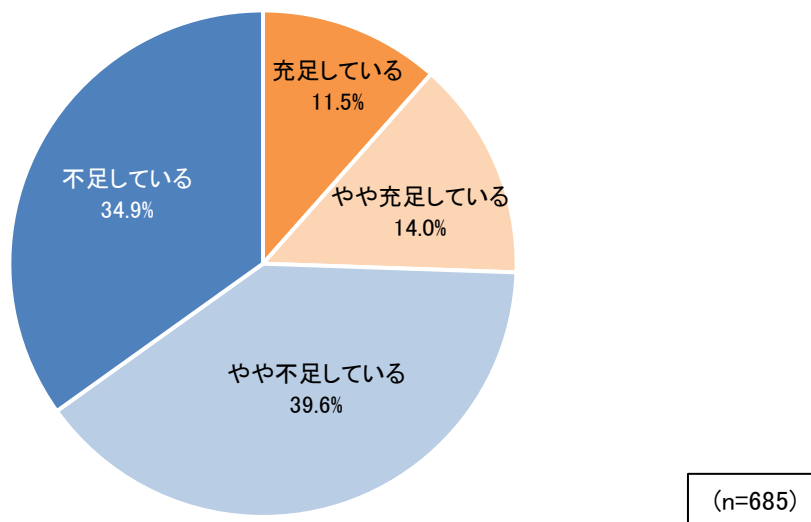
人員充足状況

図表 9-36 技術者の人員充足状況について



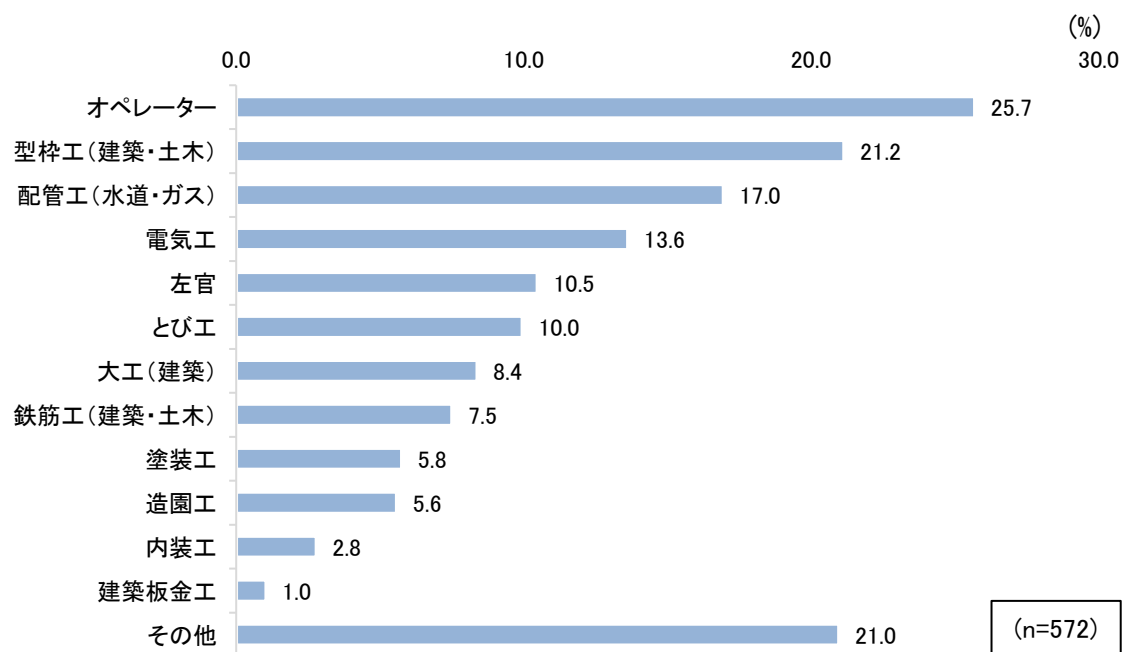
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-37 技能労働者の人員充足状況について



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

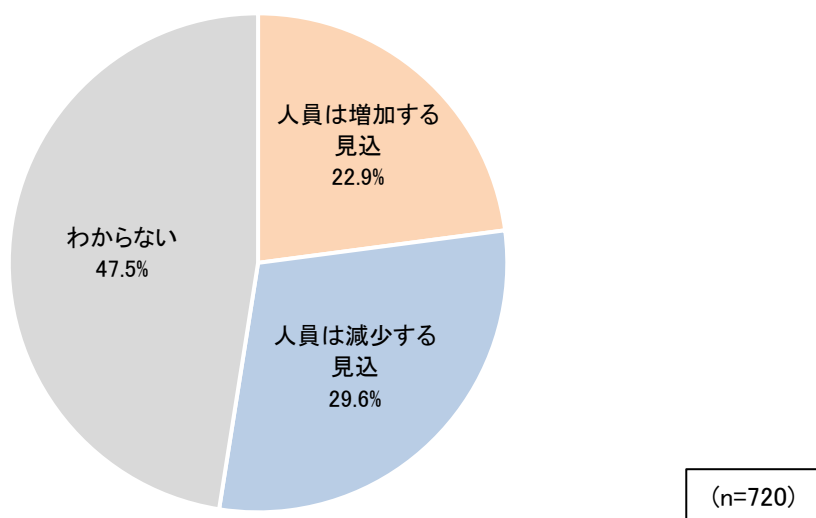
図表 9-38 技能労働者の特に不足している職種について



※ 「技能労働者を雇用していない」と回答した企業は除いて集計している。

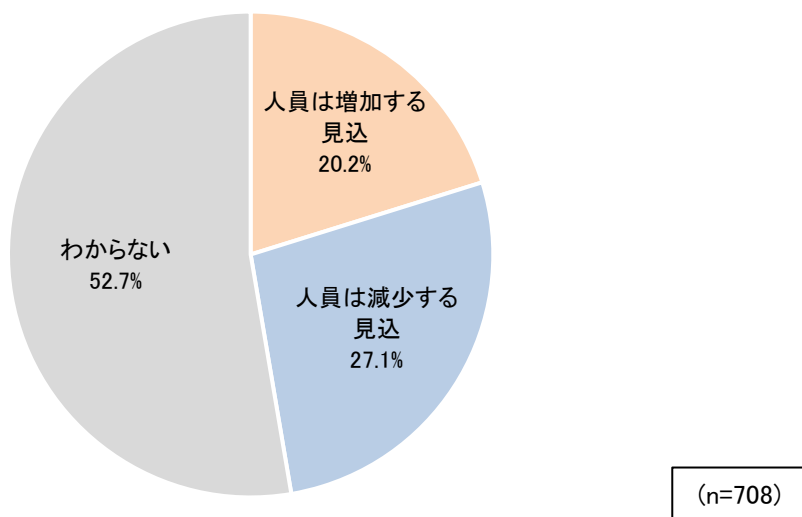
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-39 技術者の人員見込みについて



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

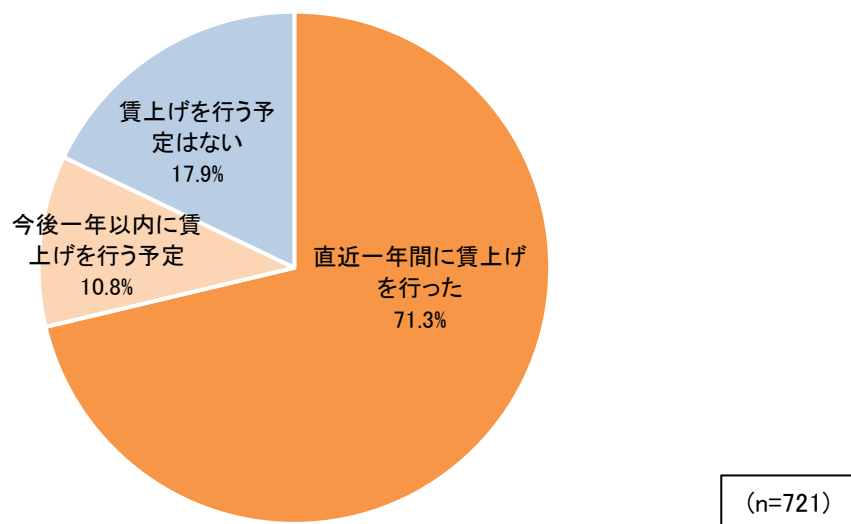
図表 9-40 技能労働者の人員見込みについて



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

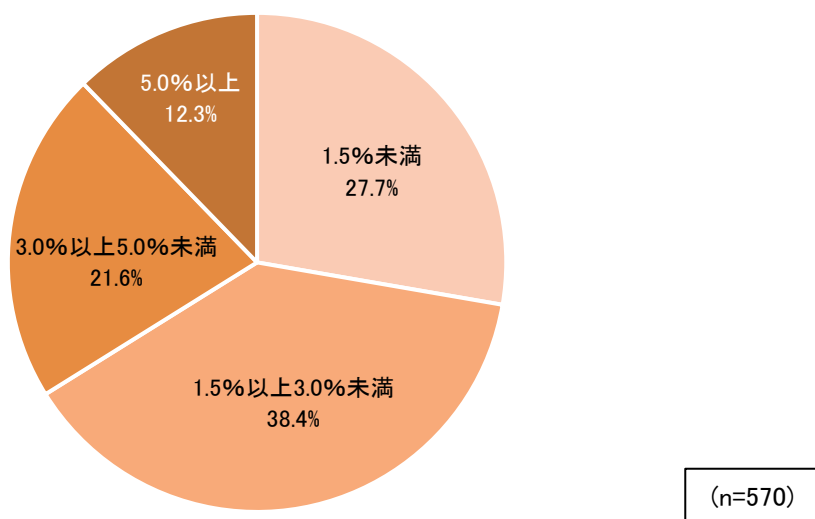
賃上げの状況について

図表 9-41 賃上げの状況



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-42 賃上げの増加率

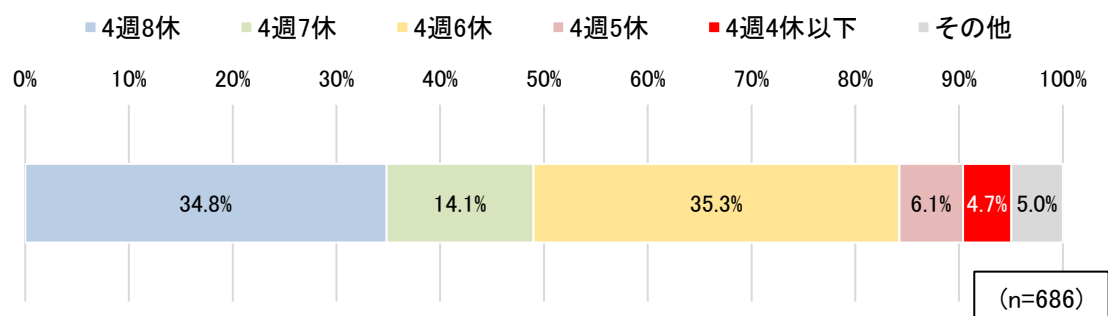


出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

③ 従業員の就業環境

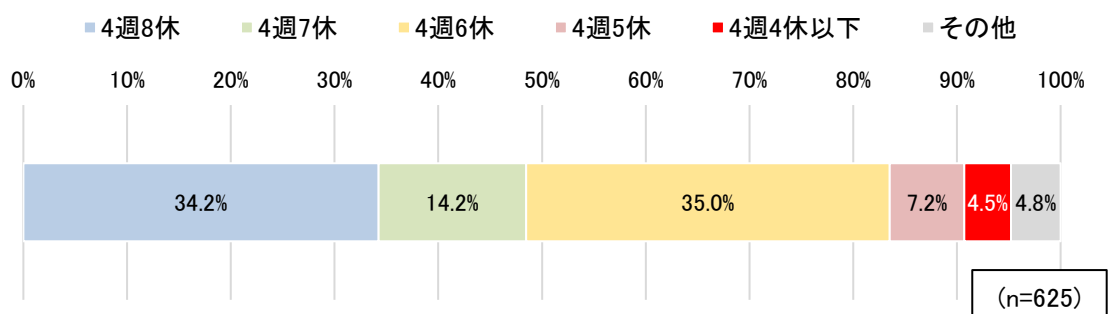
技術者・技能労働者の休日取得状況、残業時間

図表 9-43 技術者の休日取得状況



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

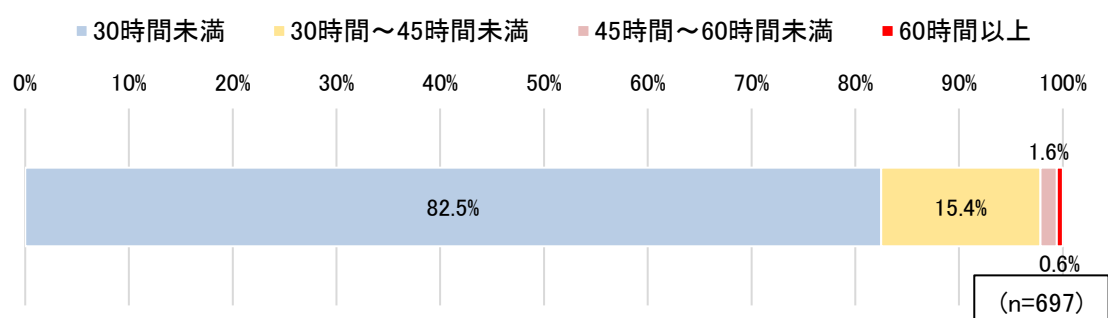
図表 9-44 技能労働者（作業員、重機オペレーター等）の休日取得状況



※ 「技能労働者を雇用していない」と回答した企業は除いて集計している。

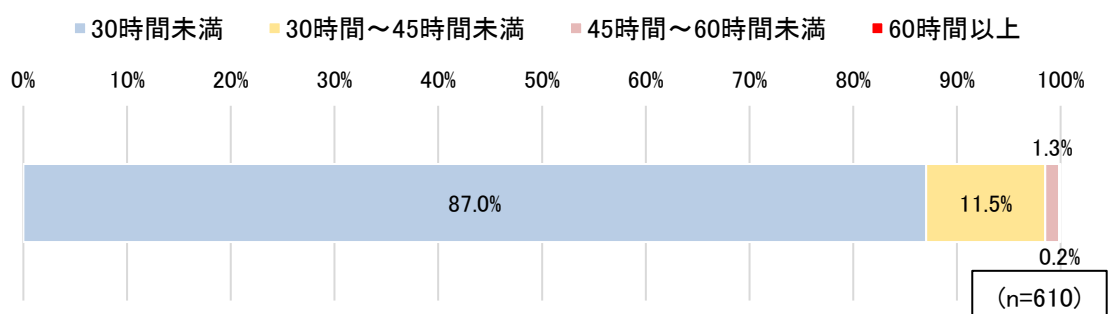
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-45 技術者の平均残業時間



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

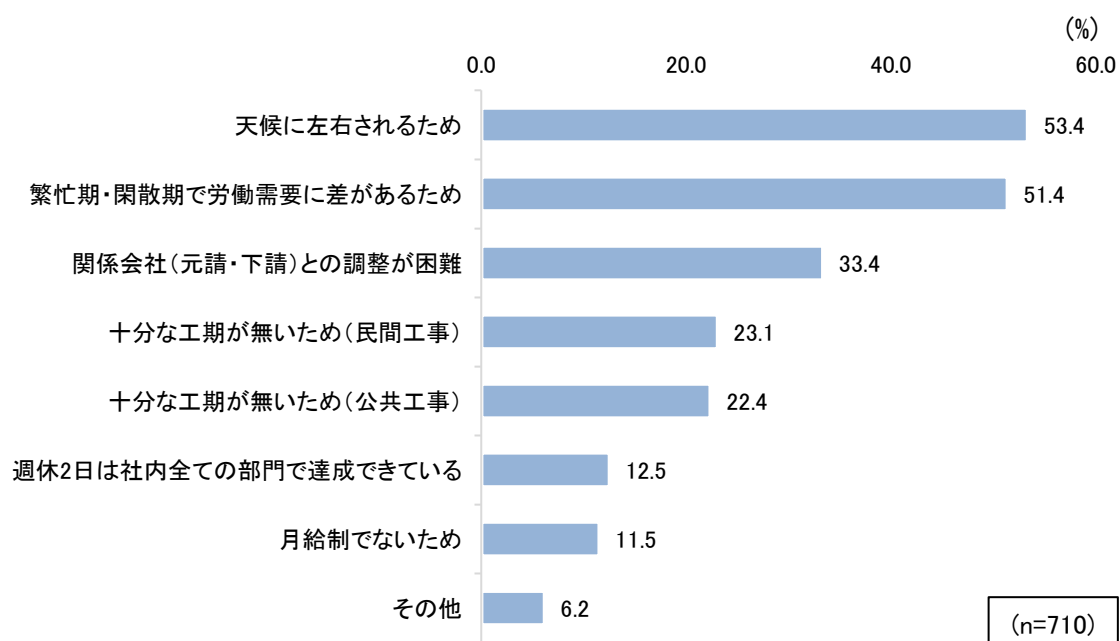
図表 9-46 技能労働者（作業員、重機オペレーター等）の平均残業時間



※ 「技能労働者を雇用していない」と回答した企業は除いて集計している。

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-47 週休2日（4週8休）達成の妨げの要因（複数回答）

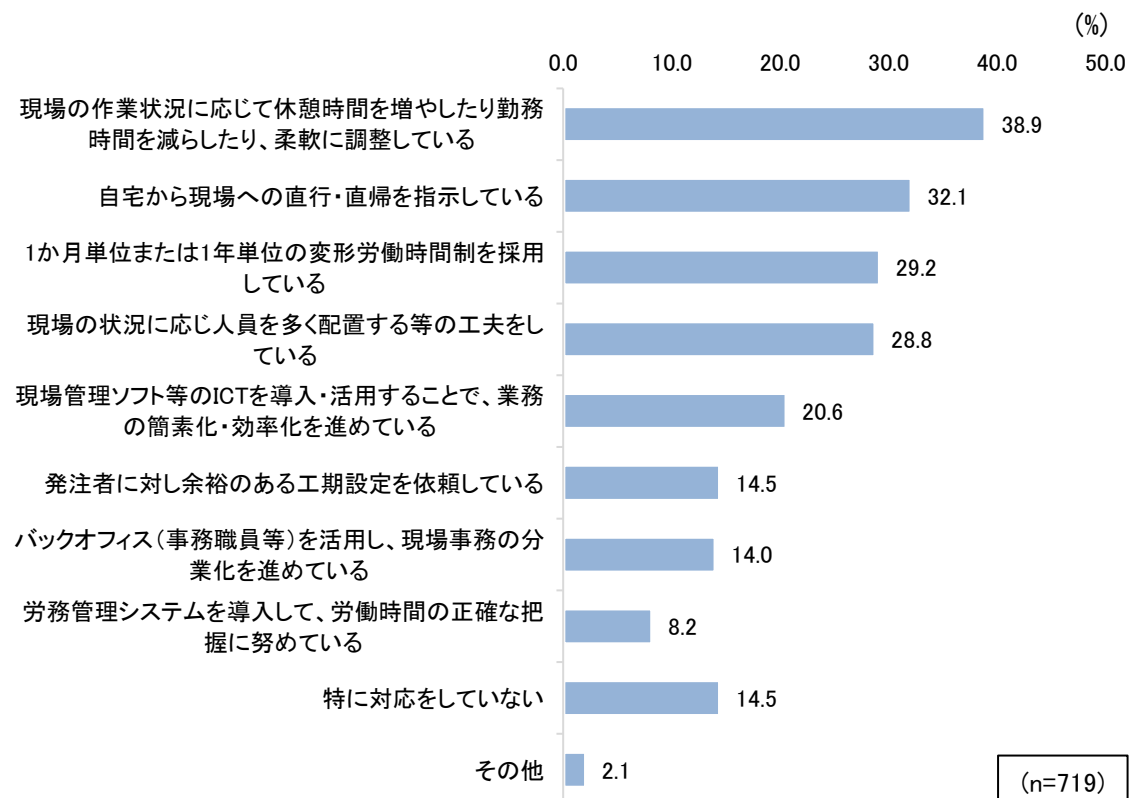


※ 「週休2日（4週8休）を達成している」と回答した企業でも、社内の部門によっては休日勤務が発生している可能性もあるため、全ての回答者にて集計している。

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

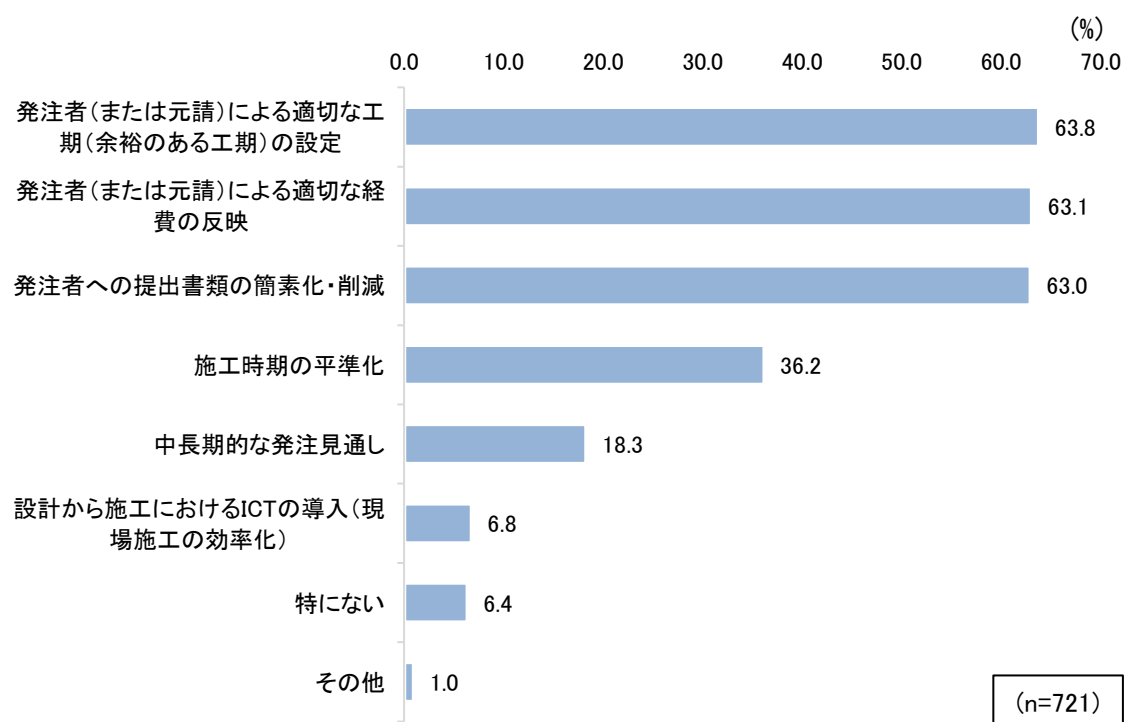
就業環境、処遇の改善に向けて

図表 9-48 労働時間上限規制対応に向けた残業時間削減への取組（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-49 処遇改善や働き方改革を実施する上で必要な条件（複数回答）

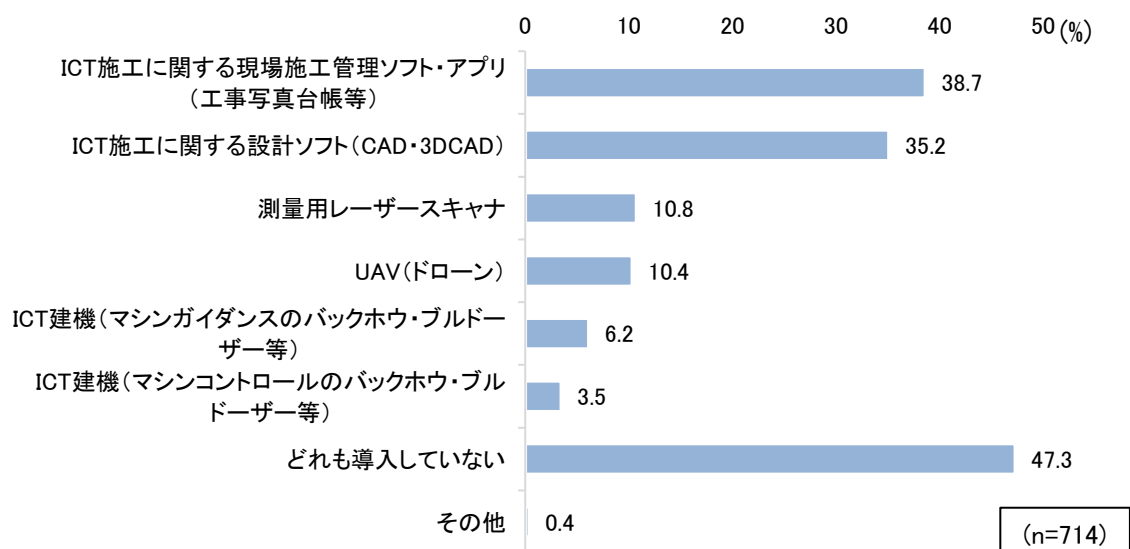


出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

④ 生産性向上（ICT 活用等）

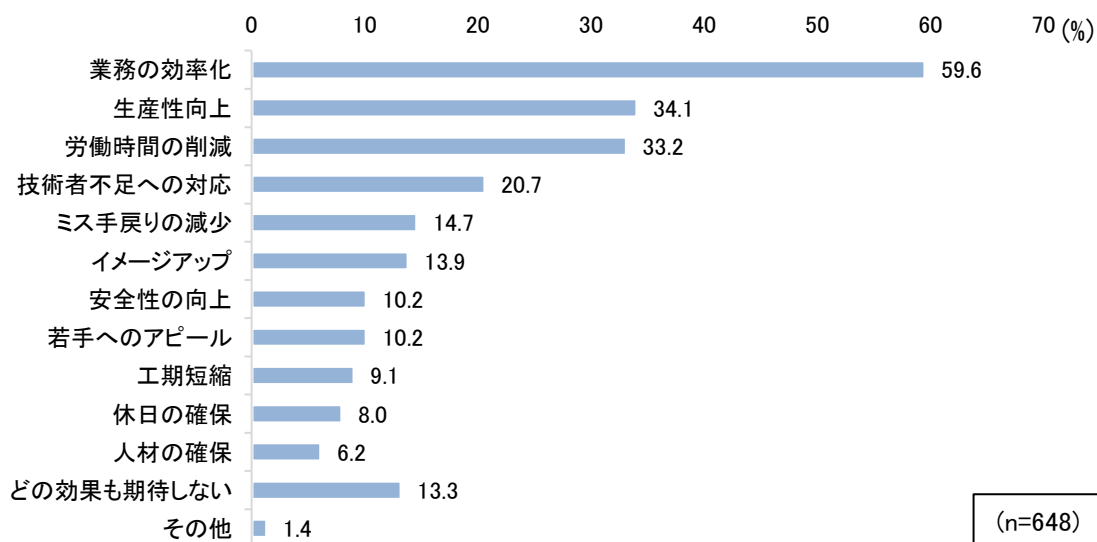
ICT 導入・活用状況

図表 9-50 ICT 導入・活用状況（複数回答）



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

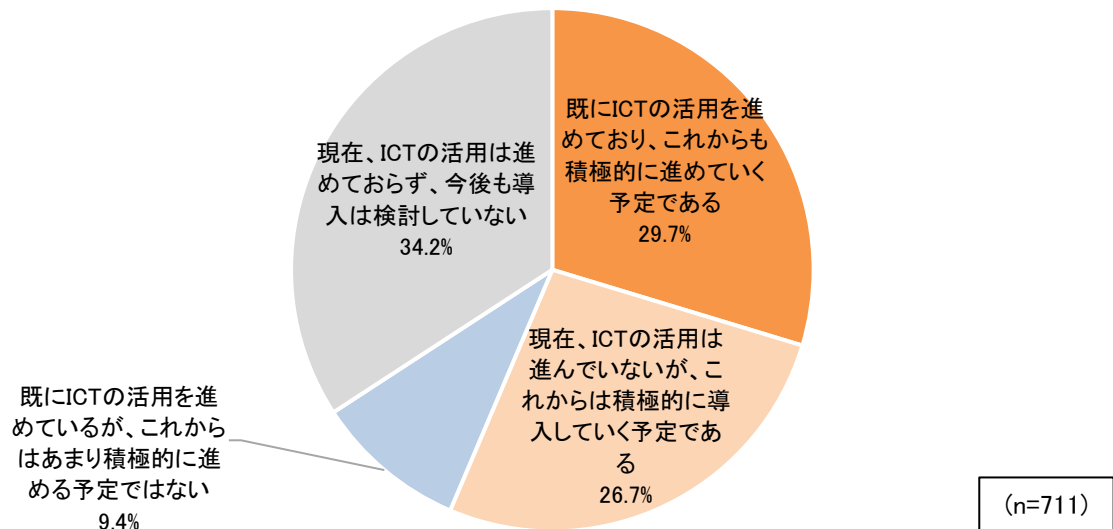
図表 9-51 ICT 活用による効果、ICT 活用に期待する効果（複数回答）



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

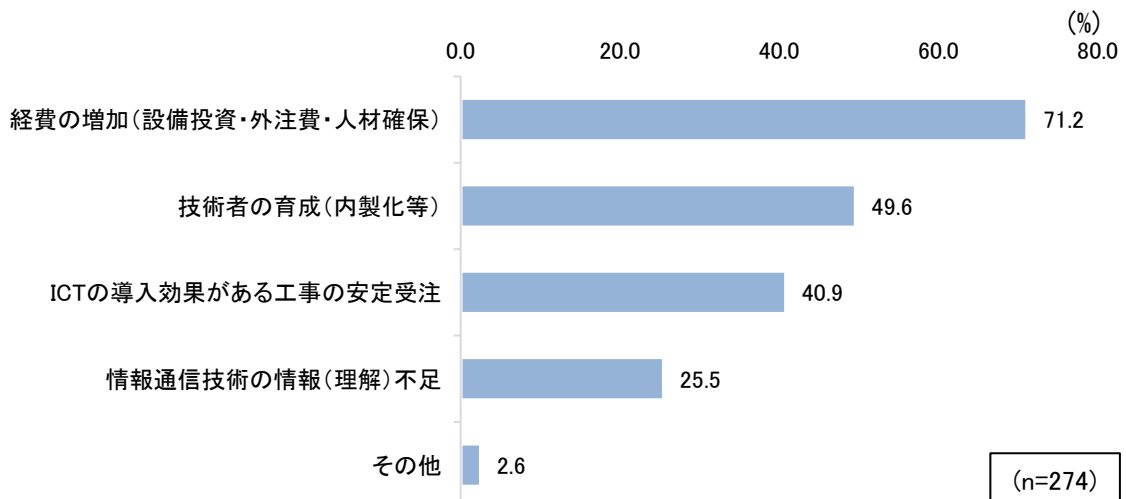
ICT の活用による業務効率化、生産性向上への取組状況

図表 9-52 業務効率化、生産性向上への取組状況（ICT 活用）



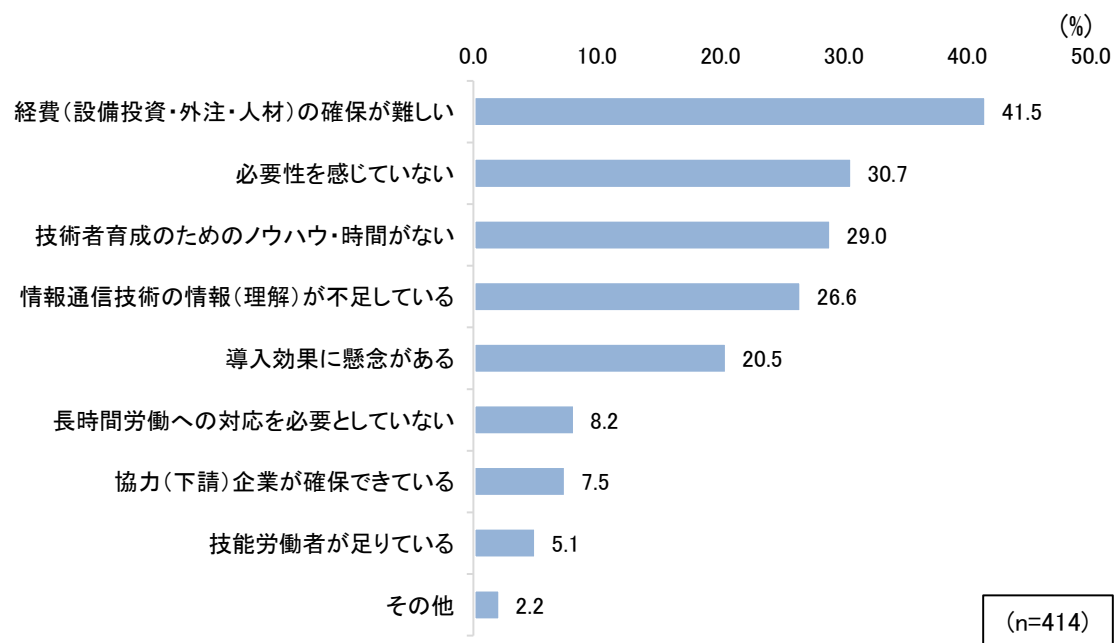
出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-53 ICT 活用に向けた課題（複数回答）



出所：CHIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

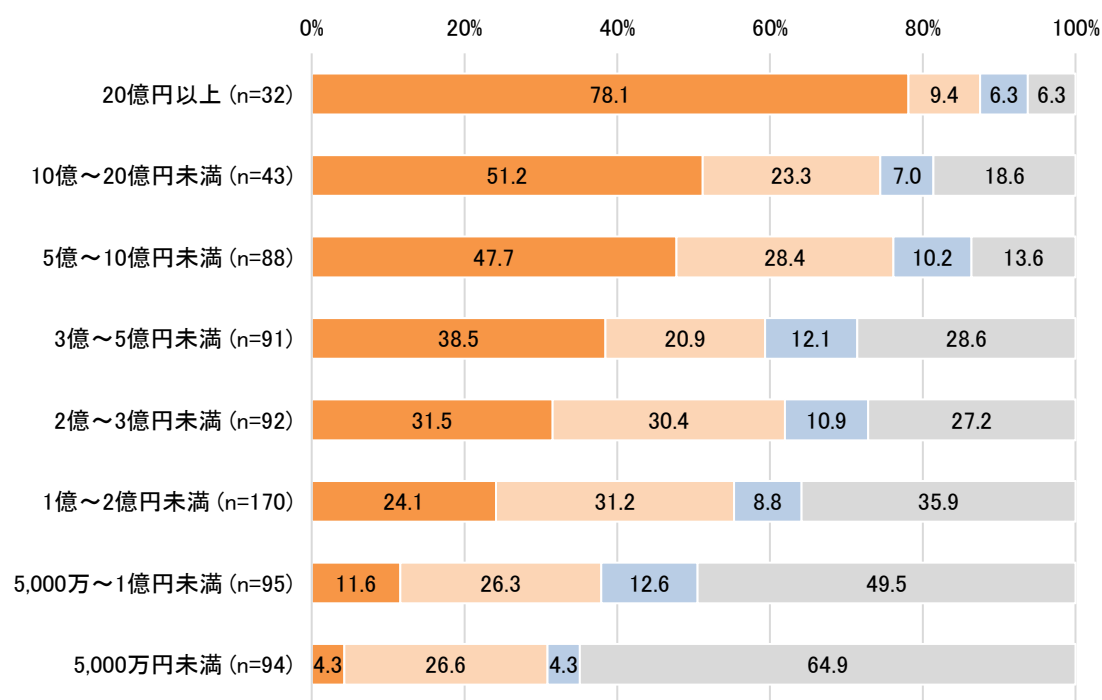
図表 9-54 ICT 活用が進まない、検討しない理由（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

(参考) 業務効率化、生産性向上への取組状況 (ICT 活用) ※完工高別

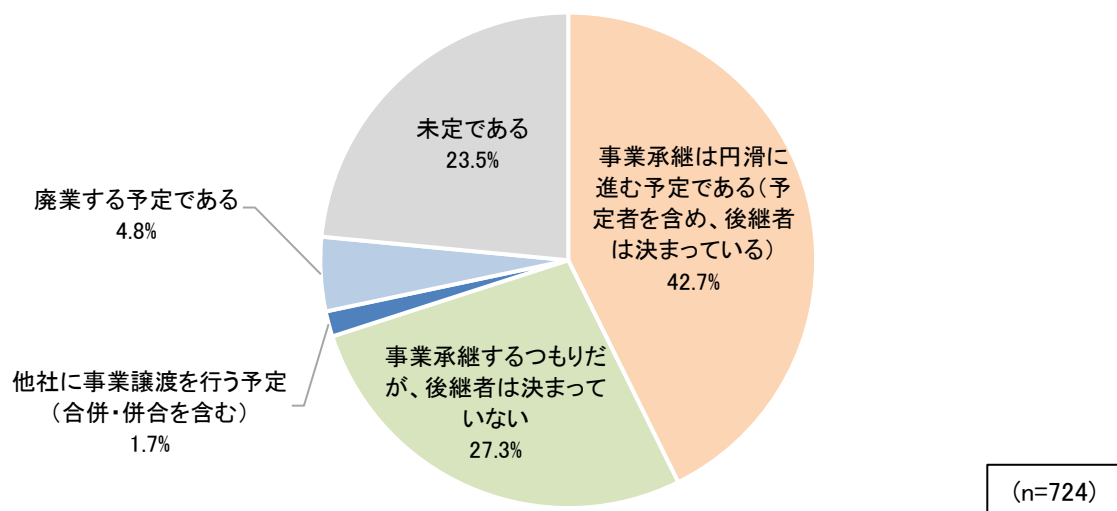
- 既にICTの活用を進めており、これからも積極的に進めていく予定である
- 現在、ICTの活用は進んでいないが、これからは積極的に導入していく予定である
- 既にICTの活用を進めているが、これからはあまり積極的に進める予定ではない
- 現在、ICTの活用は進めておらず、今後も導入は検討していない



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

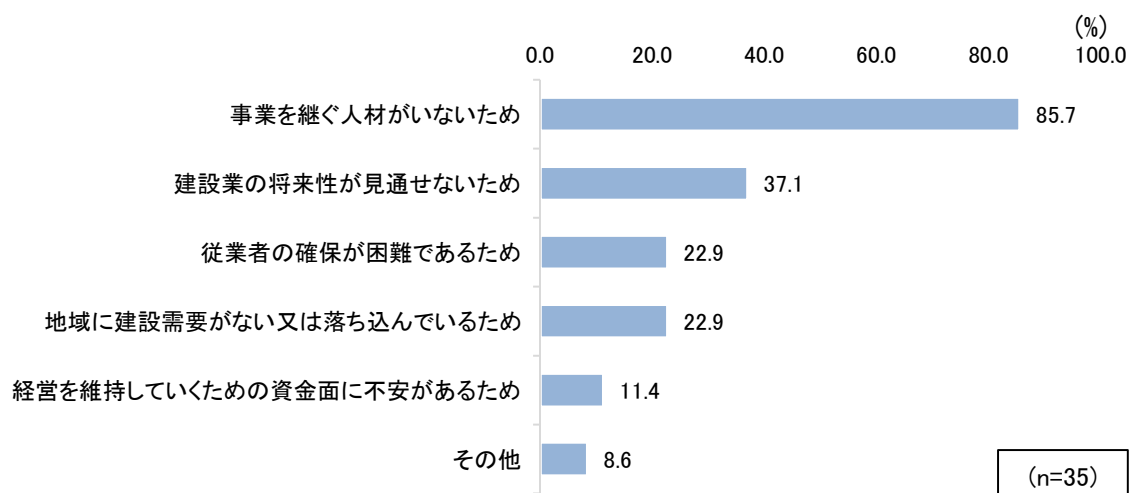
⑤ 事業承継

図表 9-55 現時点での事業承継の状況



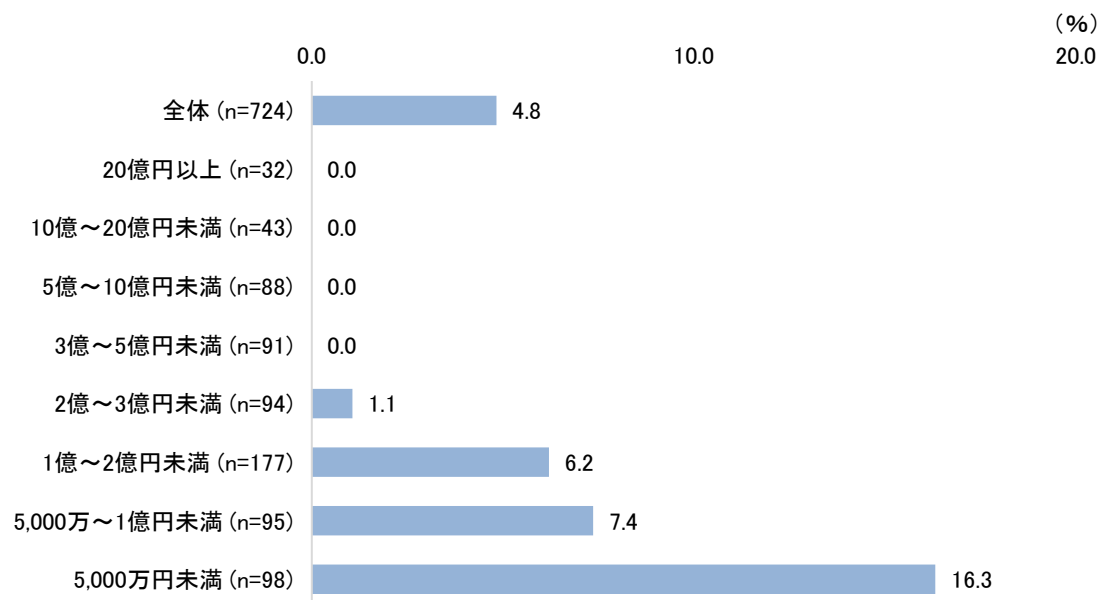
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

図表 9-56 廃業する予定である理由（複数回答）



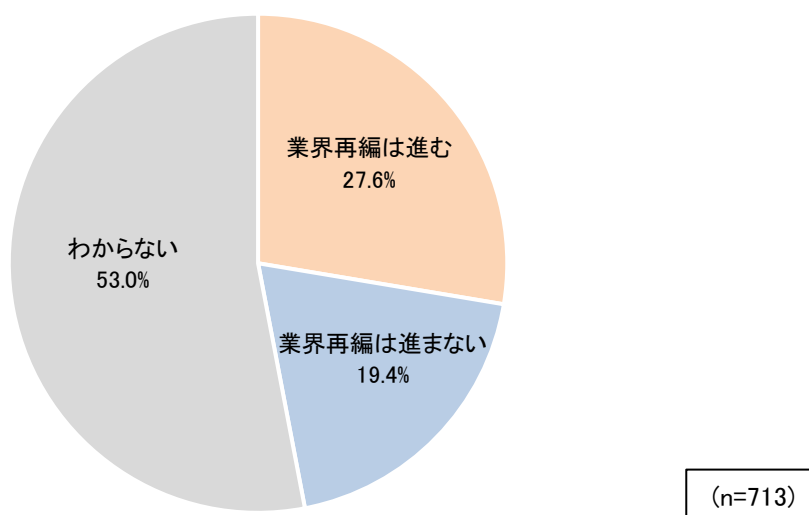
出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

(参考) 現時点での事業承継の状況についての回答のうち、「廃業する予定である」と回答した割合（完成
工事高別）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

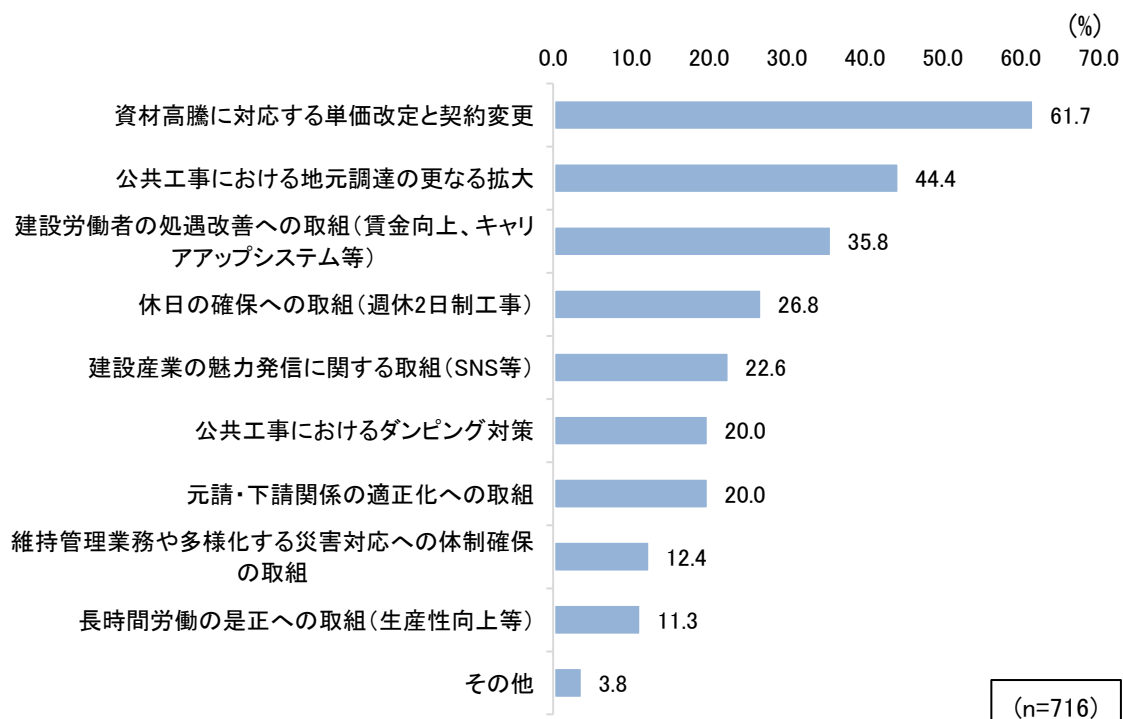
図表 9-57 県内建設業の再編は進むか否か



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

⑥ 建設産業に対する行政の支援施策

図表 9-58 県に力を入れてもらいたい支援施策（複数回答）



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

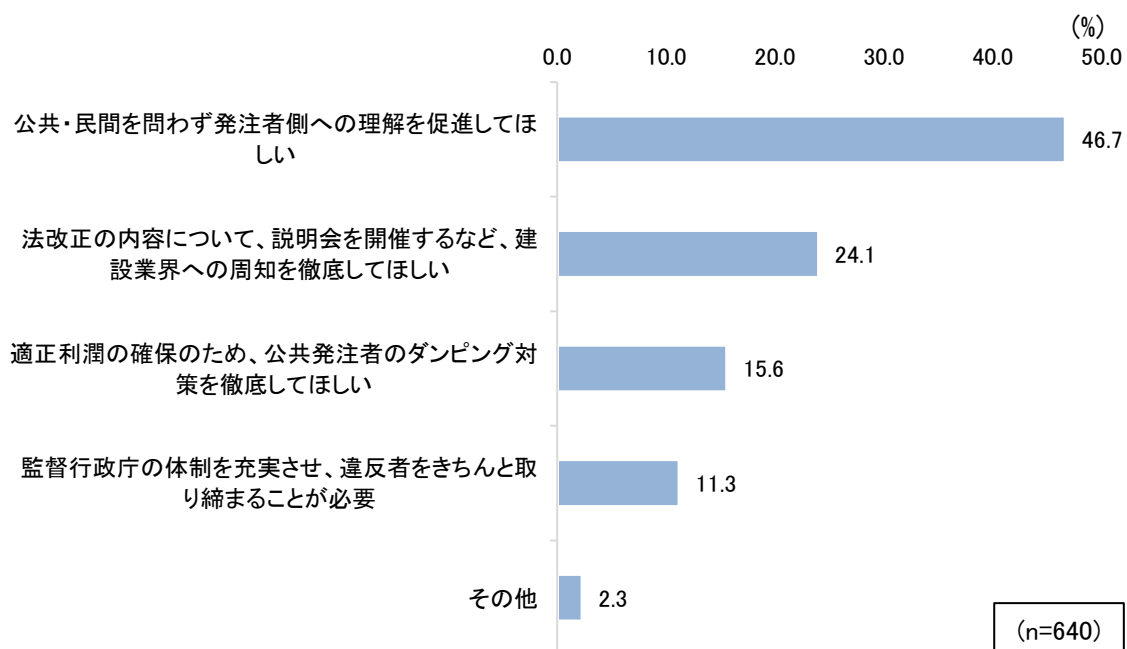
図表 9-59 県に力を入れてもらいたい支援施策（自由回答の中から抜粋）

内容
下請への支払時に協力費等の妥当とは言い難い名目で「請負額から〇%」などの差引を行っている企業が存在するので、是正するよう働きかけてほしい。
各業種に従事している労働者の人数を把握した上で、一定の仕事量の発注を重ねていくことで安定した雇用にもつながっていくのではないかと。
材料費の高騰により値上げしないと利益を確保できない。しかし、落札するためには公共工事でもある程度値下げしている。元請が各工法等の適正価格を認知していれば、無理な工期や金額での依頼が減るのではないかと。
現在県で採用している総額失格基準価格（入札の基準価格を入札価格の平均から標準偏差を減じた額とする。ただし、入札参加者が5者未満の場合は有効な入札価格の平均の値の90%とする）は採用を見直して欲しい。
未だに発注書や注文書の重要な書類を発行せず、口頭で契約を結んでいる業者が沢山存在する。その為請負代金訴訟問題が尽きず、行政等に働きかけても解決には至らない。
修繕業務のような比較的小規模な工事であっても、最低基準価格を設定し、低入札を無くしてほしい。

出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

⑦ 建設業法等の改正に係る行政や業界団体に期待する取組

図表 9-60 改正法の目的達成に向けて県や業界団体に最も期待する取組



出所：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書

広島県建設産業ビジョン2026

【資料編】

広島県土木建築局
建設産業課、技術企画課